HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	大気汚染を通してみる中国近代化の「圧縮性」 : リスクをめぐる規制と分配を中心に
Author(s)	王, 瞻
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(国際広報メディア)
Dissertation Number	甲第13778号
Issue Date	2019-09-25
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.k13778
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/76079
Type	doctoral thesis
File Information	Wang_Zhan.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

令和元年度　博士学位論文

大気汚染を通してみる中国近代化の「圧縮性」：
リスクをめぐる規制と分配を中心に

北海道大学大学院　国際広報メディア・観光学院
国際広報メディア専攻

王　　瞻

目　次

第 1 章　はじめに 6

1.1 研究背景 6

1.2 研究の目的 7

1.3 期待される成果 8

1.4 本論の構成 10

第 2 章　リスク社会論 12

2.1　リスクとリスク社会 12

2.1.1 リスク社会論におけるリスクの定義 13

(1) 日常生活におけるリスク 13

(2) リスク社会論におけるリスクと危険 14

2.1.2　2 つの近代とそれぞれのリスクの特質 16

(1) 影響範囲が限定不可能なリスク 17

(2) 責任所在を明確にできないリスク 18

(3) 被害補償が不可能なリスク 19

2.2 科学的知見とリスク 20

2.2.1　科学的知見のあり方とリスク 20

2.2.2　2 つの近代とそれぞれのリスクの克服方法 22

(1) 単純な科学化の段階 22

(2) 自己内省的な科学化の段階 22

2.3　社会変容を把握する指針としての「個人化」 24

2.3.1 個人化の定義 24

2.3.2　近代化とともに変化する個人化 25

(1) 社会制度と個人 26

(2) 中間集団と個人 27

(3) 個人の選択と自己責任 27

2.3.3　個人化を分析するための諸次元：客観的個人化と主観的個人化 28

第 3 章　圧縮された近代化論 30
3.1　圧縮された近代論の提起 30
3.1.1 中国社会に対する時代診断 30
3.1.2　時間と空間の圧縮 32
3.1.3　圧縮された近代 33
3.2　圧縮された近代に関する先行研究 36
3.2.1 圧縮された近代化論に対する解釈と批判 36
3.2.2 圧縮された近代におけるリスク 38
3.2.3 圧縮された近代における個人化 40
3.3 リスク社会論と圧縮された近代化論 41
3.3.1 リスク社会論における圧縮された近代化論の位置付け 42
3.3.2 方法論としてのコスモポリタン化 43
3.3.3 近代的諸原理と近代的諸制度における「同時的な非同時性」 44

第 4 章　近代化と大気汚染 46
4.1 近代化とともに変化を遂げる大気汚染 46
4.1.1 ロンドンスモッグ 48
（1）ロンドンスモッグの実態 48
（2）ロンドンスモッグへの対応策 50
4.1.2 ロサンゼルス光化学スモッグ 54
（1）ロサンゼルス光化学スモッグの実態 54
（2）ロサンゼルス光化学スモッグへの対応策 55
4.1.3　欧米先進国における PM2.5 問題 58
（1）PM2.5 とは 58
（2）欧米社会における PM2.5 への対応策 60
4.1.4　変化を遂げる大気汚染の特徴 63
4.2 中国における大気汚染の現状と対応 65
4.2.1 中国における大気汚染の実態 65
（1）エネルギー消費 67

(2) 自動車保有台数と人口数の増加 69
4.2.2 中国政府による大気汚染対応策 71
(1) 中国における環境保護の行政組織 71
(2) 中国における PM2.5 に対する規制問題 73
(3) 中国における PM2.5 への対応策 75
本章のまとめ 78

第 5 章　改革開放以降の中国社会と社会制度 79

5.1　改革開放と社会構造の転換 80
5.1.1 改革開放とは 80
5.1.2 推進される経済体制の改革 82
(1) 農村と農業における経済改革 82
(2) 都市と企業における経済改革 84
(3) 市場経済体制の導入 86
(4) 対外開放と国際貿易 88
5.1.3 遅延している社会制度の改革 89
(1) 戸籍制度 90
(2) 雇用制度 92
(3) 社会保障制度 94
5.1.4 停滞する政治体制の改革 98
5.2　改革開放以降の中国社会が直面している格差問題 100
5.2.1 都市部と農村部 101
5.2.2 東南沿海部と中西内陸部 104
5.2.3 都市における内部格差 105
本章のまとめ 108

第 6 章　リスクの規制からみる圧縮された近代社会 109

6.1 回避可能性によるリスク分類が適用されない中国の大気汚染 109
6.2 リスク規制をめぐる科学的知見と社会的合意 111

6.2.1 リスクの規制という観点 112
6.2.2 リスク社会論における科学的知見と社会的合意への再考 113
（1）科学的知見と一次的リスク 113
（2）社会的合意と二次的リスク 115
6.3 中国における PM2.5 問題をめぐる知と合意 118
6.3.1 無視される科学的知見 119
6.3.2 限定される社会的合意 120
6.4 リスクの規制からみる中国近代化の圧縮性 124
6.4.1 同時進行する産業化とリスク化 124
（1）経済成長を優先する政治的判断 124
（2）経済利益追求で一致する政府と企業 126
（3）急激な経済成長と集約的なリスクの生産の同時性 127
6.4.2 リスクと危険の連動 128
（1）規制策の暫定性に伴う危険 129
（2）環境リスクと他の社会問題との連鎖 130
6.4.3 グローバルな科学的知見とローカルなリスク制御の不一致 133
本章のまとめ 136

第 7 章　リスク分配からみる中国近代化の圧縮性 138
7.1 リスクの分配という観点 139
7.2 改革開放とともに形成される農民工階層 141
7.2.1 農民工とは 142
7.2.2 農民工を取り巻く社会制度 144
（1）農民工にとっての戸籍制度の制限 144
（2）出稼ぎ労働者の雇用制度 147
7.3 農民工とリスクの分配 148
7.3.1 汚染された労働環境と適用されない社会保障 149
7.3.2 伝統社会の心を維持しながら近代社会にある身体 151
7.3.3 遅れるリスク認識形成とリスク分配の不平等 153

7.4　3 つの時代に分断されて生きる農民工 155
7.4.1　農民工階層の形成過程にみる中国近代化の圧縮性 155
（1）農民から無産階級へ 155
（2）無産階級から農民へ 156
（3）農民から農民工へ 158
7.4.2 個人と制度の関連性から見る中国近代化の圧縮性 159
本章のまとめ 160

第 8 章　おわりに 162
8.1 リスクの規制と分配から見た中国近代化の圧縮性 162
8.2 西洋近代の「同時性」 164
8.3 中国近代化における圧縮性：近代の原理と制度の「同時的な非同時性」 166

参考文献 169
謝辞 182

第 1 章　はじめに

1.1 研究背景

1978 年に実施された「改革開放」政策以来、中国は社会構造の転換期と呼ばれる歴史的な時期に突入した。それは、市場経済の導入によって、計画経済体制に基づく一元的な社会構造を改造し、「社会主義市場経済体制」を築き上げることを目的とするものであった。この改革開放から 40 年間が経過し、中国の経済は大きな飛躍を遂げており、実質国内総生産（GDP）は、1978 年の 3679 億元から、2017 年では 80 兆元を超え、また、国民の 1 人当りの年平均純所得は、171 元（1978 年）から、25974 元（2017 年）まで増加した[1]。

しかし、一方では、中国社会には新たな問題がもたらされた。その 1 つは、経済格差が深刻化したことであり、もう 1 つは、経済発展の加速が重視される中、水、空気、そして土壌などの自然環境が犠牲となり、大気汚染のような環境問題が顕在化したことである。

近年、老人から子供、サラリーマンから若い男女のカップルまでで、性別、年齢や身分に関係なく、多くの人がマスクを着用して歩いている姿が、スモッグに覆われている北京市の風景となっている。このように、どんな人も大気汚染の脅威から逃げられないという現実は、まさに「リスク社会論」の提案者、ウルリッヒ・ベックの、「貧困は階級的で、スモッグは民主的である」（Beck 1986＝1998：51）という皮肉な名言通りである。

2015 年の調査によれば、中国では、年間約 429 万人ががんに罹患し、そのうち、最も多いのは、肺がんである（Chen et al 2016[2]）。また、2010 年の肺がんによる死亡率は、30 年前と比べると 465%も上昇しており、大気汚染がその原因の 1 つであると考えられる（全国腫瘤防治研究弁公室 2010：35）。加えて、空気汚染により身体に最も悪影響を受けるのは、工場や屋外作業に従事する労働者たちである。2010 年までに、中国では、約 72 万の労働者が塵肺に罹っており、これは職業病罹患者全体の 88%を占めているが、その 90%は、農民工という改革開放以降に形成された特殊な社会層である。

リスク社会論で言及されたように、環境問題は、徹頭徹尾、社会的問題であり、そして、人間の問題である、つまり、人間の歴史の問題、人間の生活条件の問題、人間が世界と現実にどう関わるかの問題であり、さらにそれが経済、文化、政治体制の問題でもある（Beck

---

[1] 中国統計局 HP,「国家統計数据」を参照,
http://data.stats.gov.cn/easyquery.htm?cn=C01，2018 年 10 月閲覧。

[2] Chen, Wangqing, et al, 2016, 'Cancer Statistics in China 2015', *CA:A Cancer Journal for Clinicians*, 66(2), https://onlinelibrary.wiley.com/doi/epdf/10.3322/caac.21338, 2019 年 4 月取得。

1986＝1998 : 129–130)。本博士論文は、環境問題である大気汚染に関する考察を通して、欧米先進国に続くべく近代化を追求する現在の中国において、経済優先という国策とリスクの創出が、どのような「近代」を紡ぎだしているのかに焦点に当てる。

1.2 研究の目的

本博士論文の目的は、西洋社会の近代化過程をもとに抽象化された、時間の流れに沿って順次に出現する 3 つの社会形態である伝統社会、産業社会、リスク社会が、改革開放以降の中国近代化において、いかに同時かつ断片的に存在するか、すなわち、中国における近代の圧縮性を明らかにすることである。そのために、リスク社会論の理論的枠組みを援用し、中国における大気汚染をめぐるリスクが、どのように規制され、また分配されているかについての検討を行う。

具体的には、第 1 に、改革開放以降の中国近代化がいかなる形で進行しているかを明らかにするために、ウルリッヒ・ベックのリスク社会論に立脚し、そのリスク論と個人化論という、2 つの理論装置に焦点を当てる。つまり、リスクの特質とリスクの克服方法との関係（＝リスク論)、社会制度とリスクを受容する個々人との関係（＝個人化論）を中国の近代化を分析するための方法論とし、それを中国の大気汚染の事例に応用する。

第 2 に、中国における大気汚染の主原因である PM2.5 を取り上げ、その科学的知見と社会的要請、中国政府による PM2.5 に対する規制政策の策定過程を検討することにより、現代の中国におけるリスク規制とリスク産出のメカニズムは、西洋社会が確立してきたリスクの対処と、いかに異なるかについての分析を行う。そこから、中国近代化の特徴としての圧縮性を示すことを試みる。

第 3 に、現在の中国社会に生きる個々人にとって、大気汚染というリスクがどのような脅威であるか､また､それがいかなる形で人々に分配されているかという問題に着目する。そのために、現代中国の産業化の進行に伴って形成される、農民工という特異な社会階層を分析の対象として取り上げる。農村に家族を残し、家族のための賃金労働を求めて都市に移住してくる農民が､どのように職を獲得し､いかなる環境で労働に従事しているのか、つまり、大都市での生活環境や労働現場における空気汚染にどう対峙しているのかについて、彼らを取り巻く社会保障制度との関係も含めて、分析を行う。それにより、中国近代化の圧縮性が､社会のどこにどのように波及し､浸透しているかを描き出すことを試みる。

このような手順に従って、大気汚染を事例として、そのリスクの規制と分配についての

考察を踏まえ、改革開放以降の中国社会が擁する近代化の「圧縮性」と、それにより生じる社会の歪みを明示し、本論の目的を達成したいと考える。

1.3 期待される成果

リスク社会論の提唱者、ベックが指摘した通り、欧米先進国を例に抽出された社会の産業化からリスク化への移行という歴史的趨勢は、確かに普遍的であるが、あらゆる場所でいつも同じ形で生じ、同じ結果を生んでいるわけではない（Beck 2011a：20）。よって、リスク社会論の理論的枠組みを用いて、現代社会が直面する社会問題を解釈するためには、少なくとも 2 つの難問がある。その 1 つは、主に西洋社会を念頭において提唱されたリスク社会論の諸概念が、東洋、新興国、発展途上国などの西洋以外の社会形態に、その時代診断は、果たして通用するものであるのかどうか、もしするならば、いかなる時代診断が可能かという問題である。今 1 つは、通時的な観点に加えて、共時的な社会構造の分析という視点を設定し、たとえば、個人化や圧縮性などの抽象度の高い社会学の諸概念を、具体的な社会形態に応用する際に、これらの概念をどのように具体化し、いかなる方法で社会現象を分析するかという問題がある。この問題に対して、本博士論文においては、西洋とは異なる歴史や文化的基盤、社会制度、近代化過程を有する中国社会に、リスク、個人化、圧縮性といった概念を適用することで、リスク社会論の応用範囲を拡張することが可能となると考える。

実際に中国では、リスク社会論の観点に基づいた中国社会の分析がすでに進んでおり、たとえば、李路路（2004）、楊雪冬（2004）、夏玉珍・呉婭丹（2007）、王小剛（2007）、肖瑛（2012）などの研究が存在する（第 3 章参照）。しかしながら、これらの研究においては、1978 年に始まった改革開放以降の転換期における中国社会が、リスク社会のモデルに当てはまるかどうかという問題をめぐり、意見が分かれているのが現状である。本博士論文が意図するのは、産業社会、リスク社会という概念を、単に中国社会に当てはめることではない。むしろ、リスク社会論の立場は堅持しながら、中国の大気汚染に対するリスク規制とリスク分配の特徴を捉えることにより、西洋社会とは異なる現代の中国の近代化がどのような様相を呈しているかを明らかにすることにある。これにより、西欧諸国とは異なる国家、中国に対して、リスク社会論の立場からの時代診断的な知見を提供することが可能となると考える。

加えて、欧米先進国の近代化過程に比べて、改革開放以降の中国近代化がどのような位

置にあるのかを検討するために、本博士論文は、もう１つの理論的礎石として、圧縮された近代化論を導入する。東洋、新興国、社会主義国家などの社会形態における、独特な近代化がはらんだ社会問題を解明するために、Chang Kyung-sup（1999；2010）において、圧縮された近代という概念が提唱された。さらに Han Sang-jin and Shim Young-hee（2010）、落合恵美子（2011；2013a；2013b）は、リスク社会論の理論的枠組みに依拠しながら、圧縮された近代化論の充実を図っている。しかしまた、油井清光（2011）、喜多村百合（2011）に代表されるような、圧縮された近代化論への批判も存在する。本論では、中国社会を対象として、そこに現れる大気汚染のリスクが、いかに生産され、規制され、認識され、そして、それを個々人が負担することをいかに強いられるかについて、具体的に検討を行う。すなわち、圧縮された近代という概念を具体的な事例に適用することにより、この新しい概念に対する理解を深め、その枠組みを充実することが期待できると考える。

また、本博士論文が事例として取り上げる大気汚染のような環境問題は、単に人と自然の対立問題ではなく、人と人、地域と地域の間での矛盾という問題もはらんでいる。急激な経済成長に伴う社会の変容と、PM2.5 のような新しいリスクへの対処を通して、その社会の現実を十分に把握するためには、リスクをめぐる科学的知見、社会的要請、そして政府により実施されるリスク対策に関する考察に加えて、現代的な新しいリスクがどのように認識され、分配されているかという観点からの検討が、不可欠である。よって、本論では、現代の新しいリスクが、中国社会に生きる個々人に、特に、空気汚染の被害を最も受けやすい農民工階層に、どのように分配されているかという視点を導入し分析する。それにより、中国の近代化が、個人にいかなる影響を与えているかを明らかにすることが可能となり、また、リスク規制とリスク分配という相互に補完可能な観点を用いることで、中国における大気汚染というリスクに、より広く、総括的に対峙することが期待されるものである。

これまでは、王小章（2009）、瀋原（2006）、楊継縄（2011）などが、経済的な不平等や社会成層などの概念を通して、農民工を検討してきた。しかし、本博士論文では、これらの先行研究を踏まえた上で、リスク社会論の観点を加えることにより、農民工たちが背負う、中国社会の新しい不平等をも炙り出すことが可能となると考える。本論が展開する、農民工をめぐるリスク分配の現状を、社会制度と個人の関係を軸として把握する試みは、中国における農民工問題研究においても、個人化という現象についての研究においても、今までにない試みであり、十分な研究価値を持つものであると考える。

1.4 本論の構成

本博士論文は、全 8 章から構成される。第 1 章では、中国における大気汚染問題と、改革開放以降の中国社会という 2 つの側面から、本研究の研究背景を紹介し、本論の目的と構成を明らかにする。

第 2 章および第 3 章においては、本論が分析の柱とする 2 つの理論の理解に努める。具体的には、リスク社会論と圧縮された近代化論に基づき、中国近代化の圧縮性を評価するための理論的枠組みを抽出する。まず、第 2 章においては、ベックのリスク社会論について詳細な解釈を行い、加えて、ベックの主張と深く関わるものとして、アンソニー・ギデンズ、そしてフランソワ・エワルド等により主張されるリスク論にも言及する。具体的には、2.1 節では、時代診断の理論とリスクの概念について、2.2 節では、西洋社会が経験した近代化過程における、科学的知見とリスクの関係の変容を明確にする。2.3 節では、社会制度と個人との関係を把握するために用いる、個人化という概念について論説を展開する。

続いて、第 3 章においては、本論が依拠するもう 1 つの理論の柱である、圧縮された近代論について述べる。3.1 節では、圧縮という言葉の社会学的な意味を確認し、圧縮された近代の概念を解説する。3.2 節においては、圧縮された近代化論が、どのように西洋以外の近代化を取り上げてきたかについて、先行研究を通じて、その特徴を整理する。これらを踏まえて、3.3 節においては、圧縮された近代化論とリスク社会論との関係性について詳しく論述する。

第 4 章では、第 6 章において、中国の近代化をリスクの規制という観点から分析する準備として、本論が研究事例とする大気汚染について、基本的な知識、およびその対応の歴史的な経緯について検討する。4.1 節では、近代化とともに変化しつつある大気汚染の実態を把握するために、ロンドンスモッグ、ロサンゼルス光化学スモッグ、PM2.5 の 3 つの大気汚染に焦点を当て、西洋社会の近代化過程におけるそれぞれの時代が、直面してきた大気汚染について、また、それをどのように克服してきたかについて概観する。続く 4.2 節においては、現在の中国社会が直面する大気汚染の現状と、その対応策について整理を行う。

次の第 5 章においては、第 7 章において、中国近代化の特殊性をリスクの分配という視点において具現化するために、中国の社会構造転換のきっかけである改革開放政策と、それに付随する経済および社会福祉制度の構築、格差問題などの側面から、改革開放以降の

中国の社会情勢を理解するための基礎的な知識を提供する。すなわち、現代の中国社会における、富やリスクの分配に関わる、社会福祉制度と社会保険制度などの社会制度が、いかに構築されているかについて概観する。

第 6 章と第 7 章は、本博士論文の中核である。第 6 章では、リスクの規制という観点から、科学的知見とリスク、そして社会的合意とリスクという考察枠組みを設けて、中国において、PM2.5 に対する規制策がいかに形成されたかについて検討する。そのために、(1) 社会における産業化とリスク化との相互関係、(2) 一次的リスクとそれに連動する危険との関係、さらに、(3) グローバルな科学的知見とローカルなリスク規制制度との関係という、3 つの視点を設定し、中国近代化における圧縮性の様相を描き出すことを試みる。

第 7 章では、リスクの分配という観点から、都市に出稼ぎすることで大気汚染に遭遇する農民工階層を取り上げ、(1) 農民工を取り巻く社会制度、(2) 農民工という階層について、彼らの生き方、メンタリティおよびリスク認識、(3) 社会制度と個人との関係という考察枠組みを設けて検討を行う。すなわち、PM2.5 という現代の新しいリスクが、いかなる形で農民工という個々人に分配されるかという問題を追うことにより、第 6 章ではリスクの規制という観点から追求した中国の近代化における圧縮性を、リスクの分配という視野から描き出すことに努める。

最後の第 8 章では、これまでの分析および考察を踏まえ、中国近代化における圧縮性の様相についてのまとめを行い、本論を締め括ることとする。

第 2 章　リスク社会論

本博士論文の目的は、中国の大気汚染を事例として、リスク社会論および圧縮された近代化論の諸概念に基づき、改革開放以降の中国近代化における「圧縮性」という特徴を把握することである。この目的を達成するために、本章では、主に時代変容を診断する基準としての「リスク」、そして、社会変容を判断する指針として、「個人化」という 2 つの視点を設定し、本論が分析の土台とする、リスク社会論の理論的枠組みについての確認を行う。

具体的には、まず、2.1 節において、ベックにより提唱されたリスクの概念による時代区分について概説し、続いて、日常生活におけるリスクと、リスク社会論におけるリスクの定義を明確にすることを行う。さらに、リスク社会論において論じられている、近代化の進行に伴って生じるリスクとその特質の変容について確認する。2.2 節においては、第 6 章の分析の核となる、科学的知見とリスクの関連性に着目し、リスクを克服する方法としての科学的知見とリスクとの関係性の変化を説明する。最後の 2.3 節では、第 7 章の分析の理論的根拠として、リスク社会論のもう 1 つの基礎的な概念である個人化に着目し、個人化の定義、近代化の段階により変容する個人化の様相、そして、ベックにより提案された個人化分析の次元、という 3 つの側面から、個人化論の理論的枠組みを整理する。

2.1　リスクとリスク社会

我々が生きている社会では、日々新しい技術が発明され、それが実用化されることにより、日常は目まぐるしく変化しており、そのような社会に対する認識、解釈、評価も、様々な学問分野において、日々更新されている。私たちが生きている社会をどのように客観的かつ適切に診断するべきかという問は、社会学という分野において、重要な命題である。特に、1970 年代以降、著しく変動する近代社会の様相を解明するために、ポスト工業社会、情報化社会、多元化社会、グローバル化社会など、多様な概念が提出されているが、リスク社会も、その試みを担う 1 つである。

1986 年に出版されたウルリッヒ・ベックの著書、『危険社会―新しい近代への道』では、「リスク社会」という概念が初めて提出されたが、それは、リスクの概念により、近代を「第一の近代」と「第二の近代」に分けるというものである。第一の近代とは、科学が生産手段の進歩を牽引し、生産が飛躍的に拡大する「産業社会」を指しており、生産がもたらす富の追求とその分配が重要な課題とされる。そして、そのような産業社会においては、

生産活動により産出されたリスクは、産業化の「潜在的副作用」として捉えられていた（Beck 1986＝1998：14）。

一方、第二の近代では、富をどのように分配するかという問題と並行して、科学技術に依拠した人間の活動により生み出され、その制御が困難となったリスクを、誰がどのように負担するかが重要な問題となる。ベックはこの第二の近代を、産業化のさらなる進展にリスクの認識や対処が社会的課題として加わる「リスク社会」として認識している（Beck 1986＝1998：23）。

ベックのリスク社会論では、第一の近代から第二の近代への近代社会の進化過程は、「自己内省的な近代化」、「連続的な近代化」ないしは「再帰的近代化」として定義されている。この「再帰的近代化」という概念は、近代が進むにつれて生み出されてきた「意図せざる帰結」に、人々が対応することを余儀なくされることを意味している。

つまり、理性や知識の「進歩」、その「進歩」により達成される産業社会の繁栄を、近代化の「意図的な帰結」とするならば、予測も知覚も不可能なリスク、そして、そのリスクがもたらす近代社会の基盤の解体を、近代化の「意図せざる帰結」と捉えているのである。また、その対応における社会的意思決定の条件として、この「意図せざる結果」を加えなければならないという、近代社会における「自己との対決」を暗に意味している（Beck, Giddens and Lash 1994＝1997：17）。

リスク社会論により提案される第一の近代と第二の近代は、「近代」という大きな枠内に設置されており、切断された時代区分ではない。よって、現在、我々が生きているこの時代が、伝統から近代へのような巨大な変化に再び直面しているとは、明言はできないが、第一の近代で副作用として扱われたリスクを、自己内省的、あるいは再帰的に見直すことは、リスク社会である新しい近代への理解にとっての原動力であると考える。

2.1.1 リスク社会論におけるリスクの定義

（1）日常生活におけるリスク

リスク社会論は、リスクという概念を媒介に、産業社会とリスク社会を区別することにより、近代化の進行軌跡を描き出している。では、その「リスク」をいかに概念化しているのであろうか。この問いの解答を試みる前に、まず、日常生活において「リスク」はどのように理解されている概念であるかについて、簡単に整理する。

日本語のリスクという言葉は、英語の risk の発音をカタカナ書きで表したものである。

英語の risk は、イタリア語の risco からの由来であるという説があり、この risco は、もともと「カットするもの」、または「暗礁（reef)」を意味しており、「航海で暗礁に衝突する危険性」という含意があるとされている（Ewald 1991：118-119)。フランソワ・エワルドにより指摘されたように、リスク（risk）という概念の起源は大航海時代に遡り、当時すでに、海上保険に加入することにより、海難に遭遇するリスクを保険の補償金によって補い、損失を分散することが行われていた（Ewald 1991：119)。

このような起源とは別に、リスク概念の起源は「儲け」であるという説もある。賭博では、儲けというベネフィットを求めると同時に、掛金の損失というリスクを負わなければならない。そこで、適正な賭け率を計算するために、リスクを定量的に取り扱うことが、17 世紀に始まったとされている（小川 2008：11-12)。

これらのリスクの語源から、現代社会において使われるリスク（risk）という言葉には、航海に伴って生じうる被害や損失というネガティブな一面の他に、「ある種の可能性やベネフィットを掴むために冒険する」という意味も内包されている（Althaus 2005：570)。

また、現代の中国語では、リスク（risk）は、「風険（Feng・Xian)」という 2 つの漢字の組み合わせにより表示される。この「風」という漢字は、日本語でも常用されているように、「空気の流れや流動」を意味する。加えて中国語では、「天有不測風雲（世の中には予想できない事態が起こることもある)」ということわざが示すように、「風」には、空気の流動のように「不安定、不確か、予測し難い」という含意がある。そして、後の「険」という漢字は、日本語と同様に、「険しい、危険」を意味する。中国語の「風険」は、「未来に発生可能な危険」、つまりリスクを意味しており、「危険」とは異なる言葉として扱われている（漢語大詞典編輯委員会［編］1986：628)。

(2) リスク社会論におけるリスクと危険

上述したような日常生活で使われる意味とは異なり、リスク社会論においては、社会学という視点から、西洋社会を例に抽出された、伝統社会、産業社会、リスク社会という、順次進行する時代の流れの中で、「リスク」と「危険」の概念を取り扱っている。

ベックは、1988 年に出版した『解毒剤』において、「自然災害やペストなどの産業化以前の危険は、技術的－経済的な決定によるものではなく神や自然が起こした運命として甘受されるのに対して、仕事中のけがや交通事故のような産業社会におけるリスクは、社会的な決定の産物であり、リスク計算が可能なものである」と説明している（伊藤 2017：

42)。それはすなわち、「天災のように、人間の営み、自己の責任とは無関係に外からやってくる危険とは異なり、事故のように人間自身の営みによって生じ、自らの責任に帰せられるものはリスクである」とベックは主張しているのである（島村 2003：152)。

言い換えれば、リスク社会論では、伝統社会で生じうる被害や損失は、「人間の営みとは無関係に、外から襲う」ものであり（島村 2003：152)、危険として捉えられている。それに対して、産業社会において発生可能な被害と損失は、「産業的近代自体が副次的帰結の形で作り出しており、人間が決定や計算をすることができる」ものであり（伊藤 2017：42)、リスクとして扱われている。

このようなベックの主張について、アンソニー・ギデンズもまた、同様な見解を示している。ギデンズは、ローマや古代中国などの前近代文明の伝統社会においては、人間が遭遇した成功や不幸は、宿命、幸運ないしは神霊の意思により決められるものとして認識されたため、伝統社会はリスクという概念を必要としなかったと指摘している（Giddens 1999＝2001：51)。対して、産業社会が進むにつれて、人間は、リスクには正と負の両面があることに気づき、ただ未来を委ねるのではなく、自ら未来を切り広こうとするようになった（Giddens 1999＝2001：54)。言い換えれば、産業社会においては、将来に発生可能な成功や不幸を、合理的な計算に基づいて判断し、投資や保険への加入などの意思決定を行い、未来を調節または制御することが可能となったのである（Giddens 1999＝2001：57)。

さらに、この伝統社会における「危険」と産業社会における「リスク」の区分に基づいて、近代以降に現れるリスクには、「人為的な企てに伴う」ものと、「近代化と文明の発展に伴う」ものという 2 つの意味が成立すると、ベックは規定している（東 1998：462)。つまり、危険は制御が困難あるいは不可能であるのに対して、リスクは原則的には制御可能であることを意味し、人間または社会の行為、意思決定、選択と深い関連を持つものとして捉えられているのである。

しかしながら、産業社会である第一の近代から、リスク社会という第二の近代への移行においては、リスクの特質が大きく変化している。たとえば、原子力や化学そして遺伝子工学の進歩によりもたらされるリスクは、福島原発事故や遺伝子組み換え食物の例が示すように、すでに予測不可能であり、その制御も極めて困難な状態となっている。つまり、リスク社会において発生するリスクは、産業社会で発生していた従来のリスクとは異なる次元のものであり、後者をコントロールしてきた社会保険などの社会制度では、その脅威

の抑制は不可能となると考えられる（木前・中村 2005：309）。

このリスク特質の変容に対し、ベックは、1997 年出版の『世界リスク社会論』において、「原則的に制御可能な決定に依拠し生み出されたリスクと、産業社会の制御要求を減少させるか、ないしはなくしてしまうような同様の危険を峻別する」と述べている（Beck 1997＝2003：97）。つまり、産業社会のリスクの概念を用いて、リスク社会のリスク現象を適切に捉えることは困難であることを、ベックは主張しているのである。

上述したような事態に関連して、ベックのリスク社会論においては、伝統社会、産業社会の後に出現するリスク社会について論ずる際に、「リスク」と「危険」という言葉が混用される現象が現れている。リスクと危険の区別が曖昧であるという批判に対して、ベックは、‘Risk Society Revisited: Theory, Politics and Research Programmes’において、リスク社会におけるリスク概念は確かに矛盾する部分があるが、それは、これまで導いた概念の解体と、新たな概念の組み合わせを意味するからであると述べている（Beck 2000：222）。

今まで使われてきた社会学の諸概念では、第二の近代であるリスク社会の現象を扱うことができなくなることについて、ベックは、「リスク社会（＝第二の近代）」はまた、「概念を喪失した社会」と呼ぶことが可能であるとしている（木前・中村 2005：307）。また、第二の近代およびそこで生じうるリスクを理解するためには、「と（and）」という考え方が非常に重要であると主張している（Beck 2000：221-222）。つまり、リスク社会における「リスク」は、産業社会における「リスク」とも、伝統社会における「危険」とも異なり、かつ「リスク」のある部分と（and）、「危険」のある部分とが、性質を共有しているというのが、ベックの主張なのである（伊藤 2017：42）。

2.1.2　2 つの近代とそれぞれのリスクの特質

前項においては、リスク社会論におけるリスクの定義を確認した。続いて本項では、産業社会のリスクと比べて、リスク社会におけるリスクは具体的にどのような違いがあるのかを検討する。ベックは、リスク社会におけるリスクは、3 つの「ない」によって、産業社会のリスクと区別することが可能であるとしている。それは第 1 に、空間的、時間的、社会的にその影響範囲を限定することができ「ない」ということであり、第 2 に、責任の所在を明確にすることができ「ない」ということであり、第 3 には、リスクがもたらす被害や損失を補償することができ「ない」ということである（山口 2002：115；伊藤 2017：19）。本節では、この 3 つの「ない」を吟味することで、時代により変化するリスクの特徴

を把握する。

(1) 影響範囲が限定不可能なリスク

第一の近代において、ロンドンスモッグ、ロサンゼルス光化学スモッグのように、公害の名称に地域名が付されたことに象徴されるように、産業社会のリスクは、時間的にも空間的にも局所性を持つものであり、そのリスクが生み出す被害は、目に見え、耳に聞こえ、鼻で嗅げる、つまり人間の五感で知覚可能なものであった（Beck 1986＝1998 : 27 ; 85）。

しかしながら、第二の近代において、生産力の発達の最先端で生じるリスクは、まず何よりも人間が直接知覚できない放射線であり、また、空気、水、食品に含まれる有害物質である（Beck 1986＝1998 : 28-29）。PM2.5 や PM10 などが、そのままリスクを表す言葉として使われることに示されるように、第二の近代で生じるリスクは、人間の五感により知覚することが不可能となり、科学の記号により間接的にしか認識できないものとなっている（Beck 1986＝1998 : 27）。

しかも、リスク社会におけるリスクには、地理的、場所的な境界線が存在しない。豊かな森林を持つノルウェーやウェーデンには、有害物質を大量に生産する工場がほとんど存在していないにも関わらず、他の工業諸国の有害物質による被害というツケを、森林の枯死や動物の絶滅によって支払わなければならない（Beck 1986＝1998 : 27）。この例に示されるように、第二の近代におけるリスクは、大気や水の流動、食物連鎖を通して、地理的な境界線を越えて、グローバルに広がるものである。加えて、リスク社会におけるリスクの影響範囲は、時間的にも限定不可能である。放射能や有毒物質による汚染は、今現在、地球上に生きている人類の生命のみならず、次世代、そして未来の命にまでその影響を及ぼすと考えられる（Beck 1986＝1998 : 27）。

さらに、第二の近代のリスクは、産業社会の社会的カテゴリーに限定されることも、不可能となっている。すなわち、ベックが主張しているように、「リスク社会においては、敵と味方、東洋や西洋、上と下の関係、都市と地方、黒人と白人、南と北などは、近代化に伴って拡大するリスクの圧力に等しくさらされる」のである（Beck 1986＝1998 : 52）。つまり、第二の近代に進む過程において、リスクが生み出す脅威は、階級、貧富、人種、南北、東西など、産業社会で通用していた社会および社会の構成員を区別するための概念的枠組みを乗り越えて、あらゆる人たちに同様に襲いかかることになる。ベックはこれを「ブーメラン効果」と名付けて、第二の近代のリスクの特徴として強調している。

(2) 責任所在を明確にできないリスク

次に、リスクに関わる責任の帰属問題からも、時代によるリスクの特質の変容を捉えることが可能である。第一の近代において、新大陸発見を目指した人々は、その航海におけるリスクを甘受しなければならなかった（Beck 1986＝1998：26)。それは、海難というリスクに対して、自らそのリスクの責任を負担することであった。また、産業社会初期のロンドンにおいては、街中の煙突が排出する煙により、その排出源である工場や住宅を特定することが可能であった。このように、産業社会においては、リスクが脅威となった場合の責任を問うことが可能であった。

しかし、科学技術が高度に発達した現在においては、世の中に存在する全ての化学物質について、どれが有害であり、どれほどの被害を人体に及ぼすかなどを究明することは、ほとんど不可能である。たとえば、ベックは、化学肥料の使用により、土壌が汚染された例を挙げ、第二の近代のリスクは、その責任の所在を明確にすることが困難な状況にあることを論じた。土壌が汚染されるという被害に対しては、化学肥料を購入し使用した農民だけではなく、その肥料を開発し「無害」だと宣言した科学的専門家、製造する工場と販売する企業、そして、化学肥料に対して法律を作り、その生産と販売を許可した政府までが、「共犯」と見なされる。ただし、現実においては、直接その化学肥料を土壌に使用した農民の責任は問われても、その肥料を開発した科学者、生産した工場、販売した企業、そしてそれを認可した政府は直接、耕作には携わっていないため、その責任を問われることは、極めてまれである（Beck 1986＝1998：45)。

つまり、第二の近代においては、自らの行為に対してその行為を行う個人が責任を持つという原理のもと、それに関わる一部の「共犯」は免責されており、「組織化された無責任[3]」という状況が形成されるのである。第二の近代では、自然科学の領域だけでなく、経済、法律、政治などの分野も高度に専門化が進むため、汚染源と被害や損失との間の明確な因果関係を究明し、特定の組織や個人へ責任を帰することが、ますます困難となっている（Beck 1986＝1998：44-45)。2.3 節においては、この第二の近代における個人の選択と自己責任という点にさらに論述を加える。

---

[3] ベックによる「組織化された無責任」とは、政府や企業、あるいは科学でさえもがリスク社会のリスクの源であるが、それにその責任問題を効果的に覆い隠すのを可能としている一連の文化的、制度的メカニズムのことを意味する（山口 2002：159)。

(3) 被害補償が不可能なリスク

そして第 3 には、リスクがもたらす脅威を克服するための保険や補償の観点から、時代により変化するリスクの特質を検討することが可能である。エワルドが指摘したように、航海のリスクに対して、人間が最初に保険をかけたのは船舶であるが、その後、人々は自分の財産が火事や盗難により失われることを補うために、個人の資産に保険を導入し始めた。そして、産業社会の生産や労働の従事に伴い、人間が自分自身の価値をより明確に認識するようになり、人間自体を対象に、健康保険、労災保険、年金保険などが作られるようになったのである（Ewald 1991：204-205）。

加えて、産業社会以降に出現する保険は、人間をリスクの脅威から救うだけではない。この保険という技術が社会制度に浸透することにより、西洋社会においては、社会保険や社会福祉制度が確立された。それが貧困や労災という問題を軽減すると同時に、社会や国家の安定を確保する機能も果たしていると考えられる（Ewald 1991：207-209）。ゆえに、伝統社会から第一の近代への近代化とは、リスクに対して、保険や補償が付加されることにより、個々人が、伝統社会における近隣や親族という「顔の見える」相互扶助という伝社会関係から離脱し、顔の見えない「連帯」、いわば「社会的統合」に組み入れられた過程として考えることができるのである（Ewald 1991：204-205）。

しかしながら、第一の近代から第二の近代へと進行するにつれて、リスクによる被害や損出に補償や保険をかけることが困難となってくる。近代以降に発生するリスクについて、クリストフ・ラウは、「産業的－福祉国家的リスク」と「現代の新しいリスク」に分類している[4]（三上 2010：45）。第一の近代におけるリスクは、「産業的－福祉国家的リスク」であり、不特定多数の労働者や一般住民が、生産や生活において、一定の確率で遭遇する事故、災害、失業、生活破綻、病気などのような、富の生産と分配を阻害するリスクを指す。第一の近代である産業社会では、これらのリスクを、科学の進歩や社会保険や社会福祉制度により克服しようと考えてきた。

それに対して、「現代の新しいリスク」は、ベックのリスク社会論では、第二の近代におけるリスクに対応する。前述したように、原発事故や化学物質による汚染などの「現代の

[4] ラウは、「産業的－福祉国家的リスク」と「現代の新しいリスク」の他に、大航海時代の遠隔地貿易に伴って生じうる損失や被害を、「伝統的リスク」として定義している（三上 2010：45）。

新しいリスク」は、最先端の技術により創出されたリスクであるため、それを創りだした科学知によっても予測や解決が困難であると同時に、過去には存在しなかったリスクであるがために、既存の社会保障や保険など、福祉国家の社会制度で対応できる範囲を逸脱しがちである。すなわち、第二の近代においては、第一の近代のリスク対処の方法だけでは、新しいリスクの脅威と被害を乗り越えることが困難な状況が拡がっているのである。

以上論じてきたように、本項では、リスク社会論におけるリスクについて、その影響範囲、責任の追及と損害賠償の可能性という 3 つの側面から、西洋における連続的な近代化過程に伴って生じるリスクとその特質を確認した。このリスクの特質は、第 4 章において、大気汚染に関して、詳しく検討されるとともに、第 6 章においては、PM2.5 という大気汚染を事例として、また、第 7 章においては、農民工という新しい社会階層を事例として、中国の近代化の圧縮性を検討する上で、理論的礎石となるものである。

2.2 科学的知見とリスク

前節で論じたように、「現代の新しいリスク」は、最先端の技術により創出されたリスクであるため、それを創りだした科学知によっても予測や解決が困難であることに加えて、それは、しばしば人間が知覚できない形で出現するため、理論、実験、測定器具などの科学的な「知覚器官」が必要であるとされている（Beck 1986＝1998：35-36）。つまり、近代社会においては、「科学はリスクの原因でもあり、リスクの本質を明らかにする媒体でもあり、またリスクを解決する源でもある」ということになる（Beck 1986＝1998：317）。ベックのこの主張は、近代のリスク問題を理解するためには、科学とリスクの関係性への視点が不可欠であることを示しており、本節では、科学的知見とリスクについての見解を整理する。

2.2.1　科学的知見のあり方とリスク

伝統社会から近代社会に達する過程において、人類は科学技術から膨大な便益を受け取ってきた。それは、我々に計り知れない利便性をもたらすが、その一方で、リスクを我々に分配する可能性も高めている。現在、自然科学の領域においては、リスクを「損害の大きさとその損害が発生する確率との積」として定義するのが一般的である（日本リスク研究学会 2000：16）。これを踏まえた上で、王（2015）は、Beck, Giddens and Lash（1994＝1997：320-325）、小松（2003：57-59）、小川（2008：60-62）および長島（2013：41）

の主張をもとに、科学的知見を「既知」、「無知」、「非知」に類別しており、この 3 つの科学的知見のあり方とリスクとの関係について、以下のような理解を展開している。

既知とは、損害や損失の原因からその結果まで、すべての因果関係が、科学的知見により明確になっている状態を意味する。この既知の場合、リスクの判断や規制の根拠としての科学的知見が十分であるため、生じる被害や損失を回避する可能性があり、このことがリスクとしての要件を満たすことになる。

対して、無知は、知ろうと望まない状態、あるいは既存の科学的知見や知識自体が無視されている状態である。無知の場合、その被害や損失の重大さ、およびそれが発生する可能性は、科学的知見によって予測されないため、その被害と損失はリスクというより、「不可避の危険」として捉えることが妥当と考えられる。

そして、非知には、知らないという意味と、因果関係を確定できないという、2 つの意味が含まれている。つまり、リスクに関わる科学的知見が不確かな場合を指す。そもそも、近代化過程における産業生産や社会生活に応用される科学や知識は、全てが既知の状態であるとは言えないため、それらが持つ不確かさは、リスクが成立する重要な原因である。すなわち、被害の重大さ、または被害が発生する蓋然性を判断する場合に、根拠としての知的主張に不確かさがあるからこそ、リスクという概念が成立するのである。

加えて、リスク管理の観点から見れば、自然科学の領域で「損害の程度とその発生の蓋然性の積」により表現されるリスクは、一次的リスクと呼ばれる。そして、管理の対象である一次的リスクが不確実の領域、つまり非知の領域へ拡張する場合、それに対する管理や規制という行為に伴って生じる二次的リスクが、常に付随していると考えられる（下山 2007：43）。

科学というものは、歴史的に変動しており、百年前に科学的だと認識されたことが、今日の視点からは、非科学的であるということがよく起こる（松村 2014：86-87）。このように時代の進化とともに変動する科学と知識に伴い、リスク自体への評価および対応も変化しており、以前には回避不可能だと認識されたリスクが、今日の科学と知識にもって、非知から既知への転換を経ることで、回避可能なものとなり得る。また逆に、以前にはリスクだと認識されなかったものが、現在の社会環境においてはリスクとなり、その脅威が認識されるようになることも起こり得る。

確かに、第一の近代から第二の近代に移行する過程には、膨大な知識が創出されているが、これらの科学的知見は、全て確実なものではない。むしろ、多くの不確かな科学的知

見が創出されており、これらの非知である知識に依存することにより、望ましくない危険な状況に自らが巻き込まれる可能性が、人類とその環境に増大している。ゆえにベックは、第一の近代から第二の近代への近代化を再帰的に推し進めるのは、「知」の拡大や新たな「知」の獲得ではなく、「非知」であると主張している（Beck, Giddens and Lash 1999＝2014：189-190；319）。

2.2.2　2つの近代とそれぞれのリスクの克服方法

リスク社会論においては、科学や知識とリスクとの関連性に着目し、近代を、単純な科学化の段階（＝第一の近代）と、自己内省的な科学化の段階（＝第二の近代）に分類している（Beck1986＝1998：317-318）。本項においては、第一の近代から第二の近代への進行過程において、科学的知見とリスクがどのようにその関係性を変化させてきたかについて、整理する。

（1）単純な科学化の段階

単純な科学化の段階では、科学は物事を認識するためにあり、人間を啓蒙することがその目的である。伝統社会から近代社会へという大きな変容に直面する時、科学は人間を伝統的な束縛から解放していくという重要な役目を果たした。そして、産業化社会の発展においては、生産効率の向上という名目のもと、科学は、厖大な富を生み出す原動力となった（Beck 1986＝1998：318）。しかしその一方で、この産業社会においては、科学は富を産出する源泉として扱われており、産業化が生み出す環境問題などのリスクを、現代科学の視点から捉える経験は豊富ではなかった。

第一の近代においては、それがリスクに相当するかどうかの判定について、合理性という概念が用いられるが、この合理性は科学が独占していた（Beck 1986＝1998：39）。環境問題のようなリスクを大量に生産しながら、それを正当に認識できない、または認識しない第一の理由は、生産による富の追求がその最大の目的である産業社会においては、科学技術の合理性が「経済しか見ない単眼構造」だからであると、ベックは指摘している（Beck 1986＝1998：94）。

（2）自己内省的な科学化の段階

また、自己内省的な科学化の段階においても、世の中の出来事に関わる全ての因果関係

が解明されるわけではなく、科学自体が持つ不確実性や状況依存性などの特質によって、創られる不確かな知識もいや増すことになる。また、科学や知識の専門化によって、研究が細かく分化し、それがまた専門化することにより、各分野を超えて「既知」を統合することが、大変困難な状況となる。このように、知識がより探求されることにより出現する非知が、同様の過程における既知の創出を上回るという現象においては、真理の追究や啓蒙といった科学知識の使命は、脆弱化を余儀なくされる。そして、進歩した科学技術とそれらの応用において生じる諸問題の出現に応じて、科学や技術それ自体が、懐疑の対象と化すのである（Beck 1986＝1998：318；326-327）。

すなわち、自己内省的な科学化の段階においては、科学というシステム内部における知識が「進歩」することにより、非知を既知に転換させることでリスクを克服する方法が、徐々に機能障害を起こす。代わりに、科学の進展の帰結として科学内部から生じる非知を処理せざるをえない状況が生み出され、多様な非知の中で、どの非知に優先的に対応すべきか、また、どのように対応すべきかなどの「非知を特定化」する決定が、近代社会にとって重要な課題として浮上するようになる。

自己内省的な科学化の段階としての第二の近代においては、非知の領域に拡張されるリスクに対応するための行為や決断は、科学という範囲を越え、科学外部にある社会的そして政治的な参与が必要となる。言い換えれば、増大するリスクと文明の危機に直面して、科学技術の合理性が機能不全に陥り、科学がリスクの定義を独占した状況が崩壊するのである。よって、リスク社会におけるリスクを克服するためには、社会的な情報開示、議論、合意といった、社会的合理性に基づいた総合的な思慮と決断が必要となる。

この社会的合理性の内実については、論者によって偏差が大きい。リスク社会論においては、それは「産業化の進展がもたらす様々な危険に対して科学が取り組むとき」、「期待や価値観」といった形で社会が提供するもの（Beck 1986＝1998：41）、として位置付けられている。この理解は、リスクというものを定義する際に用いられるものであり、なおかつ、科学的合理性と深い関係性を持つものでもある。従って、科学的合理性が、蓋然性の枠内にあり、科学者集団の妥当性境界によって決まるものであるのに対して、社会的合理性は、複数ある公共の妥当性境界の中から、社会的意思決定において選択を行う合理性のことを意味する（Beck 1986＝1998：39-40；藤垣 2003：159）。

本項では、西洋の近代化過程において、リスクを克服する方法としての科学的知見と、リスクとの関連性の変化について確認した。第一の近代のリスクは、科学的知見が不足し

ている中で発生し、深刻化するものなので、「知」の拡大によりそれを克服することが可能であった。しかし、第二の近代のリスクは、「非知」の拡大とともに創出されており、損害を抑えるためには、科学的合理性に加えて、社会的合理性が重要な要素となる。本論の第6章においては、大気汚染というリスクを克服するために、中国政府により打ち出された規制策が、どのような科学的知見と社会的合理性に依拠しているかについて、分析を行う。

2.3 社会変容を把握する指針としての「個人化」

リスク社会論に描かれたように、第一の近代は、生産された富の分配を目的とする社会であるが、第二の近代は、その富の分配にリスクの生産と分配が加わる社会である。このような近代化の進行過程は、前節で説明した科学的知見とリスクとの関係の変化から捉えられるだけでなく、人間の生き方、そして、個人と社会との関連を通して考察することが可能であると、ベックは主張している（Beck 1986＝1998：137）。つまり、リスク社会論では、時代診断をするためのリスク概念に並んで、近代化する社会の変容を把握するために、もう1つ、個人化という概念が重要な指針として扱われている。本節においては、この個人化について整理を行う。

2.3.1 個人化の定義

「個人化」は、社会と個人の関係の構造的な変化を示す概念である。ベックによると、一般的な社会学の概念としての個人化は、「解放の次元」、「呪術からの解放の次元」、および「統制ないし再統合の次元」という3つの次元により構成される（Beck 1986＝1998：253-254）。

つまり、個々人が歴史的にあらかじめ与えられた社会形態や紐帯から解放され（＝解放の次元）、行動に関する知識や信仰および規範が確実性を喪失し（＝呪術からの解放の次元）、そして、人々が社会の中に全く新しいやり方で組み込まれる（＝統制ないし再統合の次元）という3つの段階が、個人化の過程として定義されている（伊藤 2017：28）。

ベックがリスク社会論において論じる以前にも、近代化過程における個人化という現象は観察されていた。たとえば、マックス・ウェーバーは、プロテスタンティズムの世俗内禁欲において、カール・マルクスは、農奴制からの農民の解放において生じる個人化について言及している（Beck 1986＝1998：253-254）。これらの観察を踏まえて、ベックは、第一の近代における個人化と、第二の近代の個人化を区別し、20世紀後半以降の西洋社会

が経験する、再帰的近代化という社会変容についても、個人化の概念を用いて読み解いている（Beck 2011b：81）。

伝統社会においては、個人は、血縁や地縁により形成される支配、相互扶助および扶養関係に守られると同時に、それらに束縛されていたが、産業社会では、個人はそのような束縛から解放され、職業、居住地、配偶者の選択などの個人的な自由を手に入れることが可能となる（三上 2010：34）。加えて、個人は、新たに社会と個人の間に位置する階層、階級、共同体などのような中間集団の中に組み込まれることになる。これらの中間集団は、個人の人生で遭遇するリスクの緩衝材として機能し、そこから漏れ出た例外的事態に対しては、国家による社会保障や福祉制度が、それらを救い上げる機能を託された（伊藤 2017：32-33）。

第一から第二の近代へと進むに従って、人生における個人の選択肢はさらに拡大されるが、第二の近代では、個人と社会の間に位置する中間集団、そして国民国家ないしは福祉国家が弱体化し、個人と社会が直接結びつく状況が出現する（Beck 1986＝1998：193）。それは、個人が、あらゆるリスクに、自らが積極的に対処することを求められるようになることを意味する。第二の近代に生きる個人は、すなわち、自分の選択の責任を自分で引き受け、これまでのように、社会制度や中間集団からの防護に依存することから、望むと望まざるに関わらず、自らの選択の結果生じるリスクに「自己責任」を持って対処する、つまり、個人化を余儀なくされるのである（Beck 2011b：79-82）。

2.3.2　近代化とともに変化する個人化

前項においては、個人化の定義についての確認を行った。個人化という現象は個人と社会との関係性を示す概念であることから、それを通して、その社会の変容を理解することも可能である。では、ベックはこの個人化という現象を観察することで、欧米先進国のどのような社会変容を描き出しているのだろうか。この問いに答えるために、本項においては、(1) 社会制度と個人との関係、(2) 中間集団と個人との関係、さらに (3) 選択と責任という 3 つの観点から、伝統社会、第一の近代（＝産業社会）、第二の近代（＝リスク社会）という近代化が、順次に展開された西洋社会において、個人化という現象が、具体的にどのような社会変容をもたらしてきたかについて説明する。

(1) 社会制度と個人

2.3.1 節で述べたように、ベックによれば、個人化は、「解放の次元」、「呪術からの解放の次元」と「統制ないし再統合の次元」というプロセスを内包している。個人にとっての「解放」と「統制」は、一見、矛盾するものに思われるが、実際には、表裏一体である。近代化とともに、個々人は確かに、他者との伝統的な結びつきや扶養関係から解き放たれるが、それと引き換えに「労働市場の強制や消費存在であるがゆえの圧迫や、それに含まれる標準化と管理という強制を強いられる」ことになる。そして、伝統的な結びつきや社会形態の代わりに現れるのが、近代社会の諸制度である（Beck 1986＝1998：260）。

この諸制度は、「個々人の人生を形づくり、個々人の人生を、個々人によって自由に規定するものにする一方で、個々人を流行や社会関係や景気や市場に持て遊ばれる存在にする」とベックは指摘している。また、近代化とともに拡大される個人化は、常に高度な生活状況の制度化と標準化を伴って現れる。つまり、近代という時代に生きる諸個人は、教育、労働そして労働を終えた人生においても、それぞれのシステムに依存し、また強制されながら生きなければならないため、その意味では画一的な生き方を連ねることになるのである（Beck 1986＝1998：259-260）。

このようなベックの見解を裏付けるように、川端（2009）は、個人化は、単に個々人が自由を獲得するという意味だけではなく、その裏側には、近代社会の制度による「統制」が個人化の仕組みとして存在していると述べている（川端 2009：33）。また Yan（2009）においては、伝統社会から産業社会へ、そして、産業社会からリススク社会へという、近代化の軌跡に沿って 2 度の拡大を経験した欧米社会の個人化は、近代化を貫く市場原理に牽引されており、個々人の自由と権利を守るための民主主義制度、そして階級間の不平等を制御するための社会福祉制度により支えられてきたのである（Yan 2009＝2012：329）。

しかしながら、2.1.2（2）で言及したように、西洋社会が第二の近代へ進行するに従って、放射能や化学物質などによる汚染という「現代の新しいリスク」が顕在化しており、それらに対しては保険や福祉制度による保障や補償が困難なものとなっている。つまり、リスク社会では、それまで個々人を安定して包摂してきた社会制度の機能が弱体化し、それに従って、これまでの制度のもとで標準化された個人の生き方も崩れていくことになる。このような状況下で、社会および社会制度にとってのリスクは、個人にとってのリスクへと転換されるのである（Beck 2011b：82）。

(2) 中間集団と個人

近代化における個人化の現象は、社会制度と個人との関連から捉えられるだけではなく、中間集団と個人との繋がりにも現れる。『社会学辞典』によれば、中間集団とは、個人と国家を媒介する学校、企業、政党、階級、宗教団体などの集団を指しており、これらの集団は、個人の生活欲求の充足と全体社会の秩序維持の機能を持っているとされている（見田他［編］1994：606)。

ベックは、ドイツ連邦共和国を例に、近代化につれて変容する中間集団と個人の関係性について、次のように述べている。第一の近代の労働者階級において、階級は労働者としてのアイデンティティの付与と労働者同志の相互扶助という 2 つの機能を持っていた。家族においても、性別役割分業に基づいた家族成員の生活が保障されていたが、第二の近代では、労働階級および家族におけるこれらの機能が衰退してゆく。さらに、第一の近代においては安定的な職業システムが、男性雇用者に安定した長期雇用と家族を扶養するに足る賃金を保障していたが、第二の近代に登場し、増加する様々な形の不安定な就業形態は、このような機能を維持することを困難とした（伊藤 2017：69)。

このベックの考察に示されるように、ドイツのような西洋社会における個人化は、個人が伝統社会における「身分」や「顔の見える」社会的連帯から解き放たれる、すなわち「脱埋め込み」されるとともに、階級、階層および近代的な家族関係などの、産業社会における中間集団に帰属する、すなわち「埋め込み」される過程として理解することができる。そして、続く第二の近代では、第一の近代と比べて、個人化の現象がいっそう拡大され、個人は中間集団からの保護を失い、またその束縛から解放され、自己自身に注意を向けるようになる（Beck 1986＝1998：138)。しかしながら、産業社会からリスク社会への移行では、個々人の権利と安全を確保するための社会制度が弱体化していくだけではなく、個人の人生で遭遇するリスクの緩衝材として機能する中間集団の機能も脆弱化してゆく。このように、第二の近代においては、個人と中間集団との関係性が希薄になる一方で、その代わりに個々人が新しく埋め込まれる場所が社会に用意されていないことから、第二の近代における個人化は、「再埋め込みなき脱埋め込み」という過程として理解することが可能となる（Beck and Beck-Gernsheim 2002：xxii)。

(3) 個人の選択と自己責任

一方、社会制度や中間集団が緩衝材となり受け止めてきたリスクに対しての、個々人の

認識も時間の流れとともに大きく変容している。2.1.1 節で言及したように、かつて伝統社会においては、戦争、自然災害、死など、個人が遭遇する危険や損失は、神や自然によって定められ、人間が抗うことのできない「運命の呪い」として、また「神の怒り」として捉えられていた。それに対して、近代、特に第二の近代においては、試験の失敗、失業、離婚などは「個人的な失敗」と見なされ、自分に起こる出来事は、自らの選択や決定の帰結と見なされる（Beck 1986＝1998：268）。

第一の近代から第二の近代への移行に従って、個人は産業社会の社会的関係から解放され、さらなる自由や権利を獲得し、多様なライフコースの選択が可能になる。個人にとっての選択肢が増えるように見えるが、実際に個人が選択できる範囲は、依然として労働市場、教育、雇用、社会福祉ないしは社会保障制度などの、第一の近代において確立された社会制度に依存し、規定され、制度化を免れないものとなる（Beck 1986＝1998：258-259；鈴木 2015：7）。それにも関わらず、「現代の新しいリスク」の脅威に直面して、近代社会の諸制度が揺るがされ、中間集団も機能不全となっており、個人が得られた選択の自由の拡大は、その結果を「自己責任」を負うことへと個々人を導くことになるのである。

2.3.3　個人化を分析するための諸次元：客観的個人化と主観的個人化

前項 2.3.2 では、近代社会の制度と個人、中間集団と個人、そして個人の選択と自己責任の側面から、欧米社会が経験してきた個人化が具体的にはどのような様相を呈しているかについて整理を行った。ベックはまた、個人化という現象をより精細に検討するために、「主観的個人化」と「客観的個人化」という観点を設け、分析の対象を、意識やアイデンティティの主観的なレベルと、労働市場や社会制度などの客観的なレベルに分けることで、近代社会における個人化の進み具合をさらに具体的に示すことを提唱している（Beck 1986＝1998：254-255）。

ベックは、リスク認識やアイデンティティなど、個人の主観における解放や自由の獲得に注目すると同時に、社会制度の解体や中間集団の弱体化など、近代化とともに起こる社会変動としての客観的な側面に注目している。それに加えて、客観的な社会変容がもたらす、主観的なレベルでの不確実性の増大や個人にとっての自己責任の強制なども論じられている（Beck 2010b：81-82）。すなわち、「主観的個人化」と「客観的個人化」との相関関係を捉えることが、ベックが主張する個人化分析の特徴である。

この 2 つの個人化の分析次元を用いて、伊藤（2015）は「個人の側」と「社会の側」と

いう視点を設け、近代における個人と社会の関係性の変化について、考察を行なっている。第一の近代においては、個人が複数の中間集団に所属することにより、一定の物資的および精神的支柱を獲得したが、第二の近代においては、個人と社会の連結が外され、現代的なリスクにより生み出される「不安による連帯[5]」などの、新たな形での個人と社会の関係が形成されている（伊藤 2015：50-53）。

また、市原（2016）は、子宮頸がんワクチン事業を事例として、客観的個人化に予防接種制度を、主観的個人化にワクチンの接種対象者を配して分析を行い、日本においては、ワクチンの選択者である個人の主観的個人化が、ワクチンを提供する予防接種制度における客観的個人化に比べて停滞しているという結論を導いている。

本論の第 7 章では、これまで解説した個人化論を分析の土台とし、農民工という、中国における新しい階層を構成する個人を対象として、彼らが大気汚染というリスクに遭遇する際に、(1) 農民工を取り巻く社会制度の規範という客観的個人化、(2) 農民工という個人におけるリスク認識と受容、およびリスクとの付き合い方などから判断する主観的個人化、そして (3) 農民工という個人と制度との相関関係、を検討することより、「現代の新しいリスク」が中国の農民工という特定の社会階層に、いかに分配されているかを検討する。

以上、本章は「リスク社会論」と題して、リスク社会論における時代区分、リスクの定義、科学的知見とリスクとの関係性、個人化など、本論の分析土台であるリスク社会論の概念的枠組みについて、整理と確認を行った。リスク社会論は、欧米先進国を例に抽出された理論的枠組みであり、伝統社会、第一の近代、そして第二の近代へという近代化の過程は、あらゆる場所で、いつも同じやり方で生じ、同じ結果を生んでいるわけではないことを、ベックは主張している（Beck 2011a：20）。すなわち、東洋、新興国、発展途上国などの、西洋とは異なる文化や歴史的背景の持つ社会形態を検討するためには、リスク社会論における思考と理論を丸ごと応用することは、不可能であると考える。よって、次の第 3 章では、リスク社会論と並んで、本論にとってのもう 1 つの理論的礎石である「圧縮された近代化論」について検討する。

[5]リスク社会では、階級社会に見られる欠乏の共有に代わって、不安の共有が見られ、その特徴として、生じた不安による連帯が政治的な力になるとされている（Beck 1986＝1998：75）。

第 3 章　圧縮された近代化論

本章においては、本博士論文が援用する、もう 1 つの理論的礎石である、圧縮された近代論についての理解および整理を行う。具体的には、3. 1 節では、圧縮の意味と、圧縮された近代という概念の解釈を中心に検討を行う。3.2 節においては、圧縮された近代論とリスク論や個人化論が交錯する地点において展開されてきた、先行研究について整理し、圧縮された近代化論に対する見解を賛否の両面からまとめる。最後の 3.3 節では、リスク社会論と圧縮された近代化論の関係性を明確化することで、この 2 つの理論をどのように組合せ、本論の主張を構成するかについて説明を行う。

3.1　圧縮された近代論の提起

3.1.1 中国社会に対する時代診断

圧縮された近代化論について述べる前に、本項ではまず、本博士論文が、中国近代化を分析するために、圧縮された近代化論という理論的枠組みを導入する理由について説明を行う。第 1 章で言及したように、中国の研究者もまた、リスク社会論に基づいた中国社会に対する考察を進めてきた。しかし、1978 年に始まった改革開放以降の中国社会が、リスク社会のモデルに当てはまるかどうかという問題をめぐっては、意見が分かれている。

たとえば、夏玉珍・呉婭丹（2007）は、改革開放以降、中国社会の近代化過程は、欧米先進国のそれとは異なっているという観察を土台に、中国では 1978 年以降、ようやく市場経済に基づく産業化が開始され､現在も産業社会の発展に向けて進んでいる最中であり、リスク社会である第二の近代の段階には、未だ到達していないという判断を下している。それに対して、王小剛（2007）では、急激な近代化とともに、国民の貧富格差が拡大し、経済発展の過激な追求が自然環境を犠牲にし、科学技術の不確実性を軽視して原子力発電所が乱立する現在の中国社会は、既にリスク社会に突入しているという見解が提示されている。また、李路路（2004）においては、現在の中国社会は、単にリスク社会という概念だけでは定義し難く､「高リスク社会」であるという見解も出されており、計画経済体制の解体と市場経済体制の構築が同時に進行することで、中国の社会システムがより複雑化することは､リスクが多発する原因であると判断されている。さらに､楊雪冬（2004）では、1978 年以降の近代社会と伝統社会との関連性に着目しており、近代化や都市化が進む一方、中国の多くの地域では、伝統的な農業生産が経済手段の主要な地位を占めており、市場経済の導入により、かつての土着的な生産方式や生活様式に変革がもたらされ、多様な

リスクが現れていると論じられている。

これらの研究に示唆されるように、現在の中国社会が、まだリスク社会に到達しているのか、いないのか、あるいは「高リスク社会」というべきなのか、その時代診断に関する見解は統一されていない状況である。一方で、これらの研究においては、欧米先進国の近代化の経験と比べて、第 1 に、中国の近代化過程がより複雑であり、第 2 に、改革開放以降の中国社会においてリスクが多発している、という 2 点においては、共通の認識が成立している。

前第 2 章で述べたように、ベック（1986＝1998）は、リスクという概念により、近代を第一の近代と第二の近代に区分している。第一の近代は、富の生産と分配を目的とする社会であるが、第二の近代は、その富の分配という主要な課題に、リスクの生産と分配が加わる社会として位置付けられている。そして、富の分配からリスクの分配への理論的枠組みの交替により促進された、欧米先進国における第一の近代から第二の近代へという時代の進化が、連続的な近代化のモデルとして扱われている。

ただし、このような交替には、少なくとも 2 つの歴史的な条件が必要である。その 1 つは、物質的な貧困が相対的に軽減され、社会的に排除されうる段階に達していることであり、もう 1 つは、近代化とともに、リスクが今までに知られていない規模で顕在化することである（Beck 1986＝1998 : 23）。しかし、現在、欧米の資本主義国家および先進国以外の国々または地域においては、物質的な貧困の軽減が完遂される以前に、強制的にせよ、自発的にせよ、多くのリスクに直面せねばならず、欧米先進国における連続的な近代化の経験とは全く異なる状態に陥っている。このような現状に対して、東洋、社会主義国家、発展途上国、新興国などの、さまざまな社会形態における近代化のあり様をリスクという観点から考察するために、「圧縮された近代」（Chang 2010）という概念が提出された。

本論は、現代中国の近代化において、伝統社会、産業社会、リスク社会という時代の特徴がどのように併存し、また混在するかを究明することを目的としている。従ってリスク社会論の時代区分を、中国社会にそのまま当てはめるわけではなく、社会主義体制と資本主義体制の混在、伝統的な価値観と近代的な理念の併存、さらに急速に推進される産業化と集約的に現れてきた社会のリスク化の同時進行など、改革開放以降の中国近代化の様相をより詳細に分析するために、リスク社会論の分析方法に、圧縮された近代化論という視点を加えるものである。

3.1.2　時間と空間の圧縮

我々の日常生活において、「圧縮」という言葉は、物体に圧力を加えて、その容積を縮小するという意味において使用される。社会学的概念としての「圧縮された近代」を理解するためには、まず、近代以降に生じる時間と空間の圧縮という現象について確認する必要がある。本項においては、主に、アンソニー・ギデンズが提唱する「時間と空間と分離」という概念に加えて、デヴィッド・ハーヴェイにより提起された「時間・空間の圧縮」の概念について概説する。

ギデンズは、時間と空間との関係性の変化を通して、近代化を捉えており、時間と空間の分離は、近代と伝統社会とを区別する指標の１つであると主張している。ギデンズは、「日出而作，日落而息（日が登れば働き、日が沈めば休む)」という中国語のことわざが示す通り、伝統社会では、人々は、日々生活している場所に観察される日の出と日の入りのような、自然界の周期的な出来事により時間を測定しており、その測定は不正確で不安定なものであったとしている。加えて、伝統社会における社会生活は、目の前にある特定の場所に限定されており、空間と場所との区別が存在しなかった（Giddens 1990＝1993 : 31–33)。

それに対して、近代社会では、機械時計や暦の発明と普及により、離れた場所にいる人々に共通な時間認識が形成され、世界地図が普及するに従って、自分の存在しない空間に対しても認識が形成されるようになった。かつて一致していた時間と空間が分離され、それぞれに標準化されたことによって、人々の社会活動は、特定な場所に限定されたもの、目の前のものから切り離され、同じ場所に存在しない人々の間での相互行為が可能となった（Giddens 1990＝1993 : 32-34)。つまり、自分が実在するローカルな場所に束縛された伝統社会に対して、近代社会は、自分の空間と時間の枠を超えて、実際には知らないグローバルな事柄と自分の現実であるローカルな事柄を結びづけることが可能となる社会であると考えられる。つまり、近代化における時間と空間の分離は、時間と空間の再統合の基盤でもあると、ギデンズは主張している（Giddens 1990＝1993 : 34)。

一方、ハーヴェイは、近代化に伴って生じる時間と空間の変質、すなわち、「空間的障壁を克服しながら、生活のペースを加速化する」という現象を、「時間・空間の圧縮」として捉えている（Harvey 1990＝1999 : 308)。ヨーロッパの封建時代における場所に対する理解は、おおまかに定められた領土の境界内部に限られており、外の空間についての把握は不十分であり、何らかの外的権威、日月星辰、神話上の人物が存在する所と想像されてお

り、その空間における時間は、無限で人知の及ばないものものであった（Harvey 1990＝1999：309–310）。しかしながら、精密時計による時間の表示、航海時代に作られた世界地図、そして商品の取引や貿易の出現が、時間と空間に対する認識に変化をもたらした（Harvey 1990＝1999：292-293）。

ハーヴェイは、近代化以降の欧米先進国が主導する資本主義の拡大を、時間・空間の圧縮を促進する最も重要な原因であるとしている（Harvey 1990＝1999：330）。産業化が進む西欧では、自国での過剰蓄積や過剰生産を原因とする危機を阻止するために、海外市場の開拓と商品の輸出、海外の低コスト労働力の利用などの戦略が採用された。特に輸送手段の高速化、新しい通信手段の発明によって、商品、情報、人間などが移動するのに必要となる時間が大幅に縮小され、そして、私的にも公的に意思決定を瞬時に、より広域かつ多様な空間に伝えることが可能となった（Harvey 1990＝1999：199）。これはすなわち、近代における時間と空間の再編成を意味するものである（Harvey 1990＝1999：253）。

この資本主義的な生産方式により引き起こされる時間と空間の圧縮という現象は、また、文化や文明間の相互関係の側面にも反映されるようになる。時間的・空間的障壁の克服に伴って、異文化間での接触、摩擦、交渉、融合が加速される。よって、過剰蓄積という危機と文化的、政治的諸形態における危機は、時間と空間の圧縮という力で強く結び付けられるようになったと、ハーヴェイは指摘している（Harvey 1990＝1999：330）。

この時間と空間に関するギデンズとハーヴェイの主張は、Chang や Han などにより提唱された圧縮された近代論にとって啓発的な見解である（Chang 2010：446–448）。Han（2011：164）は、古典から現代に至るまでの近代社会理論の基低には、長きにわたるヨーロッパ中心主義が横たわっていると指摘した。ギデンズにより提唱された時間と空間の分離と再統合の概念、そしてハーヴェイが捉えた近代における時間と空間の圧縮という現象は、すべてヨーロッパの歴史的経験に基づいて抽出されたものである。しかし、圧縮された近代化論は、西洋以外の近代化の経験に主眼を置くものであり、次の 3.1.3 節では、この圧縮された近代について概説を行う。

3.1.3　圧縮された近代

アジアの近代化研究の代表的存在である Chang は、1999 年に発表した ‘Compressed Modernity and its Discontents: South Korean Society in Transition’という論文の中で、「圧縮された近代」という概念を初めて提唱している。この研究において、Chang は、

1961 年の韓国の軍事政権成立から 1997 年の国際金融危機までの期間の急速な経済発展により、韓国では、社会のあらゆる面での変化が加速しており、その変容のあり方を、「圧縮された近代」として解釈している。加えて、1960 年代以降の韓国の成長がはらんだ危険性は、金融危機という経済だけではなく、社会生活、政治、文化などさまざまな分野に見出すことができると、Chang は主張している。

その後、2010 年に発表された、'The Second Modern Condition? Compressed Modernity as Internalized Reflexive Cosmopolitization'という論文において、Chang は、圧縮された近代を以下のように定義した。

> 「圧縮された近代とは、文明化の過程における 1 つの状況である。ここでは、経済的、政治的、社会的および／または文化的な変動が、時間、空間双方に沿って著しく圧縮された仕方で起こっており、相互にかけ離れた歴史的、社会的諸要素が動的に共存していることで、高度に複雑で流動的な社会システムの構築と再構築が起こっている[6]」（Chang 2010：446）。

圧縮された近代は、時代を区分する概念ではなく、それぞれの時代において、実際に発生する社会的な現象に着目した概念であり、ベックのコスモポリタン的構想（Beck 2011c）に基づいている（Chang 2010：445）。つまり、近代において、それぞれの社会は孤立した存在ではなく、相互に包摂的に共存し、相互に影響することを示唆しているのである。

さらに、リスク社会論の時代診断である、西洋における第一の近代から第二の近代への連続的な近代化のプロセスとは異なり、圧縮された近代においては、第一の近代社会の諸要素と第二の近代社会の諸要素が、同時に出現するという現象が捉えられる。

また、圧縮された近代化のプロセスには、本来の経済的、政治的、社会的および文化的諸関係以外に、外来の諸要素を取り込む現象が普遍的に存在している。たとえば、東アジアの諸地域は、急速な近代化に伴って、激しい社会変動を経験しており、こうした変化の帰結として、西洋諸国の近代化の経験を超える、複雑な社会形態が形成され、またそれが、

---

[6] ここは筆者の邦訳であり、原文は「Compressed modernity is a civilizational condition in which economic, political, social and/or cultural changes occur in an extremely condensed manner in respect to both time and space, and in which the dynamic coexistence of mutually disparate historical and social elements leads to the construction and reconstruction of a highly complex and fluid social system.」である。

多様なリスクをもはらむこととなる。

この圧縮された近代の概念を精密化するために、Chang（2010）は、時間･時代（Time/ Era）や空間･場所（Space/Place）、そして、濃縮・総括（Condensation/ Abridgement）と圧縮・混雑（Compression/ Complication）という、圧縮される内容と圧縮のされ方の差異を、5 つに分類を示している（図 3.1 を参照）。

図 3.1　圧縮された近代の分類図

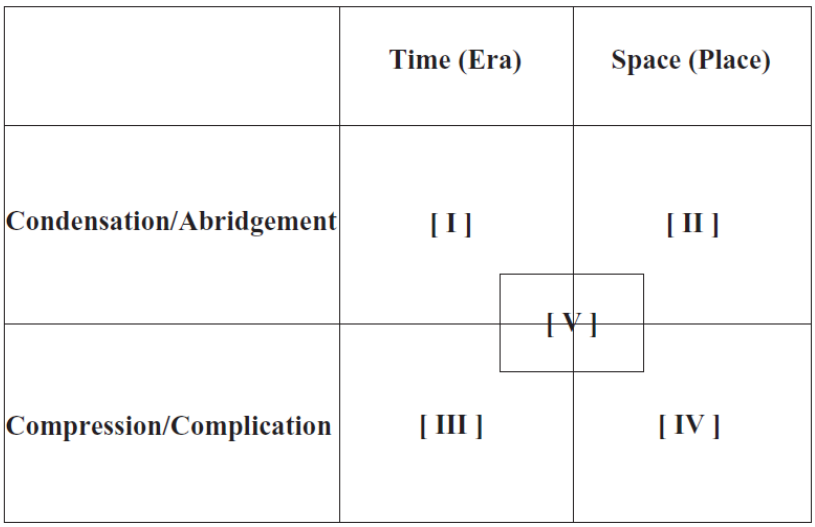

出典：Chang（2010：447）の Figure1 より

Chang は、圧縮される内容を、時間的なもの（[Ⅰ] [Ⅱ]）と空間的なもの（[Ⅲ] [Ⅳ]）とし、図 3.1 の横軸を 2 つに分けている。ここでの時間と空間とは、単なる物理的な意味での定義ではない。時間的なものは、時点（point）、前後順位（sequence）、量的（amount）という物理的な時間の意味を持つと同時に、時代（era）、紀元（epoch）、位相（phase）という歴史的な時間の意味をも含む。また、空間的なものも、位置（location）や面積（area）という物理的な空間の意味に加えて、場所（place）、地域（region）という文化的な意味を持つ（Chang 2010：446）。

そして、縦軸は、圧縮のされ方を、濃縮・省略（[Ⅰ] [Ⅱ]）と圧縮・混雑（[Ⅲ] [Ⅳ]）という 2 つに区分している。濃縮・省略においては、1 つの文明に属する諸要素が、並存、省略、移動などの現象として現れる。一方、圧縮・混雑とは、文明を越える諸要素が、衝突、混雑、変容などの現象を意味する。従って、横軸と縦軸の交差により、圧縮された近

代という概念を 4 つの象限に定めることができる。さらに、この 4 つの象限の間での相互作用により生じる圧縮の現象は、象限［V］として規定される。

たとえば、18 世紀以降の西欧の先進国においては、自国の産業化を進めるため、他国の先進技術を輸入し、その生産力を高めるということが行われていた。このような現象は、第一の近代という時間枠においてのヨーロッパ圏内ではありふれた現象ではあったが、一種の圧縮の現象として捉えると考えられる（Chang 2010：448)。このような、1 つの文明の内部における圧縮の現象は、図 1 の［Ⅰ］と［Ⅱ］に当てはまると考えられる。

また、文明と文明との衝突により生じる圧縮の現象も存在する。たとえば、アフリカでは、植民時代に、伝統的な文明に、近代化という意識が強制的に導入されたため、アフリカの社会には、伝統と近代との圧縮が、近代化のプロセスの中に常に残存している。このような文明と文明の衝突により生じた、圧縮された近代の現象は、図 1 の［Ⅲ］と［Ⅳ］に相当すると考えられる。さらに、近代化の追求とともに、この近代化過程の圧縮は、強制的なものから自発的なものに転換している（Chang 2010：450)。

3.2　圧縮された近代に関する先行研究

前 3.1 節では、圧縮された近代化論を理論分析の土台として導入する理由、そして社会学における圧縮という概念、および非西洋社会に特化して構築される、圧縮された近代という概念の定義について概説を行なった。

第 1 章で言及したように、Chang（1999；2010）により提唱された圧縮された近代化という理論装置に対しては、油井（2011）や喜多村（2011）などから批判や疑問が挙げられている。他方、Han（2011）や落合（2011；2013a；2013b）などは、リスク社会論の理論的枠組みに依拠しながら、圧縮された近代化論の充実を図っている。本節においては、圧縮された近代の理論に対する解釈と批判を整理した後、リスクと個人化の観点に分けて、圧縮された近代化論に関する先行研究について整理を行う。

3.2.1 圧縮された近代化論に対する解釈と批判

Chang（2010）により提唱された圧縮された近代という概念に対して、油井（2011）は、以下のような解釈を加えている。Chang の理論的枠組みにおいては、圧縮の対象が 2 つに分けられている。1 つは、時間軸に沿った速度の圧縮であり、それは、伝統社会、近代、現代という推移の速度と混在、錯綜の問題である。もう 1 つは、近代化における諸要素、

すなわち内容の圧縮、および欧米的近代とアジア的近代の圧縮的混在という問題である。つまり、油井は、圧縮された近代化論を、時間軸における近代化の速度の迅速性の問題と、水平軸における東西の文化の混在という問題の双方を考慮しなければならない概念として理解している（油井 2011：226–227）。

油井はまた、リスク社会論の時代区分との関連において、第一の近代が近代的な諸制度の生成という過程であり、第二の近代がその制度の引き剥がしが起こる過程とすると、圧縮された近代社会では、制度の生成とその無効化の目まぐるしい交替が起こり、現れる社会問題としてのリスクの常態化が起こると論じている。圧縮された近代化社会は、すなわち「時の関節がはずれた」社会と言い換えることができるのである（油井 2011：227）。

しかし、その一方で、油井は、批判も行っている。たとえば、東アジアの日本、韓国、そして中国における圧縮された近代の経験は、量的、質的に大きく異なる。時間軸に沿って、日本の近代化の始点を明治維新として考えれば、西洋と比べて 100 年ほどの遅れがあり、韓国の 1961 年の開発独裁国家体制の成立から現在までは約 60 年、中国の改革開放から現在までは 40 年余を経過しており、3 国の近代化までの時間には差があることが解る。水平軸における東西の混在についても、日本、韓国そして中国は、それぞれ東洋の伝統的な歴史や文化をもつ国であるが、各々が経験してきた歴史や保有する文化は全く同じものではない。つまり、同じ東アジアでも、近代化の過程はそれぞれ異なるため、この圧縮された近代論を用いて、特定な地域や社会形態を分析する際には、時代の差、地域の差などの問題を考慮する必要があると、油井は注意を促している（油井 2011：228）。

また、喜多村（2011）は、インドにおける近代化の過程を取り上げ、インドにおける圧縮された近代の状況が、Chang（1999）の主張とは異なることを指摘している。インドにおいて加速された産業化の過程と、それにより生じる負の側面が同時に進行している状況は、韓国と同様である。しかし、インド社会の発展基盤は、植民地支配下における近代化の経験に依拠したものである。たとえば、インドは、NPO 大国と呼ばれるほど、現在数多くの NGO 団体を有しているが、これらは植民地宗主国イギリスの支配からの権利委譲の過程で生成されてきたものである（喜多村 2011：152）。韓国は、インドと同様に植民地であった歴史を持っているが、Chang（1999）では、植民地として支配される経験が、現在の韓国の圧縮された近代の形成にどのような影響を与えているかについては、詳しく論じられていない。喜多村は、ここに着目して、植民地時代における近代化のプロセスと圧縮された近代化論を接合し、理論をさらに精緻化する必要があることを主張している。

さらに、落合（2013b）は、東アジアに特徴的な人口の変化を例にとり、日本と他のアジア社会との間には、圧縮の程度に差が存在することに視点を定めている。落合は、リスク社会論の時代診断を人口転換に関連づけ、第一の近代は、出生率も死亡率も高い社会から、それぞれがともに低下する社会へ向かうという、第一次人口転換の過程と一致しており、第二の近代は、ヨーロッパを皮切りに再び出生率が低下し、高齢者人口が上昇し、加えて離婚の増加などに代表される、第二次人口転換の過程と一致していると指摘している（落合 2013b：74）。

日本以外のアジア地域においては、一次的人口転換と二次的人口転換の過程が同時に進行しており、それは他でもなく、第一の近代と第二の近代が圧縮される形で同時に展開していることを示す。対して、日本の場合は、ヨーロッパ社会との比較では、一次的人口転換と二次的人口転換の間隔が短く、ほぼ同時に進行しているように見えるが、他のアジア隣国と比べると、2 回の人口転換の間に少なくとも 20 年という間隔が存在している。つまり、人口学的観点から捉えた日本と他のアジア諸国との差異をもって、日本社会を、「半」圧縮された近代として見なすことが可能であると、落合（2013b：75）は主張している。さらに落合（2013b）は、圧縮によってもたらされた東アジアの近代化過程の複雑さが、人口政策や婚姻制度など、それぞれの国の独自の政策の方向性と深く関連しており、それが東アジアの現在の社会状況を形成するのに決定的な影響を与えたと論じている（落合 2013b：68）。

これらの先行研究に示された批判や示唆は、圧縮された近代の現象は、確かに近代化のプロセスにおいて明確に捉えることができるが、観察される時間・時代と空間・地域の違いによって圧縮の現れ方が異なり、また、同じ地域や時代でも、圧縮のされ方の違いによってその現象も異なることを示すものである。本論は、これらの先行研究を踏まえた上で、圧縮された近代という概念を援用して社会現象を分析する際には、(1) どの時間帯か、(2) どの地域に発生したのか、(3) どのような観点から圧縮された近代の現象を取り扱うのか、(4) 圧縮のされ方はどのようであったか、という 4 つの要素を明確にする必要があると考えるものである。

3.2.2 圧縮された近代におけるリスク

本項においては、Han により提唱された、圧縮された近代におけるリスクの分類方法について説明を行う。Chang（2010）では、圧縮された近代が進行する社会では、多様なリ

スクが集約される形で生じると主張されたが、それらがどのようなリスクなのか、いかなる特質があるのかなどの問題については、詳しく論じられていない。これらの点に関して、Han and Shim（2010）、そして Han（2011）は、異なる類別のリスクが、なぜ、どのように産出されたについて、詳しい論述を展開している。

Han（2011）は、Chang が提案した理論的枠組みに沿って、圧縮された近代におけるリスクが多種多様であることについて説明を加えている。まず、時間軸に沿った検討では、圧縮された近代社会においては、伝統社会、近代社会、現代社会が部分的に同時に存在するため、そのリスクも伝統的リスク、近代的リスク、現代的リスクという多様性を有する。しかも、これらのリスクが混ぜ合わされる形で生じているため、それぞれのリスクの確固とした境界が消滅してしまい、かつ社会のあらゆる箇所に浸透している。すなわち、通時的に分離されていたリスク産出様式が、共時的に共存しているのである（Han 2011 : 184）。次に、水平軸に沿って、東洋と西洋を比較して見ると、西洋社会が、資本主義的近代化を長い時間をかけて築き上げ、リスクに対処するための制度も一歩ずつ発達させてきたのに対し、東アジアでは、近代化が急速であった分、リスクに対処する制度も、相対的に脆弱なものとなり、それがさらにリスクを複雑なものとする（Han 2011：184-185）。

このようなリスクの複雑性に対して、Han and Shim（2010）および Han（2011）は、Chang の定義に基づき、複数のリスクを分類し、その特質を帰納することを行った。Han は、圧縮された近代の社会形態で生じるリスクを、回避できるか否かによって、次の 2 通りに分類した。

1 つは、欧米先進国が経験した近代化、すなわち、連続的な近代化により生み出されたリスクである。自然環境の破壊、気候の変動、世界金融危機、グローバルな流行病、高齢化など、連続的な近代化のプロセスにより生み出されたこれらのリスクは、圧縮された近代社会においても、同様に存在する。この種のリスクは、「近代文明の運命として避けられない」ものであると指摘されており、「回避できないリスク」と考えられている（Han 2011：185）。加えて、この種類のリスクは世界のどこにおいても発生しうるものであり、また、「トランスナショナルなリスク」と呼ばれ得るとされている（Han and Shim 2010：471；Han 2011：186）。

もう 1 つは、急激な発展の結果として生み出されたリスクである。たとえば、中国のような新興国は、短期間での経済発展を目指して、急速な近代化が進んでいる。このような近代化の進め方が原因となり、多様なリスクが生み出されている。具体的には、大規模な

事故や犯罪、食品安全、建築偽装、汚職腐敗などの問題が典型的な例として挙げられる。この種のリスクは、圧縮という方式により生み出されたものであるため、「回避できるリスク」である（Han 2011 : 185）。この圧縮により生起するリスクは、あらゆる場所ではなく、特定な国家や地域に蓄積される傾向があり、「トランスナショナル」ではなく、「ナショナルなリスク」として位置づけることが可能である（Han and Shim 2010 : 472 ; Han 2011 : 185）。

Han により提唱される、この圧縮された近代におけるリスク分類法は、圧縮された近代社会が直面するリスクとその特質を理解するために、極めて有益な意見を提供していると考えられる。ただし、本論で事例として取り上げる中国における大気汚染問題、特に、2011 年頃から注目されている「北京スモッグ」問題は、Han の言う近代化の「運命」として遭遇するのを避けられないリスクなのか、急速な発展様式ないしは汚染に対する規制策の見直しによって、回避できるリスクなのかを判別することが、大変困難である。この点については、第 6 章で、また詳しく検討を展開する。

3.2.3 圧縮された近代における個人化

近年の圧縮された近代論においては、リスク社会論における個人化の概念との関連づけが行われ、東アジアにおける個人と家族、個人と社会の関係についての分析をもとに、西洋とは異なる、圧縮された近代における個人化の特徴についての検討も行われている。

たとえば、Han（2011）は、韓国における「雁の家族」という現象に着目し、韓国における個人化のあり様と、国境を超えた家族の強い絆を説明している。韓国の比較的余裕のある家庭では、より高度な教育を受けさせるために子供を外国へ送り出し、父親が自国で働き、外国で教育を受けている子供とその面倒を見る母親に送金を行い、地理的に離れた場所に暮らす家族が年に数回しか逢えないという現象がある。Han は、この「雁の家族」の事例を、圧縮された近代における「不確実性への対処として現れる高度な個人化」の現象であり、「個人化の戦略である」と見なしている（Han 2011：181）。同時に、このような雁の渡りのような家族関係は、圧縮された近代における家族と個人との関係性を示す典型的な一例でもあるとしている（Han 2011：181）。「雁の家族」に象徴される家族には、伝統的な家族の紐帯が、地理的な隔たりによっても切断されることなく維持されており、この「子どもや家族のため」という価値観は、親たちが労働市場に参入する原動力の 1 つであると考えられる。Han は、圧縮された近代社会においては、近代と伝統が調和的に共

存し、それが個々人の生き方の細部に浸透していると主張している（Han 2011：181）。

また、Chang（2013）は、西洋社会における第二の近代では、家族という形態に変化が現れ、リスクを緩和する機能が脆弱化していることに対して、圧縮された近代においては、「個人主義なき個人化」、すなわち、「家族主義を伴う個人化」（Beck 2011a：30）とも解釈できる現象が現れているとしている。圧縮された近代社会における個人化は、その精神的、文化的基盤としての個人主義の形成とは無関係に生じており、個々人は家族の価値や血縁関係を今でも重視することから、家族においては、その機能に過剰な負担が掛るようになり、それが社会的なリスクをも負うようになる（Chang 2013：40-43）。

さらに、Chang の「個人主義なき個人化」に関する論述を踏まえて、落合は、東アジア、特に日本における婚姻関係と出産率の低下に着目し、圧縮された近代社会では、結婚や子供を産むことにより生じる「家族の負担」から逃れるようとする、「リスク回避的な個人化」が起きていると論じている（落合 2013b：94）。急速な近代化の中にある東アジアの個々人は、家族を「唯一の保護を与えてくれる社会的資源」であると見なしている。しかし、家族からの助けにより自分がリスクを軽減することが可能となる一方で、家族が落伍者となった場合には、家族を助ける側に回らざるを得ないことで、個人のリスクは高くなることが考えられる。それはすなわち、「条件が換われば、家族の関係は、社会的資源からリスクに変貌する」ということである（落合 2011：111）。このような観点から、落合は、圧縮された近代において生じる「リスク回避的な個人化」は、「家族に関係するリスクを最小化しようとすること」として理解できるとしている（落合 2011：111）。つまり、東アジアにおいては、「家族主義を伴う個人化」と「リスク回避的な個人化」がコインの表裏のように共存しており、それが西洋の「個人主義的な個人化」と一線を画するところである。

これらの先行研究は、主に東アジアにおける個人化の現象および西洋との差異に焦点を当てているが、本論の第 7 章では、個人化論の根幹である個人と制度との関係性に着目し、急激な近代化の中で生じる圧縮の具体例を、農民工階層という新しい社会階層を事例として描くことを主眼とし、分析を展開する。

3.3 リスク社会論と圧縮された近代化論

前 3.2 節においては、圧縮された近代に関する先行研究について概観した。本節においては、圧縮された近代化論とリスク社会論の関連性について考察を行い、この 2 つの理論をどのように組合せ、本論の主張を構成するかについて説明を行う。

3.3.1 リスク社会論における圧縮された近代化論の位置付け

本論の第 1 章で言及したように、主に西洋社会を念頭において提唱されたリスク社会論の理論的枠組みを用いて、現代社会が直面する社会問題を解釈するためには、少なくとも 2 つの課題がある。その 1 つは、ベックにより提唱される第一の近代、第二の近代（＝再帰的近代）という時代診断が、西洋以外の国々の社会形態に適用できるか否かの問題である。もう 1 つは、リスクや個人化などの抽象度の高い社会学の諸概念を、具体的な社会形態に応用するに当たって、これらの概念をどのように具体化し、いかなる方法で社会現象を分析するかという問題である。

1986 年の『危険社会』が出版されて以来、注目されてきたこれらの問題に対して、ベック自身が積極的に取り組む姿勢を見せてきたのは、周知の通りである。1990 年代後半から、ベックは「コスモポリタン化[7]」という概念を構築し、国民国家を前提とした、ヨーロッパ中心主義的な社会学の理論的枠組みを変革しようと試みている。そして 2000 年以降、ベックは、アジアの近代化にも関心を向けており、欧米以外の研究者とも盛んに議論を行い、自らの完成を目指していた（伊藤 2017：iv）。

圧縮された近代論の代表的な論者である Chang と Han もまた、ベックの共同研究者であり、2010 年に刊行された *Varieties of Second Modernity: Extra-European and European Experiences and Perspectives*（Editors by Beck and Grande）という論文集は、彼らの共同研究の成果の一部である[8]。この中の ‘Varieties of Second Modernity: the Cosmopolitan Turn in Social and Political Theory and Research’ において、ベックは、方法論としての「コスモポリタン化」についての叙説に加えて、東アジアの近代化の経路は、西洋のそれとは異なり、「開発国家により主導され、積極的で、圧縮された」ものであ

---

[7] 方法論としての「コスモポリタン化」を理解するためには、ベックの造語である「コスモポリタン化」とは何かについて、説明を加える必要がある。伊藤（2017）では、コスモポリタン化とは第 1 に、「政治や経済や日常生活が基本的に国民国家の枠組みの中で定義される社会形態から、国民国家が内側から変化し世界リスク社会の輪郭がますますはっきりと現れる形態への変遷のことを意味する」とされている。第 2 に、コスモポリタン化は、「社会が実際にどのような方向に沿って変化しているのかという「事実」を把握する鍵概念であり、国際主義、思想や規範として使われるコスモポリタニズムとは異なる」としている。第 3 に、経済面を示す現象として使用されているグローバル化と区別して、コスモポリタン化は、「ナショナルなもの、ローカルなもの、さらには、自分自身のライフコースやアイデンティティの内側で生起する現象である」としている（伊藤 2017：129-131）。

[8] この論文集は、*The British Journal of Sociology* の 2010 年、第 6 巻 3 号に掲載されたものであり、Chang（2010）および Han and Shim（2010）は、ここに掲載された論文である。

ると主張している（Beck and Grande 2010：416）。それはすなわち、第二の近代は、多様な形で生じており、リスク社会にたどりつく経路は、必ずしもヨーロッパのモデルと一致しないということである。このような理解を前提として、圧縮された近代論をもって西洋以外の近代化を考察するためには、近代的な諸原理と近代的な諸制度を区別し、同時的な非同時性の観点からの検討が提案されている（Beck and Grande 2010：415）。この同時的な非同時性という観点について論じる前に、次項においては、ベックにより提起される方法論としての「コスモポリタン化」とは何かについて概説を行う。

3.3.2 方法論としてのコスモポリタン化

長い間、社会理論はその研究の単位を国民国家としており、社会や文化の概念は、境界を持ち、それぞれが同質な単位として扱われてきた。これらの社会学の理論が依拠するのは、ヨーロッパにおける初期近代のナショナルな諸経験であると考えられる（Beck 2011d：250）。言い換えれば、国家とそれに基づいて形成される社会が、自然的な社会的政治的形態であると想定し、それを用いて社会のあり様を観察することは、「方法論的ナショナリズム」ということになる（Beck 2011c：145）。

対して、現在、私たちが生きている時代においては、政治、経済、社会、文化、科学技術など様々な要素が国境を越えて相互に連携し、世界はますます一体化の様相を呈している。それにより、政治の闘争、金融危機、貧困、自然の破壊などの多様なリスクも、一国家だけでなく、世界全体を覆うことになる。そして、これら、近代化に伴って生じる現代の新しいリスクは、すでに国民国家という枠組みを超えて出現しているため、国家という単位での解決は不可能になってしまっている。

このような状況を分析するためには、社会学における「パラダイムシフト」、つまり、新しい準拠枠組みへの転換が必要となるとベックは主張している（Beck 1999＝2014：3）。この準拠枠組みの転換は、すなわち、「方法論的ナショナリズム」から、「方法論としてのコスモポリタン化」への転換を指している（Beck 2011c：145）。この方法論としてのコスモポリタン化の提起とともに、ベックは、リスク社会論に対して、以下のように持論の改訂を表明している。

> 「近代化の過程が進む経路は国によって非常に異なることがある、ということだ。西洋の再帰的近代の理論は、その最初の形態においては（Beck 1986；

Beck/Giddens/Lash 1994）「西洋の」近代とそれ自体についての理論であった。それは、近代と近代化についての伝統的理論と一連の基本的前提を全て共有していた。中でもそれは、その規範や原理や制度が早晩世界規模で適応されうるし、されるべきであると前提としているという意味で、普遍主義的主張を共有していた。しかし、この考えを修正し、「コスモポリタンな〔複数な〕近代」の理念と交代させなければならない。私は、再帰的近代化の過程は実際に普遍的であり、つまり産業主義的近代化の制度を変更する副作用が多様な形で観察されうると、主張する。私は逆に、再帰的近代の過程は、あらゆる場所で、同じやり方で生じ、そして同じ結果を生んでいるとは主張しない。まったくその反対だ。すなわち、再帰的近代化の過程は、歴史的―経験的に極めて偶有性をもっている。それが、近代諸社会の新しい多様性をもたらした」（Beck 2011a：20）。

すなわち、「再帰的近代化の理論は、近代化における基本的諸原理と基本的諸制度との区別から出発し、近代社会の内部での時期の断絶が、産業社会の基本的諸原理の徹底化に伴う、その基本的諸制度の変容によって特徴付けられる（Beck 2011a：20）」ため、コスモポリタン化は、再帰的近代のもう 1 つの特徴であると考えることができる。それは、市場経済、個人化、合理性など、近代化を支える原理が進化し、産業主義的近代の「意図せざる帰結」として生み出されるリスクがグローバルに浸透することにより、国民国家の社会制度は、社会の安定および個人の安全の確保に困難をきたし、機能障害を起こすことを意味している。ただし、この過程は、極めて多様なヴァリエーションを持ち、西洋社会における近代化に内包されると同時に、西洋以外の社会形態における非連続的な近代化においても捉えることが可能である。このように、ベック自らが行ったリスク社会理論の修正は、西洋以外の社会形態をリスク社会論の視点から考察するためにも、充分な理論根拠と検証空間が提供されていると考える。

3.3.3 近代的諸原理と近代的諸制度における「同時的な非同時性」

本節の最後においては、ベックが提案する同時的な非同時性という観点についての検討を展開する。ベックによれば、第一の近代の特徴は、国民国家に基づく社会を基盤とし、社会的な関係性が基本的にその領土内において形成されることにある（Beck 1999＝2014：2）。それに対して、第二の近代は、合理性や市場原理などの産業社会の基礎的原理の徹底

化に則って、生み出される新しいリスクとその脅威も国境を越えてグローバルに拡散される。このため、「人間同士の区別」を保つ国民国家に基づいて形成される、「現代社会の保護区」としての、ローカルな社会制度が解体されることになる（Beck 1986＝1998：1）。

西洋社会が経験した近代化過程においては、第一の近代から第二の近代への移行とともに、近代的諸原理の拡張と近代的諸制度の解体が、ほぼ同時に進行していると考えることができる。それに対して、西洋以外の地域や国家においては、「第二の近代（たとえば気候変動の影響という形で）が既にやって来ていても、（西側の）第一の近代に特殊な諸制度（国民国家、基本権、教育制度の運用とそれに対応する労働市場）が全てしっかり備わっているというわけではない」（Beck 2011d：253）。つまり、非西洋社会では、その近代化の発展経路が、同時ではない近代社会の要素が、同時に混在するという特徴をもって現れることになる（Beck 2011d：252）。

ベックの言う「同時的な非同時性」とは、時間軸に沿って順次に出現する、伝統社会、第一の近代、そして第二の近代という、非同時的な社会形態が、西洋以外の地域においては、同時に共存するという意味だけではない。その根底には、非同時的であるはずの近代の原理と制度の特殊な組み合わせが横たわっている。言い換えれば、西洋以外の地域においては、西洋社会の近代化の構成要素、すなわち、市場原理、合理性、自由や平等などのような近代的諸原理と、国民国家、社会福祉保障制度、環境規制組織などの近代的諸制度が、西洋社会とは異なる仕方でその性格を規定し、相互に結合しているのである。

よって、リスク社会論に依拠して、西洋以外の国の近代化の発展経路と、その特徴を検討するに当たっては、近代化の諸原理と近代の諸制度が、いかに絡まり合いながら並存しているかが考慮すべき重要な課題となると、ベックは主張している（Beck 1999＝2014：23-25）。本博士論文においては、このベックの主張を土台として、中国におけるリスクの現状、それに対応する社会制度、そして中国における近代化の原理に焦点を当て、伝統社会、産業社会、リスク社会がどのように断片的に存在し、また併存するかを吟味し、中国近代の圧縮性を検討するものである。

第 4 章　近代化と大気汚染

前第 2 章と第 3 章においては、リスク社会論と圧縮された近代化論を中心に、本論を土台とする理論的枠組みを明確化した。続いて、本第 4 章では、本論が対象とする大気汚染について整理を行う。

第 2 章で言及したように、リスク社会論においては、西洋社会の近代化過程をもとに、伝統社会から、第一の近代である産業社会、さらに、第二の近代であるリスク社会へという、近代の軌跡が抽出されている。そして、このような近代の進行過程に従って生じるリスクというもの自体が､それぞれの時代に異なる特徴を呈していることが捉えられている。

本論は､西洋社会が順次に経験したような､3 つの社会形態である伝統社会､産業社会､リスク社会が、改革開放以降の中国近代化の過程において、いかに同時かつ断片的に存在するかを明らかにすることを、研究の目的としている。この目的を達成するために、中国における大気汚染だけではなく、西洋社会の近代化過程で発生した大気汚染の問題も事例として取り上げ、それぞれの時代が直面した大気汚染というリスクが、どのように分配され､また､それらにどのような対策がなされたかについて､検討する必要があると考える。

この点を念頭に置いて、本第 4 章においては、まず、4.1 節において、西洋の産業社会で生じたロンドンスモッグおよびロサンゼルス光化学スモッグ、そして、近年注目されている PM2.5 による大気汚染を題材として取り上げ、近代化とともに変化しつつある西洋社会における大気汚染の実態と、その特徴を把握する。このような、西洋社会が経験した大気汚染をめぐる考察を踏まえた上で、4.2 節においては、中国社会が直面している大気汚染の現状とその対応策についての検討および考察へ進むこととする。

4.1 近代化とともに変化を遂げる大気汚染

言うまでもなく､我々人間は､空気なしでは生きてゆくことができない。しかしながら、産業革命以降の様々な産業部門の躍進における道具の機械化、エネルギーの大量消費、そして自動車の普及などに伴い､大気汚染はますます深刻な問題となっている。2018 年の世界保健機関（WHO）の報告書[9]によると、世界では、10 人中 9 人が汚染された空気を吸い

[9] この報告書では、年間約 370 万人が大気汚染を原因として死亡し、室内の空気汚染を原因とする死亡人数は、約 430 万であるとされている。http://www.who.int/docs/default-source/wpro---documents/regional-committee/session-69/references/rc-draft-who-global-strategy-zh.pdf?sfvrsn=94e7ad06_26&ua=1、WHO HP、『世界衛生組織、環境与気候変化全

ながら生息しており、空気汚染は、最も死亡率の高い環境リスクとなっており、年間約 700 万人が、大気および室内の空気汚染を原因として死亡している。

その中でも、かつて多くの呼吸器系疾患の患者や死者を出したスモッグ[10]事件は、公害問題として広く知られている。たとえば、ロンドンスモッグ事件は、被害規模が極めて大きく、歴史的にも注目される大気汚染公害である。1952 年 12 月に、イギリスの首都ロンドンで、黒いスモッグが発生した。それは、煤塵や硫黄酸化物などの汚染物質が、地形と気象の影響によって地表に蓄積することで発生したものであったが、わずか数週間に、このスモッグを原因として、4000 人が死亡するという、大きな被害となった。

ロンドンスモッグのように、産業活動および個々人の生活が生み出した排出物がそのまま汚染物質となる場合を「一次汚染」と定義するが、アメリカ、ロサンゼルスで発生した光化学スモッグは、「二次汚染」として定義されている（上田豊甫・赤間美文［編］2010：17；278）。つまり、光化学スモッグは、自動車や工場などからの排出ガスに含まれる化学物質が、紫外線により大気中で複雑な光化学反応を起こし、化学変化により汚染物質が新たに生成されるものである。このロサンゼルス光化学スモッグ事件は、ロンドンスモッグと並んで、産業社会における公害問題の典型的な事例である。

リスク社会論により主張されたように、西洋社会は、科学技術の進展に伴って、その社会形態は、産業社会の段階を経て、リスク社会へ移行しつつある。第 2 章で言及したように、産業社会の段階ではリスクと認識されなかったものが、現在の社会環境においてはリスクとなり、その脅威が認識されるようになったものが増加している。第一の近代である産業社会で生じたロンドンスモッグやロサンゼルス光化学スモッグのような公害問題とは異なり、「生産力の発達の最も新たな段階で生じたリスクは、目にみえない、人間は直接に知覚できない」（ベック 1986：29）とされているように、それはリスクだと認識されるものの、その特質は時代とともに変化している。

たとえば、近年になって出現した PM2.5 は、そもそも物理測定の基準であるが、そのまま大気汚染を表す言葉として使われている。それは、直径は 2.5μm 以下の微小粒子状物質で、臭わない、見えない、人体には直接に感じられないという特徴を持っているため、それを原因とする大気汚染は、五感での知覚が不可能に近いリスクの一例である。

球戦略』（中国語）、2018 年 10 月閲覧。

[10] スモッグ（Smog）とは、煙（スモーク･Smoke）と霧（フォッグ･Fog）が混合したガス状態を意味しており、一般塵埃･煤煙と水蒸気などが結びつき霧状となる現象を指す（日外アソシエーツ編集部 1992：141）。

以下本 4.1.1 節から 4.1.3 節においては、ロンドンスモッグ、ロサンゼルス光化学スモッグ、そして PM2.5 の 3 つの大気汚染を取り上げ、歴史の進展に伴う大気汚染の変化を把握し、考察を加えることとする。

4.1.1 ロンドンスモッグ

(1) ロンドンスモッグの実態

「霧の町」と呼ばれるイギリスの首都、ロンドンは、その地形的および気候的な特徴により、霧が発生しやすいだけではなく、産業革命以降、100 年間にわたるスモッグ問題の存在が、その名に隠されている。

17 世紀後半、世界で最初に産業革命を迎えたイギリスでは、人口の増加を原因とした木材需要の増加と、森林を耕地へと変換する動きが重なって、燃料としての木材資源の不足が起こっていた。その代替エネルギーとして石炭が用いられ始め、大気汚染の問題が徐々に発生するようになった。

この産業革命により、蒸気機関のような技術革新が起こり、石炭消費量が急激に上昇した。産業革命以降、勃興した諸産業に石炭が大量に使われると同時に、都市化とともに人口が増加し、家庭の暖房用として主に石炭が使われるようになった。このように、産業および一般家庭において一気に増加した石炭の使用を原因として、産業革命の中心地であったロンドンでは、硫黄酸化物と煤塵が大量に排出され、スモッグが多発するようになった（川名 2007：117-121）。

図 4.1 は、産業革命以降の、ロンドンの人口成長とイギリスの石炭生産量の増加を示すものである。ここに示されているように、ロンドンの人口は、1800 年までは、緩やかに増加しているが、1800 年代に入ると、爆発的に増加し始め、1850 年には 230 万に達し、1900 年になると 650 万を突破した。一方、石炭生産量も、1800 年から 1900 年の間に倍増していることが分かる。

このように、ロンドンの大規模な人口増加に伴って、大量の石炭が消費されたことにより、排出された煙やススが、当時の大気環境を一気に悪化させたと考えられる。このロンドンにおける大気汚染問題は、「ロンドンスモッグ」と呼ばれる公害問題までに深刻化した。

図 4.1　ロンドンの人口の膨張とイギリス石炭生産量の上昇

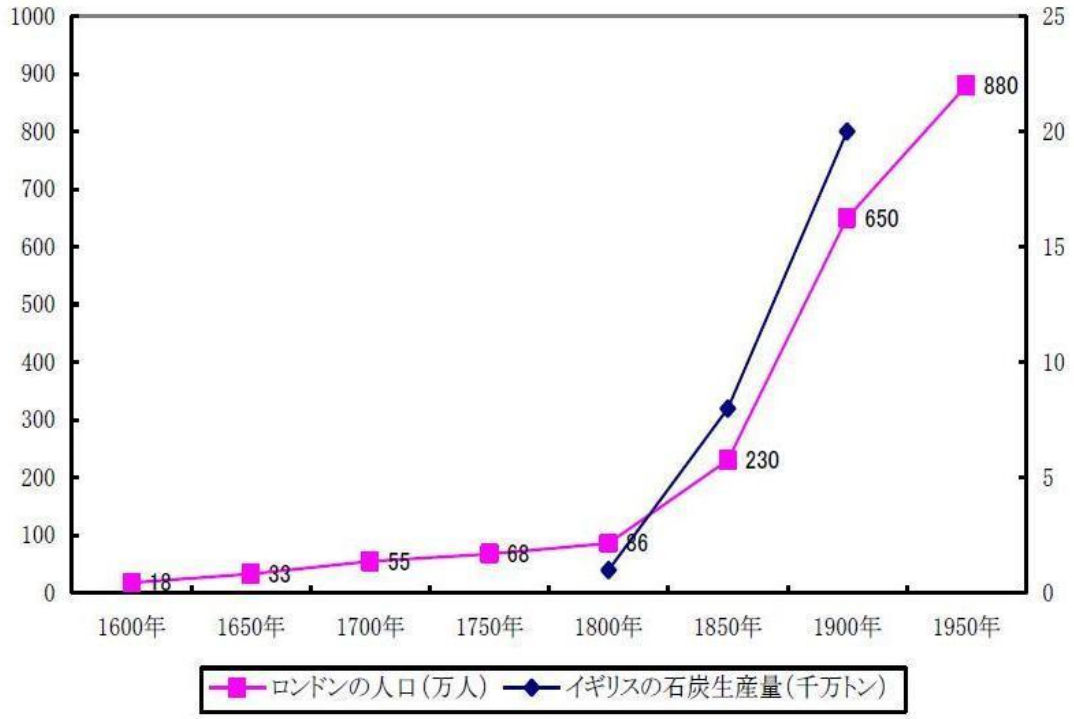

資料：大場（1979：98&167）の「図 3.4 都市人口の急膨張」と「図 4.6 イギリスの石炭生産量の伸び」のデータに基づいて筆者制作

表 4.2　19 世紀から 20 世紀におけるロンドンスモッグによる死亡の増加率

時間帯	突然死増加の割合（先週と比べ）	
	全死因	気管支炎による死亡
1873 年 12 月 9 日～12 月 11 日	1.4	1.7
1880 年 1 月 26 日～1 月 29 日	1.5	2.3
1882 年 2 月 2 日～2 月 7 日	1.3	1.6
1891 年 12 月 21 日～12 月 24 日	1.9	2.6
1982 年 12 月 28 日～12 月 30 日	1.4	1.9
1948 年 11 月 26 日～12 月 1 日	1.3	2.0
1952 年 12 月 5 日～12 月 9 日	2.6	9.3

出典：三浦（1975：82）表 3–1

表 4.2 に示されているのは、1873～1962 年の 90 年間に、ロンドンで発生したスモッグに伴う突然死の増加率である。ロンドンスモッグが生じた期間において、ロンドン市民の死亡率は 1.3 倍から 2.6 倍となり、呼吸器系疾患による死者は 1.7 倍から 9.3 倍まで増加している。その中で、突然死の死亡率が最も高かったのは、1952 年 12 月 5 日から 9 日までの 5 日である。

1952 年 12 月 5 日、大きな移動性高気圧が南イングランドに停滞し始め、気圧の谷が大西洋から西アイルランドにゆっくり近づき、ロンドン附近では気圧差がなく、完全な無風状態となった。家庭や工場の煙突から吐き出された煙が垂れ込めて、濃いスモッグが発生し、一週間も続いた（三浦 1975：71）。

1952 年のロンドンスモッグの状況について、BBC ニュース[11]が行なった経験者に対するインタビューによると、事件が発生した当時のロンドンは、霧のようなスモッグに覆われており、空気が暗いだけではなく、黄色く色づいており、空気中には腐った卵のような匂いが充満していた。スモッグの影響で視程が悪くなり、交通事故が多発したのみならず、外出した住民が道に迷うケースも増えた。さらに、住民の記憶によると、短い時間室外に居ただけで、服と顔に黒い粉塵が付き、咳が止まらなくなることがあった。

前述したように、1952 年のロンドンスモッグ事件が発生した一週間だけで、約 4000 人が死亡し、ロンドン住民の死亡率が 2.6 倍に、気管支炎による死亡率が前週に比べて 9.3 倍となった。近年発表された、1952 年に生じたロンドンスモッグ事件に関する最新の研究においては、1952 年から 1953 年にかけて、約 1 万 2000 人がスモッグに曝露したことを原因として死亡したことが、明らかにされている（Bell and Davis 2001）。

(2) ロンドンスモッグへの対応策

続いて本項では、産業化と人口増加に伴う石炭使用量の上昇に伴って生み出された、ロンドンスモッグに対して、イギリス政府は、どのような規制や対応策を実施したのか、そして、それらの施策はいかなる効果があったのかについての検討を行う。

以下のイギリス政府におけるロンドンスモッグへの対応策については、三浦（1975）の『大気汚染からみた環境破壊の歴史』、大場（1979）の『環境問題と世界史』、門脇（1990）

11 ロンドンスモッグの経験者による経験談については、
http://news.bbc.co.uk/2/shared/spl/hi/pop_ups/02/uk_the_great_smog_of_1952/html/2.stm
を参照、*The Great Smog of 1952,* BBC NEWS HP、2018 年 10 月閲覧。

の『技術発達史とエネルギー・環境汚染の歴史』、および川名（2007）の『世界の環境問題－第 2 巻　西欧』に基づいて整理するものである。

これらの研究に基づいてまとめると、イギリス政府が、ロンドンスモッグに対して実施した対応策は、主に 4 つの段階に分けることができる。まず、産業革命以降から 20 世紀初頭までが、第 1 段階であり、当時のイギリス政府は、石炭の使用をめぐる規制措置を中心とした対応策を実施した。次に、1905 年から 1939 年までの第 2 段階では、ロンドンにおける大気汚染を公害問題として扱い、特別措置を実施した。1939 年から 1952 年までの第 3 段階では、戦争を原因として、大気汚染に関わる規制は停止されている。さらに、1952 以降の第 4 段階においては、イギリス政府は、石炭の使用を制限すると同時に、燃料を他の物質に切り替えるという、エネルギーの転換によってスモッグ問題を解決することに、ようやく到達することになった。

第 1 段階におけるイギリス政府の対応を詳しく見てみると、以下のように整理できる。1819 年、イギリス議会は大気汚染をめぐる調査を行い、蒸気機関の炉からの煙を除去する可能性を見出した。その結果、1830 年代の終わりまでに、イギリスの大都市における商業用炉の煙に対する規制が行われたが、大気汚染の拡大は抑えられなかった。1847 年には、「都市整備法」が設定され、工場内での燃料の完全燃焼が規定された。また、1853 年および 1856 年には「煤煙法」が制定されている。「煤煙法」では、蒸気機関用炉、工場の炉、公衆浴場、洗濯屋、テームズ河の蒸気線の炉からの煙に対する規制を実施する権限が、警察に与えられた。1863 年には、新興のアルカリ工業や銅精錬工場から排出される煙を規制するため、「アルカリ法」が議会を通過し、1866 年には、「衛生法」が制定され、煤煙の取締りの権限が警察から保健局に移された。しかし、1873 年のロンドンでは、スモッグが一週間継続的に発生し、それに応じて 1875 年、「公衆衛生法」が起草された。1881 年には、化学工場を規制するため、「アルカリ等工場規制法」が制定され、同年、政府が主導とする「煤煙防止委員会」が成立し、対して 1899 年には、民間団体の「煤煙防止協会」が設立された。しかしながら、産業革命以降の石炭消費の激増という現実の前に、これらの一連の規制や対応対策は、実質的な効果を上げることができなかった。次々に取られる規制措置にも関わらず、大気汚染の悪化に歯止めをかけることはできず、大気汚染は一連の死亡事件をもたらし、さらに拡大していった。

このような状況に対し、20 世紀の初頭、イギリス政府による汚染対策は第 2 の段階に入り、ロンドンスモッグを公害問題として特別に扱うようになった。1905 年、ロンドンで公

衆衛生会議が開催され、この会議で初めて、「スモッグ」という言葉を用いて、当時のロンドンの大気汚染が定義された。1912 年、「大気汚染調査委員会」が設立され、1921 年には、「煤煙問題の解決に失敗した最大の原因は中央政府当局の無為にある」という調査結果が出された。1926 年、「煤煙防止法」が制定され、大規模な大気汚染調査が行われた。

しかしながら、1939 年から 1952 年までの第 3 段階においては、大気汚染への対応が停滞を強いられることになる。1939 年、第二次世界大戦がヨーロッパで始まり、敵機の空襲を煤煙により妨げる方針が取られたため、スモッグをめぐる調査、対応措置、法律の設定は、全面的に停止された。しかし、第二次世界大戦終結後の 1948 年の冬には、スモッグが再び発生し、1952 年、ついにロンドンスモッグ事件という公害事件が発生するに至った。

1952 以降の第 4 段階においては、イギリス政府は事態の深刻さを認識し、戦争で停止となった第 2 段階の汚染対策を再度起用し、徹底的な管理対策を開始した。1952 年、再び「大気汚染調査委員会」が招集され、翌年、調査報告書が出され、「大気汚染防止には国家的規模での支出なしには解決不可能」という見解が示されて、国家、地方自治体、企業、家庭に対して、その費用の支出を求める結果となった。続く 1956 年の「大気清浄法」では、一般家庭からの煤煙も規制対象となり、さらに、それまで「アルカリ法」の対象外であった工場、汽車、汽船から排出された煙も規制対象とされた。

一方で、1956 年の「大気清浄法」をきっかけとして、イギリスでは、エネルギー改革への取り組みが始まった。『諸外国の公害対策の実態』（日本環境調査会 1972：38）によると、「大気清浄法」に従って、規制対象とされた建造物は、石炭燃料から電気、ガス、石油、コークスなどの無煙燃料へ転換することが義務付けられた。無煙燃料利用設備への転換が必要なものには、地方公共団体が所要費の 70%を補助金として交付し、国はその 7 分の 4 を地方団体に償還する制度が設けられている。その後、1956 年から 1962 年にかけて、ロンドンスモッグが数回発生した記録があるが、規制の効果と 1950 年代からの石油への転換による石炭使用量の減少により、ロンドンスモッグは改善の方向に向かった。

以下の表 4.3 は、本項で検討したイギリス政府の大気汚染への取り込みをまとめたものである。

表 4.3　イギリスにおけるロンドンスモッグとその対応策

段階	年代	スモッグの発生	イギリス政府の対応策
1	1819		蒸気機関の煙に関する調査開始
	1847		都市整備法（Town Improvement Clause Act）制定
	1853		煤煙法（Smoke Act）制定
	1856		煤煙法（Smoke Act）制定
	1863		アルカリ法（Alkali Act）制定
	1866		衛生法（Sanitary Act）制定
	1873	ロンドンスモッグ	
	1875		公衆衛生法（Public Health Act）制定
	1880	ロンドンスモッグ	
	1881		アルカリ等工場規制法（Works Regulation Act）制定
			煤煙防止委員会（Smoke Abatement Committee）発足
	1882	ロンドンスモッグ	
	1891	ロンドンスモッグ	
	1892	ロンドンスモッグ	
	1889		石炭煤煙防止協会（Coal Smoke Abatement Society）発足
2	1905		公衆衛生会議（スモッグという言葉が誕生）
	1912		大気汚染調査委員会（Committee of Investigation of Atmospheric Pollution）
	1921		大気汚染調査委員会報告書
	1936		煤煙防止法（Public Health Act for Smoke Abatement）制定
3	1939	ロンドンスモッグ	政府はスモッグへの対応を一次中止
	～45		第二次世界大戦
4	1952	ロンドンスモッグ	大気汚染調査委員会が再招集
	1953		大気汚染調査会報告書
	1956		大気清浄法（Clean Air Act）制定
	1962	ロンドンスモッグ	

出典：大場（1979：168）の「表 4.5 イギリスの大気汚染への取り込み」（一部修正）

4.1.2 ロサンゼルス光化学スモッグ

(1) ロサンゼルス光化学スモッグの実態

一方、アメリカ、カリフォルニア州南部にあるロサンゼルスは、カリフォルニア海流の影響により、一年を通して気候が温暖な土地である。気候的に恵まれてはいるが、光化学スモッグが発生しやすい条件が揃っており、その 1 つは特殊な地形であり、もう 1 つは自動車の氾濫であるとされている（川名 2009：225)。

ロサンゼルスとその周辺地域は、西は太平洋に面し、東と北と南三方を山地に囲まれ、盆地になっている。それゆえ、車の排出ガスによって汚染された大気は、山風に乗って海に吹かれても、翌日には海風でまた街へ運び返され、山地に行く手を遮られてロサンゼルスの街に停滞することになる（川名 2009：226)。

図 4.4　アメリカの人口増加と自動車生産台数の変化（1930 年から 1980 年）

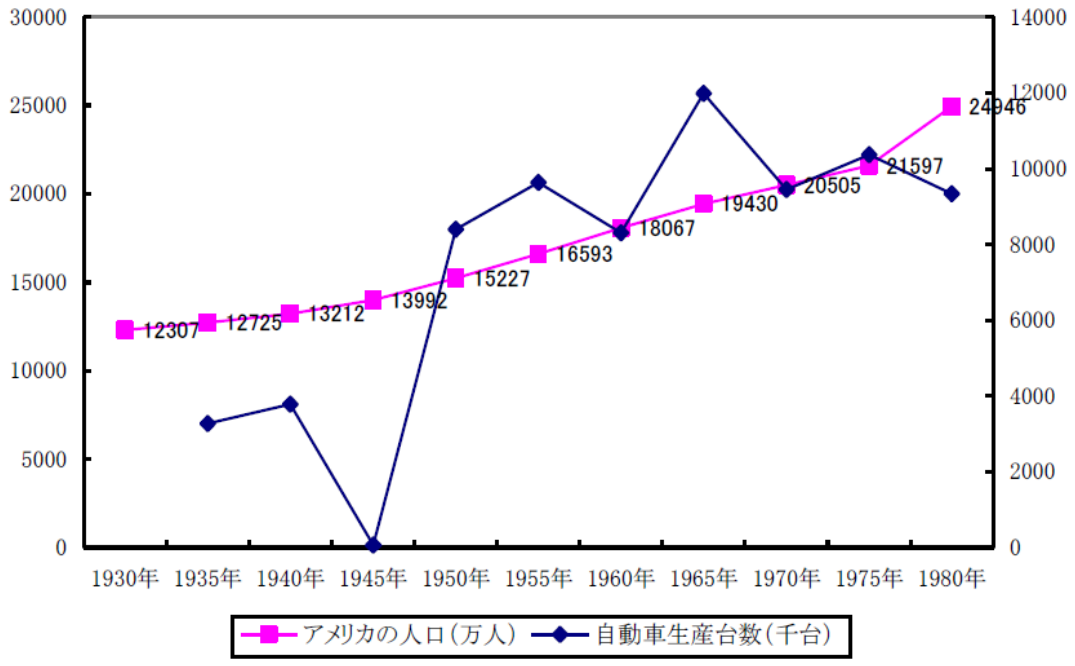

資料：堀（1980：185）の表 9、小野（1995：69）の表 1 および U.S. Census Bureau（2000）のデータに基づき筆者制作、U.S. Census Bureau HP（https://www.census.gov/population/estimates/nation/popclockest.txt）

加えて、ロサンゼルスには 1990 年代まで、鉄道や地下鉄などの公共輸送機関がなく、

自動車が人々の生活上での必需品であった。図 4.4 は 1930 年から 1980 年にかけて、アメリカの総人口と自動車生産台数の増加を示すものであるが、ここに示されるように、1930 年代から増加した人口に伴って、自動車の保有台数も急増している。1939 年から 1945 年にかけては第二次世界大戦のため､アメリカにおける自動車の生産は一時的に減少したが、1945 年から、生産が回復し自動車の生産台数も爆発的に増加した。

このように、ロサンゼルスにおいては、そもそも大気の循環が悪く、汚染物質が拡散しにくい地形であることに加えて、自動車台数が短期間に増加したことに伴い、大量の排気ガスが生み出されており、大気はますます汚染されるようになった。

1943 頃から、ロサンゼルスでは、「白いスモッグ」の発生が報告されていた（日外アソシエーツ編集部 2007：13)。具体的には、人間の目を刺激し、咳が出て、目、鼻、喉、胸部が痛むなどの人体への影響に加えて、農作物を枯死させるなどの被害報告が出されている（大場 1979：172；門脇 1990：209)。しかしながら、この「白いスモッグ」が発生した時点ではその原因が何であるかについては、全く不明であった。

この「白いスモッグ」を、イギリスで生じたロンドンスモッグと比較すると、いくつかの相違点が認められる。まず、ロンドンスモッグは、主に石炭燃料によって発生するものであるが、ロサンゼルスでは、石炭はほとんど使用されていない。次に、ロンドンスモッグは、石炭が暖房として盛んに燃やされる夜間に始まるが、ロサンゼルスで発生したスモッグは、昼間に発生する。さらに、被害報告によれば、ロサンゼルスでスモッグが発生する際には、チカチカする眼の痛みを伴うが、ロンドンではこのような苦情はほとんどなかった（大場 1979：173)。

このようなロサンゼルスで発生したスモッグの特徴と被害報告を踏まえた上で､1950 年､カリフォルニア工科大学名誉教授 A・ハーゲンシュミット博士は､「ロサンゼルスのスモッグは、光化学スモッグである」という仮説を立て、研究グループを設立、原因究明を開始した。1952 年に研究の結論が出され、このスモッグは光化学オキシダントを含んでおり、これを吸入することにより、短期間で人間の身体に大きな被害を及ぼすということが実証された。

(2) ロサンゼルス光化学スモッグへの対応策

ロサンゼルス光化学スモッグの対応策や規制は、カリフォルニア州と米国連邦政府という 2 つの管轄に分けて実施されている。ここでは、科学によって汚染源が究明された前後

に分けて、日本環境調査会（1972）により発表された『諸外国の公害対策の実態－1971－72 年度版』、大場（1979）の『環境問題と世界史』および川名（2009）の『世界の環境問題－第 5 巻　米国』をもとに、ロサンゼルス光化学スモッグへの対応策や規制を整理する。

ロサンゼルス光化学スモッグの成因に関する研究結果が出される以前は、カリフォルニア州および米国連邦政府の両者がスモッグに対して実施した対応策は、有効なものではなかったと判明している。

カリフォルニア州では、1940 年代から相次いで寄せられた住民の苦情に対して、1947 年、ロサンゼルスを中心とする大気汚染防止地区（Air Pollution Control District：APCD）が設定された（大場 1979：173）。APCD の創設をきっかけとして、集中的な対応が始まった。その第 1 のターゲットとしては、当時すでによく知られていたロンドンスモッグの原因である、石炭燃料により排出された有害物質の発生源に目が向けられ、工場や焼却炉などに対しての徹底した排出規制が実施された。第 2 に、APCD には石油精製工場が規制対象として組み入れられたが、大場（1979：173）によれば、これによって、大気汚染は確かに多少改善されたものの、光化学スモッグは依然として発生したとされている。

時期を同じくして、米国連邦政府の対策として、1950 年に米大統領命令による全米大気汚染技術会議が開かれ、1955 年に「大気汚染法」が、1963 年には「大気清浄法」が制定された（大場 1979：171）。しかし、1950 年代から 1960 年代初頭にかけて、アメリカ全域で実施された大気汚染の規制や対応政策は、主にロンドンスモッグのような石炭燃焼を原因とする大気汚染に焦点を当てて考案されており、ロサンゼルス光化学スモッグという新たな汚染問題に対して、確実な効果は得られなかった。

1950 年代の光化学スモッグの原因究明をきっかけとして、カリフォルニア州と米国連邦政府は、汚染の元凶である、自動車の排出ガスにメスを入れる規制を開始した。カリフォルニア州では、1953 年、排出ガス削減装置の開発に着手した。1959 年、最初の自動車排気ガスに関わる規制基準が施行され、1960 年、カリフォルニア州議会は「自動車汚染規制法」を制定して、自動車の排出ガス規制に取り組んだ。1965 年、「大気浄化法」が規定され、それをきっかけに、1966 年から排出ガス削減措置を新車に取り入れることが義務付けられた。さらに、1967 年、「大気の質法」が制定されたことに従って、1970 年には、カリフォルニア州に適応される環境基準が設定された。1971 年には、中古車についても、排出ガス削減措置の設置が義務付けられた。1980 年代に入ると、自動車保有台数の更なる増加に対し、「カリフォルニア大気浄化法」が制定されて、より厳しい規制が始まった。

このように、科学研究により、車の排出ガスと大気汚染の因果関係が明確化された後、一連の緊急対応や規制措置は、漸く効果を上げ始めた。特に「カリフォルニア大気浄化法」が実施されてからは、オゾン、窒素酸化物、一酸化炭素、粒子状物質といった 4 つの大気汚染物質は、大幅に減少しており、この改善の効果は 2000 年代に入ってからも続いていると考えられる（川名 2009：232）。

汚染の原因が明確になった後、アメリカ政府は、自動車排出ガスに含まれる汚染物質についての規制の実施を開始した。1965 年、先の「大気清浄法」が改訂され、米国連邦政府による自動車排出ガス規制が始まり、1967 年には、全米の自動車全てが同規制の対象とされた。1970 年には、この規制を強化するため、「1970 年大気清浄法改正法案（マスキー法）」が制定された。しかし、この法案は自動車業界の強い反対を受け、実施延長を繰り返した後、1974 年、ついに廃止に追い込まれた。1971 年、アメリカ環境保護庁は、自動車排出ガスの中に含まれている硫黄酸化物、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粉塵、光化学オキシダントについての統一的な環境基準（NAAQS 1971）[12]を公開した。これをきっかけとして、アメリカでは、大気汚染問題が極めて重大な社会問題として扱われるようになり、PM10 や PM2.5 などの大気中に浮遊する粒子状の汚染物質に関わる研究も開始された。

1989 年、アメリカとカナダの首脳会談が行われ、国境を越えた大気汚染に対する防止対策に関しての合意を達成した。以後、アメリカでは、大気汚染を徹底的に管理する試みが開始された。1990 年、「改正大気清浄法案」が作成され、翌年、車の排出ガスに関する規制が、ようやくアメリカ全域で実施されることになった。また、1990 年代になると、ハイブリッド車[13]に関連する技術開発が進み、販売も促進された。さらに、電気自動車、メタノール車などのクリーン自動車を、技術開発により商品化する目標が掲げられた。このように、汚染源としての自動車排出ガスをアメリカ全域で規制することは容易な道ではなかったが、米国連邦政府が実施した規制や対応策により、光化学スモッグがアメリカ全域で発生する可能性は、抑えられたと考えられる。

以下の表 4.5 は、本項で検討したロサンゼルス光化学スモッグおよびアメリカ政府の大気汚染への取り込みをまとめたものである。

---

[12] NAAQS は、National Ambient Air Quality Standards の略称であり、1971 は、この環境基準が公布された年を意味する。それと同様に、以下においては、1997 年に修正された National Ambient Air Quality Standards を、NAAQS 1997 と略称する。

[13] 内燃機関と電動機を併用するハイブリッドエンジンを用いる自動車を意味する。

表 4.5　アメリカにおける光化学スモッグとその対応策

カリフォルニア州	年	米国連邦政府
スモッグによる健康被害の報告		
APCD 成立	1947	
	1950	大統領命令による全国大気汚染技術会議
1952 年、ロサンゼルス光化学スモッグの原因判明		
自動車規制開始	1953	
	1955	大気汚染法（Air Pollution Act）制定
自動車排出ガスに関する基準設定	1959	
自動車汚染規制法制定	1960	
	1963	大気清浄法（Clean Air Act）制定
大気浄化法制定	1965	大気清浄法改定（全米自動車排出ガス規制が始まる）
自動車排気削減装置義務付け	1966	
大気の質法制定	1967	
州大気環境基準設定	1970	大気清浄法改正案通過
	1971	大気環境基準（NAAQS 1971）
州大気浄化法制定	1988	
	1989	越境する大気汚染の対策着手
	1990	改正大気清浄法案

筆者制作

4.1.3　欧米先進国における PM2.5 問題

（1）PM2.5 とは

2011 年頃から、中国では微小粒子状物質 PM2.5 による大規模な大気汚染が発生し、国境を越えて日本にも影響を与えた。これを契機として、PM2.5 という言葉は、日本でも広く知られているようになった。もともと PM2.5 というのは、汚染物質そのものの名称ではなく、汚染物質を測るための物理的な定義である。岸本（2006：100）によれば、欧米の

大気汚染に対する科学研究では、PM2.5 が大気汚染を測定するための代理変数[14]として扱われており、健康にとって最もリスクの大きいものとして認識されている。

日本環境省が公開した「微小粒子状物質（PM2.5）に関する情報[15]」によれば、PM2.5 とは、大気中に浮遊する粒子状物質（Particulate Matter：PM）であり、その粒径が 10μm 以下のものを浮遊粒子状物質、PM10 と言い、そのうち、直径が 2.5μm 以下の微小粒子状物質のことを PM2.5 という。また、PM2.5 と呼ばれる汚染物質は、髪の毛の太さの約 30 分の 1 程度で非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系や循環器系への影響が懸念されている（岸本 1998：100；中野 2013：141）。

PM2.5 は、その発生源によって、人為起源と自然起源の 2 つに分けられる。ボイラーや焼却炉などの煤煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉塵を発生する施設、自動車、船舶、航空機などは、人為起源とされている。土壌から発生する土壌粒子、海水が蒸発して発生する海塩粒子、火山の爆発により発生する火山灰などは、自然起源と考えられる（中野 2013：142）。つまり、PM2.5 が発生する原因は複数存在しており、1 つの発生源を確認し対策を講じることで、すべての PM2.5 問題を抑制できるわけではない。

PM2.5 を、大気汚染を測る代理変数として導入することによって、産業社会に生じたロンドンスモッグやロサンゼルス光化学スモッグに対する検証研究が行われ、PM2.5 は、公害を及ぼすスモッグにとって、重要な汚染物質の 1 つであることが確認されている。

4.1.1 節で論じたように、ロンドンスモッグという公害問題においては、当時から、スモッグが咳や呼吸器系の病因となることは知られていた。スモッグの成因は、石炭燃料の使用により排出された煤塵、二酸化硫黄であった。しかし、なぜ、短期間に多くの死者が出たのかについては、1980 年代後期から 1990 年代初頭の大規模な統計学的調査によって、ようやく明らかにされた。スモッグの中に含まれた、煤塵や二酸化硫黄などの汚染物質は、微小粒子となり、これらの浮遊粒子状物質、すなわち、PM2.5 が長時間空中に停滞し、人間の呼吸とともに肺に侵入する。肺臓に侵入した微小粒子状物質が呼吸器系や循環器系に疾患のある人、特に子どもと高齢者に影響を与えたため、短期間で気管支炎による高い死亡率がもたらされたと判断されたのである（ロンボルグ 2003：272；中野 2013：143）。

また、4.1.2 節で取り上げたロサンゼルス光化学スモッグも、微小粒子状物質と深い関連

[14] つまり、大気汚染というもの自体を測定できないゆえに、その代わりに、PM2.5 や PM10 など粒子状物質の量を測定することによって、それを把握するという意味である。
[15]「微小粒子状物質（PM2.5）に関する情報」について、日本環境省 HP を参照。http://www.env.go.jp/air/osen/pm/info.html、日本環境省 HP、2018 年 10 月閲覧。

性がある。光化学スモッグという現象は、炭化水素と窒素酸化物の混合物に、太陽からの放射光が照射されることによって起こるものである。大気中での複雑な化学反応の組合せにより、光化学スモッグの主成分であるオキシダントが生成されるだけではなく、微小粒子状物質も二次汚染物質として生み出される。ゆえに、現代では、PM2.5 も光化学スモッグの汚染源の 1 つであると考えられている（近藤 1975：186）。

（2）欧米社会における PM2.5 への対応策

PM2.5 の危険性が認識されたのは、今から 30 年前のことであるが、現在のところ、科学研究によって、PM2.5 の危険性が完全に解明されたとは言えない状況である。以下においては、PM2.5 に関する科学研究や、それに対する規制について概観する。

アメリカにおいては、粒子状物質に関する規制は 1971 年から始まった。第 4.1.2 節で言及した、1971 年にアメリカ全域で統一的に実施された大気環境基準（NAAQS 1971）では、総浮遊粒子状物質（Total Suspended Particles：TSP）が規制対象として規定された。

この大気環境基準（NAAQS 1971）の妥当性を評価するため、1974 年にハーバード大学では微小粒子状物質の健康影響に関する疫学研究が開始された。この疫学調査は「ハーバード 6 都市調査研究」と呼ばれ、ウィスコンシン州ポーテジ、カンザス州トペカ、マサチューセッツ州ウォータータウン、ミズーリ州セントルイス、テネシー州ハリマン、オハイオ州スチューベンビルの 6 都市における 8111 人が選定され、PM2.5 も測定項目に含まれた。ただし、調査の初期段階の報告書では、PM2.5 と健康影響との関連性は、明確には示されなかった。1979 年の *American Journal of Epidemiology* に掲載された、粒子状物質の大気汚染による健康影響に関する総説[16]では、ハーバード 6 都市調査研究の初期報告と同様に、粒子状物質が健康な人を死に至らしめる証拠はない、という研究結果が出された。

しかし、科学研究の進展に伴って、1990 年代から、PM2.5 の健康影響に関する研究結果が相次いで公開された。アメリカの研究者、Schswartz を中心とした研究グループは、統計データを用いて、PM2.5 の濃度と死亡率に相関関係があることを示した（岸本 1998：101）。ただし、この調査研究については、使用されたデータの地域と時間帯が限定されるという条件があったため、短期間曝露と死亡率との関係は証明できるが、慢性曝露、あるいは粒子状物質を含む大気環境で長期間生存する場合については、その影響が究明されて

[16] *American Journal of Epidemiology* に掲載された Holland et al.（1979）を指す。

いないという反論もあった（岸本 1998：102；2006：93）。このように、長期間曝露と健康の関係が明確にされていないという問題はあったが、同年、米国連邦政府は、大気汚染基準を改訂し、PM10 に関する環境指針を追加した。

1993 年、前述した「米国ハーバード 6 都市調査研究」により、長期間曝露と健康影響との関係についての研究結果が発表された[17]。6 都市 8111 人における、14～16 年間の追跡調査の結果においては、調査初期に出された「PM2.5 と健康影響との関連性は明確ではない」という結論は否定され、PM2.5 への長期間曝露は、肺がんおよび心肺機能の病気による死亡と、高い相関関係があると訂正された[18]。さらに 1995 年に、米国がん協会（American Cancer Society）が発表した、粒子状物質と死亡率に関する研究[19]では、全米 154 都市の約 50 万人を 8 年間追跡する調査が行われ、その結果、PM2.5 に長期間曝露することにより、がんに罹患する確率や死亡率が高まることが分かった。

この 2 つの長期曝露研究の結果を踏まえた上で、1996 年、アメリカ環境保護局（Environmental Protection Agency：EPA） は、PM2.5 が危険であるという「警報」を発したが、大気環境基準の規制対象として扱われることまでに至らなかった。このため、米国肺学会（American Lung Association）は、研究結果が PM2.5 の危険性を証明したにも関わらず、EPA が微小粒子状物質に関連する環境基準を作らないのは違法であると、EPA を提訴した。その後、裁判所は、EPA により規定される PM10 基準それ自体が公衆の健康を保護するのに不十分であり、これを改定することは妥当である判断し、また改定の科学的根拠に対する意見を求めるための公聴会などを開き、社会各界からコメントを求める必要があるという判決を下した（香川 2013：207）。

PM2.5 の危険性が、ハーバード大学、米国がん協会、そして米国肺学会などの研究機構による研究結果で証明されたことは、社会的に大きな話題となったため、1997 年、アメリカ政府は、大気環境基準（NAAQS 1971）を改訂して第 2 次の基準を作成し、新たに PM2.5 を環境指針として加え、浮遊粒子状物質（PM10）と微小粒子状物質（PM2.5）の 2 つの環境指針によって、粒子状物質を規制することを開始した。

しかしながら、この新しい大気環境基準（NAAQS 1997）は、自動車産業を中心とする産業界から猛反発を受けた。新しい基準の妥当性を焦点として、EPA は自動車産業界によ

---

17 「米国ハーバード 6 都市調査研究」は、Dockery et al.（1993）を指す。

18 「ハーバード 6 都市調査研究」の意義や影響については、岸本（2006）、新田（2007）、香川（2013）を参照。

19 Pope et al.（1995）を指す。

り提訴され、一度は敗訴した。その後、科学的根拠の不確実性をめぐる様々の議論を踏まえ、アメリカ政府は、EPA に対し、粒子状物質の健康影響に関する科学的知見のレビューを行うことを指示した。

その後、EPA においては、政府の指導のもと、PM2.5 に関わる科学研究が盛んに展開されており、PM2.5 と死亡率との関連に関する研究だけではなく、その健康に対する影響や、子どもや高齢者などを対象としての疫学研究も進められた。1997 年以降、科学研究は、PM2.5 の危険性を証明する段階から、PM2.5 がいかに危険なものであるのかを究明する段階に進んだ、と言うことができる。

2001 年、PM2.5 に対する基準の妥当性に関する訴訟において、米国最高裁判所の判決が出された。今回は EPA が勝訴し、PM2.5 を含む新しい環境基準を設定することが認められた。2004 年、EPA により、*Air Quality Criteria for Particulate Matter* という報告書が発表された。この報告書では、粒子状物質、特に PM2.5 に関して、当時の疫学、中毒学、化学など、様々の分野の最先端の研究結果と科学的知見が挙げられており、PM2.5 を、規制すべき汚染物質として NAAQS に追加する必要性を証明するために、十分な証拠が提供されたと思われる（香川 2006：A55）。

2006 年、EPA は、公衆の意見および最新の科学的知見を考慮の上、1997 年に改訂された基準では、公衆の健康保護が十分でないと判断し、粒子状物質に関わる第 3 次の基準改訂を行った。この NAAQS（2006）は、一日に検出される PM2.5 の許容値を 65μm /m^{3}から 35 μm /m^{3}に厳しく制限すると同時に、長期的に PM2.5 に曝露する危険性を回避するために、年間平均の許容値を 15μm/㎥に設定したものであった。さらに、2006 年以降も、PM2.5 をめぐる規制基準に関する議論が続けられている。近年、PM2.5 濃度が年平均 12～13μm/㎥程度の大気に曝露すると、死亡率および呼吸系病症への罹患率が上昇する状況が見られる。このような研究成果を踏まえて、EPA は、2012 年に PM2.5 の基準を再び改定し、年間平均の許容値を 15μm/㎥から 12μm/㎥までに下げた（香川 2013：206-207）。

アメリカのような国家の単位としての対応だけでなく、EU（欧州連合）のような地域レベルの組織、さらに、WHO（世界保健機関）のようなグローバルな組織も、PM2.5 問題を取り上げ、対応策を打ち出している。EU は、1980 年に浮遊粒子（Suspended Particulate: SP）の大気環境基準を定め、その後、1999 年に PM10 を環境基準に追加した。2001 年に「欧州大気清浄計画」（Clean Air for Europe Programme：CAEP）が発表され、粒子状物質による大気汚染問題に優先的に取り込み、2004 年までに戦略を設定し、規制の提案を行

うことが規定された。2005 年、欧州委員会は、PM2.5 を基準として、濃度上限と曝露削減の目標を提案した。その後、欧州理事会および欧州議会の討議において、2010 年に PM2.5 に関する統一的な基準が定められた。

また、WHO 大気質指針（Air Quality Guidelines）は、公衆衛生の保護に必要な大気質を確保するために、様々な状況にある世界各国がそれぞれの対応策を作成する際に、参考可能な基準として作られたものである。

1987 年、WHO は、欧州地域を対象として大気質指針を策定し、粒子状物質（TSP）は、大気指針の 1 つとして規定された。1997 年、同指針を改定し、2000 年、改定された基準を発表した。この改定では、PM10 および PM2.5 についての曝露と健康影響の関連性が認められるが、情報や科学的根拠の不足などが原因で、大気指針としては規定されなかった。2000 年から 2003 年にかけて、WHO は欧州委員会の請求に基づき、欧州における大気汚染と健康影響についてのレビューを行った。その結果、粒子状物質に関する欧州大気質指針を改定する必要があると結論された。さらに、そのガイドラインは世界全体においても対応可能と考えられ、WHO は世界全体を対象として大気質指針を規定した。現行の WHO の大気質指針では、PM2.5 の年間許容値を 25μm/㎥として設定している。

4.1.4　変化を遂げる大気汚染の特徴

本節においては、欧米社会の近代化の進展に伴って生じるロンドンスモッグ、ロサンゼルス光化学スモッグ、および近年注目を集めている PM2.5 を取り上げて、それぞれの大気汚染が発生した歴史的な経緯や対応策を中心に考察を行った。

リスク社会論により提案される時代の区分に従えば、ロンドンスモッグとロサンゼルス光化学スモッグは、第一の近代である産業社会で生じた公害問題として位置付けられており、PM2.5 問題は、第二の近代であるリスク社会に現れる、新しいリスクの 1 つとして認識した上で、議論を展開している。

人命を奪う公害問題まで広がったロンドンスモッグとロサンゼルス光化学スモッグ、そして、科学研究によってその危険性が明確にされつつある PM2.5 に対し、時代により具体的な対応方法の違いはあるが、この 3 つの大気汚染問題を通して、産業社会からリスク社会への移行に伴うリスクと、その特質の変容が窺える。大気汚染というリスクとその特徴の変化については、以下の 3 つ側面から捉えることができる。

第 1 に、大気汚染というリスクは、人間の知覚によって直接に感じられるものから、五

感で知覚不可能なものへと変化している。ロンドンスモッグには黒い色がつき、腐った卵のような硫黄の臭いがあった。また、ロサンゼルス光化学スモッグは白い色で、目に対する刺激を伴った。一方、近年、新しい科学的知見によりその危険性が究明されている微小粒子状物質の PM2.5 は、知覚が不可能に近いリスクの 1 つであり、そのリスクを査定し、規制することが、困難となる特徴を顕著に示している。

第 2 に、大気汚染というリスクに対する認識も変化しつつある。ロンドンスモッグとロサンゼルス光化学スモッグの事例で示したように、産業社会においては、大気汚染は、緊急事態として、それが発生した地域に短時間の内に大きな被害を及ぼした。これらの人命に影響を及ぼす公害は、リスクとして認識されていた。それに対して、PM2.5 の危険性を究明する過程が示すように、産業社会からリスク社会への近代化の進化とともに、死亡をリスクとして捉えることから、日常生活で、我々に影響しつつある汚染物質が健康にいかなる影響を与えるかが注目されるようになり、健康に対する潜在的な影響がリスクとして認識されるようになった。

第 3 に、ロンドンスモッグ、ロサンゼルス光化学スモッグという言葉が、しばしば地域の名称を付けて呼ばれるものであったことに象徴されるように、産業社会における公害問題は、風土病のような特徴を持っていた。つまり、産業社会における大気汚染は、その被害を及ぼす範囲が時間的に、また空間的に限定的であり、汚染源の確定とリスク責任の同定も相対的に容易であった。ロンドンスモッグの発生は、ロンドンの地形や気候の他に、産業革命をきっかけに増大した石炭の消費量がその原因であるとされている。ロサンゼルス光化学スモッグは、ロサンゼルスの盆地地形、年中暖かい北米大陸の西海岸の気候、そして 20 世紀における自動車保有台数の激増など、その地理的、気候的な要因および近代化の進展がその被害の原因となった。

一方、産業社会を経て、リスク社会に進行する過程において、リスクの影響範囲は、時間、空間の局所性を乗り越えて、地球全体、そして次世代まで波及する特質が漸く明らかなり始めた。前述したように、そもそも大気汚染の危険性を測る代理変数として使われる PM2.5 を用いて、ロンドンスモッグ とロサンゼルス光化学スモッグを振り返って検証すると、産業社会に発生した大気汚染において、大量に生み出された PM2.5 は、被害者が死亡に至たる原因である。20 世紀末期までに、石炭の燃焼により生み出された硫黄酸化物を原因とする酸性雨の形成、自動車排気ガスを原因とする光化学スモッグの拡散、さらに微小粒子状物質物質の流動による世界中の呼吸系病症の増加など、様々な汚染物質から汚染

被害までの因果関係が明確化された。これらの時空間を超える汚染の形成を制御するために、大気汚染への対応策が地域に限定されるものから、地域や国家の範囲を乗り越え、グローバルなものとなっている。

4.2 中国における大気汚染の現状と対応

本論の第 6 章は、大気汚染のリスクに対する規制策の策定過程に注目し、西洋社会における大気汚染への規制とその特徴を比較することによって、中国におけるリスク規制の特質を分析するものである。よって、中国における大気汚染への規制とその特徴については、後の第 6 章で詳しく論じるが、その分析と検討の準備として、本節では、4.1 節の欧米先進国における大気汚染についての考察を踏まえる形で、中国における大気汚染の実態とその対応策についての概観を行う。

4.2.1 中国における大気汚染の実態

中国は、1949 年に社会主義国家として成立して以来、1978 年の改革開放政策が実施されるまでの 30 年間に、資本主義国家に対抗できるような国力を整えるために、国策として鉄鋼業などの重工業を優先に発展させ、軽工業と農業部門は重工業の発展に従属する立場に置かれた。このような国策は、局部的な生態破壊と環境汚染の発生に繋がった。特に 1958 年から始まった「大躍進」に引き続き、1966 年から「文化大革命」が開始されており、1978 年までの約 20 年間、中国は政治運動の渦に巻き込まれ、経済的には崩壊の危機に瀕し、環境問題への取り込みは停滞した状態であった（北川 2008：6)。

1978 年、改革開放をきっかけに、中国の経済体制に関する調整が開始され、1992 年に「社会主義市場経済体制」という、独特な政治・経済体制が打ち出された[20]。市場経済体制の導入により、中国経済は躍進を遂げたが、一方で、急速な成長の歪みの 1 つである環境汚染問題は無視できない状態にまで悪化した。つまり、経済発展のスピードが重視されると同時に、水、空気、そして土壌という、人間の生息を維持するための 3 大要素としての自然環境が犠牲にされたのである。人口の膨張と自然資源の無駄遣いなどによって、2000 年以降は、それまでの環境問題がさらに深刻化し、顕在化することとなった。

具体的には、2000 年に北京を襲った大規模な砂嵐問題、2003 年から注目されるように

[20] 改革開放以降、中国で生じる経済や社会の変遷については、第 5 章で検討を行う。

なった、水と土壌の汚染を原因として淮河流域にがんが多発する「がん村」問題、2005 年に中国東北地方の複数の都市とロシアまで汚染物質が拡散された松花江の汚染事件、2016 年に江蘇省常州市に発生した化学物質による学校キャンパスの土壌汚染事件などが、その例に当たる。

図 4.6 地球上を覆った PM2.5 の濃度

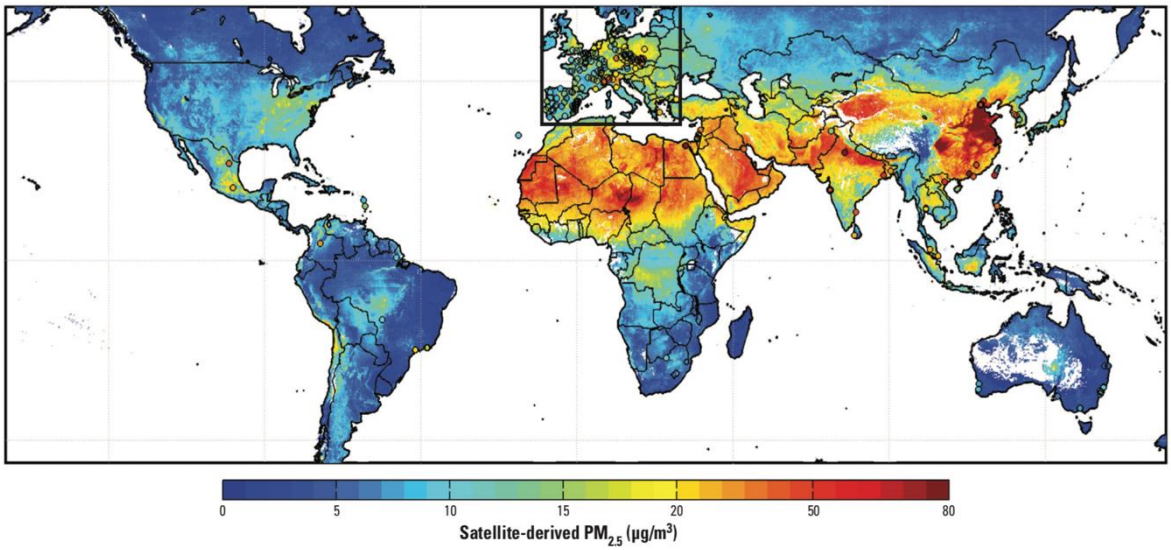

出典：Donkelaar et al.（2010：850）の Figure 4

中国で発生した水質汚濁、大気汚染、土壌破壊などの多様な環境問題の中で、本論は 2011 から注目され始めた大気汚染問題、PM2.5 問題を事例として取り上げている。図 4.6 に示されるのは、カナダおよびアメリカの研究者たちが衛星を利用して撮影した、2001 年から 2006 年に地球上を覆った PM2.5 の濃度を現す地図である。ここに反映されているように、中国、特に北京の周辺では、濃厚な PM2.5 が大気中に浮遊していることが分かる。

前述したように、2011 年、中国で大規模な大気汚染が発生し、それは国境を越えて日本にも影響を与えた。この越境した大気汚染を通じて、PM2.5 という言葉は、日本でも広く知られるようになった。2013 年 2 月 5 日の読売新聞[21]の第一面には、『中国から飛来 PM2.5』という大見出しが配置されている。しかし実際には、中国から国境を越えて日本まで飛んできたのは、PM2.5 という汚染物質だけではない。この「北京スモッグ」と呼ばれている汚染の実態には、PM2.5 という微小粒子状物質を始め、ロンドンスモッグのような産業革

[21] 2013 年 2 月 5 日、読売新聞西部朝刊 1 面を参照。

命初期に発生した一次的な大気汚染、ロサンゼルス光化学スモッグのような二次的な大気汚染、生態破壊を原因とする黄砂や砂嵐など、さまざまな汚染物質が同時に混在しているのである。

このような複合的な大気汚染はどのように形成されたのだろうか。ロンドンスモッグやロサンゼルス光化学スモッグをめぐる考察においては、近代化や都市化に伴い、石炭を代表とする化石燃料の使用により排出された粉塵や化学有害物質、および自動車排気ガスが、近代における大気汚染が産出される重要な成因であるとされている。この点を踏まえて、以下においては、中国における大気汚染の実態と、その深刻度を理解するために、中国のエネルー消費構造、人口と自動車保有台数、そして産業構造と生産方式という視点から考察を行う。

(1) エネルギー消費

産業社会の形成初期のイギリスにおけるロンドンスモッグの事例が示すように、化石燃料、特に石炭の消費量が多いほど、大気環境に与える負担は大きいと考えられる。2000 年以降、中国におけるエネルギー消費量は著しく伸びており、特に 2003 年からは、毎年ほぼ 10%の割合で増加を続けている（小柳 2010：85)。

エネルギー消費の構成から見ると、現在の中国は、化石燃料に過度に依存していることが分かる。図 4.7 に示されているように、2011 年、石炭、石油、天然ガスを含む化石燃料の消費総量は、消費エネルギー総量の 92%を占めており、その内の約 7 割が石炭である。2016 年になると、確かに、水力、風力、そして原子力などの新しいエネルギーの消費量が増加しており、エネルキー消費総量の 13%を占めるようになったが、しかし、全体の 87%が化石燃料を占めており、石炭を中心とする化石燃料に依存する態勢は、ほとんど改善されていないのが実情である。

特に中国では、化石燃料の使用により生み出された廃棄物が、処理されずに排出されていることが多い。たとえば、酸性雨の原因物質である二酸化硫黄に対しては、「洗炭」[22]という比較的簡単な作業を行えば、硫黄分を約 20%除去できるが、中国では水不足の地域が多く存在するため、洗炭という方法は、現実的には不可能であるとされている（井村 2007：153)。また、火力発電所に脱硫施設を設置すれば、二酸化硫黄の排出が抑制できるが、あ

[22] 石炭を燃焼させる前に水で洗うこと。

る調査によると、2004 年の時点で、中国全域での火力発電所のうち、脱硫施設が設置されているのは、わずか 13%しかないことが報告されている（井村 2007：153）。

図 4.7　中国におけるエネルギー消費の構成（2011 年および 2016 年）

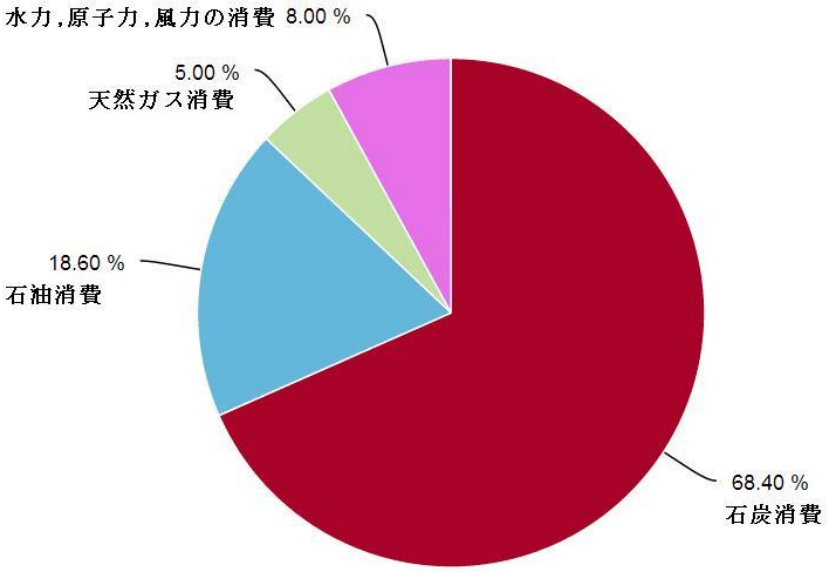

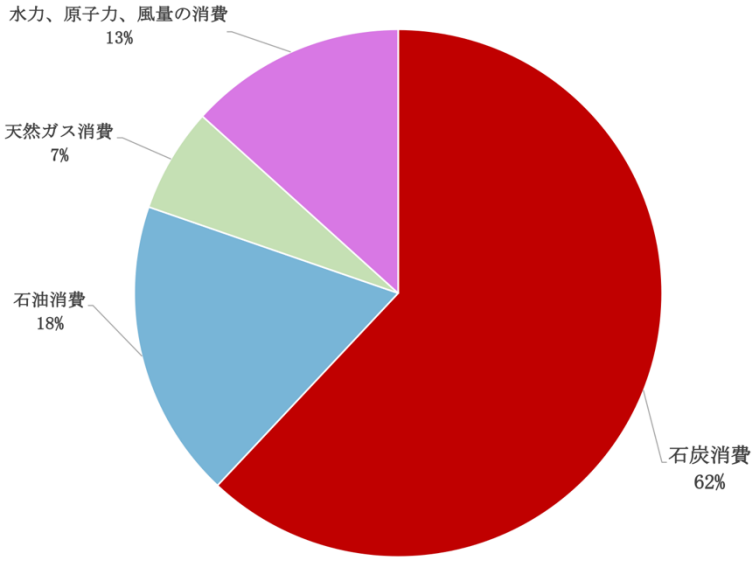

資料：中国統計局の国家データより筆者制作

（http://data.stats.gov.cn/easyquery.htm?cn=C01）

微小粒子状物質である PM2.5 も、化石燃料への過度の依存により大量に排出される。4.1.3 節で述べたように、微小粒子状物質は、発生源によって、人為起源と自然起源の 2 つに分けられる。中国における微小粒子状物質は、石炭などの燃焼に伴って発生する煤塵、工事現場、そしてセメント工場などから発生する粉塵、黄砂、そして北の乾燥した地域から舞い上がる土砂などから、複合的に構成されると考えられている（小柳 2010：40)。

その中でも、人為起源としての微小粒子状物質に関しては、ほとんど処理されていないままで排出されていることが判明している。2012 年に公布された「大気環境基準（2012 試行)」において、PM2.5 は初めて規制対象とされたが、それ以前では汚染物質として捉えられていなかったため、それは「排出され放題」の状態であった。また、中国における大規模な国有企業に属する大工場では、集塵対策がとられている。しかし、これらの集塵設置は、直径が大きい粒子状物質を除去することは可能であるが、規制対象に含まれなかった PM2.5 のような微小粒子状物質を完全に除去できるかどうかは不明である。それに対して、石炭を燃料とする中小工場および一般家庭においては、集塵施設の設置と実行が遅れているとされている（小柳 2010：40)。

このように、自然を犠牲にしながらより大きな経済利益を追求するという、「粗放型の経済成長モデル」[23]に従って、企業の運営資本を節約するため、環境を守るために支出すべきコストが最大限に制限されていることから、現実には、多くの工場が廃棄ガスを未処理のままで、自然環境に排出している。それが中国の大気汚染問題をますます深刻化させる原因となっている。

(2) 自動車保有台数と人口数の増加

石炭燃料の大量使用の他に、4.1.2 節で挙げたロサンゼルス光化学スモッグの事例が示すように、自動車による排気ガスは、大気のもう 1 つの重要な汚染源である。改革開放以降の急速な発展の結果、近代化と都市化が一気に進み、都市部人口数の膨張とともに自動車の保有台数も著しく増加している。

1980 年から 2010 年まで 30 年間で、中国の総人口は約 3.5 億人増加しており、1995 年以降、都市部における人口が膨張して、2011 年までに、都市総人口は農村総人口を上まわ

[23]「粗放型の経済成長モデル」は、「低資源消費、低汚染、高収益」という維持可能な経済成長モデルに対義する概念であり、「高資源消費、高汚染、低収益」の経済成長モデルを意味する（徐 2015：20)。

り、6.9 億人となった。このような都市部における人口数の大規模な成長に伴って、石炭の消費だけではなく、自動車保有台数の増大による石油の消費量も増加しつつある。

図 4.8 に示されるように、中国におけるエネルギー消費総量と自動車保有台数は、年々上昇している。中でも、自動車の保有は、1995 年の 1040 万台から 2005 年の 3159 万台と、10 年間で 2000 万台も増加し、2011 年には、9356 万台となった。このような大都市を中心とした自動車台数の急増により、自動車排気ガスによる汚染が懸念されるようになった。

図 4.8　中国におけるエネルギー消費総量および自動車保有台数の上昇

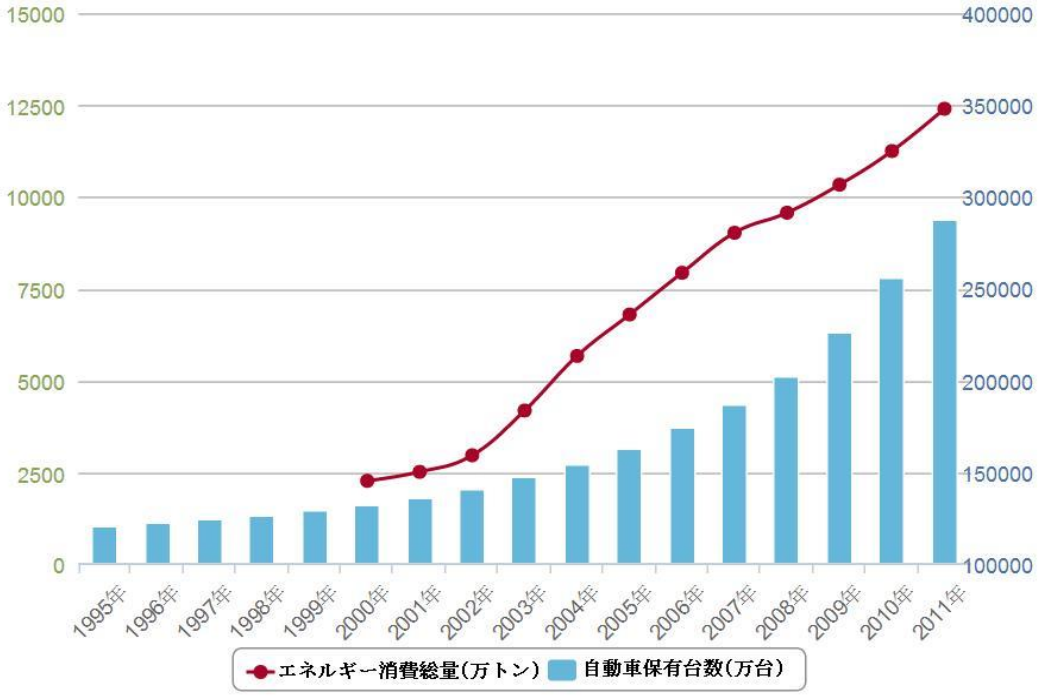

資料：中国統計局の国家データより筆者制作

（http://data.stats.gov.cn/easyquery.htm?cn=C01）

そして、中国における自動車排気ガスによって排出された PM2.5 に対する規制は、石炭などのような化石燃料による排出物に対する規制と同様に、その実施が迅速に遂行されているとは言い難い状況である。2012 年の「大気環境基準（GB3096-1996）」の改定に従って、2013 年に公布された「自動車排気基準と査定方法」において、PM2.5 は初めて自動車排気ガスの規制対象として追加された。逆に言えば、規制基準が設置される以前、すなわち、2013 年までは、自動車排気ガスに含まれた PM2.5 という微小粒子状物質に対す

る規制は、存在しなかったということである。

4.2.2 中国政府による大気汚染対応策

前述したように、中国では、二酸化硫黄、窒素酸化物質、粒子状物質による汚染、また酸性雨や黄砂など、さまざまな大気汚染の問題が同時に存在しており、いずれも深刻な汚染問題となっている。以下においては、中国の環境保護に関する行政組織、規制制度の構造、そして PM2.5 問題への対応策の実施経緯などについて整理を行う。

（1）中国における環境保護の行政組織

中国における大気汚染対策を概観するためには､その政策や対応措置を設定し実施する、政府の行政機関の枠組みについて説明する必要があると考える[24]。中国の行政組織における縦の系列は、国家（中央)、省級（省、直轄市、自治区)、市、県、郷鎮・街道の 5 段階により構成されている｡このような中央から地方までの縦の行政組織のそれぞれに対して、環境行政に従事する政府部門が設置されている。そのうち、国家レベルの環境行政組織として、国務院に所属する国家環境保護部があり、これは 2018 年に「生態環保部」と改名された。それに対して、地方では各県レベル以上の政府機関に地方環境保護局が設置されている[25]。

国家環境保護部の業務範囲には次のようなものが含まれる。それらは、環境保全に関する法規および長期計画の企画と提案、環境規制基準の設定と実施、環境リスクのモニタリングと査定、環境保護のための社会制度や管理システムの構築と維持、汚染物質排出費の徴収、ないしは環境を汚染する企業や個人に対する強制処罰権の行使、および各レベルの行政機関における環境保護の実施に対する監査などである。つまり、中国においては、規制基準の設定から、その実行、実際の汚染の規制、そして行政組織の職責を監督するまでの一連の権限が、国務院に所属する生態環保部によって掌握されているのである。

これらの業務範囲と行政権の付与は、1989 年に制定された「環境保護法」により定められたものである。改革開放が始まった 1979 年に「中華人民共和国憲法」が改定され、環

---

[24] 中国における環境保護の行政組織の構成については、日本環境省の地球環境と国際協力 HP に掲載された情報をもとに再整理したものである。

[25] 「中国の環境保全施策の概要」を参照、
http://www.env.go.jp/earth/coop/oemjc/china/j/china_j_1.pdf、日本環境省・地球環境と国際協力 HP、2018 年 10 月閲覧。

境保護への取り組みは、国家の義務の 1 つとして扱われるようになった。それに従って、同年、「環境保護法（草案）」が起草・試行され、1989 年には、「環境保護法（試行）」を踏まえた上で、「環境保護法」が正式に公布され、実施に至った。さらに、2014 年に「環境保護法」が再度修訂され、これをもとに、大気汚染の防止を目的とする「大気汚染防止法」のような単独法が設定されるようになった[26]。

たとえば、粒子状汚染物質である PM2.5 に関する規制策の源流を遡ると、2014 年改訂の「環境保護法」に基づいて実施された「大気汚染防止法（改正案 2015）」では、PM2.5 を含む微小粒子状物質は規制対象[27]となっており、公衆の健康を保護すると同時に経済、社会の維持可能な発展を促進する[28]ために、大気環境基準を設定すべきであると明記されている[29]。また、「大気汚染防止法（改正案 2015）」においては、中央と地方政府に大気汚染を規制する権限とその責任が付与され、企業、社会団体、個人にも大気汚染を防止する義務が課され、規制基準の設定への参与と、自らが発生させた損害について法的責任を負うことも規定された[30]。さらに、重大な大気汚染が発生した場合、政府は緊急措置を実施し、いかなる組織または個人も許可なく、重度汚染予報、警報などの情報を社会に公表してはならない[31]という条文が追加されている。

これらの法律以外に、環境規制に効力を持つものとして、中央政府、およびそれに所属する国家環境保護部により制定される行政法規がある。この行政法規には、第 1 に法律の内容を補完する目的で策定される「細則」、そして第 2 に法律に定められていない領域を規定するための「条例」、「規定」、「弁法」、さらに第 3 に特定の出来事に対してその対応原則を示す「決定」、「通達」という、3 種類のものが含まれているとされている[32]。

たとえば、「大気汚染防止法実施細則」は、「大気汚染防止法」を実行するために政府から設定された「細則」である。また、2013 年 1 月に、国務院により公布される「大気汚染

---

26 「中国の環境保全施策の概要」を参照、
http://www.env.go.jp/earth/coop/oemjc/china/j/china_j_1.pdf、日本環境省・地球環境と国際協力 HP、2018 年 10 月閲覧。
27「大気汚染防止法（2015）」の総則の第 2 条を参考とした。
28「大気汚染防止法（2015）」の総則の第 1 条を参考とした。
29「大気汚染防止法（2015）」の第 2 章を参考とした。
30「大気汚染防止法（2015）」の総則、第 7 章を参考とした。
31「大気汚染防止法（2015）」の第 6 章を参考とした。
32 「中国の環境保全施策の概要」を参照、
http://www.env.go.jp/earth/coop/oemjc/china/j/china_j_1.pdf、日本環境省・地球環境と国際協力 HP、2018 年 10 月閲覧。

防止計画に関する通達」[33]は、政府の大気汚染への対応原則を示すものである。その中には、産業の構造、エネルギーの転換、技術の革新、法律の整備、地域間のネットワーク、官産学民の連動など、さまざまな分野からの大気汚染防止の取り組みが盛り込まれている。この提案は、単に大気汚染問題の解決だけではなく、解決に向けての社会全体の意識改善および制度の整備を含んだものである。

国家レベルで制定される法則以外に、省級レベルの地方政府に該当する地域だけに応用される法則も、数多く制定されている。北京市政府が設定し実行している「北京市大気清潔計画」はその 1 例である。中央政府の大気汚染防止計画の実行に応じて、北京市政府は「北京市大気清潔計画」[34]という方針を打ち出し、2014 年から、汚染物質を産出する工場の北京市からの転出が始まった。加えて、北京の人口および自動車保有台数の増加を喰い止めるため、同市への戸籍移動や、北京市以外の登録を持つ車輌の長期滞在が厳しく制限されるようになった。

(2) 中国における PM2.5 に対する規制問題

前項における、中国の環境保護行政機関の整備、および環境保護と汚染防止に関わる法律と行政法則の体系についての理解を踏まえた上で、以下においては、2011 年に起こった北京スモッグ・PM2.5 問題について整理を行う。

中国における PM2.5 の危険性を証明するための調査研究は、西欧先進国に比べても遅れを取ってはいない。1992 年、中国環境保護部とアメリカ環境保護局（EPA）の国際協力プロジェクトの一環として、中国における微小粒子状物質の健康への影響に関する調査研究が開始された。それは、1993 年から 1996 年にかけて、武漢、蘭州、重慶、広州の 4 都市の 8000 名の小学生を対象としての疫学調査を行い、さらに 1995 年から 1996 年にかけて、4 つの都市で約 1800 個の空気サンプルを採取し、化学検査を行うものであった。1999 年、これらの調査研究の結果が、アメリカ化学学会（American Chemical Society : ACS）の *Environmental Science and Technology* と、中国の研究誌『中国環境監測』に掲載さ

[33] 国務院が公布する「2013 第 37 号関於印発大気汚染防止計画的通知」のことを指す。http://www.gov.cn/zwgk/2013-09/12/content_2486773.htm、中国政府国務院 HP、2018 年 11 月閲覧。

[34]「北京市 2013-2017 年清潔空気行動計画（北京市 2013－2017 年における空気清潔行動に関する計画）」のことを指す、http://zhengwu.beijing.gov.cn/ghxx/qtgh/t1324558.htm、北京市政府 HP、2014 年 7 月閲覧。

れた。調査結果によると、4 都市における PM2.5 の年平均数値は、アメリカ大気環境基準値（NAAQS 1997）の 2.8～9.7 倍であり、これらの都市の大気汚染がかなり深刻な状況であることが示されている。また、PM2.5 の化学成分の分析結果によると、その主要構成要素は、石炭、石油の燃焼により生成された有害物質、工場の廃棄物として排出された化学物質であることが明らかになった。さらに、疫学調査を通じて、PM2.5 は気管を通して肺臓に沈澱し、肺胞から血液に侵入しており、成人より子供への影響がより大きいという結論が導き出された[35]。

このように、1990 年代末までの中国での科学研究により、PM2.5 の危険性はすでに証明されていたにも関わらず、その結果が公共的意思決定の根拠として用いられることはなく、1996 年に設定された大気環境基準（GB3095-1996）[36]に、PM2.5 が規制対象として含まれることはなかった。リスク管理者としての中国政府が、自らの環境保護部が実施する科学研究により出された結果に対し、無知ということは有り得ないことと考えられる。

前述したように、2000 年代以降、北京とその周辺地域は、自然破壊を原因とする黄砂や砂嵐に襲われている。特に、暖房が必要となる冬季に、石炭を燃料とする集中暖房が都市部の各住宅に供給されると、石炭の燃焼に伴う排気ガスによるスモッグが北京の上空に停滞することになる。加えて、昼夜問わずに稼働する工場から排出される汚染物質、そして年々増加する自動車による排気ガスにより、北京およびその周辺地域の大気環境は悪化の一途をたどっている。

実際に、2011 年の末には、北京を中心とした広い地域で大気汚染が悪化した。中国政府は国民に対して、汚染数値の公開を行わなかったため、国営メディアは「濃い霧」[37]だと報じた。同じ時期に、北京のアメリカ大使館は、中国在留アメリカ人に対する注意喚起を目的として、ツイッターを通して観測された高濃度の粒子状物質（PM2.5）の数値を公表し始めた。これに対して中国政府は「アメリカ大使館が独自に我が国の空気を観測し、しかもインターネットでその結果を公表することは、外交関係条約に違反している」[38]とし、

---

[35] Wei et al.（1999）を指す。

[36] GB3095-1996 は、1996 年に設定した中国大気環境基準の略称であり、GB が「国標」を意味し、3095 が大気環境の略号である。2012 年設定した中国大気環境基準は、GB3095-2012 と略称する。

[37] 中国語では、「霧霾」という。

[38] これは、2011 年 6 月 5 日の記者会見における、中国環境保護部の呉暁青副部長の発言である。http://www.scio.gov.cn/xwfbh/xwbfbh/wqfbh/2012/0605/index.htm、中国国務院新聞弁公庁 HP、2018 年 11 月閲覧。

内政干渉としてアメリカを非難し、公表を差し止めるようアメリカ大使館に要求を行った。中国に滞在する外国人に向けて公表される汚染数値は、中国国内に大きな波紋を投じた。そして多くの中国国民は、大気汚染の実態を五感で知覚するだけではなく、数値で認識し始めた。

(3) 中国における PM2.5 への対応策

2012 年、中国政府は、大気汚染の現実と国内外の圧力に屈し切れず、2010 年の「大気環境基準(草案)[39]」を撤回し、PM2.5 という物質の危険性を認め、新しい規制基準(GB3095-2012) を設定した。PM2.5 の危険性が科学研究により証明されてから、北京スモッグをきっかけに、PM2.5 が注目されるまでの 10 年間、PM2.5 は中国の社会議論から排除された存在であったが、国内外からの非難は抑え切れず、わずか一年で政策上の変更が行われた。ただし、新しく設定された基準は、アメリカ、EU、WHO の基準よりかなり緩いものである。表 4.9 は、中国で現在施行されている PM2.5 に対する規制基準とアメリカ、EU、そして WHO の基準値を比較したものである。

表 4.9 中国、アメリカ、EU そして WHO における PM2.5 の規制基準について

	平均時間	基準値
中国大気環境基準 (2012)	24 時間平均 年平均	75μg/m^3 35μg/m^3
アメリカ大気環境基 (2013)	24 時間平均 年平均	12μg/m^3 30μg/m^3
EU 健康保護の限界値 (2010)	24 時間平均 年平均	― 25μg/m^3
WHO 大気質指針 (2005)	24 時間平均 年平均	25μg/m^3 10μg/m^3

資料：中国大気環境基準（2012）と日本環境省 HP に掲載される「欧米における粒子状物質に関する動向について（2013)」をもとに筆者制作

(http://www.env.go.jp/council/former2013/07air/y070-25/ref01.pdf)

2014 年、新しい「環境保護法」が公布され実施されたのをきっかけに、中国ではようやく、PM2.5 に対する集中的な取り組みが開始された。前述したように、「環境保護法」と

[39] 2010 年に起草された「中国大気環境基準（草案)」には、PM2.5 は規制対象として含まれていなかった。

いう基本法のもとに、2015 年、「大気汚染防止法（改正案 2015）」が発表されており、これによって、大気汚染の汚染源である PM2.5 対する規制が、国の法律レベルに引き上げられた。

表 4.10 中国とアメリカにおける AQI 値とその表示内容の違い

AQI	PM2.5 濃度（μg/m³）	リスク評価色	類別
50 以下	0～30	緑色	優
51～100	35～75	黄色	良
101～150	75～115	オレンジ色	軽度汚染
151～200	115～150	赤色	中度汚染
201～300	150～250	紫色	重度汚染
301 以上	250～500	茶色	厳重汚染
500 以上	測定限度値以上	黒色	「爆表」[40]

（中国における AQI 値とそれに対応するリスク評価）

AQI	PM2.5 濃度（μg/m³）	リスク評価色	類別
50 以下	0～12	緑色	良好
51～100	12.1～35.4	黄色	中程度
101～150	35.5～55.4	オレンジ色	敏感な人に影響
151～200	55.5～150.4	赤色	健康に悪影響
201～300	150.5～250.4	紫色	健康に極めて悪影響
301 以上	250.5～500.4	茶色	有害

（アメリカにおける AQI 値とそれに対応するリスク評価）

出典：外務省海外安全 HP、「中国における大気汚染に関する注意喚起（更新）」（一部修正）

（https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2016C294.html）

この大気汚染防止法（改正案 2015）」の実施に伴い、中国では、アメリカと同様に、PM2.5 による人体へのリスクを、大気質指数（Air Quality Index：AQI[41]）によって、6 段階で色

[40] 「爆表」は中国 AQI 値に関する公式な用語では無いが、査定限度値を振り切った際に一般的に使用されている用語。
[41] 以下は、AQI 値と略称する。

分けて表示するという観測基準が導入された。また、AQI 値による大気汚染のリスクへの観測基準のもと、大気汚染の警報システムも取り入れられており、警報レベルに応じて、緊急措置としての対応策が開始された。

しかし、そもそも中国の大気環境基準（GB3095-2012）が、現行のアメリカの基準（NAAQS 2013）より緩いものであり、同じ AQI 値、同じリスク評価色で示されていても、その意味と内容は、実質的には大きく異なるものとなっている。表 4.10 は、その違いを示すものである。

たとえば、PM2.5 の濃度が 70μm/㎥の場合、中国の AQI 値に換算すれば、「51～100」という区間内にあり、大気環境質は「良好」を示す「黄色」に当たり、公衆に大気汚染への注意喚起をする必要はない。それに対して、米国の AQI 値に換算すれば、同じ 70μm/㎥が「151 から 200」という区間内に相当し、人間の健康に悪影響があるという意味を示す「赤色」に当たり、公衆に注意喚起を行われければならない緊急事態となる。中国においては、AQI 値が 201 を超える場合（紫色、茶色、黒色の場合)、それは緊急事態として扱われ、政府から大気汚染警報が発表されると同時に、緊急措置が実施される。大気汚染警報には、高い順から、「赤色警報」、「オレンジ色警報」、「黄色警報」の 3 段階に分かれているが、この警報の区分に応じて行われる経済活動の応急制限措置などは、各地方政府によって異なる。

たとえば、2015 年 12 月 7 日、北京では、大気汚染が最高レベルであることを示す「赤色警報」が、初めて発令された。この警報はこの日から 12 月 10 日までの三日間有効であり、北京市内ではすべての学校が休校となり、工場での生産業務や建設作業が全面中止となった他、一般道路の自動車の通行も制限された。しかし、同時期の中国の東北地方においては、同様の「赤色警報」が発令されていたにも関わらず、工場の稼働停止や学校の休校などの応急制限措置は、全く発令されていなかった。

PM2.5 とそれに関する規制基準と観測基準の設定により、中国国民、特に大都市圏の住民における大気汚染への関心度は大幅に増している。2015 年 2 月、CCTV の元記者である柴静は、独自調査に基づいて PM2.5 問題の実態を知らせるドキュメンタリーを制作し、ネット上で公開した。これをきっかけとして、PM2.5 問題に対する中国政府の対応策は、再び中国のネットユーザーの間で激しい議論を巻き起こし､国内外で大きな反響を呼んだ。2012 年、中国においては確かに、PM2.5 の規制基準が設定され、それに応じて、大気汚染のリスクへの警報システムも設けられた。しかし､欧米社会に適応される基準より緩く、

しかも独自の警報システムと地域ごとに異なる規制策が用いられているのが、現状である。それゆえに、現在では、中国政府公開の PM2.5 の観測数値と汚染警報に加えて、アメリカ大使館により公開される PM2.5 の観測数値を、中国におけるネット制限を越えてまで、毎日に公表するネットユーザーも出現している。

本章のまとめ

本第 4 章は、近代化とともに変化しつつある大気汚染の実態の把握を行った。4.1 節では、伝統社会から産業社会への移行に伴って生じたロンドンスモッグ、そして、第一の近代である産業社会に現れたロサンゼルス光化学スモッグ、さらに、第二の近代であるリスク社会が直面する PM2.5 問題という、3 つの大気汚染を題材として取り上げた。そして、それぞれの大気汚染が発生した歴史的な経緯とその実態を知見し、イギリス、アメリカという欧米先進国が、どのように大気汚染を制御してきたかについての概観を行った。

4.2 節においては、エネルギーの消費、人口や自動車保有台数の増加などの側面から、現在の中国社会が直面する大気汚染の現状をまとめ、中国における環境保護の行政システム、近年打ち出された PM2.5 への規制基準を含む大気汚染の対応策などについて整理を行った。本章での考察をもとに、第 6 章においては、欧米先進国の例と比較することにより、現代中国におけるリスク産出および規制メカニズムを明らかにし、中国近代化の特徴の把握を試みることとする。

第 5 章　改革開放以降の中国社会と社会制度

前第 4 章では、ロンドンスモッグ、ロサンゼルス光化学スモッグ、PM2.5 という 3 つの大気汚染を題材として取り上げ、西欧社会の近代化とともに変化しつつある大気汚染の実態を把握したうえで、中国社会が直面している大気汚染の現状と政府の対応策について概観を行った。

序章で言及したように、中国における大気汚染の問題は、単なる人と自然の対立の問題だけではなく、人と人、地域と地域の間に矛盾を生じさせる問題でもある。中国政府にとっての大気汚染の損害には、国民の健康被害の他に、大気汚染に対抗するための経済的なコスト、汚染に対応することによって発生する経済成長への影響、国民および国際社会からの批判と圧力などの要素も含まれている。これらを踏まえた上で、中国政府が、どのような政治的な判断を下し、どのような大気汚染対策を講ずるか、そして、どのように国民を保護するかなどの観点に注目することにより、大気汚染問題は、政治的な問題として位置付けられる。中国における圧縮された近代化の様相を描き出すという本稿の目的を達成するために、本章では、大気汚染をめぐる「リスク規制」と「リスク分配」の特徴を捉え、西欧社会とは異なる中国の独特な政治体制、および中国社会に生きる個々人に深く関連する中国の経済と社会制度についての知見をまとめる。

1978 年の「改革開放」政策は、現行する中国の政治、経済、そして社会制度の構築と形成に深く影響を与えており、中国は社会構造の転換期と呼ばれる歴史的な時期に突入している。「先富論」を基本原則として実施された改革開放により、中国経済は大きな飛躍を遂げると同時に、中国社会に新たな矛盾をもたらした。

その 1 つは、産業化の「副作用」として生み出された、大気汚染のような環境問題が、集約的に顕在化したことである。もう 1 つは、着実に推進されている経済改革に比べ、社会制度と政治体制をめぐる改革が大きく遅滞しており、「先富」から「共富」への移行が上手く行われていないことである。これらを原因として、農村部と都市部、東南沿海部と中西内陸部、そして都市内部における社会階級や階層の間において、経済格差が拡大されており、社会的な不平等が深刻化している（于 2007：91-92；埋橋他 2012：14）。

改革開放以降の中国社会が、複雑な形態で変動し続ける実態を、全面的に把握することは容易なことではないが、本章では、改革開放、経済および社会福祉制度の構築、格差問題などの側面から、改革開放以降の中国の社会情勢を理解するための基礎的な知識を確認する。具体的には、まず 5.1 節では、改革開放という国家としての政治的決定と、中国に

おける社会構造の転換について確認し、経済体制、社会制度、政治体制をめぐる変革を概観する。次に、5.2 節においては、改革開放以降に拡大された格差問題について、都市部と農村部、東南沿海部と中西内陸部、都市内部という 3 つの観点から考察する。

5.1　改革開放と社会構造の転換

本節においては、改革開放という政策が実際にどのようなものであるかを確認することから始め、この政策の実施により、中国社会がどのような社会構造の変革を経験してきたかを中心に考察を行う。具体的には、経済体制、社会制度、そして政治体制の 3 つの側面において、どのような改革が推進されているか、また、どのような部分が改革に取り残されているかについて検討を行う。

5.1.1 改革開放とは

1949 年から 1978 年までの計画経済時代の中国では、その経済発展は、国内の経済成長においても、他国との比較においても、極度に停滞しており、当時の中国国民は、極端な貧困状態にあった。滕（2016：170）が指摘したように、中国の 1 人当たりの実質 GDP は、計画経済体制が確立された 1958 年の 165 元から、文化大革命が終結した 1976 年には 284 元となったが、20 年間でわずか 1.7 倍しか上昇していない。そして、1980 年代初頭では、約 8 億の国民が貧困状態に直面しており、それは当時の中国総人口数の 8 割を超える値であった（滕 2016：170）。

計画経済体制当初の極端な貧困状態の形成は、その体制自体の欠陥はもちろんのこと、その他に、1958 年に始まった「大躍進」のような中国の社会情勢にそぐわない過激な開発の実施、さらに 1966 年から 1976 年までの 10 年間に中国全域に及んだ、「文化大革命」という政治運動の継続が、その原因であるとされている。（牧野 2012：5-7）。

このような経済と社会の情勢を建て直すために、1978 年 12 月、中国共産党第 11 期中央委員会第 3 回全体会議[42]が開かれ、改革開放政策が打ち出された。この政策は、文字通り、「改革」と「開放」という 2 つの政策により構成されている。「改革」とは、国内に対して、硬直化した計画経済体制から、柔軟な市場経済体制への移行を促進し、経済を活性

[42] 中国共産党の最高決定機関である中国共産党全国代表大会は、5 年 1 回開催されるもので、全国代表大会において選出された中央委員会の全体会議がその任務を担う。1992 年以降、1 期（5 年間）に 7 回の全体会議を開催することが定着するようになった。本論においては、これらの会議名を「党大会」などの略称ではなく、正式名称で表記することとする。

化するための政策を指す。「開放」とは、外国に向けて、中国の経済と貿易を開放し、鎖国の状態から開国の状態への転換を促す政策のことである。この改革と開放は、いずれも、経済分野をその中心とする政策である。

中国政府は、これらの経済政策の導入をもって既存の計画経済体制を改造し、「社会主義市場経済体制」[43]を構築し、さらに、経済成長の牽引により、農業、工業、防衛、科学技術といった 4 つの分野における中国の近代化を追求してきたのである。

「改革開放の総設計師」と呼ばれる鄧小平は、改革開放の究極的な目標でもある「中国の近代化」を、3 段階に分けて実現することを構想していた。それは、1981 年から 1990 年までを第 1 段階とし、この段階の目標は、国民が生きるために「何とか食べていける」最低限の生活を意味する「温飽状態」に達成することであった。1990 年から 20 世紀末までの第 2 段階では、国民の生活を「小康状態」、つまり、基本的な生活には困らない状態にすることが目指された。第 3 段階の目標は、21 世紀半ばまでに、西欧先進国の近代化と生活水準に追いつき、国民に豊かな生活を享有させることである（西 2008：7）。

このような 3 段階の構想により掲げられた中国近代化の目標のいずれも、経済成長によって評価されるものである。そして、この経済成長を加速するための方法として、鄧小平は先富論を提案した。先富論とは、豊かになれる条件をすでに備えたところから先んじて豊かになり、その波及効果をもって、他の地域や国民が追随すれば、最終的に国民すべてが豊かになれるという主張を指す（三浦 2006：65；于 2007：91；埋橋他 2012：14）。

経済成長の促進のために提案された先富論は、経済体制改革を支える理論的な基盤であるだけではなく（于 2007：91）、そこに体現されたように、漸進的に改革を推進させようという考え方は、改革開放により展開される中国社会の構造転換にも貫かれている（中兼 2010：33-36）。つまり、中国政府は、中国の社会構造の転換については、経済体制の改革を最優先とし、その改革を経済領域から順次、政治、社会、文化の領域へ拡大し、困難とされる社会制度改革を最後に置くという、漸進的な形を採用したのであった。

このような改革方式が採択された理由について、西（2008：8）は、改革開放とそれにより生じる体制転換は、従来の共産党とそれに指導される政府の管理の下に置かれ、ソビエト連邦と東欧諸国のような、政権交代につながるような急激な変革を避けるためであると

[43] 「社会主義市場経済体制」は、1992 年に打ち出された社会の構造転換の目標である。社会主義市場経済とは、社会主義の国家制度と共産党の一党支配を維持した上で、市場経済を実行することを意味する（滕 2016：169）。社会主義市場経済体制が確立される過程とその意義については、5.1.2 節（3）で、また詳しく論じる。

している。言い換えれば、改革開放以降の中国社会の体制転換は、中国共産党の統制に支障がないことが大前提とされているのである。

このような前提に従って、中国政府は、改革開放をめぐる一連の政策形成と実施においては、経済成長を先行させると同時に中国社会の安定を重視しており、民主化の要求に対しては慎重な姿勢を示している。

5.1.2 推進される経済体制の改革

前節 5.1.1 では、改革開放の定義、目標、実施方法とその前提についての確認を行ったが、本節においては、改革開放により推進される経済体制改革について知見する。

改革開放により推進された経済体制改革は、主に 4 つの段階に分けることが可能である（郝 2012：26-29)。1978 年から 1984 年までの 6 年間は、第 1 段階であり、農村部と農業の経済改革に重点が置かれた。1984 年から 1989 年までの第 2 段階では、この重点が都市部に移ると同時に、計画経済体制に市場経済体制を導入する試みが展開された。1989 年から 1992 年までの第 3 段階は、国内外の政治情勢の不安定を原因として、改革開放が停滞することとなった。続く 1992 年以降、改革開放が第 4 段階に入り、停滞していた経済改革が再開されるとともに、沿海都市部の対外開放、国際貿易の拡大が強化された。この改革開放の 4 段階を念頭において、以下においては、農村と農業における経済改革、都市部と企業における経済改革、市場経済体制の導入への試み、さらに、対外開放と国際貿易という 4 つの視点から考察を行うこととする。

（1）農村と農業における経済改革

中国の経済体制改革は、農村と農業をめぐる改革をその起点としており、最も重要な政策は、1978 年から 1984 年までの「土地を長期的に農民に貸して経営を任せる」という「世帯生産請負責任制（生産責任制)」の実施である。

生産責任制とは、簡単にいえば、農業に関する経営権を農民に与える制度であり、農民は農村の戸籍制度[44]に従って、一世帯を単位として、農地の所有者である国家、または農民労働者組合[45]から農地を借り受け農業に従事する。その代わりに、農家は、農業生産所

[44] 中国の戸籍制度については、5.1.3 節で検討する。
[45] 中国の農地所有権は、国家所有と集団所有（土地を農民の労働者組合が所有すること）の 2 種類に分けられている。

得としての農産物の一部を政府に納付し、残った農産物を私用物として自由に転用または販売することを可能とする仕組みである（牧野 2012：10）。

この「生産責任制」の実施により中国の農村部に現れた変化を理解するためには、改革開放以前に中国政府が実行した、農村および土地政策を理解する必要がある。改革開放以前の中国農村部の農業政策においては、まず、1949 年の共産党政権の成立後、中国全域において農地の所有権の改革が行われ、地主による土地の私有制が廃止された。1953 年には、土地私有制の代わりとして「集団所有制」が推進されるようになった。すなわち、政府は、過去に地主が所有していた土地や建物を没収し、それらの所有権を農民の労働組合に移転し、農地の使用権を農民に分配する制度を採用したのである。この制度を実施するに当たり、農村部では 1958 年から、計画経済体制の下に作られた農業生産と農村行政を一本にまとめた「人民公社」体制が、正式に採用された（滕 2016：172-173）。

この人民公社体制のもとでは、土地だけではなく、スコップや鎌などのような農業用具を含む全ての生産手段が集団所有とされ、農民は 1 人の例外もなく生産隊（作業組）と呼ばれる組織に組み込まれ、農作業に従事することが義務付けられた（加藤 2012：86）。加えて、収穫した農産物をめぐる分配と決算、ないしは農民の生活に関わる食糧や必需品などの供給についても、人民公社にその分配の采配が一任された。

この人民公社制度は、農民間での「平等」を追求する社会主義体制を理想郷として作られたが、農民の生産意欲を損なうものであったばかりではなく、都市部と農村部の間での労働力分配、農民と農民の間での資源配分の歪みを伴うものであった。また、政府による農産品価格に対する統一管理、種や農薬など農業用投入財の高価格政策、限られた農地に対する高い農村人口の密度などの要因が重なり、改革開放以前には、農産品の増産が農民の実質的な収入に結びつくことはなかった（加藤 2012：87）。

改革開放以降、「集団生産、統一配分」という人民公社制度が、農村における経済改革の対象となり、新しく導入された生産責任制の実行により解体された[46]。これにより、農民には、農業の生産、経営、分配を自ら管理し、意思決定を行う権利が与えられたため、農民の生産意欲は大幅に増大した。そして、この生産責任制は、農業領域以外にも影響を及ぼした。つまり、この制度により、農民は、農地と人民公社制度に縛り付けられた状態から解放され、自主的な農業活動と現金収入の獲得が可能となった。その結果、自分が働い

[46] 1982 年の憲法改定には、人民公社制度の解体が明記されており、社会主義集団農業の象徴であった人民公社は、1985 年までに全て解体された（張 2001：84；滕 2016：173）。

て得た資金を元手に、非農業領域に進出する農民が相次いで現れることとなった（加藤 2005：87）。このような現象は、中国における農民工階層の形成の原点として見ることができる。本論の第 7 章では、都市において空気汚染に遭遇する農民工を取り上げて、中国におけるリスク分配を中心に論説を展開するが、農民工の定義や農民の離農現象などについては、7.2 節で詳しく検討する。

(2) 都市と企業における経済改革

前述したように、1978 年から 1984 年にかけて行われた農村の経済改革は、中国の経済体制改革の基礎であるとされている。この改革の効果を土台として、1984 年の中国共産党第 12 期中央委員会第 3 回全体会議においては、「経済体制改革についての中共中央の決定」が採択され、都市部を重視した経済体制の改革を加速させることが決められ、中国政府は、改革の重点を都市部へ移し、国営企業を対象とした改革に着手した。

かつての計画経済時代においては、国営企業と政府の関係は「親子関係」と言われており、企業の所有権と経営権はいずれも国家に属しており、企業の生産と利潤の分配に関しては、国家の指令と計画に従わざるを得ない状態であった（滕 2016 : 174 ; 張 2001 : 84）。国営企業は、改革前には「生産単位（工場）」という特徴の他に、学校や病院など労働者の生活を保障するための施設を提供する「生活単位（生活の場）」でもあり、さらに、政府機関として機能しており、その中に共産党の組織が設けられ、「行政単位」としての特徴も持っていた（劉 2012：67）。

このような状況における国営企業は、生産の効率性が非常に低かった。国営企業が直面する苦境を改善するために、政府は、自主権の拡大、経営権と所有権の分離、現代化企業形態の整備と所有制度の調整という 3 つの段階を設定し、企業改革を進めていった。

まず、改革開放の第 1 段階においては、国営企業の効率性が低かった理由として、企業に経営の自主権がなかったことが認識された。それゆえ、当時の改革内容は、企業に一定の割合の利潤を保留することを許可するものであった（劉 2012 : 71）。たとえば、1979 年に、国営企業に対して、国家の計画を超えて過剰に生産された商品の自主販売を、政府は初めて認可した。1984 年には、「国営工業企業自主権拡大のための暫定規定」が打ち出され、計画外製品の生産と販売、および資金の調達や資産の処分などの権限が企業に与えられた（張 2001：84）。この第 1 段階の改革を通じて、国営企業の経営に関する自主権は確かに拡大されたが、政府が企業の所有者であると同時に経営者でもあるという立場は変わ

らず、生産、雇用、投資、分配などの様々な問題において、企業は依然として、上級主管機関を始め多くの政府機関からの干渉を受けていた（劉 2012：71）。

このような状況に応じて、改革開放の第 2 の段階では、国営企業に対する改革の重心が、自主権の拡大から、経営権と所有権の分離へ移されている。政府は農村と農業における改革を手本として、企業の所有権と経営権の分離を促進させるために、工場長責任制度、および国営企業における経営請負責任制を導入した。前者は、国家が国営企業の工場長に対して、企業の経営権、および経営権に伴う全責任を委託する制度であり、後者は、国営企業と政府が請負契約を締結し、政府の計画以外に生産された商品に対して税金を納付することを前提として、自由に販売することを可能とする制度である（滕 2016：174-175）。このように、所有権と経営権の分離が明確化され、企業経営に対する国家の直接的な行政関与が停止され、従来の国営企業という呼称が国有企業へと変更された（牧野 2012：10）。

1980 年代末、第 3 段階である改革開放は、一端、低迷期に陥っていたが、1990 年代に入り、特に鄧小平の「南巡講話」[47]を契機として、改革が再起動され、加速されていった（牧野 2012：11）。これに伴って、企業に対する改革は、第 4 段階に入った。1993 年、政府は、国有企業に対して、いっそうの近代化を目指した企業制度を導入することを決定した。1990 年代の半ばには、企業の民営化が進められ、その改革の範囲は、社会主義制度の本質に関わる国有企業の所有権問題までに拡大された。2003 年に、中国共産党第 16 期中央委員会第 3 回全体会議において、財産権の多元化を中心とする、現代財産権制度の整備が提案され、実施された（劉 2012：73）。このような経緯を経て、私有企業、外資企業、合資企業[48]などの非公有制の企業形態の出現により、従来の国有企業と集団所有制企業[49]に独占された企業の所有形態は、徐々に多様化するようになった（牧野 2012：11）。

---

[47] 南巡講話とは、1992 年 1 月、鄧小平が、武昌、深セン、珠海、上海を視察し、各地で改革開放の加速を訴えるために発表した重要な談話を指す。1989 年の天安門事件、それに次ぐ 1991 年のソビエト連邦の解体というショックの中で、共産党内部においては、鄧小平により打ち出された改革開放路線を批判する声が高まっていた。党内の反対意見を抑え、改革開放をさらに推進するために、鄧小平は、「白い猫でも、黒い猫でも、ネズミを捕まえる猫が良い猫だ」という「白猫黒猫論」を再び提起し、「導入するのは、資本主義制度でも、社会主義制度のものでも構わないのだ」という重要な談話を発表した（南・牧野 2012：270；275）。

[48] 私有企業とは、個人が出資し経営をする企業を指し、外資企業は、海外からの投資により作られた企業を意味する。合資企業とは、中国資本と外国資本の合併による企業である。

[49] 集団企業とは、市、県、郷、村などの地方政府、または農村の労働者団体が経営する企業を指す（牧野 2012：11）。

(3) 市場経済体制の導入

企業をめぐる改革と平行して、市場経済への転換を促進させるための方針と政策も、実施された。改革開放が実施される前に、中国の経済体制は、ソビエト連邦および東欧社会主義諸国と同様の社会主義計画経済であった。この社会主義計画経済はまた、中央集権的経済、あるいは指令経済、命令経済とも呼ばれている[50]（郝 2012：26)。

1950 年代から 1970 年代にかけては、厖大な人口数、極端な貧困、経済基盤の不整備、自給自足を基盤とした農業の脆弱性などが重なる社会状況の中で、社会主義計画経済の実施は、一時的に、共産党政権と中国社会の安定に貢献をしたと思われる（郝 2012：26)。しかしながら、計画経済による資源分配上の非効率と、絶対的な平等が追求されることで生じる、労働者の労働意欲の欠如などの問題が徐々に現れ、長期的な経済成長が停滞する傾向も、一方では浮かび上がっている。

このような状況に直面し、改革開放の第 1 段階においては、計画経済と市場経済のどちらを採用するかについての検討と模索が始まった。1982 年に開かれた中国共産党第 12 回全国代表大会においては、計画経済を主として、市場経済を副次的にする方針が提案された。この結果、中国では、先富論に代表される鄧小平の指導思想は維持し、公有制を基礎とした計画経済を認める一方で、一部の製品の生産と流通を、計画に代わって市場に委ねることが始まった（郝 2012：27)。

改革開放の第 2 の段階は、市場経済を導入する基本的な方針が確定された時期である。1984 年の中国共産党第 12 期中央委員会第 3 回全体会議において、商品経済の概念を提起し、社会主義商品経済を発展させることが決められた。続く 1987 年の中国共産党第 13 回全国代表大会においては、国家は市場を調節し、市場は企業を誘導することが提唱され、市場経済のメカニズムを重視することが強調された（滕 2016：175)。第 1 段階の経験をもとに、この第 2 段階では、国民経済と生活に非常に重要な製品、国家全体に影響を及ぼす重大な経済的活動については、政府により立案された計画に従うことが決められた。それ以外の生産や経済活動については、状況によって政府の計画を参考とするか、または完

[50] 社会主義計画経済と資本主義市場経済との違いについて、郝（2012：26）は、「市場経済のもとでは、私的所有権が認められ、生産や消費の決定が個々の企業や消費者に委ねられ、経済全体の資源分配が価格メカニズムによって処理されており、生産者と消費者が、自らの持つ正確な情報に基づいて行動すれば、あとは価格が全体の調節媒体となって資源の最適分配がもたらされる」と指摘している。それに対して、「計画経済のもとでは、国家の計画が価格の資源分配機能を代替し、中央政府の指令計画によって物資の生産から分配までの一連の経済活動を処理する」とされている（郝 2012：26)。

全に市場経済のメカニズムによる調節に任せる、という経済体制が形成されるようになった（張 2001：84)。つまり、第 2 段階は、第 1 段階に引き続き、中国の経済体制の中の市場経済の割合が拡大化されることとなったのである。

第 3 段階は、市場改革が停滞する時期であり、政府は市場経済体制への導入に慎重な態度を示している。経済改革が加速されるにつれて、1980 年代後半には、経済競争の過熱が激しいインフレを引き起こした。そして、経済活動が活発化と同時に、公有財産の処分やその私有化の過程における、官僚の腐敗問題が相次いで生じた（郝 2012：28)。さらに、経済の発展と併行する所得分配および社会保障に関わる社会制度の構築は、先行する経済改革と同等には推進されなかったため、所得の格差が一気に拡大し、国民は強い不満を抱えることとなった。このような国民間の不平等が深刻化する状況下、1989 年、「天安門事件」が発生し、さらに、東欧社会主義国家の崩壊と 1991 年にはソビエト連邦の解体が起こったため、中国社会は不安定な状況となった（滕 2016：175)。中国社会は経済と社会の混乱に直面し、1989 年 11 月の中国共産党第 13 期中央委員会第 5 回全体会議においては、「整理整頓と改革推進に関する決議」が採択された。張（2001：85）によれば、この「整理整頓」は、経済競争の過熱を抑え、インフレと物価の高騰を終息させることを意味する「整理」に伴って、「権力と金銭の交換」の現象を「整頓」することであった。「整理整頓」は、経済面だけではなく、政治面においても厳しく行われており、市場経済体制の導入に関わる議論も、ここでいったん後退を余儀なくされることとなった（郝 2012：28)。

1992 年以降、市場経済への転換を促進するための方針と政策の設定は、第 4 段階を迎え、1992 年の鄧小平による「南巡講話」の発表を契機として、改革開放への熱意が再燃した。同年の中国共産党第 14 回全国代表大会においては、前 3 段階の経験を踏まえ、中国における経済体制転換の目標が「社会主義市場経済体制」の構築であることが明確化された。つまり、前述したように、「中国共産党の統治を維持した上で、市場経済のメカニズムのもとに経済と社会の改革を推進する」ということである。言い換えれば、社会主義市場経済体制の構築を中国の経済体制転換の目標として確立することによって、中国は、政治的には社会主義であり、経済的には市場経済で進むという改革開放の方向が、正式に定まったことになる。第 3 章で述べたように、中国社会において、この社会主義体制と市場経済体制が併存するということは、中国近代化における圧縮性の 1 つの側面である。このような異なる 2 つの体制が同時に成立しているという現象に注目し、本論の第 6 章と第 7 章においては、リスク社会論の視点を導入することにより、中国における圧縮された近代化

が、どのような状況を展開しているのかについて、詳しく検討を行う。

（4）対外開放と国際貿易

国内に対する経済体制の改革が着実に推進されるなか、1978 年から 1987 年にかけては、海外資本と技術を積極的に導入しようする、対外開放の試みが実践され、中国の沿海部を中心とする開放政策が進められた。中央政府は、対外貿易の拡大を目指し、1979 年、広東省と福建省に対外経済活動の自主権を与え、翌 1980 年には、香港、マカオ、台湾に隣接している深セン、珠海、スワトー、廈門が「経済特区」に指定された。続いて 1984 年に、大連、天津、青島、上海、広州などの 14 の都市が沿海部の開放都市とされ、翌 1985 年には、珠海、長江、閩南の 3 つの地域が、沿海部の開放地域に指定されている。

このような一連の開放政策により、中国の国際貿易の成長は、一気に加速されることとなった。1984 年に始まった都市部の経済改革を皮切りに、海外からの輸入が促進されたが、1989 年の天安門事件の発生により、中国は国際的な経済制裁を受け、輸入は一時期大幅に減少した。その後、1992 年の鄧小平の南巡講話直後、国際貿易の輸出入は、再び高い伸び率で成長した。さらに 1994 年には、為替制度が、計画経済の固定為替制度から市場経済の自由為替制度に転換され、海外への輸出が急速に進んだ。しかし、1990 年代後半に、WTO（World Trade Organization : WTO）[51]に加盟する準備としての税金調整とアジア経済危機の影響を受けて、中国の輸出は鈍化し、輸入伸び率も一旦はマイナスとなったが、WTO への加盟が起爆剤となり、2000 年以降は、輸出の高度成長期を迎えることとなった（薛 2012：147）。

このように、対外開放と国際貿易は、中国の高度成長に大きな役割を果たしており、それは国際貿易額（輸入と輸出の合計）の国内総生産（GDP）に対する比率からも、理解できる。中国の国際貿易額は、1970 年代末までは、中国 GDP の 10%を占めるにすぎなかったが、改革開放以降、その比率が著しく上昇し 1988 年には 30%を超えた。1989 年から 1992 年の改革開放の停滞期には、その比率は一時的に下がったが、1992 年以降、また上昇し始め、2006 年の比率は 64%に達し、2010 年以降も、40%程度を維持している（薛 2012：148）。図 5.1 にも示されるように、輸出は国際貿易額に大きく貢献しているが、その主力は、国外から原材料や部品を輸入し、国内で加工および組立てを行った製品を国外

[51] WTO は、自由貿易の促進を目的とする世界貿易機関（World Trade Organization）の略称である。

に輸出する加工貿易である。このような状態を指して、中国は 2000 年頃から、「世界工場」と呼ばれるようになった。

図 5.1　中国の国際貿易額の国内総生産（GDP）に対する比率（1978 年から 2017 年）

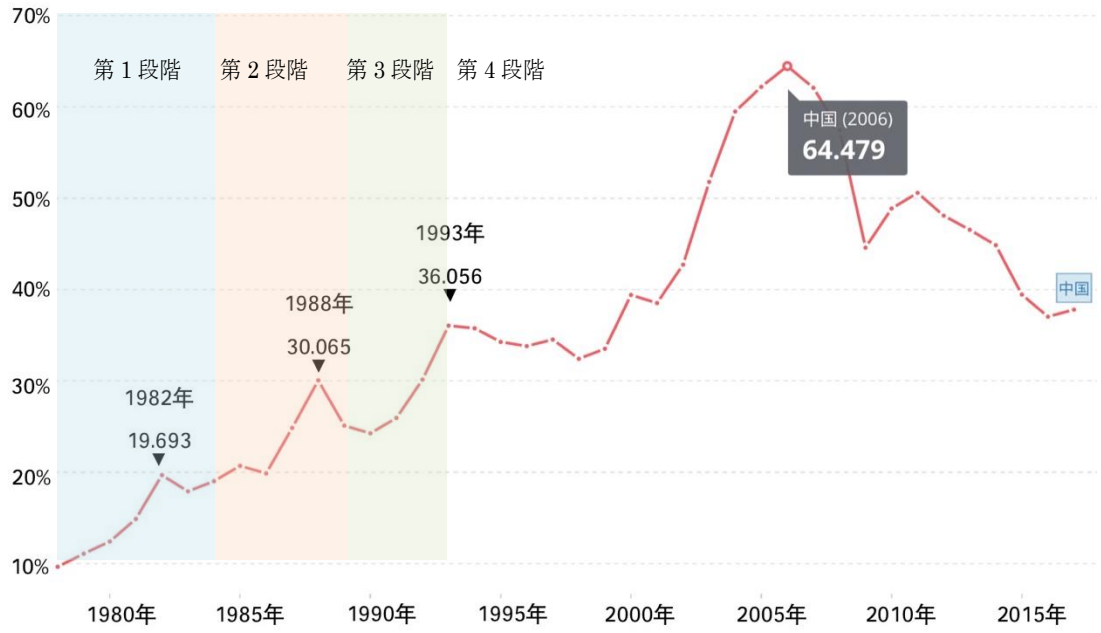

資料：The World Bank HP ， *Trade (% of GDP)*（一部修正）
（https://data.worldbank.org/indicator/NE.TRD.GNFS.ZS?end=2017&locations=CN&start=1978&view=chart）

改革開放により促進された中国の対外開放と国際貿易は、経済領域に限らず、人口の流動や、階層の分化にも影響を及ぼしている。1980 年代以降、加工貿易を主体とする輸出貿易により維持される中国の経済成長には、膨大な労働力が必要となっている。労働力市場の需求に応じて、中国では、農村部から都市部への大規模な労働人口の流動が生じており、新しい社会階層として、農民工階層が徐々に形成されるようになった。農村から都市への人口流動と農民工階層の形成については、第 7 章で詳しく検討する。

5.1.3 遅延している社会制度の改革

前節では、改革開放以降の中国における経済体制改革を概観するために、農村部、都市部、市場、および対外関係と国際貿易の、4 つの視点を設けて整理を行なった。

前述したように、1978 年以降、中国政府は、経済改革を先行させた。しかし、新しい経済体制に対応できるような社会制度の改革は、相対的に遅延している傾向がある。そもそも社会制度とは、大辞林［第 3 版］によれば、「その社会を形成し維持している仕組み、また、その社会で支持される行為様式が法・習慣として定型化されてもの」とされている（松村［編］2006：1154）。つまりそれは、個人の生活様式や生き方に関連する婚姻制度、労働者に適応される雇用制度と保険制度、および国家における政治形態や統治形式を規定する政治制度などを指すと考えられる。本節においては、改革開放以降の中国における社会制度の改革と、それにより生じる社会変遷の行方を捉えるために、本論の目的の達成と最も深く関わる、中国の戸籍制度、雇用制度、および社会保障制度を取り上げて検討を行う。

（1）戸籍制度

中国の社会制度の基礎を成すものは、その戸籍制度である。それは農村に関しては、農村人口の都市部への流動を制限し、都市住民への優遇・既得権益の保障を目的とするものである。本節では、中国における戸籍制度と、改革開放以降のその改革を中心に整理する。

建国初期の中国における戸籍管理制度の実施は、人口数の変化や地域内における人口の移動状況を把握することが、その主たる目的であった（張 2010：53）。1949 年から 1957 年にかけて、農村における極端な貧困を逃れるため、都市に移り住む農民が増加するという現象が起こった。この突然の都市部への人口流入を規制するため、政府は人口流動を制限する政策に踏み切った（張 2010：53）。

1957 年に「農村人口の盲目的流出の制限に関する指示」が公布され、都市への食糧、食品の供給制度が戸籍制度と関連づけられるようになった。この規制規定は、都市で就労している農民にとって、都市における食糧の入手と長期的な滞在を困難にするものであった。加えて、翌 1958 年に公布された「戸籍登録管理条例」では、農村と都市の分離を意図した、「二元分割」という戸籍管理体制が正式に導入され、農民の都市への流入がより厳しく制限された。

戸籍制度を導入した元来の目的は、人口の流動を制限し、農民を農地に定着させ、農業の安定化を図ることにより、都市の産業化を支援することにあったとされている（柯 2014：173）。つまり、それは、政府が人為的に農産物の価格を抑制し、農民の利益を一部犠牲にして都市への食料配給を維持し、都市住民の生活安定を図ることを意味していた。

しかしながら、中国の全ての社会福祉制度はこの戸籍制度を基盤としているため、人口

移動に関する不平等だけでなく、食糧供給制度、教育制度、雇用制度、医療制度、住宅分配制度などにおいても格差が生み出され、都市と農村という二元社会の構造が形成されることとなった。加えて、この人口管理手段として実施された戸籍制度は、農村を都市の下に位置づけており、農民と都市住民にとっては、実質的な身分制度としての機能を果たしたと評価されている（三浦 2006：68)。

改革開放後、特に 1984 年からの沿海部 14 都市の開放に伴い、都市部では、労働力の需要が拡大したため、戸籍管理制度は緩和され、農民の都市への流入制限も緩められた。政府は 1984 年、都市部において工業、商業、サービス業を営み、収入と住所が安定している農民およびその家族に対し、「食糧自弁戸籍」の申請を許可した。これにより、1958 年から厳しく制限されてきた農民の都市への流入が、制度上初めて許可されたが、食糧自弁戸籍は、完全な都市戸籍ではなく、各種の条件が付けられていた（張 2010：55)。つまり、農民が都市での生活を確保するためには、自らの食糧を確保しなければならなかったが、一方で、都市での雇用、医療、年金、住居、教育に対する社会福祉を受けることは、一切許可されなかった。

人口の流動制限が緩和されると同時に、都市部に流入する農民を管理するための制度と規定が打ち出された。まず 1984 年に、北京市政府は「居民身分証明書制度」を開始した。世帯を単位とする戸籍制度に対して、居民身分証明書制度は、個人を単位とする人口の管理制度であり、16 歳以上の国民が、写真、個人番号付きの身分証明書を申請することが義務付けられる。公的サービスを受ける場合だけでなく、高速鉄道や飛行機などの交通手段を利用する場合、ホテルに宿泊する場合に、この身分証明書を提示しなければならないと規定されている。この制度は、その後急速に全国に波及した（張 2010：50)。また、中国政府は、1985 年以降に移住した農民を対象に、16 歳以上で都市に 3 ヶ月以上に滞在する場合は、移住先の都市政府（地方政府）に「暫住証明書」を申請することを定めた。

このような一連の規定の実施からは、次のような実態が明らかになる。第 1 に、制度上においては、人口の流動規制が緩和されているが、実質的には、都市部に流入した農民に対する管理と規制は完全には解除されていないことである。第 2 に、都市部に流入する農民に対して、戸籍上の世帯を単位とする管理システムから、労働者、または個人を単位とする管理システムに変更がなされている。第 3 に、人口移動についての、中央政府により統一された管理の補足として、農村人口の流入を受け入れた都市部の地方政府による「属地管理」が導入されるようになったことである。

1992 年から、改革開放がさらに推進されたことにより、農村労働力は大規模に都市へ転入し、第 1 次産業である農業から、第 2 次、第 3 次産業に従事するようになる。さらに、2000 年以降、農村から都市への出稼ぎ人口は、高度経済成長を維持するための低賃金労働力の需要を担って、年間約 700 万人という高い割合で増加するようになった(楊 2011:151)。

このような労働市場と人口流動の現状に応じて、1990 年代以降、戸籍制度に関する一連の調整が行われていた。それらは、1997 年の「小都市戸籍管理制度の改革に関する試行案」、「農村における戸籍管理制度の改善に関する意見（通達)」、1998 年に公布された「戸籍管理事業で現れる問題点に対する意見（通達)」、さらに 2001 年の「小都市・鎮（町）における戸籍管理制度改革の推進に関する意見（通達)」などである（張 2010：56-57)。

国民の移動を制限するための戸籍制度は、現在でも完全には廃止されていないが、1990 年代以降に行われた戸籍制度をめぐる議論と調整により、条件を満たす一部の農民は、都市戸籍を獲得することが可能となった。その条件は、農民子弟が軍役に就き除隊後に都市で就職する、また、農民子弟が大学卒業後、都市に就職することである。加えて、農民で起業している者で、都市部に安定した住所（不動産の所有）がある場合は、金銭で都市戸籍を購入することが可能となった（柯 2014：173)。ただし、農村戸籍から都市戸籍への変更において、その移入人口の受け皿としては、北京や上海のような大都市ではなく、農村に近隣する中、小都市しか許可されていないのが現状である（張 2010：58)。

このような戸籍変更を許可する例外的な条件は、一般の農民にはどれも実現困難なものであり、現実に農村から都市へ戸籍変更した出稼ぎ労働者は、全体のわずか 1.7%しか存在しない（国務院研究課題組 2009：17)。中国では、雇用制度および社会保障制度が戸籍管理制度の下で成立しているため、都市戸籍が獲得できない農民が都市へ流入しようとする時、正規雇用契約の締結や社会保障の受給において、大きな障害に直面することとなる。この点については、第 7 章において、再度詳しく論述する。

(2) 雇用制度

これまで述べてきたように、中国では、改革開放という大転換により、計画経済体制に市場経済体制が導入され、改革前には存在しなかった労働市場が形成され、労働市場の形成に伴って、雇用関係および雇用制度に急激な変化が起こっている。言うまでもなく、中国は世界一の人口大国である。巨大な人口に対する雇用制度の改革と、それとともに生じる失業問題、社会保障と福祉システムの再構築問題などは、いずれも大きな社会的課題と

なっている。

前述した通り、改革開放以前の中国政府は、厳しい戸籍制度の実施により労働力を都市と農村に分離し、農民の都市部への流入、就労、生活を禁止していた。それに対して、都市部においては、企業の所有権を国家と労働組合が掌握しており、都市部の企業に就労する労働者は都市戸籍を所有していた。すなわち、改革開放前の雇用関係は、国家と都市部の労働者の間に生じる契約関係であり、雇用制度は、都市部の企業に就労する労働者にのみ適応される制度であったため、農民は雇用制度から排除される存在であった。

計画経済体制下における、都市部の労働者の雇用制度と政策について、羅（2012：112）は、次の 4 点を挙げている。第 1 に、国有企業の従業員の採用と配属は、政府が策定した計画に基づいて実施されたこと、第 2 に、企業内では終身雇用制が採用されていたである。第 3 には、国有企業に勤務する労働者の賃金水準は、国家により策定された計画により統一管理されており、第 4 に、企業に勤める労働者に対する医療や年金など全ての福祉厚生は、企業により提供された、ということである。

5.1.2 節の都市部における企業の経済改革で言及したように、都市部の労働者にとって、改革開放前の国営企業または集団所有制企業は、「生産単位（労働の場）」、「生活単位（生活の場）」、「行政単位（役所）」という 3 つの機能を併せ持っていた。劉（2012：68）が指摘したように、労働者が企業と雇用関係を締結する場合、企業は、賃金を提供するだけではなく、住宅も提供しなければならない。そして労働者の生活を維持し福祉を充実させるために、企業は、食堂、商店、美容室、浴場、文化施設、幼稚園などを設け、経営規模が大きく就労者人数の多い大企業は、さらに農場、付属病院、小学校から高校などまで完備していた。計画経済体制の下では、社会保障と福祉厚生に関しての雇用者と労働者の役割分担には極端な差が存在していた。雇用者である国家は、労災の他に、生活保障、老後保障などを含む全ての社会保障の責任を担っており、それに対して、労働者が負担すべき義務は全く存在せず、一部の保険料を個人で負担するなどのこともなかった。

このような計画経済体制の下で形成された、雇用関係と社会保障を一体化する制度は、企業の運営にとって大きな負担であり、それは、加速した人口成長によって倍増することになった。この問題の対応策として、中国政府は改革開放を機に、1978 年から人口抑制政策を制度化し、「一人っ子政策」の実施に踏み切った。さらに、都市部における企業をめぐる改革や、市場経済体制導入の影響として、上で述べた「生産単位」、「生活単位」、「行政単位」に代表されるような「単位」による計画経済的な雇用制度も解体されつつある。

すなわち、雇用制度をめぐる変化は、以下のように捉えることができる。まず、前述したように、国営企業をめぐる改革の一環として、政府は、従業員の採択、昇格、解雇などの雇用に関わる自主権を企業に譲渡した。それとともに、雇用関係は、雇用者である国家と労働者から、雇用者である企業と労働者との関係に変化した。そして、従来の終身雇用制度を改めて、雇用契約期間に期限を設けた「契約工」制度を導入した。また、市場経済の進展に伴って、民営、私有、外資などの非公用制企業が出現するようになったため、政府が従来の行政的な手段で都市労働力を配分することは不可能となり、結果として、就労者の自由な就職活動が可能となった。さらに、戸籍制度の緩和と重なり、都市部に移入した出稼ぎ農民が企業に直接雇われることが可能となったのである（羅 2012：112-113)。

これらの雇用関係および雇用制度をめぐる変化につれて、過剰労働者を抱えてきた中国の都市部においては、1990 年代半ばから失業問題が顕在化し、生活保障制度を見直さなければならない段階に突入した。これと時を同じくして、中国政府は 1990 年代末期から、社会保障制度の改革に着手することを余儀なくされた。

(3) 社会保障制度

社会保障制度をめぐる改革は、1980 年代末期から 1990 年代初頭の模索期を経て、1993 年に正式に開始された。1993 年の中国共産党第 13 期中央委員会第 3 回会議においては、社会保障が市場経済体制の重要な柱の 1 つであることが強調された。この意思を引き継ぎ、同年に開かれた第 8 期全国人民代表大会では、推進される経済発展に適合する社会保障制度を順次整備し、社会保険基金制度を設立する目標が打ち出された。

社会保障制度をめぐる改革では、旧制度を即刻廃止して、一気に新しい制度を構築するのではなく、経済体制改革と同様に漸進的な改革方法が採用されている。1990 年代に入り、経済体制改革が進むにつれて、国家財政の悪化、国有企業の経営困難、所有制と雇用制度をめぐる改革とともに生じる大規模な失業者問題、迅速に成長する人口問題、および「一人っ子政策」により加速された高齢化など、多様な社会課題が浮かび上がってきた（劉 2005：5)。これらの経済改革にとり残された社会課題を解決するために、中国政府は、諸問題の分野や地域ごとに社会保障制度の改革を試行し、その結果を判断した後に全域に広げるという方法により、改革を推進しているのである。このような漸進的な改革方針のもとで、社会保障制度改革の成果は上がりつつあるが、経済改革と深く連携する部分に重点を置きすぎており、他の改革の進度に偏りが見られるという批判もまた存在している（劉

2005：8)。

表 5.2　中国都市部における社会保障制度の概要

種類	根拠となる法規	財源（保険料）	給付内容	給付条件
養老年金保険	1997 年 7 月 16 日「企業の労働者･職員の統一された基本養老保険制度を確立することに関する決定」	企業： 月給総額の 20% 個人： 月給総額の 8%	前年度地域平均月給の 20% ＋個人口座総額の 120 分の 1	支給年齢： 男性：60 才 女性：50~55 才かつ保険料支払時期が 15 年を超える者
医療保険	1998 年 12 月 14 日「都市労働者･職員の基本医療保険制度の整備に関する国務院の決定」	企業： 月給総額の 6% 個人： 月給総額の 2%	3 段階 個人口座→個人負担→社会プール医療保険基金	社会プール医療保険基金の支給の開始： 個人負担は該当地域の平均賃金の 10%を超えた部分。最高支給総額：該当地域の平均賃金の 400%
失業保険	1999 年、1 月 22 日「失業保険条例」	企業： 月給総格の 2% 個人： 月給総額の 1%	企業および個人の保険料の納付累計年数に従って、保険金： 1~5 年未満：再長 12 ヶ月 5~10 年未満：再長 18 ヶ月 10 年以上：再長 24 ヶ月	登録済みの失業者 2 年を上回らない場合
生育保険	1994 年 12 月 1 日「企業労働者･職員の生育保険の施行弁法」	企業： 前年度の賃金総額の 1%前後	産婦の出産に関する費用： 診察費、検査費、出産費、手術費、入院費、薬代	一人っ子政策を前提として、1 世帯に 1 回のみ給付しない
労災保険	2004 年 1 月 1 日「労災保険条例」	産業別、企業別の保険料率（事故率によりランクを付与）	労災の医療費、看護費、身体障害の弔慰金、一括的な補助金、身体障害者の補助器具代、埋葬費、遺族への弔慰金、死亡時の一括補助金	負傷、傷病 身体障害に残る事故 労災による死亡事故 職業病

出典：劉（2005：6）の表 1（一部修正）

この社会保障制度改革のもう 1 つの特徴は、戸籍制度のもとに成立した、都市と農村の二元分割の体制に基づいて推進されていることである。これを原因として、都市部と農村部に、それぞれ異なる社会保障システムが確立されてきた。

表 5.3　農村部における社会保障制度の概要

種類	根拠法規	財源（保険料）	給付内容	給付条件
［新型］農村社会養老保険	1992 年「農村社会養老保険の基本方案［試行］」2009 年「新型農村社会養老保険の試行に関する指導意見」	個人：年間 100 元、200 元、300 元、400 元、500 元の 5 ランクからの任意選択	政府 55 元＋個人口座総額の 139 分の 1＋地方財政の支持額（任意）	支給年齢：60 才かつ保険料支払時期が 15 年を超える者
［新型］農村合作医療	2003「新型農村合作医療制度の建設に関する一見」	個人：年間 180 元 中央と地方政府：年間 450 元 （中央と地方政府の分担比率は、地域によって異なる） （2017 年、全国平均）	負担金額の 55％～75％を個人に返還する （病院のレベルが高くなるほど、給付率が低くなる）	世帯を単位として加入し、年間ごとに保険料を再計算 外来診療に適用されず、入院だけに対応

筆者制作

具体的には、表 5.2 に示す通り、一般に都市戸籍を持つ住民が正規雇用契約を締結すると、養老年金保険と医療保険の他に失業、生育、労災保険および住宅公共積立金を含む「五険一金」[52]という社会保険システムに加入する。それに対して、表 5.3 に示すように、農民

[52] 五険一金とは、2011 年、「中華人民共和国社会保険法」により確立された社会保険の制度である。「五険」とは、養老年金、医療、労災、失業および生育保険（出産･育児をする女性従業員に、出産有給休暇と出産医療費の全額を支給する制度）を指す。「一金」は、国家が雇

には、農村に適用するものとしては、養老保険と医療保険制度しか整備されておらず、しかもその保障内容は、都市住民に比べるとはるかに貧しいものである（柯 2014：169)。

農村部の養老保険は、1992 年の「農村社会養老保険の基本方案（試行)」の公布により発足した。強制加入という形で実行される都市部労働者の養老保険とは異なり、任意加入を原則とする農村社会養老保険への農民の加入率は低く、加入した農民は、2007 年までで全体のわずか 7%しか存在しない（于 2012：42)。加入率が低い理由については、三浦（2006：59）によれば、改革開放以降、農村に世帯生産請負責任制が導入され、農民は土地の所有権こそ持たないものの、世帯の耕作可能人数に応じて長期の使用権が与えられ、農村における老後の所得は、この使用権と「養児保老（家族扶養)」という伝統的価値観によって保障されており、「年金は不要である」と考える農民が多いからであると指摘されている。

このような状況を改善するために、2009 年には「新型農村社会養老保険」が実施され、給付金額が増額されるようになった。具体的には、都市における一般労働者が加入する養老保険とは異なり、農村の養老保険の場合、男女問わず、15 年以上保険料を支払った被保険者は、 60 歳から月当たり 80 元の養老年金を 10 年間受けとることから、表 5-2 に示されるように、月当たり約 110 元を死亡まで給付されることに変更がなされた。しかし、変更後の農村養老保険の保証内容と給付金額でさえも、都市部の労働者の養老保険と比べると、その内容は極端に乏しいものと言うことができる。

一方、農村の医療保険制度について、改革開放前の農村部においては、人民公社を母体とする医療保障制度が存在した。当時「合作医療」と呼ばれた、この制度は、人民公社が治療所を開設し、農民に無料で医療サービスを提供する制度であった。改革開放以降の人民公社の解体により、旧来の合作医療制度が機能不全の状態に陥っており、多くの農民は、医療サービスを自己負担で受けることを余儀なくされている（三浦 2006：60)。

現在、中国の農村部に適用される新型合作医療制度は、1990 年代後半から一部の地域で試行され始め、2003 年に正式に実施されたものである。この医療制度は、農村社会養老保険と同様に強制加入ではなく、任意加入の形をとっており、その財源は、農民が支払った保険料、中央政府と地方政府からの補助金により構成されている（于 2012：42)。そ

用主に強制納付を要求する住宅購入補助の公共基金を指す。
http://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07000964/cn_social_insurance_text.pdf、「中国の社会保険の概要とその最新動向（2012)」、日本貿易振興機構 HP、2016 年 7 月閲覧。

れはこの制度が、形式上は政府の補助により、農民の医療費に対する個人負担を軽減するものであることを意味している。しかし、地方政府の財政現状や、地域ごとの農業収入の差異などを原因として、全国で統一された農村医療保険のシステムとしては成立しておらず、地域ごとに、その保険金、保障範囲、および給付内容が異なっているのが現状となっている。

中国の公的な社会保障制度には、ここで検討を行った社会保険制度の他に、最低生活保障制度や災害救済制度などを含む社会扶助制度、高齢者や障害者を対象とする社会福祉制度、軍人の優遇措置、公務員の社会保険、都市部の無職者を対象とする基本医療保険などが含まれている。本項では、社会保険制度の改革を例として整理し、中国における社会保障制度の改革は、経済改革の進展に対応するところまで到達しておらず、「先富」から「共富」への調節措置としての機能を、十分に発揮しているとは言えない状況であることが、確認されたと考える。本論の第 7 章においては、農民工の置かれている状況を明らかにするために、多くの社会保障制度の中で、都市部と農村部における社会保険制度に注目し、分析と考察を展開する。

5.1.4 停滞する政治体制の改革

前項までの検討を通して、中国において着実に推進されてきた経済体制改革と、これに比べて遅延している社会制度の改革についての概要を整理した。本節においては、政治体制をめぐる改革という視点から、改革開放において着手されていない課題について整理する。

前述したように、中国における改革開放と、それにより生じる社会構造の転換過程を振り返ってみると、中国共産党の統治に障害のないことが大前提となっていることが解る。改革開放以後も、中国の政治体制は「社会主義人民民主専制[53]」であり、共産党による集権体制である。よって、5.1.2 節で言及した市場経済体制の導入や、5.1.3 節で取り上げた保険制度を主体とする社会保障制度への改革などを含む、改革開放により実施された全ての改革は、共産党政権の枠内における内部改革として位置付けられる。

確かに、改革開放が打ち出された 1978 年から、「天安門事件」が発生した 1989 年まで

[53] 「中華人民共和国憲法」の第 1 条では、政治体制について、「中華人民共和国は、労働者階級が指導し、労農同盟を基礎とする人民民主専制（独裁）の社会主義国家である」と規定されている。

の 10 年間に、中国においては、政治体制の改革をめぐる議論が盛んに行われた。毛里(2012)によれば、政治体制をめぐる議論は、大きく 2 つに分けられる。1 つは、知識人により主張される分権化、民主化、多元化、自由化などを含むものである。もう 1 つは、鄧小平などにより提唱された指導制度の改革、政治制度（特に行政制度）の効率化、経済改革のための政治改革という流れである（毛里 2012：74)。

この 2 つの議論が盛んに行われている中、1982 年に鄧小平により提出された「堅持すべき四つの基本原則」、すなわち「社会主義の道、人民民主主義専制、中国共産党の指導（統治)、マルクス・レーニン主義と毛沢東思想は、国民全体が守るべき原則である」が憲法修正案に採用され、民主化を目標とする政治改革の弾圧が開始された。特に 1989 年の天安門事件を契機として、下からの政治改革は、政治体系の中での共産党の存在、そして共産党の「指導（統治)」に反抗するものと見なされ、国民からの民主化への要求は、封じ込められるようになった。

一方で、政権の枠内において実施された政治体制改革は、公務員制度の導入、選挙制度の普及そして中央政府と地方政府の分権などの側面において、徐々に推進されている。たとえば、1980 年に公務員制度の導入が始まり、1993 年に「国家公務員暫定条例」が採択され、改革前の推薦制から公務員試験による採用制に変更がなされている。選挙制度の普及においては、1997 年に「選挙法」が改定され、県より小規模の行政区においては、直接選挙が行われるようになった。さらに、中央政府と地方政府の分権については、1984 年の「党中央組織部通知」によって、形式上は地方政府における人事に関する自主権が拡大されおり、1993 年以降、分税制が導入され、財政と物資の分配をめぐる地方政府の権力が拡大されることとなった。このような政府主導の政治制度改革は、行政制度を中心に展開されているものであり、中央集権体制を脅かすような領域には及んでいない(天児 2000:7)。

ここまで、改革開放以降、経済改革が勢いを持って展開されたことに対して、社会の平等を達成し、富の再分配を行う社会制度の構築が遅延しており、集権的な政治体制に対する改革が停滞している中国の社会状態を描き出した。このように、2 つの改革が併行して行われていないため、転換期における中国社会では、経済利益を最優先とするモラルの歪み、「人治」[54]による法治の喪失、さらに「官本位[55]」という官僚による特権意識の強化な

[54] 法ではなく、人が治める国家のことを意味する（曹・橋本 2016：59-60)。
[55] 「官本位」という言葉は、1980 年代に初めて現れた。官本位とは、官僚であるかどうか、そして官僚の地位の高さによって、個人が社会の中における地位と価値を評価する、ということを意味する（曹・橋本 2016：61)。

どの問題が、蔓延し、深刻化している（喬 2014：100-105)。特に、21 世紀に入り、経済成長を現実のものとするに従って､市場経済に内在する平等性､合理性などの価値観が徐々に中国国民のメンタリティーに浸透しており、インターネットのような通信技術の普及とともに、社会政策というものの意味を理解し、その過程に参与しようとする国民が増えている。このような状況において、先行した経済体制、既存の社会制度と停滞している政治体制の相入れない関係が、ますます顕在化しているのが中国の現状である。

本論の第 6 章と第 7 章では、リスク社会論と圧縮された近代化論の視点をもとに、大気汚染というリスクの規制形成の過程と、そのリスク分配に関与する社会制度を取り上げるが、本 5.1 節では、そのための重要な基礎的認識として、中国における経済体制、社会制度、政治体制について総括した。

5.2　改革開放以降の中国社会が直面している格差問題

改革開放により、中国の経済は大きな飛躍を遂げると同時に、中国社会に新たな問題をもたらした。それらは、1 つには、大気汚染のような環境問題の顕在化であり、もう 1 つは、経済格差の深刻化である。本 5.2 節においては、中国国家統計局によって公表されたデータをもとに、拡大が進む経済格差の現状を概観する。

そもそも中国の経済改革は先富論に基づいて実行されているため、一部少数の、元々経済的にゆとりがあり､「政策に恵まれている」国民[56]において、そのもてる資源を資本として、ますます豊かになることが優先されているが、それ以外の多くの中国国民は、相対的に貧困の状態に置き去りにされている。さらに、中国では、経済体制改革に比べ、社会保障制度の改革が遅延しており、都市部と農村部、労働者と公務員との間に異なる社会保障制度が構築されている。社会保障制度は、所得の不平等を緩和し、貧富の差の拡大を食い止めるためにその機能を果たすべきだが、中国においては、この富の再分配を調節するための社会保障制度の不備を原因として、貧富の差はさらに拡大されている。

于（2007：90-91）に挙げられるように、世界銀行、国連開発計画（UNDP)、そして中国の社会科学研究院などの研究機関が、所得分配の不平等さを測る基準のジニ係数[57]を用いて調査研究を展開しているが、これらの研究機関に提供されるジニ係数の数値には、大

[56] たとえば、深センは、政策に恵まれる町だと言われており、改革開放前、漁村であったが、開放政策の実施により、特別経済区として扱われるようになり、町の経済成長とともに都市住民の平均収入も一気に増加した。
[57] ジニ係数とは所得分配の不平等さを測る基準である。

きな差異が存在すると言われている。対して、佐藤（2000：159）によれば、世界銀行や香港中文大学などの研究グループは、中国国家統計局により公開されたデータを用いて、中国における所得格差の研究を行っている。それによれば、中国国家統計局による世帯抽出調査は、毎年更新されており、所得分配をめぐる研究にとって、相対的に充実したデータが産出されていると考えられている。本節では、中国における貧富の差を確認し、農村部と都市部、沿海部と内陸部、そして都市内部における経済格差が拡大されている状況を描き出すために、中国国家統計局のデータをもとに検討を行う。

5.2.1 都市部と農村部

改革開放前においても、都市部と農村部の経済格差は存在していたが、改革開放以降、都市住民と農民との間の所得格差が変動しており、格差問題は根本的に改善されているとは言えない状況である。このような格差が起こる過程は、改革開放政策が実施された 1978 年から 2016 年までの、農民と都市住民の収入を比較した、図 5.4 から理解可能である。

図 5.4 が示す通り、全体的に見れば、農民の 1 人当りの年平均純所得[58]は、1978 年の 133 元から 2016 年の 12363 元にまで増加しており、都市住民の 1 人あたりの年平均実質可処分所得[59]は、1978 年の 343 元から 2016 年の 33616 元にまで増えている。都市部と農村部の所得は、ほぼ同じ割合で増加しており、国民の収入は、全体的に増加したと見ることができる。

ただし、1978 年と 2016 年を比較すると、農民の年平均純所得は、都市住民の年平均可処分所得のわずか 5 分の 2 という割合になっており、両年の比率は変わっていない。改革開放が実施されてから 2016 年までの 38 年の間に、都市部と農村部の実質収入の差は、210 元から 21253 元にまで拡大されている。すなわち、38 年に渡って農民と都市住民の所得格差は改善されておらず、その実質収入の格差は拡大されているのである。

[58] 年平均純所得とは、税金や必要支出が控除されていない所得を指す（于 2007：75）。
[59] 個人所得の総額から支払い義務のある税金や保険料などを除いた後、個人が自由に使える分を指す（于 2007：75）。

図 5.4 中国における農民と都市住民の所得格差（1978 年から 2016 年まで）

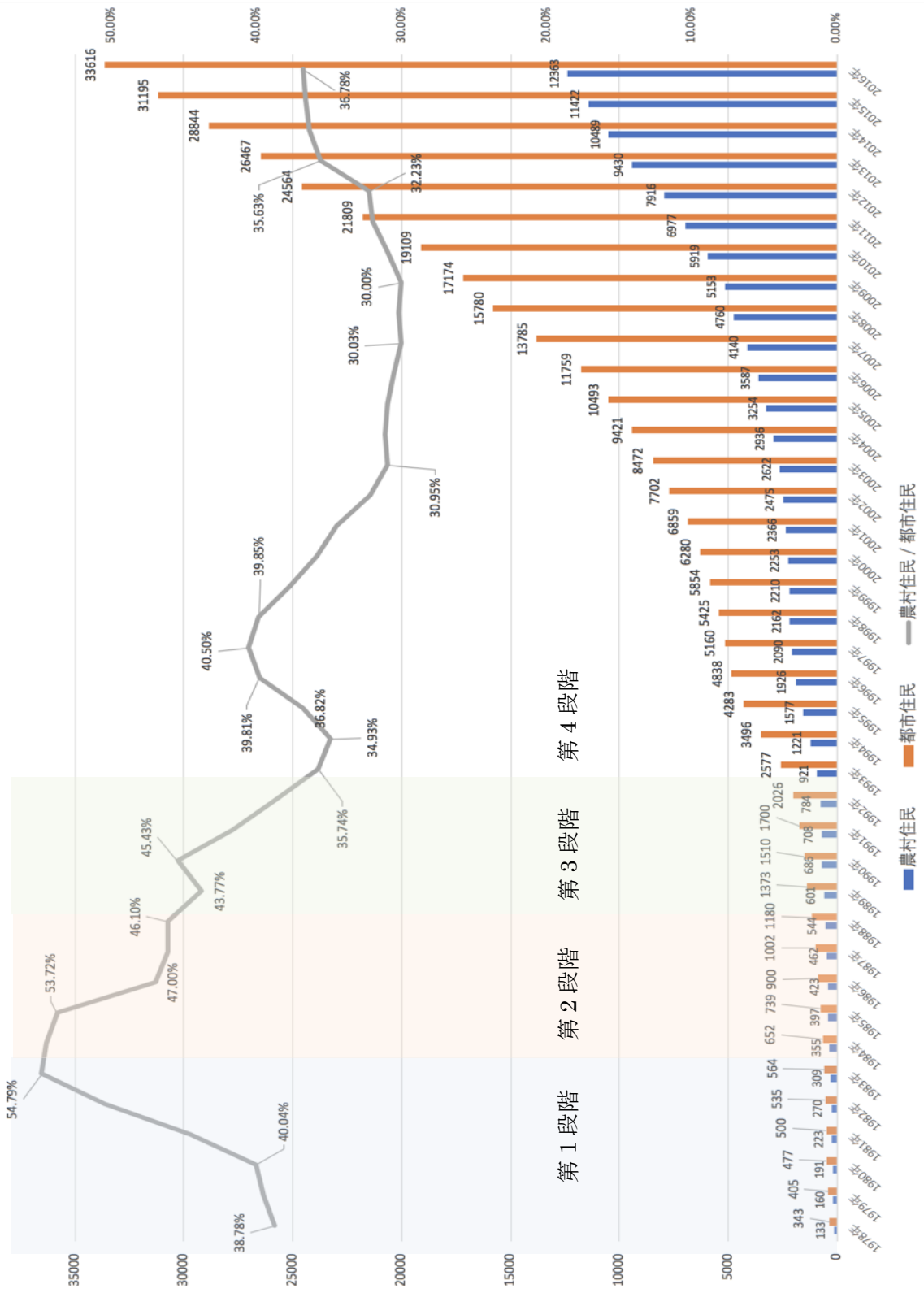

資料：中国国家統計局のデータをもとに筆者制作、中国国家統計局 HP

（http://data.stats.gov.cn/easyquery.htm?cn=C01）

一方で、農民と都市住民の所得の比率は、改革開放の段階ごとに変化が現れている。まず、1978 年から 1984 年までの第 1 段階では、農民の年平均収入は、都市住民の年平均収入の 3 分の 1 から、2 分の 1 にまで縮小された。その理由は、5.1.2 節で言及したように、改革開放以降の経済体制改革が、最初に実施されたのは農村地域であり、生産責任制の導入により農民の収入が増加したことによる。それに対して、この期間の都市部における改革開放は農村部に比べて遅れていたため、都市部における経済成長と都市住民の収入は、相対的に停滞していた。

その後、改革開放が第 2 段階に入り、都市部において遅れていた経済改革の促進により、都市部の住民収入は急速に増加した。そのため、1985 年から 1992 年までは、農村部と都市部の収入格差が拡大された。1989 年から 1992 年までの改革開放の停滞期、または混乱期とも呼ばれる第 3 段階において、政府は市場経済の導入や都市部の経済改革に慎重な態度を示し、経済成長自体が一時的にその速度を緩めたため、都市部と農村部の所得格差は、若干の縮小を見せた。しかしながら、1992 年以降、特に 1997 年の東南沿海部を対象とする開放政策の推進により、経済特区や対外開放都市を初めとする、都市部の経済成長が加速されたのに対して、農村部における経済改革は、ほぼ停滞していた。このため、農村部と都市部の所得の格差は再び拡大され始め、2004 年の農民の年間平均純収入は、都市住民の可処分所得の 30%に留まっている。

このように、図 5.4 を概観することにより、農村部と都市部との経済格差のおおよそを把握することは可能であるが、中国における農村部と都市部の所得格差の実態は、統計データの数値に見られるより、深刻であると考えられる。その理由は、第 1 に、中国国家統計局により公開された調査データは、農民の純収入を対象とするものであり、農民の純収入の中には、翌年度の農業生産に必要な種子や肥料などに対する支出が含まれているということがある（于 2007：75)。第 2 に、同調査には、戸籍に基づいて都市部と農村部を分けて実施されたものであり、戸籍の変更が行わずに都市での出稼ぎ労働に従事する農民の所得が、農民収入として捉えられていることがある（佐藤 2000：159)。第 3 に、この調査は賃金所得を対象として実施されているため、都市部と農村部における社会保障制度の違いにより生じる経済格差は、この調査データには反映されていないという問題が存在する（佐藤 2000：160)。結果として、農民の可処分所得はさらに低くなり、社会保障などを含めて考えると、農村部と都市部の経済格差は、中国国家統計局の数値で見るよりも、はるかに大きいことが推測される。

5.2.2 東南沿海部と中西内陸部

中国においては、農村部と都市部との格差だけではなく、地域間の格差問題も極めて大きい。そもそも、広大な国土において、地形や気候の違いが大きく、開放政策は限定された地域においてのみ実施されているため、東南沿海部と中西内陸との経済格差が拡大されることとなった（于 2007：77)。

図 5.5　中国の省級行政区における 1 人当たりの GDP（1996 年、20006 年と 2016 年）

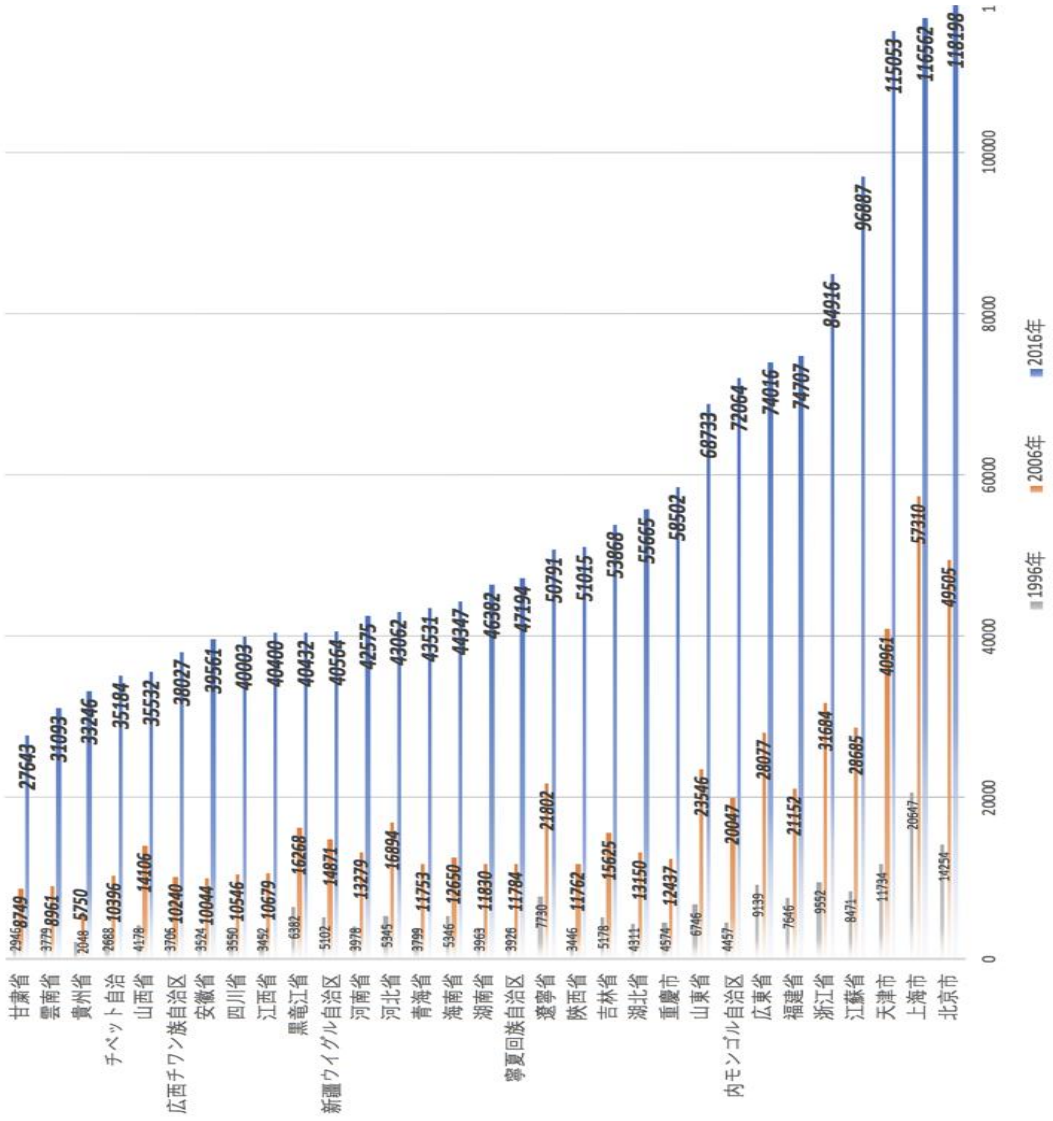

資料：中国国家統計局のデータをもとに筆者制作、中国国家統計局 HP

（http://data.stats.gov.cn/easyquery.htm?cn=C01）

図 5.5 は、1996 年、2006 年および 2016 年における中国の省級行政区の 1 人当たりの GDP を示すものである。2016 年を例にとれば、最も高い北京市の 1 人あたりの GDP は 118198 元で、最も低い甘粛省は 27643 元である。つまり、2016 年の北京市における 1 人あたりの GDP は、甘粛省の 4.3 倍を超えている。1 人あたりの GDP の高い都市は、北京市、上海市、天津市などの大都市に次いで、東南沿海部の江蘇省、浙江省、福建省および広東省などの地域であり、それに対して、内陸地域の甘粛省、雲南省、貴州省が GDP の低い部分を形成している。このような地域間での格差は、収入と消費に限らず、教育、医療、住宅などの面にも影響を与えることになる。

5.2.3 都市における内部格差

改革開放によって、都市内部においても深刻な格差問題が現れている。1984 年に始まった都市部の改革により、国有企業の所有権と経営権が分離され、1990 年代には、国有企業、集団所有制企業の他に、民営企業、私用制企業、外資企業などの公有制以外の所有制企業が創立され、市場経済における「優勝劣敗」[60]という分配法則が適用されるようになった。これにより、大規模な過剰労働力はカットされ、都市部における社会階層間の所得格差が拡大されるようになった。

図 5.6 は、中国の都市部における 2000 年代の個人所得の格差を示すグラフである。ここでは、都市部の平均所得を基準として、高収入家庭 10%、次高収入家庭 10%、中上等収入家庭 20%、中等収入家庭 20%、中下等収入家庭 20%、低収入家庭 10%、最低収入家庭 10%、そして貧困家庭 10%という 8 つのカテゴリーを設け、それぞれの家庭状況に応じて、1 人あたりの可処分所得の分布が現されている。

2016 年を例としてみれば、都市部の高収入家庭における 1 人あたりの所得は、年間 69877 元であり、それに対して、貧困家庭は 7520 元しかない。高収入家庭と貧困家庭の所得格差は 9.3 倍である。他方、2002 年、2007 年と 2012 年における高収入家庭と貧困家庭の所得の差は、18144 元、31705 元と 62357 元であり、実質所得からみる貧富の格差が、経済成長とともに拡大される傾向があることが解る。

---

[60] 小室（1998）によれば、資本主義の市場原理は、「優勝劣敗」によって適者だけが生存する法則である。つまり、この法則に従って、劣った企業を破産させて淘汰し、劣った労働者を失業させて淘汰するとされている。改革開放以降、市場原理が導入され、企業はその形態を問わず、全て同列に市場競争に参入されるようになり、これにより、優勝劣敗の法則が中国にも適用されるようになったと考えられる。

図 5.6 中国の都市部における個人所得の格差（2002 年、2007 年、および 2012 年）

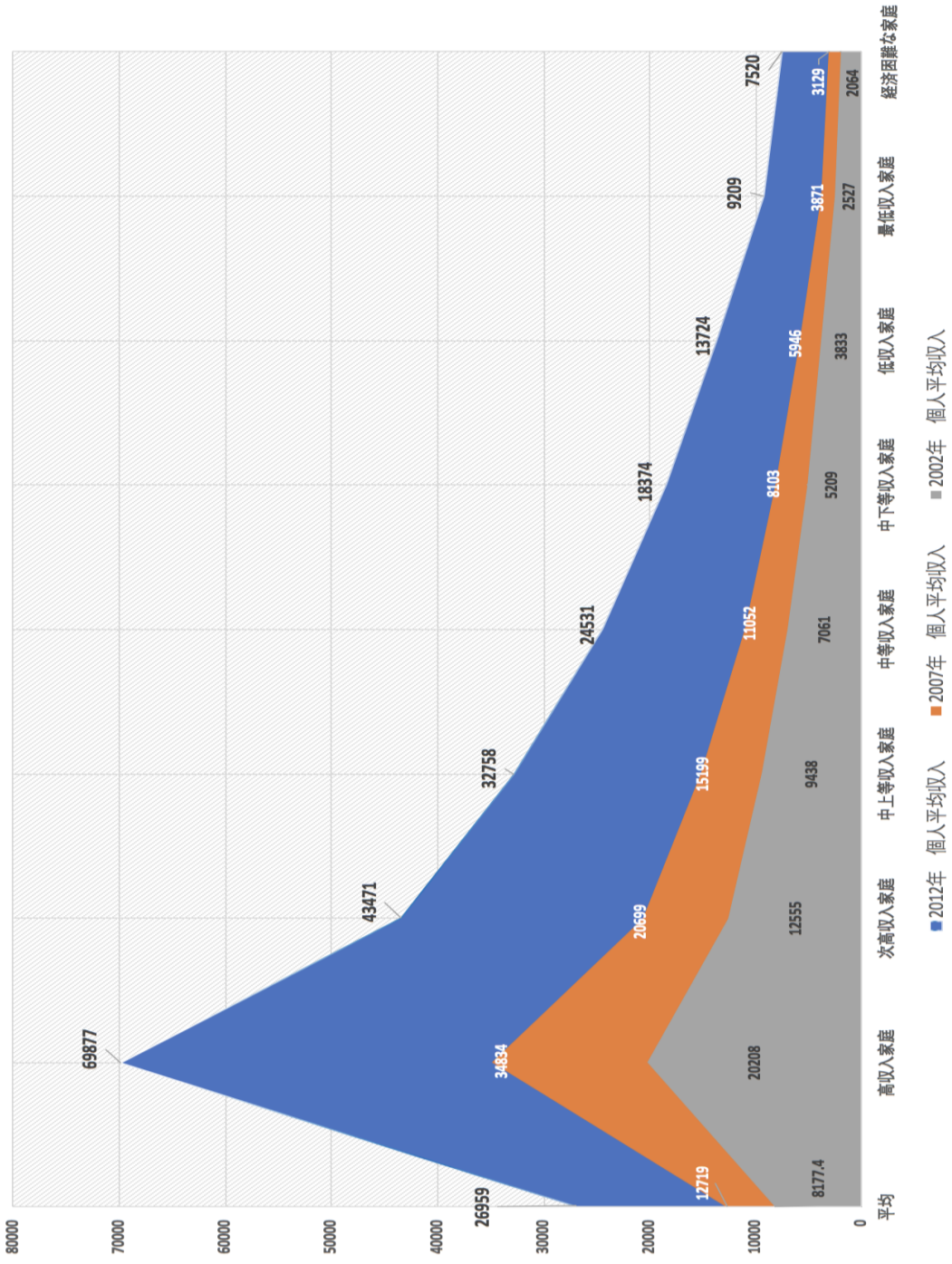

資料：中国国家統計局のデータをもとに筆者制作、中国国家統計局 HP

（http://data.stats.gov.cn/easyquery.htm?cn=C01）

図 5.6 の調査データは、図 5.4 と同じく、賃金所得を対象としたものであり、福祉厚生に関わる格差は反映されていない。しかし、たとえば、中国国民が居住する住宅の状況は、都市住民の経済格差を構成する主たる要素の 1 つであると考えることができる（佐藤 2000：167）。

中国では、都市部と農村部では、全く異なる住宅政策が実施されている。農村部では、土地は「集団」に所有しており、農民は「集団」から農地を借り受け農業に従事することが可能である（5.1.2 参照）。農村における住宅について、農民は「集団」に申請を経て得た「宅基地」（住宅用地）で住宅を建てることが許される。ただし、1 世帯 1 つだけの「宅基地」の転用や売買は、農耕用地と同様に厳しい規制が課されている（山田 2011：3）。

一方、都市部の場合、改革開放以前においては、住宅の分配は、社会福祉制度内で規定されており、「国家による投資、単位による建設と分配」という体制下、都市部では無償に近い低家賃で労働者に供給された（白・西山 1999：253）。しかし、改革開放以降、都市部における福祉厚生を丸抱えする社会保障体制が解体され、都市住民は「商品房」と呼ばれる一般住宅の年限付き使用権[61]を購入することになった（山田 2011：3）。つまり、改革開放により、都市部の住宅は、福祉厚生の一環として配分されるものから、「商品」としてその使用権を自由に売買するものへと変化している[62]。

現在の中国においては、正規に労働契約を締結する都市住民を対象に、「五険一金」という社会保障制度に参入する権利が付与される（5.1.3 節参照）。この「五険一金」の中に、都市住民が住宅を購入するための公共基金を意味する「一金」が含まれる[63]。しかし、このような「住宅」に関わる新たな福祉制度が整備されているにも関わらず、国有企業や政府機関などが資金を調達することにより住宅を建設し、これらの「単位」が所有する住宅を低価格で、内部者である労働者に売却することが一般的である。

それゆえに、都市住民の住宅の取得には、所属する勤務先によって、その可能性に異なる状況が形成されることになる。第 1 に、国有企業や政府機関（「単位」）に属さない都市住民は、「最も住宅問題を解決する能力を持たない階層でありながら、最も住宅問題を多く抱える階層」となることである（白・西山 1999：255）。第 2 に、所属する「単位」の規模、経済力および地域差によって、従業員が住宅を安く購入する可能性とその住居の水準

61 住宅の使用権を 1 回購入すると、70 年間の使用権を獲得する。
62 よって、現在の中国において、都市部の土地と住宅は、実質的には、すでに私有化していると考えることができる（阿古 2013：3）。
63 しかし、この住宅購入補助金は、農民には受給されない。

も異なる。第 3 には、同じ「単位」内で勤務していても、職級の違いによって、単位から住宅を取得する優先順位とその住居の水準も異なることがある。

近年、「住宅」の商品化が進み、その価格が急騰している中、これまでに勤務先から安価で住宅を取得した都市住民は、その利益を最大に受ける者となっている。改革開放以降の政府の改革施策が、従来の体制下で形成された「単位」間の住宅格差に対する配慮に欠けていたため、そもそも存在した都市住民の住宅格差が、改革開放によって一層広まったと考えられる（白・西山 1999：259)。すなわち、中国では、住宅政策において構造的に貧富の差が構築される土台が存在しており、そこに図 5.6 に示される収入の格差と、受容できる社会保障や福祉厚生の格差が重り、都市住民と農民、都市住民の間での貧富の差は、現実においては、さらに大きいと推測することが可能となる。

本章のまとめ

本第 5 章は、第 5.1 節において、改革開放以降の中国社会における経済体制、社会制度、および政治制度をめぐる改革が、いかなる形で推進されているかについて考察を行い、第 5.2 節では、中国政府により公開されたデータを踏まえて、改革開放以降に、拡大された経済格差の状況を概観した。

5.1 節の考察を通じて、経済体制改革は着実に推進されてきたが、社会保障制度のような社会制度をめぐる改革が相対的に遅延しており、政治体制に対する改革は、さらに停滞している状態であることを確認した。このような考察と整理を通して、中国における社会制度と社会情勢をめぐる状況を確認できたと考える。続く 5.2 節の検討を通じては、農村部と都市部、東南沿海部と内陸部、さらに都市内部における経済格差が拡大しつつある趨勢を確認した。先富論のもとに推進された改革、および沿海部や大都会を中核とした開放政策によって、経済格差が生み出されているが、所得や収入の再分配を担う社会制度に対する改革が遅延している。さらに戸籍制度、雇用制度、社会保障制度などの社会制度が、中国全域で統一されたものではなく、地域や階層ごとに異なるシステムが構築されているため、経済格差はいまもって、是正されていないのが現状である。

本章におけるこれらの考察をもとに、第 6 章と第 7 章においては、第 2 章で総括したリスク社会論、第 3 章で紹介した圧縮された近代化論に基づいて、改革開放以降の中国社会を圧縮された近代化社会として取り上げ、その圧縮性がいかに体現されているかを究明するために、リスクの視点から検討を展開する。

第 6 章　リスクの規制からみる圧縮された近代社会[64]

第 3 章で言及したように、圧縮された近代化の理論を用いて、社会が直面している問題を分析するためには、近代化が圧縮された状態で生じる、(1) 時間帯、(2) 地域、(3) どのような観点から圧縮された近代の現象を取り扱うのか、(4) 圧縮の生起の仕方、といった 4 つの次元を明確にする必要がある。本第 6 章と次の第 7 章において試みるのは、リスク社会論により提唱される伝統社会、産業社会、リスク社会という概念を、単に中国社会に当てはめることではない。むしろ、中国における大気汚染を事例として、「リスク規制」（第 6 章）と「リスク分配」（第 7 章）の特徴を捉えることにより、西洋とは異なる中国の近代化がどのような様相を呈しているかを明らかにすることにある。

言い換えれば、本章および次章は、第 3 章で解説した圧縮された近代化論に則り、(1) 改革開放以降という時間的範囲において、(2) 中国社会という空間の中で、(3) リスクの規制と分配という観点から、(4) 伝統社会、産業社会、リスク社会がいかなる形で混在しているかについて、検討することを目的としている。

本章は以下のように構成される。最初の 6.1 節では、中国における大気汚染のリスクが、先行研究で提案されている回避の可能性によるリスク分類では捉えきれないことを、まず明確化する。続いて 6.2 節においては、リスク社会論における科学的知見と社会的合意という概念を軸に、リスクの規制とその特徴を考察可能とする理論的枠組みを抽出する。続く 6.3 節では、中国における大気汚染の原因の 1 つである PM2.5 をめぐる科学的知見と、中国政府による PM2.5 に対する規制政策の策定過程を検討し、欧米社会の大気汚染に対する規制過程と比較することによって、現代の中国におけるリスク規制のメカニズムおよびその特徴を把握する。最後の 6.4 節においては、大気汚染のリスクが中国においてどのように規制されているのかについての考察を踏まえた上で、中国近代化における圧縮性とはどのようなものかを具体的に論じる。それは、第 1 に、社会における産業化とリスク化の共存、第 2 に、複合的な一次的リスクと社会の要請に適合しない規制の実施から生まれる危険の混在、第 3 にグローバルな科学的知見とローカルなリスク制御の不一致という 3 つの観点から、検討を行うものである。

6.1 回避可能性によるリスク分類が適用されない中国の大気汚染

[64] 本章は、王（2015）で発表した内容に基づいており、6.3 節の考察と分析については王（2015）の抜粋であり、6.4 節の検討は新たに追加するものである。

第 3 章で言及したように、Chang（1999 ; 2010）により提出された圧縮された近代の概念に基づき、Han and Shim（2010）および Han（2011）は、リスクが回避できるか否かによって、圧縮された近代社会に生産されるリスクを 2 種類に分けている。

それによれば、1 つ目は、西洋社会のような連続的な近代化の進行により、生み出されたリスクである。たとえば、自然資源の過剰な開発により生じる環境破壊や、新しい科学技術の応用過程に潜在的に内包されるリスクなど、この種類のリスクは、近代化の「運命」、あるいは文明の進歩の「宿命」として、必然的に出現するものであり、それゆえに、「不可避なリスク」と考えられるものである。

もう 1 つは、急激な発展や開発の結果として生み出されたリスクである。第 5 章で言及したように、改革開放以降の中国では、短期間での経済発展を目指して急速な近代化が進んでいる。このような近代化の進め方を原因として、現代の中国では、経済的な格差、大規模な事故や犯罪、食品安全確保の困難、建築偽装、汚職腐敗など、多種多様なリスクが集約的に生み出されている。この種のリスクは、圧縮という形での近代化を進めてきたために生み出されたものであるため、「回避できるリスク」であるとされている。

しかしながら、中国における大気汚染問題、特に、2011 年頃から注目されている「北京スモッグ」問題は、近代化の「運命」として遭遇するのを避けられないものなのか、急速な発展様式ないしは汚染に対する規制策の見直しによって、回避できるものなのかを判別することが、大変困難なリスクである。

第 4 章で述べたように、中国の大気汚染は、先進国と同様に、工業の廃棄物の粉塵や化学有害物質、自動車の排気ガスなどが主な成因である。このような産業化の過程により生み出された大気汚染は、近代化の進展の必然的な帰結として考えることが可能であり、中国における大気汚染の問題は、欧米先進国に経験された大気汚染と同様に、「不可避なリスク」と考えることができる。

一方、4.2 節で言及したように、近代化を目指して、経済発展のスピードと効果だけが重視されている中国では、大気汚染のような環境問題も急速に拡大する傾向にある。同じく第 4 章で述べたように、そもそも改革開放以降の中国における急速な経済成長は、自然資源に対する大規模な開発や、低賃金労働者の大量雇用を前提とした粗放型の経済成長モデルに依拠している。この粗放型の成長様式のエネルギー構造は、石炭に代表されるような化石燃料に重度に依存しており、その依存度は連年高くなっている。加えて、この粗放型の成長に伴う急速な都市化が進む地域では、人口および自動車保有台数が激増しており、

大量生産と生活様式の変化により、大量の汚染物質が排出されるようになっている。さらに、運営資本を節約するため、多くの工場が粉塵や排気ガスなどの廃棄物を処理しないまま、大気に排出している。このような粗放型の経済成長政策の顛末として、中国の大気汚染は年々悪化の様を呈している。しかしながら、現行の経済発展の様式が見直され、大気汚染へ注意が喚起されれば、その悪化は抑制され得ると考えることも可能である。このような意味で、中国における大規模な大気汚染の問題は、「回避できるリスク」として解釈することも可能である。

これらの理由から、中国の大気汚染、特に近年注目される「北京スモッグ」・PM2.5 問題は、Han and Shim（2010）および Han（2011）が提案した圧縮された近代におけるリスクの分類法では、はっきりとは区別できないものであると考える。

あるリスクが回避できるかどうかを究明するには、そのリスクを産出するメカニズムの 1 つ 1 つを考察する必要がある。第 2 章で述べたように、リスク社会論の提唱者であるベックは、人間の営みまたは自己の責任とは無関係に外からやってくるもの、外から襲うものを「危険」として定義することに対して、人間自身の営みによって、まさに自らの責任に帰せられるものを「リスク」として定義している（島村 2003：152）。このような、人間の営みとその責任との関係性に着目して提唱される、「危険」と「リスク」の区分に基づいて、ベックは、さらに、「人為的な企てに伴う」ものと、「近代化と文明の発展に伴う」ものといった、2 つの意味でリスクの概念を規定している[65]（東 1998：462）。

つまり、リスク社会論で捉えられているリスクは、人間の自由な意思決定と選択に重きを置く近代社会において初めて成立したものであり、それは人間、または社会の判断、行為、意思決定、そして選択と深い関連性を持っている。このようなリスク社会論の観点に従って、近代社会におけるリスクを考察するためには、そのリスクに関わる人間または社会の判断、行為、意思決定、そして選択がいかなる条件で行われているかを吟味することが求められると考える。

6.2 リスク規制をめぐる科学的知見と社会的合意

前節で解釈したように、圧縮された近代化論により提唱されたリスクの分類法では、中国における大気汚染のリスクとその特徴をはっきり捉えることができない。そのために、

[65] このリスクの内実に関するベックの論述は、Han and Shim（2010）および Han（2011）が提案した圧縮された近代における今日リスクの分類法の原点であると考える。

本 6.2 節では、まず本論で扱うリスク規制とは何か、また、いかなる方法でその規制の特徴を捉えることができるかという、2 つの問題を検討する。

6.2.1 リスクの規制という観点

第 4 章では、ロンドンスモッグ、ロサンゼルス光化学スモッグ、PM2.5 の 3 つの大気汚染の事例を通じて、第一の近代から第二の近代への移行とともに、変化したリスク規制のあり方を確認することができた。ロンドンスモッグやロサンゼルス光化学スモッグが発生した産業社会あるいは初期近代の時代においては、リスクの判断、管理、査定などの決断を行う機関として、被害を受けた地域や国家の政府が重要な役割を果たした。

それに対して、産業社会からリスク社会への移行においては、一国の政府機関による対応だけでなく、各国の政府間での協力、限られた科学的分野を超える専門家の意見提供および交換、そして国際組織による規制基準の提起など、リスク規制の重責を担う機関が多層化するようになった。たとえば、1989 年には、大気汚染物質の越境拡散に対して、アメリカとカナダとの政府間で共同規制が始まっており、2005 年の EU では、全 EU 加盟国に適用される PM2.5 への規制基準と削減目標が公表された。さらに、WHO は、21 世紀に入ってから、PM2.5 を規制するためのガイドラインを定期的に更新しており、先進国だけではなく発展途上国をも含めて、世界各国が大気汚染の規制政策を作成するために参考可能な基準を提供している。

確かに、産業社会である第一の近代からリスク社会である第二の近代への進展においては、リスクを制御し規制するために、政府機関と科学研究が一丸となり、重要な機能を果たしてきたことは否定できない。しかし、近年、不確実な科学的知見が生産および生活に応用されることにより生じるリスクに対して、そのリスクはいかなる危険性があるのか、どのように対応すべきかなどの判断や意思決定を行う必要が生じている。そのため、政府機関と科学の専門家の他に、リスクの利害関係者[66]、社会集団、一般住民など、異なる立場や多様な価値観をもつ個人が、リスクを規制し克服する過程に組み込まれるようになっている。すなわち、政府に主導される規制策、科学的知見の応用、そして社会や一般住民の参与が、リスク規制に不可欠な要素として位置づけられるようになってきたのである。

[66] 利害関係者（stakeholders）とは、事業者、企業、環境や消費問題に関わる NPO（非営利団体）、特定の団体と個人を守るための NGO（非政府組織）など、リスクの被害と直接結びつくものを意味する（IRGC 2017:29）。

ゆえに、リスク規制の観点から大気汚染問題を考察するためには、まず、政府が依拠する科学的根拠および社会的価値観に注目し、政府がいかにリスクを判断し回避することに務めているか、また、政府にとってのリスクとは何か、そのリスク判断は、社会および国民のリスク判断とどの程度一致しているかというような問題を検討する必要がある。つまり、本論で用いているリスク規制の観点とは、大気汚染のようなリスクを同定、回避、制御、克服するに当たって、政府、科学、社会がどのような主張を展開し、どのように対立または合意するのかを含めて、その葛藤に焦点を当てたものである。

6.2.2 リスク社会論における科学的知見と社会的合意への再考

第一の近代である産業社会にせよ、第二の近代であるリスク社会にせよ、ないしは圧縮された近代社会にせよ、それぞれの時代と社会形態で生じるリスクに関わる行為や決定は、それぞれの時代の社会的な情勢や状況に依存する。

科学技術の発展、社会状況の変動、歴史的な経験の蓄積、さらに直面しているリスクの変遷などの要素は、必然的に人間または社会の行為や決定に影響を与える。ゆえに、リスクというものは、単に損害の程度とその発生の確率の積で表現される狭義のリスクに限定することができない。下山（2007：43）はリスク管理の観点を用いて、「損害の程度とその発生の蓋然性の積」で表現される一次的リスクに対して、管理の対象である一次的リスクが不確実の領域へ拡張することで、「危険に対する評価を誤る危険、および危険の制御を誤る危険」という二次的リスクが常に付随するとしている。

これらの観点に従って、「リスクを回避できるか回避できないか」という判断もまた、科学的知識のレベルの他に、社会的要請および政治的な力関係により変動するものである（小川2007：8）。それゆえに、リスクの同定、回避、制御、または克服をめぐる判断や意思決定に関して、合理性の問題、すなわち、そのリスクに関わる判断や意思決定が、どのような準拠に基づいて行われるかが、俎上に載せられることとなる。

以下においては、第2章で言及した、ベックにより提出された科学的合理性と社会的合理性の相互依存と衝突をめぐる論説に従って、科学的知見と一次的リスク、そして社会的合意と二次的リスクとの関係について整理し、リスクの規制とその特徴を考察可能とする理論的枠組みを抽出する。

（1）科学的知見と一次的リスク

ベックによれば、科学はリスクの原因でもあり、リスクの本質を明らかにする媒体でもあり、また解決の源でもあるとされている（Beck 1986＝1998 : 317）。科学技術によって、人類は伝統社会から近代社会に移行し、膨大な便益を受け取っている。しかし、それは一方で、リスクを生み出す可能性を高める。たとえば、自動車の発明によって、人類は生活に利便性を付加してきたが、その使用によって、交通事故や排出ガスによる大気汚染など、様々なリスクも同時に生み出している。さらに、科学というものも、歴史的に変動しており、百年前に科学的だと認識されたことが、今日の視点からは非科学的であるということがよく起こる（松村 2014：86-87）。

このように、変動する科学とその知識に伴い、その科学により生み出されるリスク自体への評価および対応も変化しており、以前には回避不可能であると認識されたリスクが、今日の科学と知識に依拠すると回避可能なものとなり得る。また逆に、以前にはリスクであると認識されなかったものが、現在の社会環境においては、最新の科学的知見によってリスクと判断されるようになり、その脅威が認識されることも多く存在する。

第 2 章で言及したように、本論で援用しているリスク社会論では、時代、および社会の変容という観点に沿って、変動しつつある科学的知見を 2 つの発展段階に区別している。１つは、単純な科学化の段階（＝第一の近代）であり、もう１つは、自己内省的な科学化の段階（＝第二の近代）である（Beck 1986＝1998：317-318）。

単純な科学化の段階である第一の近代においては、科学は物事を認識するためにあり、人間を啓蒙することが要求されている。伝統社会から近代社会への巨大な変容に直面する際に、科学は人間を伝統的な束縛から解放していく。そして産業社会の発展につれて、科学は生産効率を上昇させるための役割を果たし、多大な富を生み出すようになった。

しかし、科学というものが富を産出する源泉として扱われ、そして富に関わる問題こそが優先されるべき問題として認識されるため、産業化の推進とともに生じる大気汚染のようなリスク問題は、産業化の「副作用」として見なされており、それを科学の視点から捉える経験は少なかった。

たとえば、産業社会の初期に生じたロンドンスモッグ（4.1.1 節参照）は、石炭の燃焼により生み出されたものである。しかし、蒸気機関の技術革新や、電気の発明などの科学知識の進歩により、近代的な生産生活が飛躍的に進化し、それに連なる大規模なエネルギー消費により、近代以降の大気汚染問題は、伝統社会では想像できない規模で深刻化していた。しかしながら、ロンドンスモッグが発生した第一の近代という時代においては、公害

問題としての大気汚染を、どのような方法を用いて規制すればいいのか、また、スモッグに含まれる汚染物質が人間の健康および生命にとって、いかなる危険性があるのかなどについての科学研究は、極めて少ない状態であった。また、ロサンゼルス光化学スモッグ（4.1.2 節参照）においても、汚染の原因が科学的に明確になって初めて、効果的な規制が実施され、スモッグの制御が可能となった。

学問領域において、汚染が生み出される原因を究明すれば、すなわち、「知らない」または「因果関係を確定できない」という意味での非知を既知[67]に転換すれば、被害や損害という一次的なリスクは、科学的知見、経験的知識によって、回避できるものへ変化させることが可能である。単純な科学化の段階においては、ロンドンスモッグやロサンゼルス光化学スモッグなどの環境リスクのあり様も、相対的に単純なものであり、これらのリスクに関る科学的研究が着実に行われば、被害を生み出す原因は究明されたはずである。すなわち、第一の近代では、科学が、リスクを克服するための決定的な存在であった。

しかし、産業社会においては、科学や技術が「経済しか見えない単眼構造」（Beck 1986＝1998：94）を持つものだとされており、大気汚染のようなリスクが公害問題という被害に至るまで、そのリスクに関わる科学研究は推進されておらず、科学的知見に依拠する予防措置も実施されない状態であった。つまり、第一の近代では、科学は富の生産の方に向いており、副作用の解決の方向には、なかなか援用されなかったのである。

これまでの論述を通して言えることは、一次的リスクが回避できるか否か、どのような規制がその被害を制御することが可能なのかを判断するためには、そのリスクを克服するために、どのような科学的知見が存在するかに依拠しているということである。

（2）社会的合意と二次的リスク

一方で、自己内省的な科学の段階においては、真理の追求や啓蒙という科学の使命は弱まり、科学技術の進展と応用が生み出した諸問題に関して、科学それ自体が懐疑の対象となる。この自己内省的な科学の段階では、世の中の出来事の因果関係が容易に究明されることに困難が生じ始め、逆に学問の領域に残される不確かさが増えるようになる（Beck 1986＝1998：318）。

第二の近代におけるリスクとして取り上げた PM2.5（4.1.3 節参照）を例に取れば、科

[67] 非知とは、リスクに関わる科学的知見が不確かな場合を指しており、既知とは、すべての因果関係が明確になっている状態を意味する（第 2 章参照）。

学的研究の展開により、それは人間の健康に及ぼす懸念があるとされたが、どのくらいのPM2.5 を吸入すれば、いかなる健康被害が発生するのかについては、今現在においても、科学的な結論は定められていない。

科学や知識が急速に専門化される現代社会においては、数多くの研究分野に散らばっている科学的知見を統合することがますます難しくなる。そして、非知から既知への転換により、一次的リスクを克服するという戦略の実現に困難が伴うようになる。これがすなわち、ベックの主張している、科学の進歩により生み出される「意図せざる帰結」である（Beck 1999＝2014 : 212）。第二の近代においては、科学的知見によって同定できない一次的リスクを制御するために、科学という範囲を越え、科学外部にある社会的、または行政的な参与が求められるのである。

ベックの論議においては、科学の進歩により生み出されはするが、科学自体により解釈しきれないリスクに対して、科学的合理性だけではなく、社会的合理性もそのリスクを克服するための意思決定に組み入れられることが不可欠であるとされている（Beck 1986＝1998：41；1999＝2014：208）。つまり、科学の進歩とともに、非知という領域が拡大される傾向があり、かつ数多の非知の中で、どの非知が優先的に対処されるべきか、またその非知を原因とするリスクにいかに対応するべきかという問題を解決するためには、情報開示、議論、合意などの、社会的合理性に基づいた総合的な考慮と決断が必要である。すなわち、第二の近代における非知の特定化は、科学的合理性と社会的合理性が合意を見るところで起こるのである。

実際のリスクの克服に向かう過程は、科学的合理性と社会的合理性を充分に組み合わせることにより、リスクが発生する可能性と、その時点の価値観により生じ得る損害を先取りして決断をすることである。社会的合理性の参与に伴って、決定という行為に連結されている責任は、リスク管理者から意思決定の参加者へ分散されることになる。それは、リスク管理者やリスク規制機関にとっては、科学的知見の不確かさを原因として生じる一次的リスクを回避し、予防し、軽減するなどの手続きを実施することを意味し、被害にさらされる個々人は、「自らの営みとは無関係に、外から襲う被害（島村 2003：152）」という危険を、自己の判断によりリスクへ変化させることを意味する。

より民主的で開かれた合意形成の過程を通じて、意見を交換し、多様な価値観からの承認と確認が成立することによって、科学や政府がリスクを判断し、規制に係わる決定を独占する状態を改善することが可能となるのである。言い換えれば、社会的合理性の導入に

より、リスクを判断するための根拠を提供する専門家と、リスクを直接受け取る一般人、そして、リスク規制策を設定する政府と、その規制策により生活環境を維持する個々人との相互理解を深めることが可能となるのである。

しかしながら、欧米先進国が、科学的知見に社会的合理性を組み入れ、リスクへの対応策に関わる社会的合意を形成する過程には、多くの議論が要求されるが、その過程にすべての者が参加することができるわけではない。また、科学の専門家、利害関係者、社会集団、そして一般住民などの様々な立場の参加者が、それぞれ異なる期待や価値観をもつため、複数の社会的合理性がなかなか合意に至らないというリスクも、常に存在する。さらに、社会的合意過程の透明性は、官僚的行程とそれに伴う複雑性に容易に化す危険性をはらんでいる（長島 2015：65）。

つまり、リスク規制策を設定してリスクを克服する過程に、科学および政府組織の外部にある、社会またはそこに生きる個々人の参与によって、損害という一次的リスクが、その損害の診断という行為により生じる二次的リスクへ延伸されることになる。すなわち、社会的合意により、発生可能な損害という一次的リスクを緩和する過程には、二次的リスクが隠されていると考えることができるのである。

これを前提として考えると、損害や被害という一次的リスクが解決されないまま放置されて、そのリスクが増幅し拡散されるという経過に対し、単に、その一次的リスクに対する「評価と制御を誤った」と言うことには、問題が生じる。このことを理由として、本論においては、下山（2007：43）により提唱される、「危険の評価を誤る危険、および危険の規制を誤る危険」という二次的リスクの定義を踏まえた上で、「リスクに対する評価と規制の過程に、社会的合意が導入されることにより生起するリスク」を二次的リスクとして定義する。

従って、リスクが回避できるか否か、どのような規制でそのリスクによる被害を乗り越えることが可能なのかを検討するためには、前述した科学的知見と一次的リスクという次元での考察に加えて、社会的合意と二次的リスクの次元からの検討も不可欠である。すなわち、リスクを克服するための科学的知見が存在しているかどうか、それがリスク判断や規制の根拠として使われているかどうかを考察する次元とともに、リスク規制という決定がいかなる社会的合意の経過をたどっているのか、その過程には、損害や被害という一次的リスクの他に、どのような二次的リスクが生み出されるかを検討する次元が必要であると考える。

6.3 中国における PM2.5 問題をめぐる知と合意

前節においては、リスク社会論をもとに、科学的知見と一次的リスク、そして社会的合意と二次的リスクという概念的枠組みを抽出した。本節においては、これら 2 つの枠組みに中国の PM2.5 問題を当てはめ、中国におけるリスク産出とリスク規制のメカニズムを明らかにしたいと考える。北京スモッグ・PM2.5 問題は、近年、中国社会に生じている環境リスクの最たる例である。この大気汚染問題に対する中国の規制のあり方は、産業社会で生じたロンドンスモッグやロサンゼルス光化学スモッグへの規制と比べても、近年の欧米社会における PM2.5 問題に対する対応と比べても、大きな相違が認められる。

第 4 章で述べたように、産業社会における大気汚染は、地域や時間帯が限定され、緊急事件、公害問題として科学研究の対象とされた。アメリカのロサンゼルスで「白い煙」が発生した当時、その原因物質は不明であり、アメリカ全域で実施された大気汚染の規制や対応政策は、排出された煤塵や硫黄酸化物などを汚染原因と考える、一次的な大気汚染に焦点を当てた。そのため、この対応策では、自動車や工場などからの排出ガスに含まれる化学物質が大気中で光化学反応を起こし新たに生成される、二次的な汚染物質に対しては、確実な効果を得られなかった。「白い煙」は光化学オキシダントを含んでおり、短期間で人間に被害を及ぼしたことが証明され、これをきっかけとして、汚染の元凶である、自動車の排出ガスを対象とする規制が開始されたのである。

現在では、大気汚染の危険性を評価するため、日常生活で人体に影響すると予測される汚染物質に着目し、死亡率だけではなく健康被害もリスクに含まれるようになった。一方で、リスク原因の究明、問題の解決が依拠している科学技術が不確実性や状況依存性を有することが認識され始め、単に科学技術によって全ての問題を改善しようという考え方は揺らぎ始めている。アメリカにおいては、科学的知見や規制機関だけではなく、産業界、市民団体、個々人からの意見を汲み上げる形で PM2.5 への対応が行われている。

このような変化は、科学的知見の進化およびリスク自体の変容だけではなく、それとつながる我々の生活環境、社会環境も大きく展開していることを示している。このような欧米社会における大気汚染とその規制、それは第一の近代から第二の近代への連続的な近代化において形成されてきたものである。この点を中国と対照すると、大気汚染というリスクを評価する根拠として扱われる科学的知見が、中国では無視される傾向があり、加えて、その対応策の形成においても、重要な政治プロセスである社会的合意が、非常に限定され

ている傾向が見られる。以下においては、この問題について詳しい検討を展開する。

6.3.1 無視される科学的知見

ロサンゼルス光化学スモッグが発生したのは、産業社会である第一の近代の時代であった。近代化の副産物として汚染物質が生み出され、その管理が行われないまま放置された結果、大気中で化学反応が起こり、大きな公害問題となった。この光学スモッグは、被害が現実のものとなる以前は、学問領域において知られていないという意味での「非知」であった。被害の発生をきっかけとして非知が特定化され、科学研究が進み、科学的な原因解明によって、ようやく汚染源に対する規制が行われるようになった。その後、自動車に関する技術が改善され、50 年に渡ってロサンゼルスの光化学スモッグは抑制されてきた。さらに、近年では科学研究が急速に進み、予防、管理などの対応策が完備されたことにより、光化学スモッグというリスクは、既に回避可能なリスクへと転換を遂げている。

一方「北京スモッグ」は、ロサンゼルス光化学スモッグのように、「被害」をきっかけとして非知が特定化され、対応がなされた第一の近代のリスクとその規制の手順は類似している。しかし中国では、そのリスクに関わる科学的知見が把握されていたにも関わらず、被害が発生するまで、対応は実施されなかった。

第 4 章で検討したように、PM2.5 の危険性を証明するための中国の調査研究は、欧米先進国に比べても遅れを取ってはいない。1990 年代末までに、PM2.5 の危険性は、中国では科学研究によりすでに証明されていたにも関わらず、その結果が一次的リスクを同定するための根拠として捉えられることはなく、1996 年設定の大気環境基準（GB3095-1996）にも、それは規制対象として含まれていなかった。しかし、アメリカ政府は同時期に、大気環境基準（NAAQS 1997）を定め、PM2.5 を環境指針に加え、浮遊粒子状物質（PM10）とともに、規制の対象とすることを決定した。

6.2.2 節で述べたように、科学的知見の有無は、一次的リスクの被害を抑制するための決定的な要素である。リスク管理者であり、またリスク規制機関である中国政府が、自らの環境保護部が出資して実施する科学研究により出された結果に対し、「無知[68]」ということは、有り得ないことと考えられる。

---

[68] 無知は、「知ろうと望まない状態」、あるいは「知識自体が無視されている」状態を指す。無知の場合、その被害の重大さおよび被害が発生する可能性は、科学的知見によって予測されないため、その被害はリスクというより、危険として捉えることが妥当である（第 2 章参照）。

PM2.5 は、1990 年代末までに、その危険性が科学的研究により解明されており、欧米社会では相次いで、新しい環境基準が打ち出されている。これらの科学的知識と経験的知識に依拠して、PM2.5 を原因とする一次的リスクを最小限に抑えることが、中国政府には可能であったはずである。しかしながら、中国では、科学的知見および欧米社会の経験が無視されたため、その被害は遂に北京スモッグと呼ばれる公害問題にまで拡大されることとなった。

第 4 章で言及したように、2011 年末、北京周辺の広い地域で大気汚染が悪化した状況において、中国政府は汚染数値を非公開とし、国営メディアは「濃い霧」だと報じた。一方で、北京のアメリカ大使館は、中国在留アメリカ人への注意喚起として、観測数値の公表を開始した。中国政府は、アメリカ大使館のこの行動を内政干渉として非難し、数値公表の停止をアメリカ政府に要求した。この一連のやりとりを契機として、PM2.5 という言葉とその存在は、初めて中国国民に知られるようになった。

そもそも科学的知見の有無には、専門家と一般住民の間に大きな差が存在することに加えて、科学的知見に関する情報公開を妨げるような政府の介入により、科学的専門家と一般住民との相互理解は、さらに難しくなる。PM2.5 の危険性に関する科学的知見が無視され、PM2.5 の観測値が隠ぺいされたことで、中国国民の多くは、中国政府により設置された「無知」の状況に置かれることとなる。その結果、彼らは、大気汚染の被害に曝されていても、科学的知見に基づいてその一次的リスクを客観的に判断することができず、自身の身体で「不可避の危険」を知覚することになるのである。

これまで見てきたように、中国においては、PM2.5 に関する科学的主張が、政府によるリスク同定の根拠として捉えられておらず、国民や社会にとっての一次的リスクである大気汚染を既存の科学的知見に依拠して制御するということが、まだ実現されていないと言えるだろう。

6.3.2 限定される社会的合意

前述したように、アメリカは予防措置としての対応策を実施したが、科学研究によって PM2.5 の危険性を証明する過程において、健康被害の程度、吸引量との相関関係などについては、世界的に統一的な見解が見出せない状態が継続していた。

4.1.3 節で言及したように、1971 年のアメリカ大気環境基準が設定された時には、PM2.5 の危険性の有無はまだ判明していなかった。1987 年、大気環境基準の第 1 次改訂時に初

めて、PM2.5 は危険であると認識されたが、短期間曝露と死亡率との関連性を単に研究上で証明したという段階にとどまった。1997 年の第二次改訂で、ようやく PM2.5 は規制対象として明記されたが、暴露の程度と身体への影響の関係については、研究が進んでいなかった。つまり、PM2.5 の危険性については、明確な因果関係が確定していないという「非知」の状態、あるいは既存の科学や知識によっては PM2.5 の危険性の将来的変化を推定できないという意味での「非知」の状態が存在していたのである。

第二の近代において、非知により生じる一次的リスクに対応するためには、情報の開示および社会的討論を経て、合意を形成することが不可欠である。しかし、中国においては、PM2.5 問題の対応を始め、環境リスクへの対応策形成には、この社会的合意が、著しく限定される傾向が存在している。

2009 年、中国政府主導の大気環境基準の改定についての議論が開始され、新しい環境基準に PM2.5 を追加するか否かが討論の中心となった。中国環境保護部の公開資料によれば、PM2.5 に関する規制基準を設定するため、政府部門および研究機関の 193 の組織からの意見、また、インターネットを介して住民の意見が求められた。PM2.5 を規制対象として追加する必要があるかどうかという問題に対しては、31 件の意見が提出されたが、これらの意見は、すべて政府部門や研究機関から出されたものであった。このうちの 29 件が PM2.5 を規制基準として追加すべきであるとし、規制する必要がないという意見は 2 件しかなかった。インターネットを介して寄せられた一般住民の意見は、報告書の中には全く記録されていない。

このような結果が現実に存在したにも関わらず、2010 年 10 月に起草された「大気環境基準（草案）」には、PM2.5 は規制対象として含まれなかった[69]。その理由について、中国環境保護部は、「わが国の大気汚染は複合的な特徴を呈しており、（中略）PM2.5 による大気汚染の状況は相対的に厳しく、WHO が設定した基準値を大幅に超えている。（中略）もし、PM2.5 を大気環境基準として加えるなら、（汚染の状況は）その基準を全面的に超えることとなる。ゆえに、全国的な視角から PM2.5 に関する規制基準を制定し、実施することは時期尚早である」[70]としている。

---

[69]「中国環境保護部環境保護部弁公庁函第 1246 号『大気環境基準改正案（草案）』」、http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bgth/201011/W020101130374443014849.pdf、中国環境保護部 HP、2018 年 11 月閲覧。

[70] この文は筆者による邦訳であり、原文は「我国的大气污染呈现出压缩特征。（中略）我国

前述したように、欧米先進国においては、PM2.5 に関する科学的研究の進展に加えて、社会的合意を導入して、リスク対応策を定めることがすでに確立されている。現在、アメリカで実施されている PM2.5 への規制基準（NAAQS 2013）を例に取れば、そこに至るまでには過去 4 回の基準改定が行われており、現在もなお、現行の規制基準についての社会的議論が続けられている（4.1.3 参照）。

しかしながら、本節で挙げた中国政府主導の大気環境基準の改定をめぐる議論に示されるように、中国における PM2.5 規制策の設定過程においては、社会的議論が十分行われておらず、一般住民の意見も重視されていないのが現実である。4.2.2 節で述べたように、中国では法律上、企業、社会団体、個人に大気汚染を防止する義務が課されており、規制策制定への参与と、自らが発生させた損害について法的責任を負うことが規定さている。しかしながら、このような法律上の規定があるにも関わらず、環境規制基準の設定、その実行、実際の汚染規制、そして行政組織の職責を監督するまでの一連の権限は、中央政府の環境保護部によって掌握されている。つまり、リスクにさらされる中国の国民は、大気汚染という問題を正視し、その汚染の実態を知り、さらにその対応策の形成過程に参与するという政治的な権利を、事実上、奪われているのである。

2011 年末、「北京スモッグ」が発生し、中国の大気汚染問題は国内外に大きく注目されるようになった。そして、前述した通り、アメリカ大使館による PM2.5 の数値公表は大きな波紋を呼び、中国政府による汚染対策の不備および不作為が、国内外の非難の的となった。大気汚染の現状と、国内外の非難および圧力に屈し切れず、中国政府は 2010 年の「大気環境基準（草案）」を撤回し、PM2.5 の危険性を認めて、2012 年、新しい規制基準（GB3095-2012）を設定した。PM2.5 の危険性が科学研究により証明されてから 2011 年までの 10 年間、この微粒子状物質は中国の社会議論から排除された存在であったが、国内外からの非難は抑え切れず、リスク規制の役割を担う中国政府は、わずか 1 年で、政策の変更に踏み切らざるを得なかったのである。

中国政府のこのような変化が示すように、有効な合意形成のための制度、権力を監視するシステムの不備などの問題が存在する中国においては、科学的合理性や社会的合理性を

PM2.5 污染较重，远高于 WHO 标准值，（中略）如果制定实施 PM2.5 环境空气质量标准，将大范围超标。因此，从全国的角度制定实施 PM2.5 环境空气质量标准依然较早」である。「環境空気質量編集者説明（大気環境基準の編成者の説明）」より、
http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bgth/201011/W020101130374443039627.pdf、中国環境保護部 HP、2018 年 11 月閲覧。

リスク判断に取り入れるのではなく、その政治的判断を優先するというのが、政府の本意であることが解る。現在の中国の急速な近代化を支える原動力は集権体制であり、このような体制の下では、中国政府の集権体制を阻む脅威となるものは、リスクとして扱われる。第 5 章で論じたように、改革開放以降、中国政府は、経済成長を先行させると同時に、中国の社会的安定を重視し、民主化の要求に対しては慎重な姿勢を示してきたが、言い換えれば、それは経済成長により貧困問題を克服することにより、集権体制の安定を維持しようとしているとも考えることが可能である。つまり、中国政府にとっては、自然環境の破壊や国民の健康被害という意味でのリスクよりも、環境リスクへの規制による経済成長の停滞が、政権の安定性を揺るがすリスクとして位置付けられていると考えられるのである。

しかしながら、集権体制に従い、政策の実効性や法治システムの未成熟という問題の他に、社会的議論への抑圧、そして、政策の制定過程への国民参与が不十分であることなどが原因となり、大気汚染という一次的リスクに対しては、迅速かつ適切な対応がなされずに、そのリスクが公害問題にまで拡大し、国内外からの非難を招くこととなった。このような状況下、政府は、国内外からの非難を政権の権威を脅かすものとして受け止め、PM2.5 への対応姿勢を転換することで、その対応策を打ち出した。中国政府によるこの政治的判断については、6.4.1 節においてさらに詳しく検討を行う。

6.2.2 節の（2）で述べたように、第二の近代においては、一次的リスクが不確実な領域に拡張されることに応じて、政府と科学の他に、利益関係者、社会団体、一般住民など多様な立場と意見を持つステークホルダーが、そのリスクの克服する過程に巻き込まれる。ただし、社会的合理性がリスク判断や制御に加わることにより、損害の大きさとその発生の可能性で表現される一次的リスクとは別の次元で、社会的合意に伴う二次的リスクが生起する。

中国においては、政府が、リスクに関わる判断や規制に関する決定権を握っており、一般住民はその意思決定の過程に組み入れられない。つまり、中国政府にとっては、社会的合意をそのリスク判断に取り入れることで生じる、二次的リスクは存在していないと考えることができるのである。逆に言えば、政府によるリスク判断の誤りを阻止するはずの社会的合意の機能が整備されておらず、多くの一次的リスクに適切な制御が実施されないため、中国におけるリスクは、突然、危険として人々を脅威にさらすことになるのである。

6.4　リスクの規制からみる中国近代化の圧縮性

前 6.3 節においては、科学的知見と一次的リスク、そして社会的合意と二次的リスクという理論的枠組みに従って、PM2.5 による大気汚染というリスクへの対応において、中国では、科学的知見が無視され、社会的合意も極端に限定される状況であったことを確認した。続いて本節では、リスク規制の観点から、中国近代化の圧縮性についての検討を行う。具体的には、第 1 に、改革開放以来、経済発展を重視する中国において、欧米社会でかつて起こった産業化と、そのために起こる環境汚染というリスク化が、同時進行しているという状況に焦点を当てる。第 2 に、そのリスク化において発生する汚染という一次的リスクと、それに対応することにより生起する危険が連鎖している状況を分析する。第 3 には、環境汚染の発生とその対応において、グローバルに共有される基準や原理と、それらの実行を可能とするローカルな規制制度が噛み合わない状態が存在している状況を検討する。

6.4.1 同時進行する産業化とリスク化

(1) 経済成長を優先する政治的判断

第 5 章で言及したように、改革開放以降、欧米先進国の近代化に追いつくために、中国は、産業社会の中心的な課題の 1 つである「富の創出」を国家の目標として掲げ、経済成長を促進することを、その政治的な任務として遂行してきた。しかし、中国では、短期間に創出された経済成果を平等に分配するための社会的制度の構築が遅滞している。特に、政府主導の効率を優先させる経済成長に比べて、近代の生産生活に不可欠な「安全」という課題、そして産業化の帰結としての「リスク」という認識が、社会制度内に十分組み入れられていない状況である。

共産党政権成立以来、改革開放政策が実施されるまでの中国では、「大躍進」や「文化大革命」など、中国全域に及ぶ政治運動が継続して起こったため、第二次世界大戦後の物資的な貧困状態が解決されずに、さらに悪化したことについては、第 5 章で確認した通りである。このような歴史的な経緯を経て、中国政府は、政治的な力により経済成長を推進させ、その成長により国民を極端な貧困状態から離脱させることが、社会の安定を維持し、結果として共産党政権の安定を確保することにつながると考えた。これはすなわち、政権の安定を維持するという政治的合理性を優先することにより、結果として、経済開発を最も重要視する経済的合理性が採択されたことを意味するものである。

とりわけ 1980 年代には、国際的にはソビエト連邦の解体と東欧の共産党政権の交代が

起こり、国内的には「天安門事件」が発生した。国内外の政治情勢がこのように激変する中で、経済成長により貧困問題を克服することにより、集権体制の安定を維持しようとする中国政府の考え方は、より強固なものとなった。

改革開放以降、このような政治的判断に従い、中国では、GDP の成長、就労人口の拡大、国民の収入増加、大規模な建設事業の増加などを、経済成長を評価する要素としてだけでなく、中央政府はもとより、地方の政府機関や官僚組織の業績を評価するための指針として、見定めるようになった。このような経済成長優先の政治体制のもと、中国政府は、生産様式を粗放型から維持可能な様式へと転換する政策や、自然環境保護を目的とする法律制定、そして汚染制御の規制基準の改正などを、経済成長を阻害するものと見なしている。言い換えれば、現在の中国では、集権体制下の「官本位」という体制による官僚による特権意識が形成・維持されており（5.4.1 参照）、このような官僚組織の権力行使を抑制できるような政治制度がまだ確立されておらず、政府そして官僚組織にとって、経済成長の維持こそが政治業績を評価する基準であるため、環境問題への対応が現実には後回しにされているということである。

たとえば、6.3 節で言及したように、2010 年の新しい大気環境基準に、PM2.5 が規制対象として採択されなかった理由は、それが経済成長の阻害となると考えられたからである。すなわち、ベックが指摘したように、中国政府は、潜在的なリスクである環境破壊と実体としての利益である富の追求のどちらを取るかという選択において、目に見える物質的な貧困の克服を優先したことになる。

4.1 節で論じたように、アメリカ政府は、産業社会の光化学スモッグから、産業社会がリスク社会へ移行するとともに顕在化した PM2.5 という新しい汚染問題まで、一連の大気汚染リスクを克服するために、法律整備、制度構築、政策実施、そして規制強化などの系統的かつ長期的なビジョンでの施行を継続してきた。

しかし、中国では、環境リスクに関わる法律、制度、政策、規制は、予防措置として長期的な展望を持つものではなく、前述したように、重大な事故や事件、大規模な被害が発生した際の緊急措置として、その都度設定されるものである。つまり、政治的な意志が経済成長を最優先することにより、大気環境法や大気環境基準などのリスク規制に関わる法律や政策の体系的な構築と整備は、大規模な遅滞を強いられており、その遅滞が、環境問題対策を実効的なものにできない一因となっていると考えられる。

(2) 経済利益追求で一致する政府と企業

中国の政府と産業界においては、リスクに対する判断基準がそれぞれ異なるが、経済発展を優先させるという点において、両者は一致している。中国政府のリスク判断の根幹には、科学的合理性や社会的合理性への準拠ではなく、政府自らの政治的判断に依拠し、政権の安定を脅かすものの排除が優先されている。一方、企業および工場にとって、経済的利益を獲得できるか否かは、経営的なリスクを判断する重要な基準である。

6.1 節で言及したように、中国の多くの工場や企業は、運営資本を節約して短期間で最大の経済利益を獲得するために、汚染物資である粉塵や排出ガスなどを未処理のまま大気に排出している。また、4.2.1 節で言及したように、工業廃棄物としての排出ガスを軽減するための設備を全く整えていない企業や工場は多数存在しており、「大気環境基準（2012年試行)」においてそれが規制対象となるまでは、PM2.5 は「排出され放題」の状態であった。実際に、中国における対汚染規制措置は長期的展望を持つ予防措置ではなく、汚染のリスクが被害に転換された後に、その都度起動されるものにすぎない。加えて、汚染を生み出し被害をもたらす企業や工場ないしは個人は、その汚染物質の排出を根本的に解決するための対策を求められるわけではなく、汚染物質排出費という形の罰金を徴収されるだけなので、汚染自体を削減するための改善は一向に進まないのが現状である。

つまり、政府による規制措置が暫定的にしか機能していない状況において、汚染の根本的解決のために企業が支出する、生産様式や技術革新および汚染排出制御のための設備投資の費用と比べて、汚染基準に違反して政府により徴収される罰金は、はるかに少ない金額なのである。よって、利益を獲得できるか否かをリスクの判断基準とする企業や工場は、罰金が課されるかもしれないというリスクを敢えて取り、短期間に最大の経済利益を獲得することを選択しているのである。

さらに、経済効率を優先する企業のこのような選択は、同じく経済効率を優先する政府の容認を得たものとも考えられる。5.1.2 節で述べたように、1990 年代から企業の民営化が進められ、民営企業、外資企業などの企業形態が徐々に中国国内にも出現したが、国有企業と集団所有制企業は依然として中国企業の主流である。経済成長という共同の利益の前に、政府は、国家が所有権を持つ企業により生み出された汚染に対して、厳しい規制策を打ち出すことができない状態である。

たとえば、2015 年 2 月、CCTV の元記者である柴静は、PM2.5 問題の実態について、

独自調査によるドキュメンタリーを制作した[71]。この番組は、産業化が進む地域の都市化とともに中国で激増している自動車の排気ガスも、大気汚染の主要な原因の 1 つであるとして、国内で使われているガソリンを取り上げた。中国で自動車燃料としてのガソリンを精製し販売できるのは、わずか 2 社の国有企業しかないが[72]、これらの企業は、利益を最大限に獲得するために、脱硫処理を始めとする原油の精製技術を改良せずに、ガソリンの生産を続けていた。しかし政府は、リスク規制を実施する権力を持っているにも関わらず、経済成長という、企業とも一致した利益追求のために、自らが所有する国有企業が生み出した汚染問題に対して、より寛容な態度で放任したのである[73]。

以上の論説に示されたように、現在の中国では、大気汚染を規制するための法律や規制措置が不完全であることに加えて、企業の生産様式の転換を誘導するための政府の政策もまた、不十分である。このような状況においては、経済利益しか頭にない企業が、資金を投入し、粗放型の生産様式を自然環境に優しく持続可能な生産様式に転換し、汚染の制御に着手することは、ほぼ不可能であると考えられる。

(3) 急激な経済成長と集約的なリスクの生産の同時性

政府と企業が一致して、経済利益を優先して追求した結果、GDP などによって評価される近代化の目標は確かに実現された。しかし、その代価として、国民にとっての健康的で安全な生活環境は犠牲を強いられることとなった。改革開放以降、中国は、欧米社会が約 200 年かけて経験した産業化過程を、40 年間という短い時間で邁進してきた。その結果、この 40 年間という時間における中国社会には、欧米社会がその近代化で経験した様々なリスクが、集約的に、また、より複雑な形態をもって現れているのである。

現在、中国は世界第二の経済大国となっているが、政治的な力により意図的に経済成長が推進されてきたために、本来、近代化と共生するはずの安全とリスクの問題が置き去りにされ、リスクの規制を可能とする体制が確立されていない。

---

71 この番組の原作は中国国内で放送禁止となっているが、YouTube HP に転載されたものは閲覧可能である。https://youtu.be/BgEpruEOrFg、YouTube HP、2018 年 12 月閲覧。

72 その 2 社とは、中国石油天然ガス集団会社（CNPC）と中国石油化工集団会社（SINOPEC）を指す。

73 中国の地方の貧困地域においては、経済利益を共通の目的として、政府と企業が馴れ合う現象が発生する傾向が高い。地方政府が政治業績を上げるために、管轄内の企業や工場の汚染物質排出を放任することは、「地方保護主義（地方政府が当地の経済的利益を保護することを意味する）」とも呼ばれており、これは中国において環境汚染を改善する障壁となっている。

ベックが指摘しているように、リスクが政治的な面で知覚されるかどうかということと、リスクが現実に広がっていることとは、はっきり区別しなければならない（Beck 1986＝1998：66）。中国では、経済発展を最優先する政府の政治的判断に従い、近代化に伴って生み出され、現実に広がっているリスクの存在を無視することは、貧困問題を駆逐するという大義名分の下で、常に正当化されている。PM2.5 のような近代の新しいリスクは、決して貧困の解消によってその存在が隠蔽できるものではなく、富の創出によって克服できるものでもない。富の創出を政治的な意思決定として実行し、政府においても、企業や工場においても、安全とリスクの課題が無視される結果、大気汚染のようなリスクが危険となって出現し、加速的に増幅されている。

大気汚染のようなリスクの出現と、それに応じる規制がほぼ同時に推進される欧米社会と比べて、中国では、産業化の社会的課題である富の創出と、その平等な分配が解決されないうちに、リスク社会の中心的な課題であるリスクの産出と分配が出現している。このように、産業社会とリスク社会が同時に進行する中国の近代化においては、そのリスクもまた、より複雑なものを内包している。言い換えれば、改革開放以降の中国においては、平等に富を分配することと、リスク規制によって安全、安心な社会をつくるという、本来、産業社会とリスク社会に別々に起こるはずの 2 つの社会的課題が、同時に並存しており、この同時性が、リスクの規制という観点からみた中国近代化における圧縮性の 1 つの体現であると考えるものである。

6.4.2 リスクと危険の連動

前節においては、改革開放以降の中国では、産業社会である第一の近代とリスク社会である第二の近代が同時に進行しており、約 200 年という長い時間をかけて近代化を進めてきた欧米社会に比べて、リスクの在り方が複雑であると述べた。このリスクの複雑性は、2 つの側面から理解することが可能である。

1 つは、多種多様な環境リスクが同時に発生するという点である。中国が直面している大気汚染の現状は、伝統社会に現れる黄砂問題、第一の近代のロンドンスモッグやロサンゼルス光化学スモッグ、さらに第二の近代で遭遇する PM2.5 問題に比べて、より一層複雑なものである。すなわち、現在の中国の大気中には、二酸化硫黄、窒素酸化物質、粒子状物質などの多様な汚染物質が、渾然一体となって存在しているのである（4.2.1 参照）。それは、欧米先進国の歴史的な経験と比べて、現代中国社会に発生する大気汚染という一次

的リスク自体が、圧縮されていることを示すものである。

今 1 つは、一次的リスクへの規制策に伴って生起する被害が多発しているという点である。リスクを克服するための社会的合意が限定される中国では、社会の要請に沿わないリスク規制策が打ち出されており、それにより、環境破壊や国民の健康被害という一次的リスクが、社会全体の危険へと容易に転化することになる。

以上の点を踏まえて、本節においては、リスク規制という観点から、一次的リスクである汚染と、政府の暫定的な規制策を原因とする危険が連鎖し、環境リスクとその他の社会問題がいかに悪循環を生じているかを中心に検討を展開する。

(1) 規制策の暫定性に伴う危険

前述したように、2012 年以降、中国政府における PM2.5 への対応姿勢には変化が現れ、その危険性を認めた、新しい規制基準(GB3095-2012)が設定された。そして、2014 年には、新しい「大気汚染防止法」が公布され、実施された。この規制基準の改定と、「大気汚染防止法」の修訂を始めとして、中国政府は、次々と汚染に対する規制措置を打ち出し始めた。

具体的には、第 4 章で挙げたように、北京市が 2012 年、工場作業、一部公用車の使用、露天串焼き、爆竹などを禁止する緊急措置を期間限定により実施した。加えて、中央政府は 2013 年に「大気汚染を防止する 10 項の措置[74]」を公布し、それに従って、汚染物質を産出する工場の北京市からの転出が始まった。また、人口および自動車保有台数の増加抑制のため、北京市への戸籍移動や、北京市以外の登録車両の市内での長期滞在が厳しく制限され、トラックなどの大型車両の北京市への進入も禁止された。さらに 2017 年には、「青空保衛戦」というスローガンが打ち出され、北京およびその周辺地域では、「石炭禁用区」が設定され、冬季の暖房燃料としての石炭の使用が禁止された。

しかし、このような政府の政策措置が実行されたとしても、北京スモッグ、すなわち PM2.5 による汚染問題が、根本的に解決するかどうかについては、懸念が残された。また、これらの規制策の実施により、企業や住民が新たなリスクに包囲されることとなった。

2013 年から実施された、北京市からの企業および工場の転出に従い、2018 年までに、1992 社の鉄鋼業、化学工業、加工および研磨作業など、汚染が大量に生産されうる企業・

74 中国政府の公式書類においては、「国務院大気汚染保治十条措施」を「大気 10 条」と略称している。

工場が北京から転出しているが、政府はさらに、2019 年までに 500 棟の工場立退きを計画した[75]。しかしながら、これらの企業および工場は、北京市から転出後、新たな受け入れ地域の獲得が困難な状況にある。また、政府の出資と支援を受けている国有企業とは異なり、自ら運営資金を捻出する一部の中小企業は、北京市からの転出に伴う費用および新しい地域での工場建設資金を捻出することができず、赤字や倒産という危険にさらされるようになっている。このように、政府が、市場原理を無視して、行政命令により企業や工場を特定の地域から一気に立退かせるという措置は、民主主義制度を持つ欧米社会においては、稀有な現象と言えるだろう。

加えて、2017 年の北京および周辺地域における石炭使用禁止という汚染への対応策も、大きな問題を引き起こした。第 4 章で言及したように、北京とその周辺地域は中国の北部に位置しており、都市部にせよ、農村地域にせよ、冬季には石炭を燃料とする暖房が家庭における重要な採暖手段である。しかしながら、禁止された石炭の代替エネルギーとされた天然ガスは、該当地域においての供給体制がまだ整備されていない。それにも関わらず、北京を始めとする 4 省の 26 都市は、同年 10 月末までに集中暖房供給システムの主要燃料を石炭から天然ガスへの変更を強制され、石炭使用が厳禁となった[76]。その結果、北京周辺地域の農村部では、学校、病院、役所などの暖房供給が止まり、そのため健康に支障をきたす住民が続出している[77]。

(2) 環境リスクと他の社会問題との連鎖

確かに、中国の首都、北京で生じるスモッグ問題を優先的に制御するために、中国政府は、汚染を産出する企業を、人口が少なく、相対的に貧しい地域に移転させることにより、北京における汚染被害を一時的に軽減することに成功した。一方で、これらの企業・工場を受け入れた地域にしてみれば、元々北京との地域格差や収入格差があることに加えて、大気汚染のリスクとその脅威も強制的に加えられることになったのである。しかしながら、

---

[75] 中国自然資源部が発表した「北京五年退出一般製造と汚染企業 1992 家」を参照、http://www.mlr.gov.cn/xwdt/dfdt/201802/t20180207_1748046.htm、中国自然資源部 HP、2018 年 12 月閲覧。

[76] 日経ビジネスに掲載される「1000 万人が凍える中国、「暖房変換政策」の失態」を参照、https://business.nikkeibp.co.jp/atcl/opinion/15/101059/121300130/?P=2、日経ビジネス HP、2018 年 12 月閲覧。

[77] 東京新聞に掲載される「大気汚染の北京に青空、「脱石炭」強行　暖房使えず凍傷の子供」を参照、http://www.tokyo-np.co.jp/article/world/list/201712/CK2017121402000121.html、東京新聞 HP、2018 年 12 月閲覧。

ベックが主張したように、近代化に伴うリスクは、それが拡大する過程で社会的なブーメラン効果を発生させる（Beck 1986＝1998：52)。大気汚染のようなリスクの場合、たとえ汚染源である企業や工場が他の地域に移転したとしても、遅かれ早かれ、その汚染物質は大気の流動と生態系の循環に従って、再び北京を襲うこととなるのである。

本論において何度も繰り返して強調されたように、環境問題が日増しに深刻化している中国において、そのリスクは、単に人と自然の対立を意味するだけではなく、人と人の間、地域と地域の間での矛盾をも生起させる状況を生み出す。北京市への人口流入の制限や自動車進入の禁止などに象徴されるように、北京を中心とした都市圏の環境問題が重視されている反面で、他の地域の環境は軽視されている。環境リスクと、収入の格差、地域の格差などの社会問題が、連鎖して悪循環に陥ることになるのである。

ベックにより指摘されたように、富の分布と分配の結果と似て、リスクの分布と分配にも、いくつかの階級や地域に集中するという不平等が確かに存在している（Beck 1986＝1998：29)。つまり、環境問題と貧困問題のような社会問題が交差して重なり、大気汚染問題の解決の難易度がより高くなるという現象が起きる。中国において、富の分配とリスクの分配がどのように交差しているかについては、第 7 章において、また詳しく論述する。

中国語に「病来如山倒、病去如抽絲」という言葉がある。それは、「病気というものは激しい勢いで襲いかかるが徐々にしか治らないものである」ということを意味している。大気汚染というリスクを規制し克服する過程も、まさにこの言葉通りである。イギリスにおいては、ロンドンスモッグを克服するために、約 100 年という時間が費やされた。ロサンゼル光化学スモッグについては、その被害を回避するために、およそ 50 年もの間、規制の実施と改定が繰り返された。

しかしながら、中国では、改革開放政策によって、経済成長が一気に促進された一方で、大気汚染のリスクを一掃する効率的な政策は、なかなか理想通りの結末にたどり着けていない。たとえば、「大気 10 条」は、産業化の構造、エネルギーの転換、技術の革新、法律の整備、地域間のネットワーク、官産学民の連動などを掲げている。しかし、このようなスローガン的なリスク規制策が実際にどのように実現するのか、さらに、それによって、PM2.5 を原因とする大気汚染がいつまでに改善できるのかについては、今のところ全く不明である。

2014 年 11 月、中国政府は APEC（アジア太平洋経済協力会議）の開催に合わせて、自動車の通行規制や工場の強制休業など、徹底的にして、かつ一時的な大気汚染解消作戦で

北京に「青空」を作り上げた[78]。しかし、澄み切った青空はわずか一週間しか続かず、会議終了後は再び、PM2.5 の数値の高い状態が続き[79]、北京上空は再びスモッグに覆われた。APEC 会議のための緊急措置がもたらした一週間の青空は、皮肉を込め「APEC ブルー」と呼ばれている。

科学的そして社会的合理性よりも、政治的合理性が最優先される中国においては、政府のリスク判断に基づいて、どのリスクを解決するかの優先順位が決められる。経済成長を促進することが官僚組織の業績を評価するための指針となることと同様に、「APEC ブルー」のように「青空を再現する」ということも、政府の業績を評価するものに加えられるのである。

しかし、そのために工場や企業は大規模な転出を迫られ、国民は石炭の使用を禁止されるなど、個々人はその現実に合わない政策を受け入れることを余儀なくされている。また、「APEC ブルー」に象徴されるように、国際社会に向けての政治的な演出とも言える、場当たり的な汚染対策措置は、この先も頻繁に実施される可能性が大きいと考えられる。

前述したように、リスク社会に達した欧米社会においては、科学的合理性と社会的合理性を組み入れ、損害という一次的リスクへの対応策に関わる社会的合意を形成する過程がすでに形成されている。しかし、そこにおいては、複数の社会的合理性が噛み合わないことを原因とする二次的リスク、ないしは、社会的合理性の導入を担保する手続きが複雑化するという、二次的リスクが生じる可能性が存在する。

しかしながら、欧米社会とは異なる集権体制を維持する中国にとっては、政策の制定過程に社会的合理が排除されたことにより、それに伴う二次的リスクは存在しておらず、その代わりに国際社会からの非難や圧力が二次的リスクとして扱われているとも考えられる。一方で、このような社会体制に生きる個々人にとって、大気汚染というリスクは、汚染自体がもたらす健康被害だけではなく、自分たちの社会的要請に合致しない規制策を原因とする危険も常に付随している。このように、環境リスクと、政府による一時しのぎの汚染対策により生起した危険が共存することで、汚染を根本的に解決することがますます困難

[78] 日本経済新聞に掲載される「「APEC ブルー」いつ戻る　中国、脱石炭への険しい道」を参照、http://www.nikkei.com/article/DGXMZO80333830R01C14A2000000/、日本経済新聞 HP、2015 年 6 月閲覧。

[79] 米国大使館公開のデータを用いて計算した結果、2014 年 11 月 15 日の北京の PM2.5 の濃度は 173μg/m3 であった。対して、APEC が開催された 2 日間は、PM2.5 の平均濃度は 46μg/m3 であった。http://www.stateair.net/web/historical/1/1.html、U.S. Department of State HP、2015 年 7 月閲覧。

となり、このような状況こそが、リスク規制の観点から捉えられる中国近代化の圧縮性のもう１つの様相であると考える。

6.4.3 グローバルな科学的知見とローカルなリスク制御の不一致

リスク社会論により描かれたように、近代化の進行につれて、国民国家における政治、経済、社会、文化、科学技術など様々な要素は国境を越えて相互に影響し合い、世界はますます一体化の様相を呈している。同時に、大気汚染のような環境リスクも、その生産の場所に限定されることなく、世界的な規模で拡大しており、その脅威が貧富、人種、国籍、南北、東西の区別を無視して、地球全体、そして次世代にまで拡散している（Beck 1986＝1998：51-54）。

この状態はすなわち、第一の近代から第二の近代への移行とも考えられる。ベックによれば、第一の近代では、国民国家に基づく社会を基盤として、社会的な関係性が基本的に領土内において形成されることが、その特徴である（Beck 1999＝2014：2）。対して、第二の近代においては、科学的合理性や市場原理などの産業社会の基礎的な原理の徹底化に則って、生み出される新しいリスクとその脅威も国境を越えてグローバルに拡散される。それに従って、「人間同士の区別」を保つ国民国家に基づいて形成される、「現代社会の保護区」と呼ばれるローカルな社会制度が解体されることになる（Beck 1986＝1998：1）。

西洋社会が経験した近代化過程においては、第一の近代から第二の近代への移行とともに、近代的諸原理の拡張と近代的諸制度の解体が、ほぼ同時に進行していると考えることが可能である。それに対して、西洋以外の地域や国家においては、「第二の近代（たとえば気候変動の影響という形で）が既にやって来ていても、（西側の）第一の近代に特殊な諸制度（国民国家、基本権、教育制度の運用とそれに対応する労働市場）が全てしっかり備わっているというわけではない」（Beck 2011d：253）。つまり、西洋社会と対照すると、西洋以外の地域や国家においては、その近代化の発展経路が、「同時的な非同時性」という特徴をもって現れることになる（Beck 2011d：252）。

言い換えれば、西洋以外の地域においては、西洋社会の近代化の構成要素、すなわち、市場原理や合理性、自由や平等などのような近代的諸原理と、国民国家、社会福祉保障制度、環境規制組織などの近代的諸制度が、西洋社会とは異なる仕方でその性格を規定し、相互に結合しているのである。ゆえに、リスク社会論を用いて、西洋以外の社会形態における近代化の発展経路とその特徴を検討するに当たっては、近代化の原理と近代の制度が

絡み合う問題が、考慮すべき重要な課題となる（Beck 1999＝2014：23-25；萩原 2015：91）。

本節においては、リスク規制の観点に立ち、近代の原理である科学的そして社会的合理性と、近代の社会制度におけるリスク規制策が、中国においては、いかに独自の関係性を呈しているかを考察する。

スモッグに覆われている北京の住人は、中国人も、アメリカ人も、その国籍に関係なく PM2.5 がもたらす危険に直面している。アメリカ大使館による PM2.5 への危険勧告は、アメリカ人だけでなく、中国人の危険意識をも喚起することになった。第 4 章で言及した、大気汚染を PM2.5 の観測値で評価し、それらを公開することで引き起こされた政治的攻防戦は、まさに、グローバルな近代化の原理とローカルな社会制度[80]との対峙を現す典型的な一例である。

第二の近代においては、リスクの特質だけでなく、リスクに関わる科学的知見が、地域や国籍を問わずに、グローバルに共有可能なものになる。そして、リスクとその脅威に直面することを通じて、「不安の共有」のもとに形成される国際的な市民同士の連帯も、国民国家の境界線を乗り越え、グローバルな政治力となる（島村 2003：162-164）。欧米社会においては、民主主義を仲立ちとして、非知を原因とするリスクを克服するために、科学的合理性と社会的合理性の併用を最大限に確保しようとしている。

しかしながら、中国は、リスクを規制し克服する行程において、欧米社会とは全く異なる状況に直面している。PM2.5 に代表されるような大気汚染は、大気の流動によりその汚染物質の影響範囲は、地域や国家という範囲を超えて世界中に拡大する。PM2.5 の脅威が国境を越えることと同様に、科学的そして社会的合理性という近代化の理念もまた、国という境界を越えて中国に伝えられている。

一方で、本章の考察が示した通り、グローバルに共有されるべき科学的知見を無視する中国政府が主導するリスク規制策は、依然として集権体制のもとに構築された社会制度の一環として実施されている。ある汚染を規制するか否か、いかなる状態でどのような対応を打ち出すかという判断は、政府の意思決定によるものである。さらに、PM2.5 への規制策の設定過程には、社会的議論や一般住民による参与は、法律上に一応規定されているも

[80] 本章で用いるローカルの概念は、「地方」という意味ではなく、グローバルの概念と対比するものである。よって、ここに使われるローカルな社会制度は、中国の社会制度を意味する。

のの、実際には実現されていない。このような集権体制の下では、政治的合理性が科学的合理性と社会的合理性を凌駕しており、中国政府が、国民にとっての健康リスクより、自らの政治的リスクを優先して対応している現状は、これまで論じてきた通りである。

言い換えれば、中国は、欧米社会と同様に、PM2.5 という現代の新しいリスクに直面しているが、しかし欧米社会とは異なり、そのリスクを克服するための科学的合理性と社会的合理性の併用が、現行の中国の社会制度により、十分に確保されていないのである。

しかし、アメリカ大使館による PM2.5 の観測値の公表や「APEC ブルー」の例に示唆されるように、グローバルとローカルの相互作用によって、リスクを克服するための新たな循環経路が成立しているのも事実である。前述したように、アメリカ大使館による PM2.5 の観測値公開によって、大気汚染の事態の重大さは中国国民に知られるようになり、中国国内には大きな波紋が広がった。これに応じて、中国政府はやむを得ず、汚染の事態を無視する姿勢から、国際基準よりは緩い設定ではあるものの、暫定的な基準を示すことへ転じ、ようやく「リスク」を克服しようとする姿勢を見せるに至った。このグローカルの相互作用により、中国では、政府と一般住民の間に、PM2.5 がリスクであるという共同の認識が形成されるようになったのである。

中国社会には、西洋社会と同様の社会制度は備わっていない。しかし、グローバル時代と言われる現代社会においては、科学の発展、情報技術の革新により、近代化の理念が想像できないスピードで普及している。そして、国境を越えた自由、民主、理性といった近代化の理念と、中国の集権体制との間に、調和不可能な矛盾がますます顕在化している。ローカルな社会制度に、グローバルな近代化の原理が浸透することで、そのローカルな社会制度の閉鎖性が緩和されるようになることは、決して無視できない事実である。

現在の中国社会おいては、リスクの現状、リスクを克服するための原理、その原理を実行可能な社会制度という 3 つの要素の組み合わせは、西洋社会とは全く異なる様相を形成している。すなわち、中国における一次的リスクの現状自体には、伝統社会に存在した汚染、産業社会に現れる汚染、リスク社会に生じる汚染が混在しており、リスク克服の原理はグローバルに共通しているため、欧米先進国と同様に第二の近代に至っている。これに対して、リスク規制の判断と選択は依然として政府が握っており、国民国家を基盤とする第一の近代に留まっている。グローバルな科学的知見とローカルなリスク制御とが衝突し、リスクの規制制度を始めとする、中国社会的諸制度の脆弱性が現れ始めているのである。西洋とは異なる政治体制や社会制度と、改革開放以降に著しく変化した経済・社会の現状、

そして社会通念や価値観とが著しく乖離した状態が生じている。このようなグローカルの交錯により、中国においては、非同時的な近代化の原理と制度が、同時に共存しており、その現状こそが、中国近代化における圧縮性もう 1 つの体現なのである。

本章のまとめ

本章においては、中国政府による PM2.5 への規制政策の策定過程を考察することにより、現代の中国におけるリスクの規制とリスク産出のメカニズムおよびその特徴が、西洋の産業社会、リスク社会という社会形態におけるリスクの克服方法とは、異なることを明らかにした。

それらは、第 1 に、産業化を急速に推進する過程において、中国政府が既存の科学的知見を無視したため、産業化により生み出される大気汚染のようなリスクが、短期間で一気に顕在化したことである。第 2 に、大気汚染の規制基準が設定される過程において、公共的合意を形成するためのシステムや状況が、中国では限定されているため、適切なリスク対応策を迅速に策定できず、被害がより深刻化し、危険に転換する傾向があった。

これらの考察を踏まえて、本章はリスク規制の観点に以下の 3 つの側面を設定し、中国近代化の圧縮性の様相を描き出した。欧米社会は少なくとも 200 年間にわたって、産業社会からリスク社会への連続的な近代化の過程を経験しており、この過程の中で、社会が直面する中心的課題も、富の創出から富の分配、そしてリスクの創出とリスクの分配へ順次に移行しつつある。それに対して、改革開放以降の中国では、集権的な政治体制を維持し、かつ経済成長を最優先しながら欧米先進国の近代化に追いつくことが、政府における政治的判断の準拠となった（6.4.1（1）参照）。経済成長を促進するという政治的な判断と、経済利益を最大限に追求するという企業の経営的な判断が一致する一方で、国民にとっての健康的で安全な生活環境は、犠牲を強いられることとなった（6.4.1（2）参照）。言い換えれば、急速な経済成長と経済利益の最大追求がいち早く実現することで、環境リスクや健康リスクが必然的かつ集約的な形で、現実の危険として現れることとなる（6.4.1（3）参照）。

このような状況において、中国は、産業社会に現れる富の創出に関する社会的課題と、リスク社会に現れるリスクを規制し克服するという社会的課題に、同時に直面している。本来、産業社会とリスク社会という、非同時な近代に現れるはずの社会的課題の同時的出現とその対応への要請が、リスクの規制という観点から捉える、中国近代化の圧縮性の第

１の特徴である。

加えて、現代の中国は、科学的合理性と社会的合理性が十分にそのリスク判断に反映されない状況にある。つまり、政府のリスク判断によるリスク規制の過程においては、汚染の被害と損失という一次的リスクに対して、社会的要請にそぐわない政策の実行を原因とする危険が、極端な形で生起する傾向が高いのである（6.4.2（1）参照)。北京市からの企業・工場の転出、北京市への人口流入の制限や自動車進入の禁止などの措置に象徴されるように、大都市圏の環境問題が重視されることで、他の地域の環境が犠牲となっている。結果として､大気汚染という一次的リスクと､暫定的な規制策により生じる危険が混在し、そのいずれも根本的に解決されることがないという､悪循環に陥ることになる（6.4.2（2）参照)。つまり、改革開放以降の中国におけるリスクは、近代化とともに生じ、急激な発展方式により拡大され、社会的な要請に合致しない規制策の実施によって、深刻化したものである。これら 3 つの要因が相互関連することにより、リスクが複雑化することが、リスク規制という視点から捉えた、中国近代化の圧縮性の第 2 の特徴である。

さらに、近代化が進行することで、それぞれの国民国家における政治、経済、社会、文化、科学技術など様々な要素が越境して影響を及ぼし合い、世界の一体化は一層進んでいる。第一の近代から第二の近代への移行とともに、欧米社会においては、近代的諸原理の拡張と近代的諸制度の解体が、ほぼ同時に進行してきた。中国においても、グローバル化が浸透することで、そのローカルな社会制度の閉鎖性が緩和され、開放へ向かうようになることは、無視できない現実である。だが、中国政府主導のリスク規制策は、集権体制のもとで構築されたローカルな社会制度の一環として実施されている。つまり、欧米社会とは異なり、科学的合理性に依拠し、社会的合理性の要請を反映可能とするリスクの克服方法が、現行中国の社会制度では十分に確保されていないのである。現在の中国社会おいては、リスクの現状（複合的な汚染）をめぐって、リスクを克服するための原理（グローバル化とともに共有される科学的合理性と社会的合理性）への認識の萌芽、しかし、その原理を実現不可能とする社会制度（集権的社会体制下での政府主導のリスク判断）という 3 つの要素が結合している。このように、リスクを同定し評価するための原理が現在の欧米社会と同様に第二の近代に至っていることに対して、リスク規制策の基盤となるローカルな社会制度が産業社会に留まっている現状こそが、リスク規制の観点から捉える、中国近代化の圧縮性の第 3 の特徴である。

第 7 章　リスク分配からみる中国近代化の圧縮性[81]

第 6 章では、北京スモッグの原因である PM2.5 に対する中国政府の規制とその有効性について考察し、現代中国におけるリスク産出および規制のメカニズムが、欧米先進国のそれとは異なることを、政府の役割、科学知識の不確実性およびリスクに関する情報開示のあり方などの側面から明らかにした。これらの考察を踏まえ、リスク規制の観点に従って、中国社会で同時に進行する産業化とリスク化、一次的リスクに連鎖して生じる二次的リスク､そして齟齬を生じるグローバルなリスク管理基準とローカルなリスク制御という、中国の近代化に内包される 3 つの圧縮性を把握することができた。

第 1 章で述べたように、改革開放以降の急激な経済成長に伴う社会の変容と、新しいリスクへの対処を同時に強いられる中国社会の現実を評価するためには、前章における「規制」に関する考察に加えて、現代の新しいリスクがどのように認識され、分配されているかという、「分配」の観点からの検討も重要であると考える。

本第 7 章においては、現在の中国社会に生きる個々人にとって、中国で生じる大気汚染というリスクがどのような脅威であり、また、それがいかなる形で個々人に分配されているかという問題に着目する。そのために、従来からの都市住民だけでなく、「農民工」という、1980 年代以降に形成された新しい社会階層を分析の対象とし、改革開放以後の中国社会の変容が、いかなる現実をもって個人に反映されるのかについて論述を展開する。

改革開放以降に形成された農民工という新しい社会階層に関する検討は、すでに多くの研究者により進められている。たとえば、王（2009）は、「公共性」と「市民」の概念をもとに、農民工階層が経験している「生存＝経済」から「身分＝政治」への市民性に関する転換過程を取り上げている。また、瀋（2006）は、マルクスの社会論に従って、計画経済体制に基づく一元的な社会構造から市場経済体制に基づく多元化社会への転換に伴い形成された農民工階級を、「無産階級」として扱い、彼らが直面している「不平等」を検討している。しかし、これらの研究は、急激な経済成長に伴う社会の変容と、PM2.5 のような現代の新しいリスクへの対処が同時に進行する社会の現実を、十分に把握するには至っていない。

それに対して、リスク社会論は、「第一の近代」から「第二の近代」へという連続的な近代化論に加えて、集約的な時代の変容を捉えるための圧縮された近代化論（Beck and

[81] 本章は、王（2018）で発表した内容に基づいており、7.2 節と 7.3 節の考察と分析については王（2018）の抜粋であり、7.4 節の検討は新たに追加するものである。

Grande2010 ; Chang 2010)、および社会制度と個人の関係を扱うための個人化論という、相互に関連づけられた概念枠組みを備えている。この点が、農民工問題を媒介として、中国近代化の圧縮性の様相を描き出すためには、大変有効である。

本章は、以下のように構成される。7.1 節においては、リスク社会論における個人化論の理論的枠組みに基づき、本章が採用するリスク分配という観点について解釈することから始める。続いて、7.2 節では、本章の研究対象である農民工の定義を明確にし、改革開放以降の中国の経済政策、社会制度、特に戸籍制度や雇用制度をめぐる第 5 章の検討と関連づけて、農民工を取り巻く社会制度を確認する。7.3 節では、都市で働くことにより生活圏の大気汚染や労働現場での空気汚染というリスクに直面する農民工の生活状況、メンタリティおよびリスク認識と、彼らに提供されている社会保障制度や福祉制度の現状を中心に考察する。最後の 7.4 節では、改革開放政策がもたらした社会変化が、どのように個々人の生き方に浸透し、中国におけるリスクの分配が富の分配とどのように共存しているかという問題に焦点を絞り、中国近代化における圧縮性の様相を描き出すことを試みる。

7.1 リスクの分配という観点

リスクの分配を検討するためには、人間の健康や財産または自然環境へのリスクが、どの個人または集団にどれほど分布しているかという問題だけではなく、個人、または社会集団がリスクと接触する際に、社会制度がどのよう形で介入するかについての検討も必要である。

大気汚染のような近代化に伴って生じるリスクは、環境を破壊し、人間の健康や生活環境を脅すものであるが、それはまた、今まで人間生活を支えてきた社会制度、中間集団、生活様式のあり方にも影響を及ぼすものでもある。それゆえに、本章で採用するリスクの分配という観点は、リスク社会論により提唱される個人化論に着目し、近代化に伴うリスクに応じて、個人と制度の関連性がどのように変化しているのかという視点に立つものである。

リスク社会論においては、富の分配からリスクの分配への移行が、第一の近代から第二の近代への移行を捉えるための重要な基準として扱われている。富の分配とは、簡単に言えば、富がどのように、どの集団、またはどの個人に分布されているかという問題である。産業社会の中心的な社会課題である、この富の分配は、階級や階層などの社会的成層の図式に依拠するものであるため、産業社会である第一の近代は、一方で「階級社会」と呼ば

れている（Beck 1986＝1998：24）。

社会で生産された富が特定の社会階級や階層に集中することによって生じる貧困、そして階級や階層への帰属が固定化されることに伴う不平等など、これらの富の分配の不均衡を原因として現れる社会問題の解決には、社会保障制度、社会福祉制度、社会保険制度などの介入が極めて重要である（関谷 2018：137）。欧米社会における第一の近代では、社会的公平を保持しながら社会の安定を維持するために、特定の階級や階層に集中する富を、相対的に貧しい階級や階層に再分配するための介入手段が社会制度として定着した。つまり、富の平等な分配を維持するための社会的諸制度は、「産業福祉国家的リスク」という第一の近代が直面するリスクを克服する重要な手段であり、それゆえ、社会制度に関わる検討が「富の分配」という観点に不可欠である。

一方で、第二の近代では、富をどのように分配するかという問題と並行して、科学技術に依拠した人間の活動により生み出され、その制御が困難となったリスクを、誰がどのように負担するかが重要な課題となる。リスク社会論に描かれているように、近代化とともに生産される「現代の新しいリスク」は、その影響が、時間と空間、そして社会形態の制限を超えて、地球規模で、そして次世代までが巻き込まれる、重大かつ不可逆な損害をもたらすものである。このような特徴を持つリスクの分配は、富の分配とは全く異なる法則をもって行われる（Beck 1986＝1998：24）。

確かに、リスクの分配は、その分配過程においては、ある階層もしくは階級に集中するという不平等性が現れており、これは富の分配の結果と類似している（Beck 1986＝1998：29）。しかしながら、近代化に伴うリスクは、階級や階層の図式を破壊するブーメラン効果を内包しているとされており（Beck 1986＝1998：29）、近代化がより一層進展するにつれて、そのリスクは、共同体、集団、社会階層や階級などのリスクの緩衝地帯を通り越して、個人へ直接分配される傾向が高まる。

この富の分配に並行して起こる、リスクの分配という社会的な課題の問題に対して、ベックは、「個人化」という概念に基づき、社会制度および社会と個人の関係の構造的な変化という視点から分析することが有効であるとしている（Beck 1986＝1998：137）。

第 2 章で論じたように、ベックは、個人の生活情況や生き方がどのような社会制度に依拠しているのか、その社会制度の変遷が個人にいかなる影響を与えているのか、という問いを提出している。リスク社会論においては、これらの問いに沿って、欧米社会における個人が以前の社会的な制約から解放され、移動や労働の自由を手に入れると同時に、その

選択には新しい制約と責任が付与されており、個人が直接的にリスクに対処しなければならなくなる現象が「個人化」として捉えられている。

このような個人化という現象について、リスク社会論は、さらに「主観的個人化」と「客観的個人化」という視点を設定し、分析の対象を意識やアイデンティティの主観的なレベルと、労働市場や社会制度の客観的なレベルに分けている。主観的個人化、客観的個人化、およびこの 2 つの個人化がどのような関係を形成しながら存在するかを検討することにより、近代社会における個人化の進み具合、そして近代化の進行状況を把握することが可能となると考える（Beck 1986＝1998：254-255；市原 2016：7）。

本章は、ベックにより提唱された個人化論を分析の土台とし、農民工という中国において新しい階層を構成する個人を対象として、彼らが都市圏や労働現場で汚染された空気を吸引することによる被害に遭遇する際に、(1) 農民工を取り巻く社会制度の規範という客観的個人化の側面、(2) そのリスクに関する認識と受容、農民工という個人とリスクとの付き合い方などの主観的個人化の側面について考察をし、それを踏まえて、(3) 農民工という個人と制度との関係を検討することによって、大気汚染のようなリスクが農民工という特定の社会階層に、いかに分配されているかを論述する。

7.2　改革開放とともに形成される農民工階層

7.1 節では、本章の分析の土台となる個人化の概念と、リスク分配という観点について確認をした。続いて本節では、本章が研究対象とする農民工階層の全体像を把握するために、農民工とは何かを定義し、そして農民工の都市での労働状況に深く関わる、戸籍制度、雇用制度について検討を行う。

2015 年 12 月 7 日、北京において、大気汚染が最高レベルであることを示す新しい規制基準[82]の「赤色警報」が、初めて発令された。この警報は、発令後 3 日間有効であり、北京市内のすべての学校が休校となり、工場での生産業務や建設作業が全面中止となった他、一般道路の自動車の通行も制限された。安全基準を超える大気汚染を抑制するために政府により打ち出される対応措置は、通常、そのリスクにさらされる人々に歓迎されるべきものであるが、この赤色警報に対しては、個人が帰属する社会階層によってはその反応に違いがあり、この警報に対する反発も起こっている。

[82] 2012 年、中国政府は大気汚染の現実と国内外の圧力に応じることを余儀なくされ、PM2.5 の危険性を認めて、新しい『大気環境基準（GB3095-2012)』を設定した。

この赤色警報の発令とそれに関連する政府の対応措置について、英国の BBC NEWS は、スモッグに覆われる北京でインタビューを行い、市井の声を集めた。警報の発令により休校となり、子供達が自宅自習を余儀なくされている中で、ある親は、「子供の健康のためには休校に賛成するし、更に厳しい汚染対応策を期待している」と発言している。しかし、一方には、建設業界や工場主とともに、この「赤色警報」に反感を抱く人々が存在する。彼らは、日給の形で給料をもらう、「農民工」という出稼ぎ労働者たちである。「スモッグはとても酷く、金持ちは皆家に閉じこもっていて、走り回っているのは我々貧しい労働者だけだ。建設現場が閉まったことで金を稼ぐことができない」と語ったのは、街頭インタビューに応じたある農民工である[83]。

これまで述べてきたように、中国は、近年、実際には「農民工」という労働者により担われる低賃金労働力の拡大が、その高度経済成長を維持している。現在、約 3000 万と推測される北京の人口の内、約 1100 万人が農民工であるとされている[84]。このような膨大な人口数ゆえに、構成される農民工階層の生活の基礎となる「衣食住行[85]」の１つ１つが大きな社会的課題を引き起こすこととなる。農村から都市へ移住し出稼ぎ労働に従事する農民は、中国の近代化に不可欠な存在であり、農民工に関する検討は、中国近代化を解釈するために避けられない課題である。

7.2.1　農民工とは

中国における出稼ぎ農民に対する呼称は、「農民工」、「流動人口」、「外来人口」、「盲流（盲目的な流動人口）」などがあり、これらはいずれも、人が戸籍の所在地を離れ、都市に流入することを意味する。

「農民工」という言葉は「農民」と「工人（工場労働者）」の合成語で、農民であると同時に工場労働者でもあることを示すものであり、中国社会科学研究院が 1984 年に出版した『社会学通迅』掲載の論文、「県属鎮的農民工」において初めて使われた。その後、農民

---

83 BBC NEWS JAPAN に掲載される「北京の大気汚染「赤色警報」　市民の声」を参照、http://www.bbc.com/japanese/video-35058237、BBC NEWS JAPAN HP、2017 年 7 月閲覧。

84 鳳凰週刊に掲載された「北京常住人口或被估近 800 万」を参照、http://news.ifeng.com/a/20140820/41657707_0.shtml、鳳凰週刊 HP、2017 年 5 月閲覧。

85 日本語においては、「衣食住」というが、中国語においては、衣服、食物、住居に並べ、移動、交通という意味での「行」も人間生活の基本的要素の 1 つとして扱われている。

工人口の増大と、それに伴う社会現象や社会問題の顕在化により、学術用語から日常用語として定着した（厳 2012：83）。

公文書において初めて農民工が定義されたのは、2006 年に中国国務院が発行した『農民工問題の解決に関する若干の意見』であるが、それによると、農民工とは「農村に戸籍を持ちながら、非農業領域において、給与所得により生活を維持する労働力」[86]とされている。そして、農民工の定義は、さらに広義と狭義に分けられる。広義の農民工は、農民でありながら農業以外の仕事に就く全ての者を指すが、本論では、故郷の農村から都市に流入し、長期に渡り非農業領域で労働する、狭義の農民工を研究対象とする。

これらの農民工の最も顕著な特徴は、その人口規模が非常に大きいことである。2017 年の『中国国民経済と社会発展に関する調査』では、都市で就労する農民工は、2017 年までに 1.69 億人を超えており、それは中国の総人口の約 12%に当たり、農民人口総数の 28%を占めている。言い換えれば、現在の中国においては 10 人に 1 人が農民工であり、農民全体のほぼ 3 分の 1 が都市で就労していることになる[87]。

次に、農民工人口が若齢で、その教育水準も低いことが挙げられる。農民工の平均年齢は 28.6 歳で、農民工全体の半分以上が 30 歳以下である。また、66%の農民工は中学で教育を終えており、教育水準は現代の中国で高いとは言えない。加えて、都市での就労以前に職業技能訓練や安全教育を受けた経験のある農民工は、全体のわずか 24%である（国務院研究室課題組 2009：7-8）。

第 5 章で言及したように、改革開放政策は、「先富論[88]」を基本原則としているが、中国の大部分の農村地域はこの原則に乗り遅れており、貧困状態の改善は大きく遅滞しているのが現実である。農民工の 66.7%は、経済的に貧しい中部、西部の農村から、北京、上海、深圳[89]を中心とした東南沿海部の大都市に流入している（国務院研究室課題組 2006：6）。

---

[86] 中国政府国務院が公布される『国務院関於解決農民工問題的若干意見』を参照、http://www.gov.cn/zhengce/content/2008-03/28/content_6668.htm、中国政府国務院 HP、2017 年閲覧。

[87] 2017 年までに中国の総人口は 13.8 億人を突破しており、そのうち農民は 5.89 億人、農民工総人口は 2.8 億であり、都市に就労する農民工はこの時点で 1.69 億人を超えている。http://www.stats.gov.cn/tjsj/zxfb/201702/t20170228_1467424.html、『中華人民共和国 2016 年国民経済和社会発展統計公報』、中国国家統計局 HP、2017 年 4 月閲覧。

[88] 第 5 章で述べたように、先富論とは、豊かになれる条件をすでに備えたところから先んじて豊かになり、その波及効果をもって他の地域や国民が追随すれば良いという考え方を指す（三浦 2006:65）。

[89] これらの地域は香港と隣接しており、中国の産業化と商工化が最も発達した地域である。

前述の通り、年齢が若く、教育程度も高くない農民が都会に出てすぐに就ける仕事は、きつい、汚い、危険という「3K 肉体労働」に限られることになる（三浦 2006：55)。

中国における 3K 労働とは、ほとんどが野外作業である建築、清掃、製造と飲食サービス業である。それぞれの業種の約 7 割から 9 割が農民工により担われており（楊 2011：151)、農民工は、都市戸籍を持つ労働者が嫌う、単純だが過酷な肉体労働の担い手として、都市の機能を維持するための不可欠な存在となっている（鎌田 2008：136)。

中国の産業化および都市化に対する農民工の貢献は、数値から容易に理解することができる。農民工が創出する都市の経済成長は年間約 2 兆元で、中国の GDP の 21%を占めている（国務院研究室課題組 2006：62)。しかし、農民工の実際の平均月収は、2016 年で約 3275 元（約 55000 円）[90]であり、同年の都市住民の平均月収の約 6700 元[91]の半分でしかない。農民工の平均収入所得は、改革開放後の 30 年間に、年間 9.7%増加したにも関わらず、都市では最も収入の低い階層となっている（盧 2012：67)。

さらに、ほとんどの農民工は、非正規雇用の形で労働法の保護の外で就労しており、長時間かつ低賃金という過重労働の状態に置かれている。また、中国では政府からの雇用主に対する規制が整備されておらず、突然の解雇や賃金支払いの遅延、不払いなども常態化している（国務院研究課題組 2006：13)。産業社会へ参入する農民工が抱えるこれらの問題については 7.3 節において、農民工に関わる福祉保障制度を中心に詳しく論述を展開するが、その前に 7.2.2 において、その福祉保障制度の基となる戸籍と雇用制度を概観する。

7.2.2　農民工を取り巻く社会制度

前節においては、その人口比、経済貢献度、出身地と就労地、そしてその労働の実態などを示すことで、農民工階層の概観を示した。本節では、第 5 章の考察に基づき、改革開放以降、農民工階層が経験した戸籍制度と雇用制度の変化と、現在、彼らを取り巻く社会制度の現状について考察を行う。

（1）農民工にとっての戸籍制度の制限

農民工たちを取り巻く労働環境の形成は、戸籍制度をもとに作られてきた中国の社会制

[90] http://www.stats.gov.cn/ztjc/zdtjgz/yblh/zysj/201710/t20171010_1540713.html、中国国家統計局 HP、2017 年 9 月閲覧。
[91] 新浪網に掲載された「北京市月給 8894 元」を参照、http://news.sina.com.cn/o/2016-01-11/doc-ifxnkvtn9773332.shtml、新浪網 HP、2017 年 9 月閲覧。

度と深く関連している。第 5 章で言及した通り、1958 年公布の「戸籍登録管理条例」では、農村と都市の分離を意図した「二元分割」という戸籍管理体制が導入され、農民の都市への流入が厳しく制限された。

この戸籍制度を導入した元来の目的は、農業を安定化することにより都市の産業化を支援することにあった（柯 2014：173）が、実際には、政府が人為的に農産物の価格を抑制し、農民の利益を一部犠牲にして都市への食料配給を維持し、都市住民の生活安定を図ることが目的であった。そして、この二元分割体制は、農村を都市の下に位置づけたため、農民と都市住民にとって実質的な身分制度としての機能を果たすことになり、農民が都市へ移住した場合でも、農民工という貧困かつ脆弱な最下層を新たに生む原因の 1 つとなった（三浦 2006：68）。

改革開放後、特に 1984 年から中国の東南部にある沿海地域の 14 都市の開放に伴い、加工業を主体とする輸出貿易が中国の経済成長を牽引するようになった。急激な経済成長に伴って、労働力の需要も拡大し、それに応じるために、計画経済時代に作られた戸籍管理制度が緩和され、農民の都市への流入制限が緩められた。1992 年から、改革開放がさらに推進されたことにより、農村労働力は大規模に都市へ転入し、第 1 次産業である農業から、第 2 次、第 3 次産業に従事するようになる。さらに、2000 年以降、農民工人口は、高度経済成長を維持するための低賃金労働力の需要を担って、年間約 700 万人という高い割合で増加するようになった（5.1.3 節参照）。

第 5 章の考察で示したように、国民の移動を制限する戸籍制度は、現在でも完全には廃止されたわけではない。原則として、農民の都市戸籍への転換は認められていないが、条件を満たせば都市戸籍を獲得することが可能である。それは、農民子弟が軍役に就き、除隊後に都市で就職する場合、また、農民子弟が大学卒業後都市に就職した場合である。加えて、農民で起業している者は、金銭で都市戸籍を購入することが可能である（柯 2014：173）。

しかしながら、戸籍変更を許可するこのような例外的な条件は、一般の農民や農民工にはどれも実現困難なものである。調査によれば、55.14%の農民工は都市住民として都市部に定住しようと思っているが、都市に定住するための経済力を持つ者は全体の 10%以下であり（国務院研究課題組 2009：9）、現実に農村から都市へ戸籍変更した農民工は、全体のわずか 1.7%しか存在しない（5.1.3 節（1）参照）。多くの農民や農民工が都市戸籍を獲得できない社会的現実に対応して、政府は、戸籍制度の他に、人口の流動を管理する新しい

方法として、「居民身分証明書」制度と「暫住証明書」制度を導入した。

戸籍制度は、世帯（「戸」）、すなわち、家族を単位として人口を管理する制度である。しかし、1984 年に戸籍管理体制が緩和された後、都市で出稼ぎ労働に従事する農民工は家族を単位として都市に流入することはなく、単独の労働者として産業生産に参入しているのが一般的である。世帯を単位とする戸籍制度の補完として、1984 年に、個人を管理単位として実施された身分証明書制度が、「居民身分証明書」制度である。それに加えて、1985 年には、都市に常住しているが都市戸籍を持たない個人に対し、「暫住証明書」の申請が義務付けられている。同時に、農民工を受け入れた都市部の地方政府には、この制度に関わる細則を設定する権限が、付与された。

近年、北京や上海などの大都会においては、「居民身分証明書」制度と「暫住証明書」制度に則り、都市戸籍を持たない農民工に対する管理が厳格化している。たとえば、2001 年、北京市は、暫住証明書に関する管理方法を更新し、これにより、暫住証明は緑色、黄色、赤色という 3 つに分類された。具体的には、（1）北京市で 3 年間以上居住し、正規雇用の形で就労し、犯罪記録のない者は、緑色の暫住証明書を申請することが可能であり[92]、(2) 北京市で 1 年間以上居住し、正規雇用の形で就労し、犯罪記録のないものは、黄色の暫住証明書を申請することが可能、(3) 北京市に流入してから 1 年未満である者には、赤色の暫住証明書が交付されることが規定された。

この色により区別する管理方法に従って、2007 年から北京市では、異なる暫住証を持つ居住者に、それぞれに違う管理方法が実施され始めた。北京市は、(1) 都市戸籍保持者と同等の社会福祉を受けることはできないが、緑色の暫住証を持つ者を、一般住民と同様に管理する、(2) 黄色の暫住証を持つ者に対して、自己管理、自己教育そして自己制約の能力を培う、(3) 赤色の暫住証を持つ者を、社会治安管理の対象とし、彼らの都市での活動を厳しく監視し、社会的秩序を脅すことを予防する、と規定している（Yan 2009＝2012：336）。

この身分証明書制度と暫住証明書制度においても、農村と都市を分離する「二元分割」という人口管理の基本方針は継続されている。つまり、そもそも身分制度と言われる戸籍制度が完全に廃止されておらず、それに加えて、北京市のように、3 種類の暫住書を設定することによって、都市戸籍を持たない出稼ぎ労働者の中に、また新しい身分制度が作ら

[92] ただし、申請の条件を満たすとしても、必ず申請した通りの暫住許可が下りるわけではない。

れていると考えられる（Yan 2009＝2012：336）。中国では、雇用制度および社会保障制度が人口管理制度の下で成立しているため、実質的な身分制度として機能するこれらの人口管理制度は、多くの非正規雇用の形で就労している農民工にとって、特に不利である。

(2) 出稼ぎ労働者の雇用制度

前項において、農民工に関係する戸籍制限について確認したのに続いて、本項では、出稼ぎ労働の前提条件としての雇用制度について概観する。

都市で就労する農民工の中で、正式に雇用契約を締結する者は全体のわずか 12.5%に過ぎず、ほとんどは非正規雇用の形で、労働法による保護の外で就労しているのが実情である（国務院研究課題組 2006：13）。その理由は農民工の就職ルートに関係している。農民工がどのように出稼ぎの仕事を獲得するかについては、約 65.3%が家族、近隣、友人の紹介を経由しており（国務院研究課題組 2006：106）、先に故郷を出た者が親類や知人、そして友人を呼び寄せる形で、同郷の出身者が同じ都市や同じ勤務先に集まるという傾向が高くなっている（謝 2012：229）。

一方で、政府機関を通して就職する農民工はわずか 1.9%に過ぎず、職を斡旋する許可をもつ派遣会社を通す者は、全体の 12.6%しかいない（国務院研究課題組 2006：106）。多くの農民工はこのような正規ルートを経ることなく、血縁や地理的な繋がりに依存することで、正規の雇用契約を結ぶことから、さらに遠ざかることになる。

それに加えて、農民の都市での就労には、有料の複雑な手続きが義務付けられている（夏 2007：19）。たとえば、北京市で農民工が合法的就労をするためには、少なくとも 5 種類の書類申請が必要である。まず、出稼ぎに行く前に、戸籍所在地の行政機関において 80 元の「流動人口証明書」を申請する。その後、北京に入ると「北京市外地来京人員管理規定」に従って「暫住証明書」を申請して 188 元を支払わなければならない。また、「北京市外地来京務工経商人員管理条例」の規定により、雇用主を通して「就業証明書」を申請し 185 元を支払う。その他、衛生管理機関発行の「健康証明書」に 50 元が必要であり、さらに正規雇用を締結するための職業技能訓練の受講証明である「職業資格証明書」に 4 元を支払わなければならない（石 2005：188）。

これらの証明は毎年の更新が必要であり、農民工が証明書を全部年ごとに更新すると、

毎年少なくとも約 500 元の支出となり、年間平均支出が約 1000 元[93]の彼らにとって、この金額は決して小さい出費ではない。このように、正規ルートによる就業手続きは、農民工にとっては費用の負担が大きいため、前述したように、出稼ぎの職を得るために同郷の縁者を頼ることは、余儀ない選択となるのである。

7.3 農民工とリスクの分配

第 2 章で論じたように、西洋社会においては、伝統社会から第一の近代、そして第二の近代への移行とともに社会制度が整備され、人々の生活、個々人のメンタリティ、価値観、そしてリスク認識なども、それに伴って変化を経験している。加えて、西洋の第一の近代、産業社会においては、個人に移動や労働の自由が付与されると同時に、産業活動に伴う労働災害や失業などのリスクを克服するための、社会福祉を享受する権利が付与されている。産業社会への参入により労働者となる個々人は、血縁や地縁をもとに形成された伝統的な社会関係や中間集団から離脱し、近代社会制度の規範のもと、教育を受け、労働に従事するようになる。このような過程を経て、個人は合理的な判断力を身に付けるようになり、人生で遭遇する災害や損失を「神の怒り」や「運命の呪い」として受け取ることから、近代的なリスクとして認識するようになる。西洋社会は、長い年月を経て時代の変遷を経験しており、個人の社会生活の基盤となる社会制度の構築とリスク認識のような主観的な個人化の形成も、その時間の経過とともに進んできたと言える[94]。

一方、7.2 節の考察に示されるように、農民工は、戸籍制度の緩和により移動の自由、農業からの離脱、そして第 2 次および第 3 次産業に就労する権利を手に入れた。しかし、計画経済体制に対応して構築された戸籍制度は現在でも廃止されておらず、都市戸籍を持たない農民工が正規の雇用契約を締結する際には、繁雑で費用の掛かる手続きが義務付けられている。加えて、このような産業社会のあり方に合致しない戸籍制度の残存を原因とし

---

93 調査によれば、2015 年の農民工年間平均支出は 1012 元である。
http://www.stats.gov.cn/tjsj/zxfb/201604/t20160428_1349713.html、中国国家統計局 HP、2017 年 9 月閲覧。

94 ここでの西洋社会の個人化および社会制度をめぐる論述は、理論的装置としてのリスク社会論に基づき抽出した理念型的な評価である。言うまでもなく、西洋社会においても、異なる国や地域では福祉国家の制度の形成過程に違いがあり、その違いにより個人化の経験も異なる。本稿では西洋社会の近代化過程を理念型のモデルとしており、異なる西洋先進国における近代化制度の形成をめぐる差異についての検討は、本稿の範囲を超えるため具体的には言及しない。

て、農民工に適応可能な社会保障制度の整備も遅れている。この点について、本節では、深刻な大気汚染の排出源でもある工場等の労働現場において、塵肺[95]のリスクにさらされる農民工に焦点を当てて分析を行う。

7.3.1　汚染された労働環境と適用されない社会保障

7.2.1 節で述べたように、GDP から見て中国の経済成長に最も貢献度の高い階層であるにも関わらず、年齢が若く教育程度も高くない農民工は、3K 労働に従事している。特に工場や屋外作業に従事する労働者にとって、空気の汚染は現実に切迫した危険である。

鉱山や建材工場などでの加工・研磨作業や道路、ビルの建設現場では、大気の汚染源である粉塵や粒子状物質（PM2.5）が大量に排出されており、これらの環境で作業に従事する農民工は、一般の都市住民より多くの汚染物質を吸引していることになる。加えて、自動車工場や金属工場で働く農民工は、機械部品の組み立て、解体、溶接、塗装などの作業を通して、産業廃棄物である化学物質に大量に暴露し、室内で事務職にある人々に比べて、塵肺、肺炎ないしは肺がんに罹る危険性が高くなっている。

国際エネルギー機関（IEA）の報告では、世界では年間約 650 万人が、空気の汚染を原因として死亡している[96]。中国衛生保健省は、政府の職業病診断機関で健康診断を受けたことのある労働者を対象に調査を行い、2010 年までに屋内・屋外での労働により塵肺に罹った労働者は 72 万人で、職業病罹患者全体の 88%を占め、その 90%は農民工であるという結果を得ている（中華社会救済基金会大愛清塵基金 2014：7）。しかし、非正規雇用が常態化している農民工の場合は、過去に一度も健康診断を受けたことのない者が全体の 80%を越えており、実際に塵肺に罹患する農民工は約 600 万人で、それが年間 2 万人という割合で増加しているという推測もなされている[97]。

---

[95] 農民工に最も発病率の高い塵肺は、PM5 以下の粉塵や浮遊粒子状物質を長期間吸引した結果、それらが肺の細胞に沈殿することより起きる肺病である。労働者健康安全機構 HP に掲載された「じん肺の定義」を参照、http://www.research.johas.go.jp/jinpai/01.html、労働者健康安全機構 HP、2017 年 10 月閲覧。

[96] EPA を公表される *Energy and Air Pollution: World Energy Outlook Special Report* を参照 https://webstore.iea.org/download/summary/343?fileName=Chinese-WEO-Air-Pollution-ES.pdf、EPA HP、2016 年 7 月閲覧。

[97] 新浪網に掲載された「我国塵肺病農民工超 600 万　無労働合同致維権難」、http://finance.sina.com.cn/china/20130206/074114516659.shtml、新浪網 HP、2017 年 6 月閲覧。

中国では、改革開放が進み市場経済体制へと向かう際に、社会保障制度の改革もまた開始された。しかし、社会福祉システムは、戸籍制度の撤廃が完全に遂行されていない状況において設計されているため、以前からの都市と農村の社会保障制度[98]の格差を是正することなく、それぞれに異なる福祉制度を擁立しているのが現状である。一般に、都市戸籍を持つ住民が正規雇用契約を締結すると、養老保険と医療保険の他に労災、失業、生育保険および住宅公共積立金を含む「五険一金[99]」という社会福祉システムに加入する。それに対して農民には、農村に適応している養老保険と医療保険制度しか整備されておらず、しかもその保障内容は都市住民に比べ、はるかに貧しいものである（5.1.3 節（3）参照)。

産業化の進行と労働市場の需要に応じて形成される、農民工という新たな社会階層に適応する社会保障制度は、今現在まだ整備されていない。しかし近年、農民工には、都市部か農村部のどちらかの社会保険に任意加入するという選択肢が与えられるようになった（厳 2012：81)。ただし、農民工が都市部の社会保障に参加するには、前提条件として正規雇用契約が必要である。そもそも、農民工の多くは都市戸籍の取得が現実的に不可能であり、それが原因で正規雇用契約も難しい状況となっている。

また、たとえ正規雇用契約を結んだとしても、都市の社会保障に参加しようとする農民工の意欲は大変低い。その理由は、第 1 には、戸籍変更の困難さを原因として、老後は帰農を前提にする農民工が多いことである。第 2 に、現在の社会保険の管理は中国国内において一貫性を欠いており、各地方自治体間の連携もないことである。たとえば、北京市で社会保険に加入した者が上海に移住して上海市の社会保険に加入すると、北京市で支払った社会保険料は消失する可能性があるため、都市戸籍を持たず頻繁に住所を変更し転職を繰り返す農民工にとっては、特に不利である。第 3 に、農民工の実質賃金が元々低いため、保険費用の自己負担は経済的に大きな重荷となることが挙げられる（柯 2014 : 179)。実際の数値で見ると、農民工の都市の養老保険への加入率は 3.8%、医療保険と労災保険への加

98 計画経済体制時代の中国では、政府機関や国営企業および集団所有制企業（社会の部分的な労働者が自ら組織し、共同で生産手段を占有し、経営を行う形態の企業）に就労する都市住民のすべての社会保障はその雇用主によって担われたが、農民にはごく低いレベルの医療サービスがあるだけで、年金などの社会保障制度はほとんど皆無であった（柯 2014:159)。

99 2011 年、『中華人民共和国社会保険法』により確立された社会保険の制度である「五険一金」とは、養老（厚生年金)、医療、労災、失業および生育保険（出産･育児をする女性従業員に、出産有給休暇と出産医療費の全額を支給する制度）を指す。「一金」は、国家が雇用主に強制納付を要求する住宅購入補助の公共基金を指す。
http://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07000964/cn_social_insurance_text.pdf、「中国の社会保険の概要とその最新動向（2012)」、日本貿易振興機構 HP、2016 年 7 月閲覧。

入は、20%に留まっており（国務院研究課題組 2009：16)、塵肺に罹患した農民工を対象とする調査では、正規雇用契約を締結した農民工はわずか 9.5%で、84.8%の調査対象は労災保険に加入していない（中華社会救済基金会大愛清塵基金 2016：9-10)。

農民工は、本来、労働者が付与されるべき保障制度に保護されることなく都市で働き、PM2.5 や粉塵に曝されている。これらの労働環境に充満される汚染物質がもたらすリスクには、塵肺などの特定の職業病に高い率で罹患することだけでなく、社会保障制度の不備により、病気治療の費用の負担が農民工本人およびその家族にとっても、極端に困難または不可能であることが含まれる。これは、農民工が都市で生きる上での保障が、彼らの存在する産業社会の制度上に付与されていないこと、すなわち、客観的に存在する社会制度に、農民工が包摂されていないことを意味するものである。

さらに、農民工の権利を守る法システムの整備の遅れのため、塵肺に罹患する農民工が法的手段を通じて賠償金を求めることは極めて困難である。賠償金については、近年、雇用主と直接に交渉するケースが増えているが、それも叶わない場合には、彼らは集団陳情、自虐や自殺などの手段を通じて、自らの境遇を社会に訴えるという状況も発生している（Li and Tao 2016：132)。たとえば、2009 年、塵肺に罹患した農民工 180 名が深圳市政府に対し集団陳情を行っている。また、河南省出身の農民工、張海超氏は、塵肺症認定を取得できなかった自らの境遇を社会に周知するため、肺の開胸検査を受け病巣写真を公開しており、2011 年および 2013 年には、塵肺に罹患した農民工の曹兄弟が、賠償金を獲得できなかったことを苦に相次いで自殺している。

深圳市政府に集団陳情を行った 180 名の農民工や自殺した曹兄弟のように、塵肺に罹患する農民工は、特定の地域、村落、世帯に、集中的に現われる特徴がある（中華社会救済基金会大愛清塵基金 2015：25；2016：68)。たとえば、湖南省桑植県にある曹家では、3 兄弟が同じ都市、同じ職場に出稼ぎに就労し、3 人全員が塵肺を罹った。曹兄弟の故郷、湖南省桑植県は、塵肺に罹患した村民が相次いで現れたことにより、「塵肺村」と呼ばれるようになった。この他に、陝西省の界河村、遼寧省の罐窯鎮などのそもそも貧しい地域に、この「塵肺村」と呼ばれる村落が多数存在している。

7.3.2　伝統社会の心を維持しながら近代社会にある身体

ではなぜ、農民工はこれほど苛酷な労働を敢えて選択し、都市へ出てくるのであろうか。第 3 章で述べたように、「雁の家族」（Han 2011；Han and Shim 2010）に象徴される強

い家族の絆は、中国の農民工にも維持されている。しかし、外国での高度な教育を子供に与えるために、父母が別居し父親が国内で働くという、韓国の「雁の家族」のあり方とは異なり、中国農民工の場合には、出稼ぎの賃金により農村に残した子供や家族を養い、農民工本人が定期的に都市と農村の間で往復することが、その特徴である。

中国の農民工における「雁の家族」形成の背後には、一世帯全員で都市生活を営むことが経済的に困難であるという現実がある。加えて、戸籍移転の制限制度のため、農民工子弟の義務教育問題に対する政策的、行政的対応が極めて不十分な状態が存続しており、高校と大学の入学試験に関わる制限の他に、義務教育の小中学校でも、農民工子弟は戸籍のない都市部の公立小中学校に入学できない場合が多い（張 2006：157-158)。加えて、農民工子弟は、高校および大学の入学試験を戸籍所在地で受けねばならず、子供が親と一緒に都市へ移動する例は少ない。中国では、農民工子弟の 56.2%は農村に残され、さらにそのうちの 32.2%は農村の祖父母と暮らしているが、近隣や親戚の扶助を受けて農村で子供だけで生活している場合も存在する（国務院研究課題組 2006：229；2009：17)。

このような状況においても、農民工の伝統的な扶養関係は、地理的な隔たりや社会制度の制限により崩れることはなく、75%の農民工は一家の大黒柱として家族に仕送りをしており、全体の半数が賃金の 40%以上を家族に送金している（李 2001：66)。農民工とその家族との扶養関係は、伝統社会的なメンタリティにより維持されているものであり、子供により良い教育を授け、家族が少しでも貧困を脱することが、農民工という個人が、伝統社会から産業社会へ参入する原動力であると考える。

加えて、多くの農民工は、働き口を得るために同郷や近隣の縁故関係に頼っているが（7.2.2（2）参照)、これは伝統的な社会関係および中間集団への依存が、彼らに継続されていることを示すものであり、まさに「個人主義なき個人化」（Chang 2013）の一例である。農民工における個人化という現象は、Chang（2013：40）が指摘したように、その精神的、文化的基盤としての個人主義の形成とは無関係に生じており、農民工は家族の価値や血縁関係を今でも重視している。都市に流入した農民工は、形式上は先祖代々の土地や伝統的な社会関係を離れ、労働者として社会的生産に参入したにも関わらず、伝統的な個人と社会との関連性を維持しているのである。

このように、伝統的な家族の連結および個人と社会の関連性を重視するという価値観を保持しているため、産業社会の労働現場で農民工が遭遇する労災などのリスクは、個人のリスクであると同時に、家族にとってもリスクとなり得る。7.3.1 節で述べたように、農民

工が汚染により病を得ることは失職に直結し、彼らとその家族が再び貧困状態に戻ることを意味する。出稼ぎで農村から都市へ流入し、都市部における現代の新しいリスクに遭遇することで、労働能力を失った農民工は、やむを得ず農村に戻るしかない。その結果、そもそも貧しい農村部に、「塵肺村」と呼ばれる村落が現われている。塵肺に罹患する農民工たちは、この「農村―都市―農村」という経路で、伝統的な農村と家庭に大きな損害と損失を及ぼしている。つまり、一家の稼ぎ手としての農民工が塵肺や肺がんに罹ることは、賃金収入が途絶えるだけでなく、病人を抱えることで、その家族が新たな経済的負担を背負うことを意味するからである。

具体的に見ると、塵肺の治療費の平均支出（年間に約 12364 元）が年間収入を上回ってしまった場合､治療と生活維持のためにすべての貯蓄を放出しなければならない農民工が、全体の 95.7%も存在する。また、塵肺患者の農民工の 72%は生計維持のため借金をしており、そのうちの 22.3%は農村に所有する家屋の売却を余儀なくされ、16.14%の農民工子弟は親を看病し、家庭を支えるために学業を放棄せざる得ない状況に陥っている（中華社会救済基金会大愛清塵基金 2014：13)。さらに、労災保険と医療保険に加入していたにも関わらず救済金が支給されなかった農民工は、全体の 33.1%を占め、47.5%の農民工が 1000 元以下の救済金しか受け取っていないという事実も存在する（中華社会救済基金会大愛清塵基金 2014：29)。現実に塵肺に罹った農民工の 33%は、入院治療を受けることができずに、都市での労働を諦め、農村にある自宅で療養するなどの消極的な治療方法を選択するのが現状である（中華社会救済基金会大愛清塵基金 2014：31)。

このように、塵肺に罹った農民工には、子供や家族のための脱貧困という、出稼ぎの本来の目的達成が不可能となる現実がある。しかし彼らには、塵肺などの原因である空気汚染の危険性に対する理解が限定されており、都市部に蔓延する PM2.5 のような第二の近代的なリスクを予防し、自らの健康や生活のために、リスクを回避しようとするリスク認識も不足している。この点については、以下次節で詳しく検討する。

7.3.3　遅れるリスク認識形成とリスク分配の不平等

7.2 節の BBC のインタビューが示すように、大気汚染というリスクに対する認識は、中国の中で 2 つに分かれている。収入、教育、権力のある上層階級は、大気汚染による健康被害をリスクとして捉え、汚染に対する公共的な規制を歓迎し、その強化を積極的に求めている。同時に彼らは、汚染源を除去可能とする空気清浄機の購入や、汚染の少ない地域

への移住など、その経済力ゆえに可能である、個人的レベルでのリスク対策を行うことが可能である。

しかし、農民工のような下層の貧困階級は、空気清浄器などを購入する経済的な余裕はなく、元々金を稼ぐことを目的として、敢えて汚染の蔓延する都市に移住し、過酷な労働環境に就労しており、いまさら農村のような空気のきれいなところへ戻ることは、彼らの選択肢にはないのである。

さらに、農民工は、その身体をもって産業社会の労働現場に従事しているが、急速な産業化により生み出される空気汚染というリスクに対して、その危険性を認識して自身を護るという意識が、彼らにはまだ形成されていない。

ある調査では、建築や製造業の作業現場で働く農民工のうち 62.67%はマスク着用の経験がなく、約 74.16%が「工場や雇用主からの提供がない」と答えた他、14.23%は「マスクは防護にならない」と考えており、「マスクを着用すると働き難くなり不便である」と答えたのは 11.51%を占めている（中華社会救済基金会大愛清塵基金 2014：17-20)。それに加えて、78.2%の農民工は、粉塵などの汚染物質が塵肺の原因であることを認識しておらず、空気汚染が健康被害をもたらす可能性があると考える農民工は、わずか 21.8%しかいない（中華社会救済基金会大愛清塵基金 2015：7-8)。これらの調査報告から、農民工には、汚染から自分を護る、つまり汚染の被害を回避するというリスク認識が希薄であるということが解る。

加えて、現在の中国においては、雇用主による安全対策義務に対する法的規制が緩く、経費削減を意図する雇用主は、労働者の健康を犠牲にして自らの経済的利益を追求することが可能となっている。さらに、農民工階層の教育程度の低さに、職場で本来行われるべき安全訓練と安全教育の欠如が加わることで、農民工のリスク認識の育成は停滞せざるを得ない状況である。

西洋社会では、伝統社会における個人は、自分が受けた被害や損失を「運命の呪い」として認識していたが、第一の近代における個人は、ベネフィットを追求する行為と同時に、負わなければならない損失や被害の可能性をリスクとして認識するようになった。さらに、第二の近代においては、福祉国家や中間集団によるリスクの吸収機能が脆弱となり、個人はリスク認識を共有し「不安による連帯」を形成することにより、リスクの克服を試みている。このような西洋社会の主観的な個人化の変遷と比較すると、中国の農民工は未だに伝統的な運命論を維持したまま、労働現場の空気汚染およびそれを原因とする都市部

PM2.5 問題といった現代の新しいリスクに遭遇している。

ベックによれば、貧困と闘う人々にとっては、「目に見える脅威である餓死と、目に見えない脅威である中毒死とで、どちらを取るかという選択においては、目に見える物質的な貧困の克服に軍配が上がる」（Beck 1986＝1998：61）ことになる。都市で収入を得て家族に送金することを目的とする農民工が、大気汚染の激しい大都会や空気の汚い工場でスモッグや粉塵を吸いながら働き続けることは、ベックが指摘した通り、物質的な困窮状態から脱しようとする止むを得ない選択である。農民工は、PM2.5 による健康被害のリスクを十全に認識するには至っておらず、むしろ、政府の汚染対策が招く賃金収入の停止を切迫したリスクと捉えている。つまり、農民工は、貧困という社会リスクの回避を選択すると、汚染という環境リスクを受け容れざるを得なくなり、汚染による人体への被害を回避しようとすると、貧困というリスクに押し戻されるという、「リスク・トレードオフ[100]」の状況にあり、混在する 2 つのリスクを負担することを余儀なくされているのである。

7.4　3 つの時代に分断されて生きる農民工

7.2 節においては、客観的個人化に焦点を当て、農民工を取り巻く社会制度についての考察を行った。7.3 節では、農民工とリスクとの関わり方、という主観的個人化の側面に着目し、社会保障が都市住民と同等ではないという状況下で、汚染された労働環境で塵肺に罹患した農民工たちが直面する境遇、農民工たちのメンタリティおよび彼らのリスク認識に関して検討を行った。これらの考察を踏まえて、本節では、7.1 節で設定したリスクの分配という観点を用いて、(1) 農民工階層の形成過程、そして (2) 個人と制度との関係性という 2 つの項目を設けて、改革開放とともに出現した農民工という階層に体現される中国近代化の圧縮性を把握する。

7.4.1　農民工階層の形成過程にみる中国近代化の圧縮性

(1) 農民から無産階級[101]へ

---

100 リスク・トレードオフとは、あるリスクをなくそうとすると別のリスクが生じ、最初のリスク削減の効果を食いつぶしてしまう現象を指す（中西 2014：240）。

101 1949 年に共産党政権が成立してから、1978 年の改革開放が起こるまでの中国では、マルクスにより提唱された階級闘争論、すなわち、「プロレタリア階級の形成、ブルジョア支配の打倒、プロレタリア階級による政治的権力の奪取（マルクス・エンゲルス 1951：63）」という論理が実践された。建国以降の農村における土地改革により、地主階級が消滅し、農地の使用権

第 2 章で言及したように、リスク社会論における個人化という現象は、近代化に内包されるものであり、個人化の過程を通してその社会の近代化を把握することが可能である。第一の近代における個人化は、個人が伝統社会における「身分」から「脱埋め込み」されるとともに、産業社会における中間集団である階級や階層に「埋め込み」される過程として理解することが可能である（野尻 2012：239）。

しかしながら、第 5 章で見たように、改革開放以前の中国においては、「二元分割」の人口管理体制により、都市と農村が分けられており、この制度により都市住民と農民という「身分」が固定化されていた。加えて、計画経済体制の下、都市住民は産業社会の労働者として職場という「単位」に、農民は地域ごとに設けられた「人民公社」に所属させられ、生産活動が行われていた。

つまり、改革開放以前の中国社会は、市場原理ではなく国家の指令により統率されており、個人の移動や就労の自由が禁止され、個人は戸籍制度により固定化される身分からの「脱埋め込み」がなされない状態で、強制的に計画経済体制の構成員として、社会主義体制に埋め込まれたのである。これにより、計画経済体制時代の中国においては、マルクスによる「プロレタリアート（無産階級）」の概念に応じて、都市に「工場労働者階級」と農村において「農民階級」と呼ばれる 2 つの階級が設けられた。この農民階級には、工場労働者階級と同様に、教育や医療がほとんど無料という手厚い社会福祉が付与され、人民公社の食堂で「食べたいだけ食べられる」ことが可能となった。このため、当時の農民は、都市と農村を区別する戸籍制度を、「差別的な制度」として捉えることはなかった（阿古 2014：112-114）。

(2) 無産階級から農民へ

欧米先進国における第二の近代では、第一の近代と比べて、個人化という現象がいっそ

は農民に等しく分け与えられた。一方で都市部では、国家所有制および集団所有制の確立により私有制が廃止され、有産階級の資産所有権が剥奪され、資産階級が打倒された（李 2011:11）。1956 年に行われた「社会主義改造」という政治的運動により、中国における全ての「有産階級」は解体され、「プロレタリア階級」という概念のもとに、「2 つの階級と 1 つの階層」という社会成層が新たに確立された（李 2011：2）。それはすなわち、工場労働者階級、農民階級、および知識人階層であり、そのうち、工場労働者階級と農民階級が中国の「無産階級」として規定された。本論においては、計画経済体制の下、マルクスの階級闘争論に依拠して構築された「無産階級」の概念と区別するために、「農民工階層」のように、市場経済体制の導入以降に、社会的および経済的な生活状況の差異によって分化し、形成された新しい社会成層を「階層」として扱っている。

う拡大され、個人が階層や階級などの中間集団による制約から解放され、自己自身に注意を向けるようになる（Beck1986＝1988：138）。個人と中間集団との関係性が希薄になる一方で、社会に個人が新しく埋め込まれる場所が用意されておらず、このため、第二の近代における個人化は、「再埋め込みなき脱埋め込み」の過程として扱われることになる。（Beck and Beck-Gernsheim 2002：xxii）。伝統社会から産業社会、そしてリスク社会まで継続し、拡大される欧米諸国の個人化は、近代化を貫く市場原理に牽引されており、個々人の自由と権利を守るための民主主義制度、そして階級間の不平等を制御するための福祉保障制度により支えられるものである（Yan 2009＝2012：329）。

対して、改革開放以降の中国では、計画経済体制に市場経済が導入されることにより、社会主義体制の下に構築される「単位」と「人民公社」は解体された。ただし、5.1.2 で考察したように、「社会主義市場経済体制」と命名される中国の市場経済体制は、欧米先進国で適用されているそれとは異なり、市場原理は重視されているものの、政府の方針や政策は、依然としてそれを凌駕する存在である。

改革開放以降、経済そして社会体制が著しく変化し、市場原理の導入に加えて、国家が主導する政策の転換により、個人は、計画経済体制下で作られた、「国営工場の労働者（工場労働者階級）」や「人民公社の社員（農民階級）」という社会主義的な身分から解放された。そして、5.1.3 節で述べたように、個人の移動や就労の自由を厳しく制限する戸籍制度は緩和されたが、都市と農村を分離して人口を管理するという政府の基本方針は、変わらず現在まで継続している。その結果、計画経済体制から解放された個人は、都市住民と農民に分けられ、ぞれぞれに、全く異なる社会状況に組み込まれることとなった。

都市住民は、生産、生活および行政が一体化した「単位」により形成される社会関係から離脱すると同時に、速やかに労働市場に溶け込み、都市戸籍を保持する住民のみを対象とした社会福祉の恩恵を受けるようになる。すなわち、都市住民は、工場労働者階級という身分から「脱埋め込み」され、都市部でしか提供されない産業社会の社会制度に「再埋め込み」されたと考えることができる。それに対して、改革開放以降の「生産責任制」の実施により、農民は、家族をもとにした世帯を単位として、政府から農地を借り受けて農業に従事することになり、同時に、「人民公社」を母体とする保障制度も崩壊したのである（5.1.2（1）および 5.1.3（3）参照）。すなわち、農民は、社会主義制度の下に設けられた身分である農民階級から「脱埋め込み」されたが、新しく埋め込まれる場所が用意されておらず、彼らは、自給自足の生活様式に、つまりは家族や村落により構成される伝統的な

社会関係に、再び押し戻されたのである。

(3) 農民から農民工へ

5.2 節で検討したように、改革開放のさらなる推進により、都市部と農村部の間での経済格差が拡大され、加えて、付与される社会保障、受け取る教育資源などにおける格差も顕著に現れるようになった。このような状況を背景として、家族や子供のために、貧困を克服するために農村を離脱し、都市での出稼ぎを選択する農民が現れてきた(7.3.2 参照)。

一方で、経済成長という目標のもと、大規模な低賃金労働者への需要が都市部で生じており、政府は遂に、戸籍制度を改定して、農民の出稼ぎ労働を許可するに至った (7.2.2 (1) 参照)。しかしながら、7.3 節で論じたように、改革開放以降の中国では、富の創出のために出稼ぎ労働者が安価にまた容易に誘致されるが、創出された富が社会に再分配される際には、農民工はその対象から排除されている。加えて、政府は、都市への人口流入が原因で生じる治安問題をコントロールするために、農民工を管理の対象として、彼らの都市での行動を厳しく管理しているが、農民工たちがその生活においてなんらかの被害や損失に遭遇した場合には、政府や社会制度の救済機能は全く起動されない仕組みとなっている。都市住民と比べて、農民工は「使い捨て」の存在といっても過言ではない。このような、制度や政府による差別待遇が、新しく形成された農民工階層を社会的弱者の地位に留めている原因であると考えられる。

西洋社会における個人化の進行図式と対照すると、農民工階層の形成過程の特徴は、以下のように整理できる。第 1 に、農民工たちは、出稼ぎ労働を選択すると同時に、農村における生活様式の「安定性の喪失」を経験する。第 2 に、農民工は、都市での労働権利を得ることは得たが、それには産業社会の福祉制度による「統合」は含まれていない。第 3 には、農民工は、リスク社会への突入による産業社会の「安定性の喪失」に、都市住民と同様に直面するが、都市住民とは異なり、現代の新しいリスクに自らの力で対処することが要求されている。

すなわち、西洋社会における連続的な近代化の進展に伴って生じる個人化の過程と比べて、中国においては、伝統社会から産業社会への個人化過程、そして産業社会からリスク社会への個人化過程という非同時的であるはずの個人化の過程が同時に存在しており、それが農民工階層の形成経緯に反映されているのである。

7.4.2 個人と制度の関連性から見る中国近代化の圧縮性

本項においては、個人と制度との関係性に着目し、改革開放以降の中国近代化による社会変容が、農民工という個人の生き方にどのように浸透しているかについて分析し、それにより、中国の近代化に内包される圧縮性の特徴を把握することを試みる。

7.3 節の論述に示されたように、汚染物質が身体に与えるリスクに加えて、現存する社会福祉制度が農民工の生き方、価値観およびリスク認識に全く噛み合っていないことを原因として、環境汚染というリスクは、貧困というリスクと連動し、より大きなリスクとなって農民工を包囲している。

農民工は「家族や子供を守る」という伝統的なメンタリティを固持しながら、PM2.5 に代表される「現代の新しいリスク」を十分に認識できない状態で、脱貧困というベネフィットを優先し、敢えて出稼ぎを「選択」している。脱貧困を追求する代価として、塵肺というリスクに曝され、被害が我が身に起これば「自己責任」で対応せざるを得ない状況だが、そのような経済的能力を、農民工はほとんど持たない。このような状況は、伝統社会の精神性を維持したままの個人が、福祉国家を特徴とする産業社会に参入しても、その制度に内包されず、身体を襲う空気汚染というリスクと、社会保障からの除外というリスクの両方に、自力で対処することが求められていることを示すものである。

制度と個人という観点に立てば、近代化に伴う社会制度の変革により、農民は移動や就労の選択肢が付与され、都市労働に誘導されたが、彼らには、都市住民としての「身分」も、正規の雇用契約や社会保障の枠組みに参加できるような社会制度も整備されていない。つまり、農民工は、労働者としての身分は受容されたが、産業社会の制度から排除され、第一の近代の社会構成員としては完全に認められていないことになる。

加えて、汚染による人体への被害や、政府の汚染規制により賃金労働を喪失するかもしれないリスクに、社会福祉制度からの助力なしに「自己責任」で対応しなければならない。ベックの個人化論においては、福祉国家や中間集団が弱体化することに伴い、個人が「自己責任」において遭遇可能な損害や被害を認識し、回避および対処することが、第二の近代の特徴として捉えられている（鈴木 2015：67）。農民工が、移動や就労を選択する自由が付与されると同時に、PM2.5 のような人間の五感では感知できない第二の近代のリスクにも、自己責任で対処しなければならないという現象は、中国社会が第二の近代に足を踏み入れていることを示すものである。

ベックの提唱する 2 つの個人化という観点から見るなら、主観的な個人化の側面においては、農民工のメンタリティ、価値観、リスク認識は、未だに伝統社会的状況に停滞している状態である。そして、客観的な個人化の側面においては、中国の社会制度は、改革開放後の産業化推進に伴う新しいリスクの出現に対応して、確かに著しく変化しているが、現行の社会制度は、農民工階層に安定したライフコースを提供することができる段階に至っていない。つまり、客観的な社会制度の構築は、産業社会とリスク社会が混在する形で同時に進行しているが、産業社会における社会制度の構築にせよ、リスク社会における社会制度の構築にせよ、いずれも農民工という階層を内包するには至らない状況にあり、制度による規範と個人の生き方の間には、大きな齟齬が生み出されている。

その結果、農民工という貧困階層は、地理的に家族と離れるリスク、社会保障制度から除外されるリスク、都市部や労働環境に蓄積される汚染物質に自己責任で対応し家族をも巻き込むリスクという、3 つのリスクを一身に引き受けているのである。このようなリスクの分配が、農民工という困窮状況にある社会階層に偏って起こる状況が、中国近代化における圧縮性を原因から生じる社会的な歪みであると考える。

本節の考察を通して、本来なら時間の流れにそって順次出現する伝統社会、産業社会、リスク社会という 3 つの社会形態に、農民工は、同時にかつ部分的に存在していることが明らかとなった。このように、農民工は、3 つの時代に引き裂かれており、彼らの置かれた現状と社会制度の不均衡な状況こそが、リスクの分配という観点から見た、中国近代化の圧縮性を体現していると考えるものである。

本章のまとめ

本章では、改革開放以降に形成された農民工という階層を分析の対象とし、リスクの分配という観点から、農民工階層の形成過程およびその社会制度、彼らが遭遇する汚染の状況から、その時代的メンタリティとリスクの認識、そして、中国の社会制度と農民工の関係を明らかにすることを通して、農民工たちに投影される中国近代化の圧縮性を把握した。

改革開放以降の中国では、市場原理をもととする市場経済体制が導入され、産業化が一気に進展し、都市と農村を分離して管理する戸籍制度が緩和され、農民に移動の権利と就労の自由が付与された。しかし、社会的に生産された富を平等に分配し、社会の貧困層を救済する社会制度の整備が遅れており、農民工のような労働者に適応可能な社会保障制度は、その確立が途上にある（7.2 節参照）。

農民工は、子供の教育費など家族への仕送りを優先する、伝統的なメンタリティを維持したまま産業社会の労働に参入し、社会福祉制度による保障のない状況で働き、自力で貧困を克服しなければならないことに加えて、現代の新しいリスクの脅威に自らの力で対処することも要求されている。一方で、農民工たちには、彼らを包囲するリスクに関する充分な知識がなく、その危険に対しても無防備な状態で就労しており、健康を損なった場合には、社会制度からの救済を受けるすべもなく、「自己責任」での対応を強いられている。すなわち、富の分配の不平等とリスクの分配の不均衡が重なる形で、農民工階層に偏って押し寄せているのである（7.3 節参照）。

これらの考察を踏まえて、本章は以下の 2 つの側面から、農民工に投影される中国近代化の圧縮性の様相を描き出した。まず、西洋社会における連続的な近代化の進展に伴って生じる個人化の過程と比べて、中国においては、伝統社会から産業社会への個人化過程、そして産業社会からリスク社会への個人化過程という非同時的であるはず個人化の過程が同時に存在しており、それが農民工階層の形成経緯に反映されている（7.4.1 節参照）。

次に、ベックの提唱する客観的個人化と主観的個人化という観点から見ると、主観的な個人化の側面においては、農民工のメンタリティ、価値観、リスク認識は、未だに伝統社会的状況に停滞している状態である。そして、客観的な個人化の側面においては、中国の社会制度は、改革開放後の産業化推進に伴う新しいリスクの出現に対応して、確かに著しく変化しているものの、農民工階層に安定したライフコースを提供することができる段階に至っていない。つまり、客観的な社会制度の構築は、産業社会とリスク社会が混在する形で同時に進行しているが、産業社会における社会制度とリスク社会における社会制度のいずれも農民工という階層を内包するまでには至っていない状況にあり、制度による規範と個人の生き方の間には、大きな齟齬が生み出されている。

故郷の農村の家族のために都市へ出稼ぎに来る農民工という個人は、精神的には伝統社会に残存しながら、身体は第一の近代に置く都市労働者となり、さらに第二の近代であるリスク社会に生きる個人として、そのリスクにも「自己責任」で対処しなければならないという、3 つの時代に混在して生きる存在であることが浮き彫りとなった。本来なら時間軸に沿って進行する、伝統社会、産業社会、リスク社会という 3 つの社会に同時に存在することで、農民工はその存在を分断されており、その現状と制度が大きな乖離を形成している状況は、中国近代化の歪みであり、圧縮された近代の現れなのである（7.4.2 節参照）。

第 8 章　おわりに

本論の冒頭で明示したように、本博士論文の主旨は、リスク社会論により提唱された時代診断、すなわち、伝統社会、産業社会、リスク社会という枠組みを、ただ単に、改革開放以降の中国近代化過程に当てはめることではない。本論の目的は、リスクや個人化という理論装置を用いて、大気汚染がもたらすリスクが、どのように規制され、また、分配されるかという考察を通して、中国近代化の圧縮性の現れ方を探求することである。

この目的を達成するために、本論は次のように構成された。第 1 に、理論的枠組みに関する考察として、第 2 章ではリスク社会論、第 3 章では圧縮された近代化論を中心に、本論の理論的背景を検討した。第 2 に、本論が研究対象とする事例について、第 4 章では近代化と大気汚染、第 5 章では改革開放以降の中国社会と社会制度について、それぞれの歴史的な経緯および現在の状況についての分析および検討を行なった。そして第 3 に、ベックの主張に基づいて抽出した分析枠組みに従い、リスクの規制と分配という 2 つの観点を設定して、本論の中核である第 6 章と第 7 章において分析を行い、中国における圧縮性のあり様を描き出した。本章では、これまでの検討、考察および分析を踏まえ、中国近代化における圧縮性の様相についてのまとめを行い、本論の結論とする。

8.1 リスクの規制と分配から見た中国近代化の圧縮性

本論では、「リスク」と「危険」の区別に関して、ベックが主張する「危険は、制御が困難あるいは不可能であるが、リスクは、原則的に制御可能で、人間または社会の行為、意思決定、選択と深い関連を持つもの」という定義を採用した。加えて、「二次的リスク」を「一次的リスクを克服するために社会的合意を導入することに伴って生じるリスク」と定めた（6.1.2 参照）。さらに逆説的な見解として、リスクの克服過程に社会的合意が介入しない場合は､対象をリスクではなく､危険として捉えることが適切であることを主張した。

これらを前提として、第 6 章ではリスクの規制という観点から、科学的知見と一次的リスク、社会的合意と二次的リスクという枠組みを設け、中国の対 PM2.5 規制策の策定過程を検討し、その過程では科学的知見が無視されており、社会的合意も限定的であるという結論を得た。

中国では、経済成長の度合いが近代化の判断基準であり、科学・技術は経済促進の手段であり、リスクに関する科学的知見は存在するが、それが政府主導のリスク判断には用いられていないのである。また、一次的リスクの規制策の制定過程では、社会的合理性を形

成するための社会制度が「すべての個人」を対象としていないため、社会的合理性の機能が制限されており、社会的合意の導入に伴う二次的リスクは、実質的には存在していないという判断に至った。つまり、中国では、科学的合理性と社会的合理性の 2 つを束ね合わせたリスク管理が存在せず、汚染という一次的リスクが、国民ならびに社会にとっては「危険」と化していることを主張した。

続いて第 7 章では、個人と社会の関係性を示す「個人化」という理論装置を採用し、リスク分配という観点からの検討を展開した。本論では、中国の都市圏や労働現場で、汚染された空気を吸引して健康被害に遭遇する農民工に注目し、彼らの生き方、メンタリティおよびリスク認識、彼らを取り巻く社会制度、さらに社会制度と個人との関係という枠組みを設定し、分析を行った。

多くの農民工にとっては、子供により良い教育を授け、家族の貧困を少しでも解消することが、都市での職を獲得することの動機である。このため、農民工は、汚染を原因とする健康被害のリスクより、政府の汚染対策が招く賃金収入の停止を、より切迫したリスクと捉えている。そして、その被害や損失を、「運命の呪い」として認識している農民工は、未だに伝統的な運命論に支配されていると考えられる。伝統的な社会関係とメンタリティを維持した農民工が、産業社会で遭遇するリスクは、個人のリスクであると同時に、塵肺などに罹患する場合、それがまた、彼らの帰属する中間集団としての家族および村落にとってもリスクとなり得る（7.3.2 参照）。

また、改革開放以降の中国では、市場原理に基づく市場経済体制が導入され、産業化が一気に進展し、戸籍制度の緩和により農民にも移動の権利と就労の自由が付与された。しかし、彼らには、労働者としての「身分」は付与されたが、都市住民としての「身分」はなく、正規の雇用契約や社会保障も整備されていない。言い換えれば、農民工階層は、近代的な社会制度に組み込まれていないため、第一の近代の社会構成員としても完全に認められていないにも関わらず（7.2 参照）、現代の新しいリスクに「自己責任」で対処することが要求されているが、そのリスクを克服する能力はほとんどない状況にある（7.3 参照）。

現在の中国においては 10 人に 1 人が農民工であり、農民全体のほぼ 3 分の 1 が都市で就労している。そして、農民工が貢献する都市の経済成長は年間約 2 兆元で、中国の GDP の 21%を占めている。このような膨大な人口規模を持ち、中国経済成長に最も貢献度の高い農民工が、伝統社会、第一の近代、そして第二の近代という 3 つの時代に引き裂かれた状態にあり、その存在こそが、中国近代化の圧縮性を体現するものであることを主張した。

以上のように、本論においては、中国近代化における圧縮性を規制と分配という観点から描き出すことを試みた。以下においては、その圧縮性についての最終的な理解を示し、本博士論文の結論とする。

8.2 西洋近代の「同時性」

第 3 章で述べたように、圧縮された近代化とは、「文明化の過程における 1 つの状況である。ここでは、経済的、政治的、社会的および／または文化的な変動が、時間、空間双方に沿って著しく圧縮された仕方で起こっており、相互にかけ離れた歴史的、社会的諸要素が動的に共存していることで、高度に複雑で流動的な社会システムの構築と再構築が起こっている」（Chang 2010：446）。圧縮された近代化論は、リスク社会論を補完し、西洋以外の社会における近代化の進展と、その特徴を検討する試みとして提起された社会学理論の１つであるが、その充実と蓄積は未だ途上である。

また、本論で繰り返し強調したように、リスク社会論は、欧米先進国を例に抽象化された理論的枠組みである。ベックは、西洋以外の社会がリスク社会に突入する過程を分析するために、「方法論的ナショナリズム」から「方法論としてのコスモポリタン化」へのパラダイムシフトを提起し、「近代の諸原理と諸制度における同時的な非同時性」という概念を提案した（3.3 参照）。西洋社会の近代化過程においては、合理性、自由、平等などの近代の諸原理と、国民国家、社会福祉制度、環境規制組織などの近代の諸制度が、時間的に大きなズレを生ずることなく、ほぼ同時に更新されている。このような西洋近代化過程をもとに抽出された理念型のモデルと比べると、非西洋の地域・国家は、すでに第二の近代に到達していても、第一の近代で成立しているはずの諸制度を、全てしっかり備えているというわけではない（Beck 2011d：253）。

第一の近代では、近代化の原理の１つである合理性がリスク判定に用いられるが、それは科学に独占されてきた。科学は富を産出する源泉であり、産業化が生み出すリスクを、その視点から捉える経験は豊富ではなかった（2.2.2（1）参照）。

一方、科学と技術は不確実性や状況依存性などの特質を持ち、それ自体が「進歩」することで、また、その「進歩」に依拠して産業社会が繁栄することで、「意図せざる帰結」として、膨大な非知とそれを原因とするリスクを創出してきた。第二の近代では、合理性が科学や技術に独占された状況を緩和するべく、社会的合理性が、リスク管理の過程に加わるようになってきた（2.2.2（2）参照）。

リスク克服の原理としての合理性がこのように変遷するに従い、欧米社会では、社会制度の一環としてのリスク規制制度にも変化が現れてきた。産業社会においては、リスク管理の担い手として、地域や国家の政府が重要な役割を果たした。対して第二の近代では、リスク規制制度は一国だけによるものではなく、多くの国と連帯して国際化し、そして異なる視点を導入することで多層化するようになった（6.2.1 参照）。

つまり、西洋社会では、「①社会的課題に対して→②近代化の原理に依拠し→③その原理の実行を確保するための社会制度を整備」するという経路がその近代化においてたどられた。具体的には、第一の近代では「貧困問題の解決のために→経済発展を目指し科学的合理性に依拠し→国民国家が富の分配を行うための社会制度を整備」するということが順次に起こった。さらに、第二の近代では「リスクが出現すると―リスク克服のための自己内省的な科学的合理性と社会的合理性を併用し―国民国家による社会制度の解体とリスク規制制度の国際化と多層化」という経路が順次更新されてきたのである。

一方、個人化論においても同様で、近代以降の西洋社会では、就労や移動の自由、権利の平等、自己実現などが近代社会を支える原理として認識されてきた。そして、このような原理が個々人の生き方、メンタリティ、リスク認識など、ベックの提唱する「主観的な個人化」の細部まで浸透すると、中間集団や社会制度などの「客観的な個人化」のレベルにおいても変化が現れるようになる（2.2.3 参照）。

西洋の第一の近代では、個人に移動や労働の自由が付与されるとともに、産業活動に伴う労働災害や失業などのリスクが発生したが、それらのリスクを克服し、生産された富を平等に分配するために、国民国家という単位で社会福祉制度が整備された。個々人には、その構成員となることで、様々なリスクから保護される権利が付与された。つまり、産業社会で労働者となった個人は、血縁・地縁による伝統的な社会関係や中間集団から離脱し、近代社会制度の成員となった。参入した産業社会で、個人は合理的な判断力を身に付けるようになり、人生で遭遇する様々な不幸を、「運命」として受け取ることから、近代的なリスクとして認識するようになった（7.3 参照）。

さらに、第二の近代へと進むに従い、人生における個人の選択肢はさらに拡大され、個々人の自由や平等への追求は加速されるが、第二の近代では、個人と社会の間に位置する中間集団、そして国民国家における社会福祉制度が弱体化し、「個人と社会が直接結びつく（Beck 1986＝1998：193）」状況が出現する。それは、個人が、あらゆるリスクに「自己責任」で自らが積極的に対処することを求められるようになることを意味するものである

（2.3.1 参照）。

このように、西洋社会は、長い年月を経て近代化への変遷を経験しており、主観的個人化および客観的個人化も、その時間の経過とともに緩やかに進んできた。すなわち、西洋社会の個人化過程に包摂される「原理―制度」という組み合わせは、第一の近代における「個々人における伝統社会からの解放と、自由や平等への追求―新たな中間集団への帰属、社会制度による標準化および国民国家のもとに構築される福祉制度の確立」というあり様から、第二の近代における「自由や平等などの近代原理の貫徹―産業社会における中間集団の弱体化と社会制度の無効化」という軌跡に沿って、ほぼ同時に進行してきたということである。次節においては、西洋以外に分類される中国の近代化に、この近代の原理と制度の組み合わせがいかなる様相をもって存在しているかについて論じ、本博士論文を締め括ることとする。

8.3 中国近代化における圧縮性：近代の原理と制度の「同時的な非同時性」

西洋社会が、産業革命以来、少なくとも 200 年間をかけて経験してきた近代化の過程は、改革開放以降の中国社会では、わずか 40 年という短期間に展開された。そのため、現在の中国においては、「①社会的課題に対して→②近代化の原理に依拠し→③その原理の実行を確保するための社会制度を整備」という 3 つの経路の組み合わせが、西洋社会とは全く異なる様相で成立している。

まず、現在の中国では、社会的課題としての貧困問題が軽減される前に、環境汚染が付加されており、社会における産業化とリスク化が同時に進行する状況となっている。このような 2 つの社会的課題に同時に対応を迫られる中国社会は、特殊な「リスク・トレードオフ」状態に陥っている。つまり、貧困という社会リスクを克服するために、粗放型の経済成長モデルを実行したが、その「意図せざる帰結」として、大気汚染のような環境リスクが集約的な形で生み出されている。一方で、環境リスクを根本的に改善するためには、これまでの生産様式を見直すことが必要であり、それを実行すれば、今まで促進また維持してきた経済発展のスピードが抑制され、経済成長による貧困という社会リスクの削減効果にブレーキがかかることが懸念される。

次に、PM2.5 に代表されるような現代の新しいリスクは、その影響範囲が地域や国家という範囲を超えて世界中に拡大するため、その脅威も国境を越える。このリスクの拡大を媒介として、科学的そして社会的合理性、自由、平等という近代化の原理もまた、国民国

家という境界を越えて中国に伝えられることになる。

リスクを克服するための科学的および社会的合理性などの原理は、グローバル化の進展とともに中国社会にも浸透している。しかし、経済成長が最優先される中国においては、合理性という近代化の原理は、「進歩」という名のもと、経済発展にのみ用いられており、リスクの克服には採用されていない。中国政府は、経済成長により近代化を評価する方針を堅持しているため、環境リスクに関わる科学的知見を無視し、現実の環境問題対策は後回しになっているのである。

現代の新しいリスクに対応し、リスク規制機関がますます国際化、多層化している中で、中国政府主導のリスク規制策は、国民国家としての社会制度により実施されるため、ある汚染を規制するか否か、どのような対応策を打ち出すかという判断は、政府の意思決定に依拠している。PM2.5 への規制策の設定過程には、法律上、社会的議論や一般住民による参与が規定されてはいるが、現実には実施されていない。つまり、現行中国の社会制度では、科学的合理性に依拠しつつ、社会的合理性の要請も反映するリスクの克服方法が、まだ十分には確立されていないのである。これは本論で取り上げた中国社会における PM2.5 に対する認識過程や APEC ブルーなどの事例に示されたように、グローバルなリスク規制制度と、中国政府が主導するローカルな対応が一致していないことからも見て取れる。

他方で、改革開放以降、経済そして社会体制が著しく変化し、市場原理の導入と、国家が主導する政策の転換により、個人は、計画経済体制下で作られた社会主義的な身分から解放された。経済成長の目標をいち早く達成するために、個人の移動や就労の自由を厳しく制限する戸籍制度は緩和されたが、都市と農村を分離して人口を管理するという政府の基本方針は、変わらず現在まで継続している。その結果、計画経済体制から解放された個人は、都市住民と農民に分けられ、ぞれぞれに、全く異なる社会福祉制度に組み込まれることとなった。つまり、富の創出を支えるための社会制度は構築されているが、富を平等に分配するための社会制度がまだ確立されていない。その結果、農民工のような、社会福祉制度に包摂されず、第一の近代の社会構成員として完全に認められない個々人が、現代の新しいリスクに遭遇する際には、「自己責任」でその被害と損失を受け取り、伝統的な社会関係からの援助を求めるしかない。

以上の論説を総括し、本論では、改革開放以降の中国の近代化における「圧縮性」は、すなわち、非同時的であるはずの近代の原理と制度が、同時に組み合わされる現象であると主張するものである。すなわち、現在の中国社会においては、著しく変化した経済・社

会の現状と、社会通念や価値観、そして西洋とは異なる政治体制や社会制度が同時に並存しているのである。

西洋の第一の近代においては、科学的合理性が富の創出に援用されてきた。同時に、権利の平等という近代化の原理のもとに、富の分配に関する平等を確保するために、社会福祉制度を含む、国民国家を単位とする社会制度が確立されてきた。しかし、改革開放以降の中国においては、富の創出のために科学合理性を用いているが、その一方で、貧困という社会課題を克服するための社会福祉制度の整備が滞っている。同時に、PM2.5 のような新しいリスクが出現している状況において、中国政府によるリスク規制制度が、国民の社会的合理性の制限と、第二の近代におけるリスクの国際的規制のもとで空洞化している。

また、西洋の第二の近代では、「現代の新しいリスク」は、最先端の科学技術により創出されたものであり、それは科学知による予測や解決が困難であるため、産業社会で成立した社会保障や保険などの社会制度により対応される範囲をも逸脱しがちである。このようなリスクを制御し克服するために、社会的合理性に則った意思決定が導入されると同時に、自由や平等という近代化の原理が貫徹されることに従って、遭遇するリスクを「自己責任」で対応することが個人に要求されている。しかし、現在の中国では、グローバル化とともに、西洋で貫徹されてきた自由や平等などの価値観が認識されているにも関わらず、それを確保するための社会制度がまだ確立されていない。個々人が遭遇する労災や貧困という産業社会におけるリスクでさえ、現行の中国の社会制度に依拠して克服することが困難であるのに、現代の新しいリスクに自己責任で対処することを強いられている。すなわち、改革開放以降の中国では、現代の新しいリスクに対し、第一の近代の原理である科学合理性が採用されることも、第二の近代の原理である社会合理性が導入されることもなく、第二の近代の原理としての自己責任のみが強制される形となっており、農民工階層においては農村の家族・血縁などの伝統的な中間集団に押し戻される形となっている。言い換えれば、第一の近代の社会制度および第二の近代の社会制度の両方が不充分である中で、自己責任という第二の近代の原理だけが強制されており、改革開放以降に形成された農民工階層は、伝統社会的な制度に頼ることしかできないという、本来、非同時であるはずの近代の原理と近代以前の制度の組み合せが出現する構図となったのである。

近代の原理と制度の同時性が、このようなねじれた形で、本来的ではない組み合わせで出現することこそが、現代中国の問題とその解決を困難なものにする、中国近代化における圧縮性なのである。

参考文献

Althaus, Catherine. 2005, 'A Disciplinary Perspective on the Epistemological Status of Risk', *Risk Analysis,* Vol.25(3), 567-588.

阿古智子, 2013, 「複雑さを明日中国の都市・農村の格差問題」, 日本記者クラブ HP, https://www.jnpc.or.jp/archive/conferences/34482/report, 2019 年 2 月 28 日取得.

———, 2014, 『貧者を喰らう国　中国格差社会からの警告』, 新潮社.

天児慧, 2000, 「中央と地方の政治変動」『現代中国の構造変動〔4〕政治——中央と地方の構図』, 天児慧［編］, 東京大学出版社, 3–36.

東廉, 1998, 「訳者のあとがき」,『危険社会——新しい近代への道』, ウルリッヒ・ベック［著］伊藤美登里・東廉［訳］, 政法大学出版局, 461-70.

Beck, Ulrich. 1986, *Risikogesellschaft: Auf dem Weg in eine andere Moderne*, Suhrkamp Verlag.（＝1998, 伊藤美登里・東廉［訳］, 『危険社会——新しい近代への道』, 政法大学出版局.）

———. 1997, *Weltrisikogesellschaft, Weltöffentlichkeit und globale Subpolitik*, Picus Verlag, Wien.（＝2003, 島村賢一［訳］, 『世界リスク社会論：テロ、戦争、自然破壊』, 平凡社.）

———. 1999, *World Risk Society*, Cambridge: Polity. （＝2014, 山本啓［訳］, 『世界リスク社会』, 政法大学出版局.）

———. 2000,'Risk Society Revisited: Theory, Politics and Research Programmes', *The Risk Society and Beyond：Critical Issues for Social Theory,* Edited by Adam Barara, Beck Ulrich and Van Loon Joost, SAGE Publiications, London, 211-229.

———, 2011a,「個人化の多様性——ヨーロッパの視座と東アジアの視座」,伊藤美登里［訳］, ウウルリッヒ・ベック・鈴木宗徳・伊藤美登里［編］『リスク化する日本社会——ウルリッヒ・ベックとの対話』, 岩波書店, 15-35.

———, 2011b,「リスク社会における家族と社会保障」, 鈴木宗徳［訳］, ウルリッヒ・ベック・鈴木宗徳・伊藤美登里［編］, 『リスク化する日本社会——ウルリッヒ・ベックとの対話』, 岩波書店, 73-87.

———, 2011c,「第二の近代の多様性とコスモポリタン的構想」, 油井清光［訳］, ウルリッヒ・ベック・鈴木宗徳・伊藤美登里［編］, 『リスク化する日本社会——ウルリッヒ・ベックとの対話』, 岩波書店, 143-161.

———, 2011d,「個人化する日本社会のゆくえ：コメントに対するコメント」, 鈴木宗徳［訳］, ウルリッヒ・ベック・鈴木宗徳・伊藤美登里［編］, 『リスク化する日本社会――ウルリッヒ・ベックとの対話』, 岩波書店, 143-161.

Beck, Ulrich and Elisabeth Beck-Gernsheim 2002, *Indicidualization: Institutinalized Individualism and its Social and Political Consequences*. London and Thousand Oaks, CA: Sage Publications.

Beck, Ulrich and Grande, Edgar. 2010, 'Varieties of Second Modernity: the Cosmopolitan Turn in Social and Political Theory and Research', *British Journal of Sociology*, 61(3):409-43.

Beck, Ulrich., Giddens, Anthony and Lash Scott., 1994, *Reflexive Modernization: Politics, Tradition and Aesthetics in the Modern Social Order*, Stanford University Press. (＝1997, 松尾精文・叶堂隆三・小幡正敏［訳］, 『再帰的近代化: 近現代における政治, 伝統, 美的原理』, 而立書房.)

BBC NEWS, *The Great Smog of 1952,* http://news.bbc.co.uk/2/shared/spl/hi/pop_ups/02/uk_the_great_smog_of_1952/html/2.stm, 2018 年 10 月閲覧.

BBC NEWS JAPAN, 「北京の大気汚染「赤色警報」　市民の声」, http://www.bbc.com/japanese/video-35058237, 2017 年 7 月閲覧.

Bell, Michelle and Davis, Devra. 2001, 'Reassessment of the Lethal London Fog of 1952: Novel Indicators of Acute and Chronic Consequences of Acute Exposure to Air Pollution', *Environmental Health Perspectives,* 109 (3):389-94.

Chang, Kyung-sup. 1999, 'Compressed Modernity and its Discontents: South Korean Society in Transition', *Economy and Society,* 28(1):30-50.

———. 2010, 'The Second Modern Condition? Compressed Modernity as Internalized Reflexive Cosmopolitization', *British Journal of Sociology,* 61(3):444-464.

———. 2012, 「複合風険社会：圧縮性現代性和韓国的風険秩序」, 張晴晴［訳］, 『社会転型：中韓両国的考察』, 謝立中・鄭根埴［編］, 社会科学文献出版社, ［中国語］.

———. 2013, 「個人主義なき個人化 ――「圧縮された近代」と東アジアの曖昧な家族危機」, 柴田悠［訳］, 落合恵美子［編］, 『親密圏と公共圏の再編成――アジア近代からの問い』, 京都大学学術出版会, 39-65.

Chen, Wangqing, et al, 2016, 'Cancer Statistics in China 2015', *CA:A Cancer Journal for Clinicians*, 66(2), https://onlinelibrary.wiley.com/doi/epdf/10.3322/caac.21338, 2019 年 4 月取得.

Donkelaar, Aaron. et al. 2010, 'Global Estimates of Ambient Fine Particulate Matter Concentrations from Satellite-Based Aerosol Optical Depth: Development and Application', *Environmental Health Perspectives,* 2010(6)847:855.

Dockery, Douglas. et al. 1993, 'An Association between Air Pollution and Mortality in Six U.S. Cities', *New England Journal of Medicine*, 329(24):1753-9.

Ewald, François. 1991, 'Insurance and Risk', *The Fooucault Effect: Studies in Governmentality With Two Lectures by and an Interview with Michel Foucault,* Edited by Graham Burchell, Colin Gordon and Peter Miller, The University of Chicago Press.

EPA, 2016, *Energy and Air Pollution: World Energy Outlook Special Report,* https://webstore.iea.org/download/summary/343?fileName=Chinese-WEO-Air-Pollution-ES.pdf, 2019 年 4 月 20 日取得.

Giddens, Anthony. 1990, *The Consequences of Modernity*, Stanford University Press（＝1993,『近代とはいかなる時代――モダニティの帰結――』, 松尾精文・小幡正敏・叶堂隆三［訳］, 而立書房.）

———. 1999, *Runaway World: How Globalisation is Reshaping Our Lives,* London, Profile Books.（＝2001, 佐和隆光［訳］,『暴走する世界：グローバリゼーションは何をどう変えるのか』, ダイヤモンド社.）

厳春鶴, 2012,「中国における農民工の社会保障問題に関する一考察――就労・生活実態の分析を通して――」,『海外社会保険研究』, 179:72-84.

外務省海外安全HP、「中国における大気汚染に関する注意喚起（更新）」, https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2016C294.html, 2018 年 10 月閲覧.

Harvey, David. 1990, *The Condition of Postmodernity*, Oxford: Basil Blackwell.（＝『ポストモダニティの条件』, 吉原直樹［訳］, 青木書店.）

Han, Sang-jin（韓相震）, 2011,「東アジアにおける第二の近代の社会変容とリスク予防ガバナンス――ウルリッヒ・ベックとの対話」, 雑賀忠宏・田村周一・梅村麦生［訳］, ウ

ルリッヒ・ベック・鈴木宗徳・伊藤美登里［編］，『リスク化する日本社会──ウルリッヒ・ベックとの対話』，岩波書店, 163-218.

Han, Sang-jin and Shim, Young-hee. 2010, 'Redefining Second Modernity for East Asia: a Critical Assessment', *British Journal of Sociology*, 61(3):465-488.

萩原優騎, 2015, 「ウルリッヒ・ベックのリスク社会論と普遍性／多元性の問題──再帰的近代化とグローバリゼーションについての問いを中心として──」,『年報 科学・技術・社会』,第 24 巻,87-104.

白英華・西山徳明, 1999, 「中国都市部における住宅制度改革に関する研究」, 『日本建築学会計画系論文集』, 64 巻 253-260.

Holland, Walter. et al. 1979, 'Health Effects of Particulate Pollution: Reappraising the Evidence', *American Journal of Epidemiology*, 110:527-659.

堀一郎, 1980, 「第 2 の大戦期におけるアメリカ戦時生産の事態について（2)」, 『北海道大学経済学研究』, 30(2), 183-250.

鳳凰週刊, 「北京常住人口或被估近 800 万」, http://news.ifeng.com/a/20140820/41657707_0.shtml, 2017 年 5 月閲覧［中国語］.

IRGC, 2017, *Introduction To The IRGC Risk Governance Framework*, EPFL International Risk Governance Center, https://irgc.epfl.ch/wp-content/uploads/2018/10/IRGC.-2017.-An-introduction-to-the-IRGC-Risk-Governance-Framework.-Revised-version..pdf, 2019 年 4 月 10 日取得.

井村秀文, 2007, 『中国の環境問題──今なにが起きているのか』, 株式会社化学同人.

市原摂子, 2016, 「個人化する社会における選択と責任：日本における子宮頚がんワクチン事業を事例に」, 『国際広報メディア・観光ジャーナル』, 23 巻 3−19.

伊藤美登里, 2015, 「社会の構造変化と家族：「過程の機能」再考」, 鈴木宗徳［編］, 『個人化するリスクと社会──ベック理論と現代日本』, 勁草書房, 59-91.

———, 2017, 『ウルリッヒ・ベックの社会理論：リスク社会を生きるということ』, 勁草書房.

徐傑, 2015, 『共生経済学（上）──世界経済を持続的発展させる新秩序』, 朱炎［訳］, 東洋経済新報社.

夏英, 2007, 「城郷統籌与農民的「国民待遇」」, 『農村経済』, 2007(10):19-20［中国語］.

夏玉珍・呉婭丹, 2007, 「中國正進入風險社會時代」, 甘肅社會科學 , 2007 (1):20-24［中国語］.

香川順, 2006, 「米国の粒子状物質に係る環境基準の改定提案の概要──PM2.5 のより厳しい基準値と新しく PM10-2.5 の基準値の設定提案──」, 『大気環境学会誌』, 41(5), A55-68.

———, 2013, 「米国が PM2.5 の年の一次基準値を 12.0μm/㎥に低下させた経緯」, 『大気環境学誌』, 48(4), 206-213.

加藤宏之, 2012, 「農村はいかに変化したか？農業と農村振興」, 『中国経済入門〔第 3 版〕: 世界第二位の経済大国の前途』, 南亮進・牧野文夫［編］, 日本評論社, 84–102.

門脇重道, 1990, 『技術発達史とエネルギー･環境汚染の歴史』, 山海堂.

鎌田文彦, 2008,「中国における格差問題──農民労働者をめぐる諸問題と立法動向──」, 『外国の立法』, 236:136-140.

川端健嗣, 2009, 「自由と統制の個人化論──Ulrich Beck 個人化論をめぐる論争と展開──」, 『ソシオロゴス』, No.33.

川名英之, 2007, 『世界の環境問題──第 2 巻 西欧』, 緑風社.

———, 2009, 『世界の環境問題──第 5 巻 米国』, 緑風社.

漢語大詞典編輯委員会［編］, 1986, 『漢語大詞典　第 12 冊』, 上海辞書出版社［中国語］.

喜多村百合, 2011, 「インドの『圧縮された近代』論をめぐって : コミュ二タリアン的領域としてのボランタリー・セクター生成を中心に」, 『筑紫女学園大学・筑紫女学園大学短大大学部紀要』, 6 巻 143-154.

北川秀樹, 2008, 「環境に関する法・政策の沿革と現行法」, 『中国の環境問題と法・政策──東アジアの持続可能な発展に向けて──』, 北川秀樹［編］, 法律文化社.

岸本充生, 1988, 「非死亡リスクを組み入れた費用効果分析（1）──大気汚染と自動車事故によるリスクの比較──」, 『経済論叢』,161（5-6）, 92-108.

———, 2006, 「大気汚染物質による健康影響の定量評価の現状と課題」, 『エネルギーの外部性と原子力』, 社団法人日本原子力法学会［編］, 93-102.

木前利秋・中村健吾, 2005, 「訳者解説」, 『グローバル化の社会学──グローバリズムの誤謬 グロバル化への応答』, ウルリッヒ・ベック［著］, 木前利秋・中村健吾［訳］, 国文社.

柯隆, 2014,「中国の社会保障制度と格差に関する考察」,『フィナンシャル･レビュー』, 2014(3), 159-190.

小室直樹, 1998, 『日本人のための経済原理』, 東洋経済新報社.

小松丈晃, 2003, 『リスク論のルーマン』, 勁草書房.

小柳秀明, 2010, 『環境問題のデパート中国』, 蒼蒼社.

郝仁平, 2012, 「社会主義市場経済とは何か？漸進型移行経済と政府の役割」, 『中国経済入門〔第 3 版〕: 世界第二位の経済大国の前途』, 南亮進・牧野文夫［編］, 日本評論社, 25–46.

喬洪武, 2014, 「中国転型中経済倫理変遷的経路依頼」, 『江漢論壇』, 2014(3), 100–105［中国語］.

近藤次郎, 1975, 『大気汚染――現象の解析とモデル化――』, コロナ社.

Li, Sun and Tao, Liu. 2016, 'Occupational Diseases and Migrant Workers' Compensation Claiming in China: An Unheeded Social Risk in Asymmetrical Employment Relationships', *Health Sociology Review*, vol.25 No.1-122-136.

牧野文夫, 2012, 「どのように GDP 世界第 2 位に到達したのか？中国経済の軌道と展望」, 『中国経済入門〔第 3 版〕: 世界第二位の経済大国の前途』, 南亮進・牧野文夫［編］, 日本評論社, 3–24.

マルクス・カール, エンゲルス・フリードリヒ, 1951, 『共産党宣言』大内兵衛・向坂逸郎［訳］岩波書店.

松村明［編］, 2006, 『大辞林〔第 3 版〕』, 三省堂.

松村一志, 2014, 「『科学的』という言葉とその機能」, 『年報　科学・技術・社会』, 第 23 巻 85-111.

見田宗介･栗原彬･田中義久［編］, 1994, 『社会学辞典』, 弘文堂.

三上剛史, 2010, 『社会の思考――リスクと監視と個人化』, 学文社.

三浦豊彦, 1975, 『大気汚染からみた環境破壊の歴史』, 労働科学研究出版センター.

三浦有史, 2006, 「中国の社会不安定化リスクをどう読むか ――都市化と高齢化によって高まる貧困層の脆弱性――」, 『環太平洋ビジネス情報』, 6 巻 23 号, 41-76.

南亮進・牧野文夫［編］, 2012, 『中国経済入門〔第 3 版〕: 世界第二位の経済大国の前途』, 日本評論社.

毛里和子, 2012, 『現代中国政治：グローバル・パワーの肖像〔第 3 版〕』, 名古屋大学出版社.

長島美織, 2013, 「リスク概念の多元性と統合性について」, 『メディア・コミュニケーション研究』, 第 65 巻 37-45.

―――, 2015, 「リスクの不確実性と不確実性のリスク――国際的科学評価というサブ政治」, 長

島美織 ピアーズ・ウィリアムソン グレン・フック［著］, 『拡散するリスクの政治性──外なる視座・内なる視座──』, 萌書房, 38-75.

中兼和津次, 2000, 「漸進主義的経済改革の再検討」『現代中国の構造変動〔2〕経済──構造変動と市場化』, 中兼和津次［編］, 東京大学出版社, 15–43.

中西準子, 2014,『原発事故と放射線のリスク学』, 日本評論社.

中野かおり, 2013, 「PM2.5 をめぐる問題の経緯と今後の課題」, 『立法と調査』, 141-151.

日外アソシエーツ編集部, 1992, 『環境問題情報事典』, 日外アソシエーツ株式会社.

日外アソシエーツ編集部, 2007, 『環境史事典――トピックス 1927–2006』, 日外アソシエーツ株式会社.

日本環境調査会, 1972, 『諸外国の公害対策の実態──1971－72 年度版』, 論壇出版社.

日本環境省 HP, 「微小粒子状物質（PM2.5）に関する情報」, http://www.env.go.jp/air/osen/pm/info.html, 2018 年 10 月 23 日閲覧.

日本環境省 HP, 「欧米における粒子状物質に関する動向について（2013)」, http://www.env.go.jp/council/former2013/07air/y070-25/ref01.pdf, 2018 年 10 月閲覧.

日本環境省・地球環境と国際協力 HP, 「中国の環境保全施策の概要」, http://www.env.go.jp/earth/coop/oemjc/china/j/china_j_1.pdf, 2018 年 10 月閲覧.

日本貿易振興機構 HP, 2012, 「中国の社会保険の概要とその最新動向（2012)」 http://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07000964/cn_social_insurance_text.pdf, 日本貿易振興機構 HP, 2016 年 7 月取得.

日本経済新聞, 「「APEC ブルー」いつ戻る　中国、脱石炭への険しい道」, http://www.nikkei.com/article/DGXMZO80333830R01C14A2000000/, 2015 年 6 月閲覧.

日経ビジネス, 「1000 万人が凍える中国、「暖房変換政策」の失態」, https://business.nikkeibp.co.jp/atcl/opinion/15/101059/121300130/?P=2, 2018 年 12 月閲覧.

日本リスク研究会, 2000, 『リスク学事典』, 阪急コミュニケーションズ.

新田祐史, 2007,「PM2.5 の健康リスクに関する研究の動向と展開の方向性」, 『日本リスク研究会誌』, 17(2)93-99.

野尻洋平, 2012,「後期近代における監視社会の背景・過程・帰結—個人化・リスク・社会的排除」,『応用社会学研究』,2012(54)237-249.

小川晴也, 2007, 「リスク・コミュニケーションにおける『教育・参加・信頼』の意義:リスク・マネージメント論的視座からのリスク社会論考」, 『Sauvage: 北海道大学大学院国際広報メディア研究科院生論集』, 第 3 巻:5-17.

———, 2008,「リスク・コミュニケーション・ギャップの分析手法 :『リスク管理者』が『リスク被害者』を理解するための指針」, 北海道大学, 博士論文, https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/33055/1/ogawa.pdf, 2019 年 4 月取得.

落合恵美子, 2011, 「個人化と家族主義——東アジアとヨーロッパ、そして日本」, ウルリッヒ・ベック・鈴木宗徳・伊藤美登里［編］, 『リスク化する日本社会——ウルリッヒ・ベックとの対話』 , 岩波書店, 103-125.

———, 2013a,「アジア近代における親密圏と公共圏の再編成——「圧縮された近代」と「家族主義」」, 落合恵美子［編］, 『親密圏と公共圏の再編成——アジア近代からの問い』, 京都大学学術出版会,1-31.

———, 2013b,「東アジアの低出生率と家族主義——半圧縮近代としての日本」, 落合恵美子［編］, 『親密圏と公共圏の再編成——アジア近代からの問い』, 京都大学学術出版会,67- 97.

小野浩, 1995, 「戦後日本の自動車産業の発展」, 『北海道大学経済学研究』,45(1), 68-76.

大場英樹, 1979, 『環境問題と世界史』, 公害対策技術同友会.

大沼あゆみ・岸本充生［編］, 2015, 『シリーズ環境政策の新地平　汚染とリスクを制御する』, 岩波書店.

王艷莉, 2010,「中国農村部における社会保障の課題および解決策」, 『保険学雑誌』, 601:37-56.

王小剛, 2007, 「貝克的風險社會理論及其啓示——評風險社會和世界風險社會」, 河北法學, 25(1):6-10［中国語］.

王小章, 2009,「従「生存」到「承認」: 公民権視野下的農民工問題」,『社会学研究』, 2009(1):121-138［中国語］.

王瞻, 2015, 「圧縮された近代におけるリスク :「北京スモッグ」を巡る知と合意」, 『国際広報メディア・観光学ジャーナル』, 20 巻 95-114.

王瞻, 2018, 「農民工にみる中国近代化の圧縮性：個人化論を分析の土台として」, 『国際広報メディア・観光学ジャーナル』, 26 巻 55−71.

Pope, C.Arden. et al. 1995, 'Particulate Air Pollution as a Predictor of Mortality in a Prospective Study of US Adults', *American Journal of Respiratory and Critical Care Medicine*, 151:666-74.

北京市政府 HP, 「北京市 2013-2017 年清潔空気行動計画」, http://zhengwu.beijing.gov.cn/ghxx/qtgh/t1324558.htm, 2014 年 7 月閲覧［中国語］.

羅歓鎮, 2012, 「労働力は本当に不足しているか？人口変動と労働力市場の変貌」, 『中国経済入門〔第 3 版〕: 世界第二位の経済大国の前途』, 南亮進・牧野文夫［編］, 日本評論社, 84–102.

李強, 2001,「中国外出農民工及其匯款之研究」, 『社会学研究』, 2001(4):64-76［中国語］.

李為, 2011, 「中国の都市社会の階層構造と生活方式」, 『京都産業大学世界問題研究所紀要』27 巻 1-11.

李路路, 2004, 「社會變遷:風險與社會控制」, 中國人民大學學報, 2004(2):10-16［中国語］.

劉暁梅, 2005, 「中国における社会変動と社会保障制度改革」, 『千葉大学　公共研究』, 第 2 巻第 2 号, 5–19.

劉徳強, 2012,「国有企業改革はどこまで進んだか？国有企業の改革と所有形態の多様化」,『中国経済入門〔第 3 版〕: 世界第二位の経済大国の前途』, 南亮進・牧野文夫［編］, 日本評論社, 67–84.

盧峯, 2012,「中国農民工工資走勢：1979—2010」, 『中国社会科学』, 2012(7):47-67［中国語］.

労働者健康安全機構HP ,「じん肺の定義」, http://www.research.johas.go.jp/jinpai/01.html, 2017 年 10 月閲覧.

ロンバルグ・ビョルン, 2003, 『環境危機をあおってはいけない——地球環境のホントの実態』, 株式会社文藝春秋.

佐藤宏, 2000, 「経済改革と所得分布変動」, 『現代中国の構造変動〔2〕経済——構造変動と市場化』, 中兼和津次［編］, 東京大学出版社, 157–186.

島村賢一, 2003, 「訳者解説」, 『世界リスク社会論——テロ、戦争、自然破壊』, ウルリッヒ・ベック［著］, 島村賢一［訳］,平凡社, 143-166.

下山憲治,2007,『リスク行政の法的構造：不確実性の条件下における行政決定の法的制御に関する研究』，敬文堂.

西茹, 2008,『中国の経済体制改革とメディア』，集広者.

鈴木宗徳，2015,「ベック理論とゼロ年代の社会変動」,『個人化するリスクと社会 ――ベック理論と現代日本』，鈴木宗徳［編］，勁草書房，1-24.

肖瑛, 2012,「風険社会与中国」,『探索与争鳴』, 2012(4)46-51,［中国語］.

瀋原, 2006,「社会転型与工人階級的再形成」,『社会学研究』,2006(2):13-36［中国語］.

新浪網HP,「我国塵肺病農民工超 600 万　無労働合同致維権難」,
http://finance.sina.com.cn/china/20130206/074114516659.shtml,　2017 年 6 月閲覧［中国語］.

謝建社, 2012,『風険社会視野下的農民工融入性教育』，社会科学文献出版社［中国語］.

薛進軍, 2012,「外需依存型成長からの転換は可能か？国際貿易とその役割」,『中国経済入門〔第 3 版〕：世界第二位の経済大国の前途』，南亮進・牧野文夫［編］，日本評論社, 145–164.

滕鑑, 2016,「中国の改革開放後における市場移行政策の展開」,『岡山大学経済学会雑誌』，第 48 巻, 39–54.

関谷翔, 2018,「リスク分配・再分配とはどのような実践か ――ベックのリスク論・技術論的リスク論・リーマンのリスク論からの再構築――」,『哲学・科学史論叢』，第 20 号東京大学教養学部哲学・科学史部会.

石暁紅, 2005,「中国都市における特殊な階層――農民工―戸籍制度と社会保障制度からのアプローチ」,『現代社会文化研究』, 34:177-194.

曹希・橋本努, 2016,「『中国経済移行期における経済倫理の経路依存』の概要と中国における経済倫理の変遷に関する考察」,『地域経済経営ネットワーク研究センター年報』，第 5 号, 57-63.

The World Bank HP , *Trade (% of GDP),*
https://data.worldbank.org/indicator/NE.TRD.GNFS.ZS?end=2017&locations=CN&start=1978&view=chart, 2019 年 4 月閲覧.

東京新聞,「大気汚染の北京に青空、「脱石炭」強行　暖房使えず凍傷の子供」,
http://www.tokyo-np.co.jp/article/world/list/201712/CK2017121402000121.html, 2018 年 12 月閲

覧.

中国国務院HP,「2013 第 37 号関於印発大気汚染防止計画的通知」,
http://www.gov.cn/zwgk/2013-09/12/content_2486773.htm，2018 年 11 月閲覧［中国語］.

———,「国務院関於解決農民工問題的若干意見」, http://www.gov.cn/zhengce/content/2008-03/28/content_6668.htm, 2017 年 4 月閲覧［中国語］.

中国国務院『中国農民工戦略問題研究』課題組, 2006,『中国農民工調研報告』,中国言実出版社［中国語］.

———, 2009,「中国農民工現状及其発展趨勢総報告」,『改革』, 180:5-27［中国語］.

中国国務院新聞弁公庁HP,「2011 年 6 月 5 日環境保護部記者会見」
http://www.scio.gov.cn/xwfbh/xwbfbh/wqfbh/2012/0605/index.htm，2018 年 11 月閲覧［中国語］.

中国環境保護部HP,「中国環境保護部環境保護部弁公庁函第 1246 号：大気環境基準改正案（草案)」,
http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bgth/201011/W020101130374443014849.pdf,
2018 年 11 月 28 日取得［中国語］.

———,「環境空気質量編集者説明（大気環境基準の編成者の説明)」,
http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bgth/201011/W020101130374443039627.pdf,
2018 年 11 月取得［中国語］.

中国統計局HP,「国家統計数据」, http://data.stats.gov.cn/easyquery.htm?cn=C01，2018 年 10 月閲覧［中国語］.

———,『中華人民共和国 2016 年国民経済和社会発展統計公報』,
http://www.stats.gov.cn/tjsj/zxfb/201702/t20170228_1467424.html, 2017 年 4 月閲覧［中国語］.

中国自然資源部HP,「北京五年退出一般製造と汚染企業 1992 家」,
http://www.mlr.gov.cn/xwdt/dfdt/201802/t20180207_1748046.htm，2018 年 12 月閲覧［中国語］.

中華社会救済基金会大愛清塵基金, 2014,『中国塵肺病農民工生存状況調査報告 2014』,
http://www.daaiqingchen.org , 2018 年 4 月 10 日取得［中国語］.

———, 2015,『中国塵肺病農民工生存状況調査報告 2015』, http://www.daaiqingchen.org,

2018 年 4 月 10 日取得［中国語］.

———, 2016,『中国塵肺病農民工生存状況調査報告 2015』, http://www.daaiqingchen.org, 2018 年 4 月 10 日取得［中国語］.

張英莉, 2010, 「中国における戸籍管理制度の過去と現在」, 『政策科学学報』, 第 1 号, 51–59.

張永久, 2001, 「中国の改革・開放と中日関係～その政策の形成、実施および経済成果を中心にして」, 『政策科学』, 8(２)77–90.

張海英, 2006,「中国「農民工」子女の義務教育問題と政府の責任」, 飯田哲也［訳］, 『立命館産業社会論集』, 41(4)155-166.

U.S. Census Bureau. 2000, 'Historical National Population Estimates: July 1, 1900 to July 1, 1999', https://www.census.gov/population/estimates/nation/popclockest.txt. 2019 年 2 月取得.

U.S. Department of State HP, 'Beijing Historical Date' http://www.stateair.net/web/historical/1/1.html, 2015 年 7 月閲覧.

上田豊甫・赤間美文［編］, 2010, 『ハンディー版　環境用語辞典　第 3 版』, 共立出版.

埋橋孝文・于洋・徐栄, 2012, 『中国の弱者層と社会保障～「改革開放」の光と影』, 明石書店.

于洋, 2007, 「中国における格差問題と社会保障改革」, 『成城文藝』, 第 109 巻, 72–91.

Wei, Fusheng. et al. 1999, 'Ambient concentration and elemental composition of PM10 and PM2.5 in four Chinese cities', *Environmental Science and Technology*, 33(23):4188-93.

WHO, 2018, 『世界衛生組織、環境与気候変化全球戦略』, https://www.who.int/docs/default-source/wpro---documents/regional-committee/session-69/references/rc-draft-who-global-strategy-zh.pdf?sfvrsn=94e7ad06_26&ua=1, 2018 年 10 月 17 日取得［中国語］.

Yan, Yunxiang. 2009, *The Individualization of Chinese Society,* Berg Publishers（＝2012, 陸洋［訳］,『中国社会的個人化』, 上海訳文出版社［中国語］.）

山口節郎, 2002, 『現代社会のゆらぎとリスク』, 新曜社.

山田七絵, 2011, 「カンのある家――中国北方農村の住宅」, 『アジ研ワールド・トレンド』, 日本貿易振興機構アジア経済研究所, 191 巻, 2-4.

YouTube HP, 「穹頂之下」, https://youtu.be/BgEpruEOrFg, 2018 年 12 月閲覧［中国語］.

油井清光, 2011, 「社会理論、第二の近代、『日本』――アジア的パースペクティヴとコスモポリ

タン化をめぐるベックとの対話」，ウルリッヒ・ベック他編，『リスク化する日本社会――ウルリッヒ・ベックとの対話』，岩波書店, 219-243.

楊継縄, 2011, 『中国当代社会階層分析』，江西高校出版社［中国語］.

楊雪冬, 2004, 「全球化風險社會與複合治理」，馬克思主義與現實, 2004(4):61-86［中国語］.

読売新聞，2013 年 2 月 5 日,『中国から飛来PM2.5』,［新聞記事］.

全国腫瘤防治研究弁公室, 2010, 『中国腫瘤死亡報告：全国第三次死因回顧抽様調査』，人民衛生出版社［中国語］.

謝　辞

本研究の遂行と博士論文の執筆に関して、多大なるご支援とご指導をいただいた皆様に対し、心からの感謝をここに捧げます。

まず、北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院において、修士課程から博士後期課程まで、一貫してご指導を賜った長島美織先生に、厚く御礼申し上げます。ご多忙の中でも、学会発表、論文執筆についての懇切丁寧なご指導をいただき、感謝の念に耐えません。日本語が堪能ではない私を、最大の寛容さで見守り、終始有益なご助言をくださいました。また、私が体調を崩した折にも、あせらず療養するようにと、優しく見守っていただいたことは、忘れることができません。そして何よりも、長島先生ご自身の研究に対する姿勢に深い尊敬の念を覚えるとともに、多くのことを学ばせていただきました。初学の私に、研究の初歩から修士論文、そして博士論文作成まで、常なる励ましと暖かいご指導をいただき、本当にありがとうございました。

そして、学位論文審査において、貴重なご意見とご指導をいただいた、副査の藤野彰先生、鈴木純一先生、そして金山準先生にも、心より御礼申し上げます。藤野先生には、中国社会にリスク社会の理論的枠組みを用いて検討を展開する私の研究に対し、修士課程の頃から大変有益なご意見とご指導を賜りました。鈴木先生は、私の修士課程の副指導教員でもあり、そのご指導を通して、ウルリッヒ・ベックのリスク社会論だけではなく、幅広い社会学の知識に触れることができました。また、金山先生は、修士課程での勉強会「『危険社会』を読む」の主催者のお一人でした。この勉強会が、私がリスク社会論に接するきっかけでもあり、今でも楽しく思い出されます。これら 3 人の副指導の先生にも、いつも親切なご指導をいただきましたことを、心から感謝申し上げます。

また、同じゼミに所属した市原攝子さんを始め、同じ研究室の皆さん、大学院の友人にも感謝の意を表します。特に、修士論文、投稿論文、そしてこの博士論文を校正していただき、常に刺激的な議論をさせていただいた市原さんに、感謝致します。

最後に、長い間、経済的な面だけでなく、精神的にも私を支えてくれた父、王天翔、母、孫雲麗に、心からの感謝を捧げます。両親のお陰で、安心して研究に打ち込み、充実した留学生活を送ることができました。いつも励ましてくれて、本当にありがとうございました。在此感謝父母長久以来的支持和鼓励！

令和元年 6 月